

精神衛生資料

第 5 号

昭和 32 年

Annual Report on Mental Health

Number 5

1957

国立精神衛生研究所
National Institute of Mental Health
Japan



精神衛生資料

第 5 号

昭和 32 年

Annual Report on Mental Health

Number 5

1957

国立精神衛生研究所

National Institute of Mental Health

Japan

目 次

I 精神障害者 Mental Disorders	1
1. 精神衛生法による昭和30年度医療および保護状況 Care and Treatment according to Provisions of the Mental Health Act in 1956	1
2. 千葉県安房郡における精神障害者の生態学的調査 Ecological Survey of Mental Disorders in Awa-Gun Chiba District	3
3. 優生保護統計 Statistics on the Eugenic Protection Act	8
4. 英国の精神病院関係法規 Legislation relating to Mental Hospital in England	9
5. 精神薄弱児の実態 Statistical Survey of Mental Deficiency	15
(a) 調査の概要	15
(b) 精神薄弱児の出現率	16
(c) 学校における精神薄弱児	21
(d) 家庭における精神薄弱児	26
II 精神衛生に関する諸問題 Several Problems on Mental Health	30
6. 覚醒剤中毒 Awaking Drug Intoxication	30
(a) 麻薬および覚醒剤違反	32
(b) 覚醒剤事犯被検挙者中の中毒者	34
(c) 非行少年の中毒	36
(d) 中毒者の存在率	38
(e) 中毒者の精神症状	39
7. 犯罪・非行 Criminality and Delinquency	40
(a) 犯罪発生検挙累年比較	40
(b) 戦後における兇悪および粗暴性犯罪の発生推移状況	41
(c) 少年犯罪および虞犯少年	42
(d) 少年院新収容者統計	46
8. 精神衛生相談所の活動状況 Activities of Mental Hygiene Clinics	47
9. 児童相談所の活動状況 Activities of Child Guidance Clinics	55
10. 不就学児童・生徒 The Postponement and Exemption from Obliga- tion of School Attendance	59
11. 長期欠席児童・生徒 Long Absentees from Obligation of School Attendance	63
12. 自殺 Suicide	68

(a)	世界各国における自殺発生率	69
(b)	集団自殺	70
(c)	都市における自殺	75
13.	離婚 Divorce	77
14.	家出 Truancy from Home	87
15.	売春 Prostitution	91
(a)	全国売春関係地域数・業者数および従業婦数	91
(b)	売春事犯被疑者	94
(c)	警視庁管内における売春婦	95
16.	老人問題および養老施設 Problems and Institutions for the Aged	99
17.	迷信および宗教 Superstition and Religion	104
18.	産業における精神衛生 Mental Health in Industry	122
Ⅲ	施設および職員 Institutions and Professional Staff	136
19.	精神病院 Mental Hospital	136
(a)	精神病院1954年度の概況	136
(b)	精神病院一覽	144
20.	世界各国における精神病院数および精神病床数 Number of Mental Hospitals and their Beds in various Countries of the World	156
21.	精神科関係職員 Statistics on Personnel in Mental Hospitals	158
(a)	精神病院における職員関係	158
(b)	精神科・神経科専門医師数	160
(c)	精神衛生鑑定医数	161
22.	精神衛生相談所 Names and Numbers Mental Hygiene Clinics	162
(a)	精神衛生相談所数	162
(b)	精神衛生相談所一覽	163
(c)	私立精神衛生相談所一覽	164
23.	児童相談所 Child Guidance Clinics	165
(a)	全国児童相談所の職員構成	166
(b)	児童相談所一覽	169
24.	児童福祉施設 Institutions for Children	175
25.	精神薄弱児施設 Institutions for the Feeble-minded	177
(a)	精神薄弱児通園センター	177
(b)	国立精神薄弱児施設	177
26.	特殊学級および特殊学校 Special Education for Mental Retarded	178

27. 矯正保護施設 Institutions for Criminality and Delinquency	206
(a) 矯正保護施設数および職員数	206
(b) 少年院	206
(c) 少年鑑別所	208
28. 更生保護 Offenders Prevention and Rehabilitation Work	209
29. 養老および救護施設 Institutions for the Aged and the Handicapped	211
(a) 養老施設	211
(b) 救護施設	227
(c) 老人ホーム	229
特集 世界各国の精神衛生事情 (続) Present Conditions of Mental Health	
in the World	230
(1) スイス	230
(2) インド	232
(3) オーストラリア	233
(4) イスラエル	235
(5) スウェーデン	237
(6) ポーランド	238
(7) ブラジル	239
(8) イタリア	241
附 録 Appendix	248
30. 精神衛生関係予算 The Estimates for Mental Health	248
(a) 国費	248
(b) 地方費	249
31. 精神衛生関係団体一覧 Associations on Mental Health	250
(a) 学術研究団体	250
(b) 普及団体・その他	251
(c) 世界精神衛生連盟	252
32. 1956年度学界動向 Tendencies of Research for Mental Health, 1956	256
(a) 精神衛生関係図書一覧	256
(b) 精神衛生関係論文一覧	258
(c) 精神衛生関係映画一覧	262
(d) 学会発表業績一覧	263
33. 精神衛生関係の年間主要記事 Main Events in the Field of Mental Health	272
34. 精神衛生年表 Chronological Table on Mental Health	276

I 精神障害者

Mental Disorders

1. 精神衛生法による昭和30年度医療および保護状況

Care and Treatment according to Provisions of the Mental Health Act in 1956

精神衛生法には精神障害者又はその疑いのあるものについての「診察および保護」の申請の規定（第23、24、25、26条）があり、精神障害者又はその疑いのあるものについては、誰でも、その者についての精神衛生鑑定医の診察および必要な保護を都道府県知事に申請することができ、又警察官、検察官、矯正施設の長は関係する精神障害者を通報せねばならない。この規定による申請および通報の件数は漸次増加してきているが、昭和30年度（1955）では前年度に比して稍増加しているだけである。又かかる申請、通報にもとづく精神衛生鑑定医の診察をまつての措置入院の数も病床、予算の不足のため、増加していない。

精神衛生法には精神衛生鑑定医の診療の結果、精神障害者と診断されたにも拘らず、諸般の事情で入院できなかつたもの等についての在宅訪問指導の規定がある。これは現今のように、精神障害者のための収容施設が著しく不足している場合のやむを得ざる対策としても必要であるが、精神障害者のすべてを施設に収容する必要はなく、時には在宅のままの方が適当である場合は非常に多く、退院者の後保護対策の一部としても、或は大局的にいつて、精神病院と社会との関係を一そう緊密なものとするために、今後技術的にも、制度的にも、この訪問指導活動を一そう発展させねばならない。この訪問指導活動の現況は、件数からいつて全国を通じて年間約6,500件であるが、その活動状況は府県によつて著しく差異があるように思われる。

なお、精神衛生法には自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあり、入院を必要とするにも拘らず、直ちに精神病院に収容することができない精神障害者に対する、やむを得ざる対策として、保護拘束を認めているが、これは以前私宅監置とよばれたもので、誠に現在のやむを得ざる手段であり、かかる制度が不必要になる時の来ることを切望される（岡田敬蔵）。

* 昭和31年度（1956）精神衛生関係資料，厚生省公衆衛生局精神衛生課による。

第 1 表 1953年以降の精神障害者申請通報および処理状況

区 分 年 次	関 係 条 文	申 請 通 報 件 数	鑑 定 を 受 け た 者			
			計	精 神 障 害 と 鑑 定 さ れ た 者		精 神 障 害 者 で な か っ た 者
				措 置 入 院	そ の 他	
1 9 5 3	2 3 条	13,245	10,378	2,237	8,088	53
	2 4 条	766	505	238	262	5
	2 5 条	277	194	109	84	1
	2 6 条	404	186	39	147	0
	計	14,692	11,236	2,623	8,561	59
1 9 5 4	2 3 条	17,120	12,099	2,956	9,016	127
	2 4 条	981	781	290	473	18
	2 5 条	385	271	145	118	8
	2 6 条	348	116	48	62	6
	計	18,834	13,267	3,439	9,669	159
1 9 5 5	2 3 条	17,578	12,637	2,749	9,849	39
	2 4 条	746	531	262	263	6
	2 5 条	395	286	147	139	0
	2 6 条	405	190	51	139	0
	計	19,124	13,644	3,209	10,390	45

注：関係条文要約

- 第 23 条 精神障害者又はその疑いのあるものを知つた時は、精神衛生鑑定医の診療および必要な保護を都道府県知事に申請することが出来る。
- 第 24 条 警察官又は警察吏員は精神障害者又はその疑いのあるものを保護した場合は、直ちにもよりの保健所長に通報しなければならない。
- 第 25 条 検察官は精神障害のある被疑者について不起訴処分をした時、又は精神障害のある被告人について裁判が確定した時は、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。
- 第 26 条 矯正保護施設の長は精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは所定の事項を本人の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

第 2 表 申請通報別、精神障害者通報件数、鑑定件数 (1955年)

鑑 定 別 通 報 別	通 報 件 数	鑑 定 を 受 け た 者			
		総 数	精 神 障 害 と 鑑 定 さ れ た 者		精 神 障 害 者 で は な かつ た 者
			措 置 入 院	そ の 他	
総 数	19,124	13,644	3,209	10,390	45
一 般 か ら の 申 請	17,578	12,637	2,749	9,849	39
警 察 官 に よ る 通 報	746	531	262	263	6
検 察 官 に よ る 通 報	395	286	147	139	0
矯 正 保 護 施 設 の 長 に よ る 通 報	405	190	51	139	0

第 3 表 要指導在宅精神障害者数、要指導保護拘束精神障害者数、指導件数 (1955年)

要 指 導 保 護 拘 束 精 神 障 害 者					要 指 導 在 宅 精 神 障 害 者				
精 神 障 害 者 数				指 導 件 数 (年中)	精 神 障 害 者 数				訪 問 指 導 件 数 (年中)
前 年 末 現 在	本 年 中 増	本 年 中 減	本 年 末 現 在		前 年 末 現 在	本 年 中 増	本 年 中 減	本 年 末 現 在	
677	86	276	487	548	8,614	4,337	3,127	9,824	6,541

2. 千葉県安房郡における精神障害者の生態学的調査

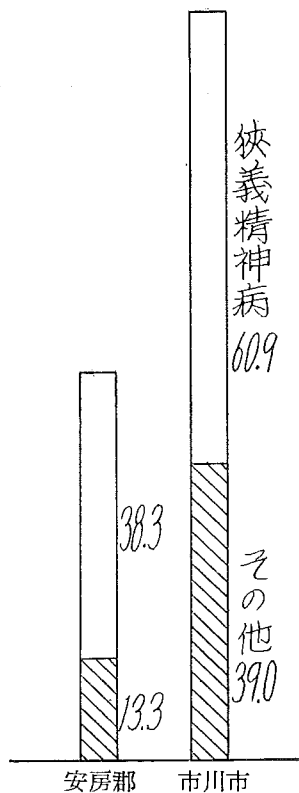
Ecological Survey of Mental Disorders in Awa-Gun Chiba District

地域社会における精神障害者の生態学的研究は、わが国では例が少なく、さきにおこなわれた市川市のそれ以外まだまだ見当たらない。

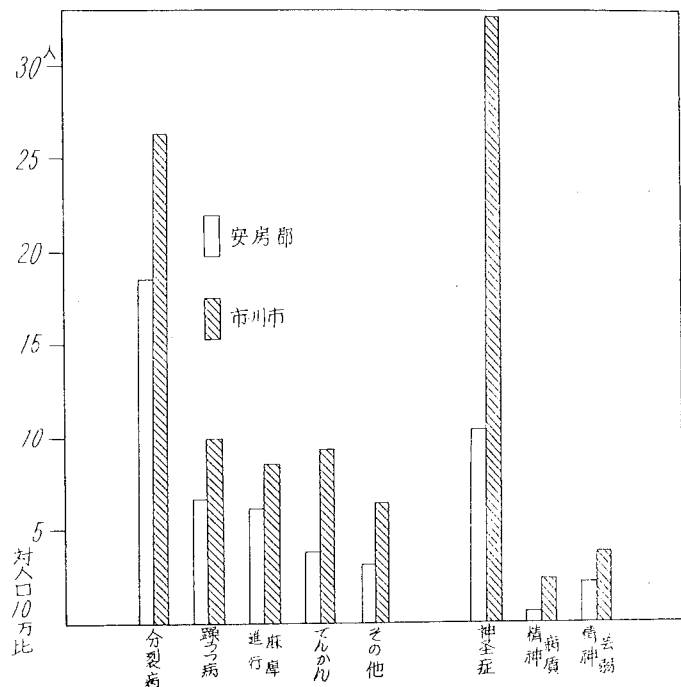
安房郡は房総半島の南端に位し交通の便がわるく、人口稀薄で移動も少く、住民の大部分は農漁業に従事する等、都市とは自ら異つた環境にある。よつてさきに市川市で行つたと同じ方法で昭和21年（1946）より同28年（1953）までの間の安房郡下各町村（館山市を除く）の精神障害者を調査し、農村地区における精神障害者の生態の一端を窺うと共に、都市（市川市）と農村（安房郡）との比較を試みた。その結果を要約すると

1) 人口10万人に対する精神障害者の比率は年間平均51.6で都市（市川市—99.9）の凡そ半分にすぎない。（第1表および第1図）

第1図 対人口10万比



第2図 疾患別比率の比較



第 1 表 疾患別実数および比率

疾 患	安 房 郡 (人口 161,425)		市 川 市 (人口 113,790)	
	実 数	人 口 10 万 比	実 数	人 口 10 万 比
(狭義) 精 神 病	494	38.8	518	60.9
精 神 分 裂 病	239	18.5	224	26.4
躁 う つ 病	86	6.7	85	10.0
退 行 期 精 神 病	15	1.2	20	2.4
中 毒 性 精 神 病	14	1.1	27	3.2
梅 毒 性 精 神 病	79	6.1	73	8.6
てんかん精神病	51	3.9	82	9.4
そ の 他 の 精 神 病	10	0.8	7	0.8
精 神 神 経 症	136	10.5	278	32.7
精 神 病 質	8	0.6	21	2.4
精 神 薄 弱	23	2.2	33	3.9
合 計	666	51.6	850	99.9

2) またこれを疾患別に見ると精神分裂病、躁うつ病、梅毒性精神病(進行癲痺)、てんかん、神経症等、何れも農村は都市に比べて少いが、殊に神経症ではその差が著明である。(第1表および第2図)

3) 年齢構成では全体として20代頃に山が見られるが、都市では特に著しく、又年齢と各疾患との関係でも両者の間に若干の差異が見られた。図表(第3図A乃至E)

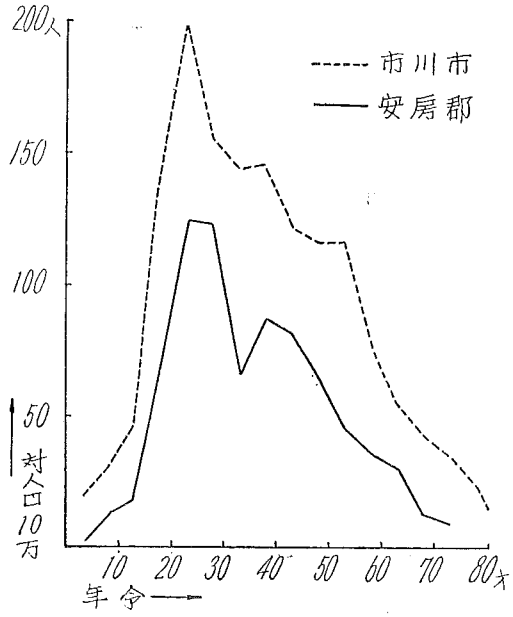
4) 人口密度の多少によつて郡下の町村を2群に分け、精神障害者の数(対人口10万比)を比較したが密度による差異は殆どなかつた。図表(第4図)

5) 又住民の産業比率(特に漁業従事者の多少)によつて町村を比較してもその間に著しい特徴はない。しかし進行癲痺の患者は漁業従事者の多い町村に比較的多く、漁業従事者の少い町村との間に有意の差が見られた。図表(第5図)

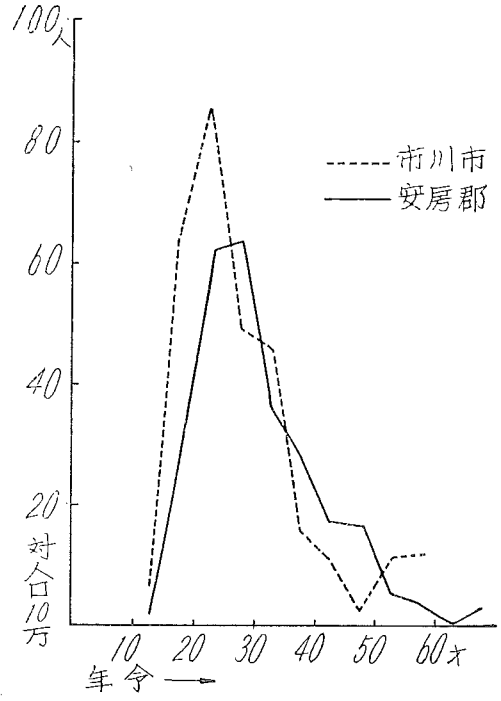
6) これら都市と農村との間における、或は農村間の差異が患者の発生に基因するものか或は他の要因、例えば施設の利用度等によるものであるかは俄かに決定し難い。(分島俊、加藤正明)

第3図 年齢別人口比（対人口10万）

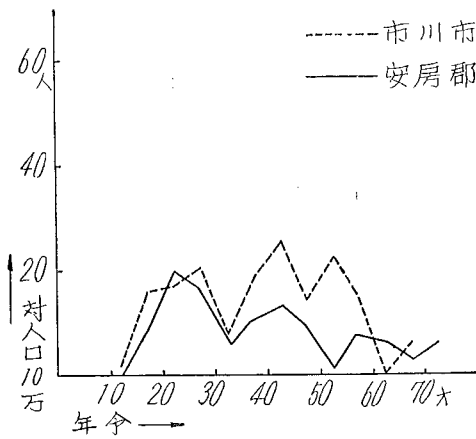
A. 全精神障害



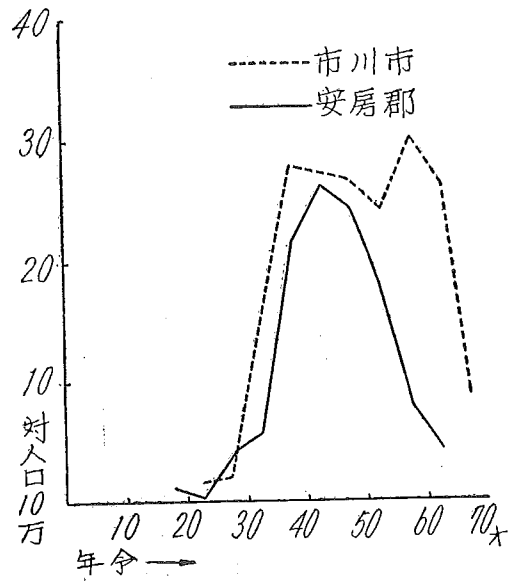
B. 精神分裂病



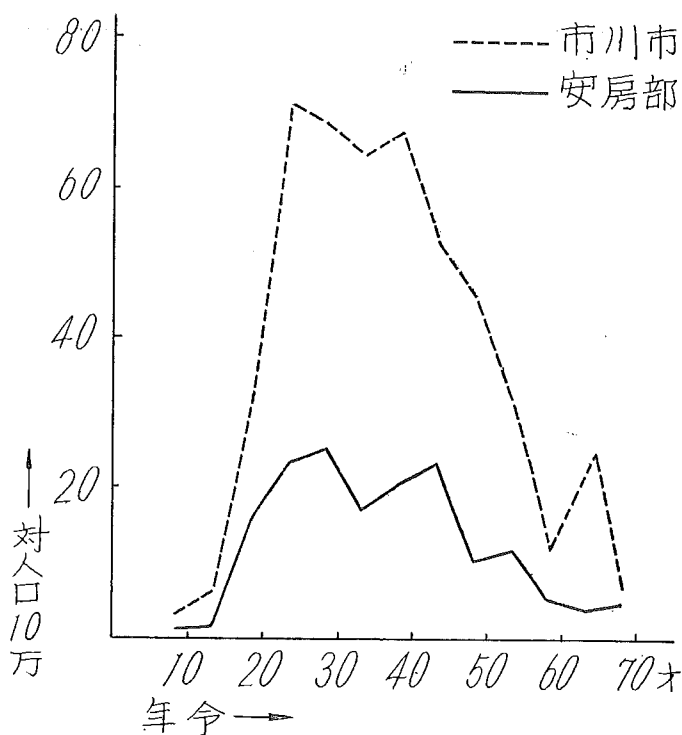
C. 躁うつ病



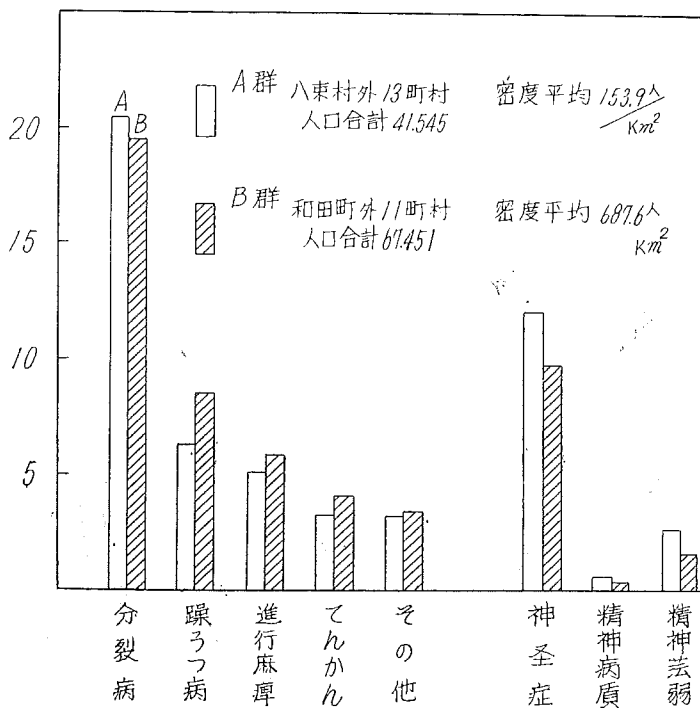
D. 進行麻痺



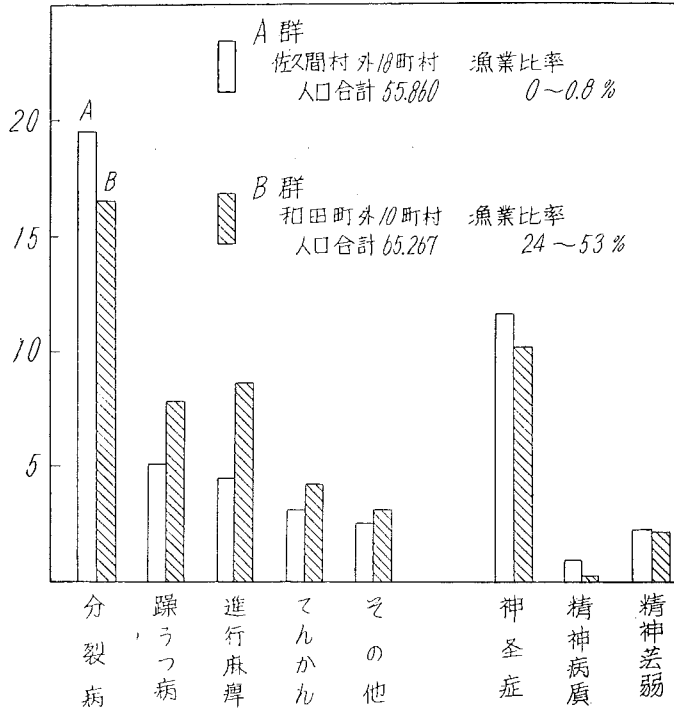
E. 神 經 症



第4図 人口密度と精神障害者数



第5図 農漁村の比較



3. 優 生 保 護 統 計

Statistics on the Eugenic Protection Act

優生保護法には優生上の見地から不良の子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護するために、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする優生手術に関する規定（第3、4、12条）がある。その実施状況は表に示す如く、医学的もしくは社会的見地よりの第3条、第4、5号該当のものが男では90.8%、女では96.8%を占めて、遺伝的見地にもとづくものは僅少である（岡田敬蔵）。

第 1 表 1955年度分優生手術実施件数調

区 分	20 才 未 満	20~24	25~29	30~34	35~40	40~44	45~49	50 才 以 上	不 詳	計	手術を受けた者の居住地			
											市 部	郡 部		
男	第 3 条 該 当	第 1 号 該 当	3	4	7	8	6	5	1	-	-	34	28	6
		第 2 号 該 当	1	-	7	19	19	6	-	-	-	52	19	33
		第 3 号 該 当	-	1	4	2	4	2	-	1	-	14	8	6
		第 4 号 該 当	3	1	43	85	64	42	11	6	-	235	172	83
		第 5 号 該 当	-	3	78	195	191	100	39	9	1	616	370	246
	小 計	7	9	139	309	284	155	51	16	1	771	597	374	
	第 4 条 該 当	46	101	153	108	62	37	14	11	2	534	256	278	
第 12 条 該 当	8	4	1	7	3	-	-	-	-	23	16	7		
計	61	114	298	424	349	192	65	27	3	1,528	869	659		
女	第 3 条 該 当	第 1 号 該 当	16	29	62	89	59	15	1	-	-	271	134	137
		第 2 号 該 当	1	16	44	45	14	11	3	-	-	134	81	53
		第 3 号 該 当	2	8	24	43	30	7	1	-	-	115	51	64
		第 4 号 該 当	21	544	3,795	6,358	3,790	810	55	3	9	15,385	7,561	7,824
		第 5 号 該 当	19	753	5,987	10,522	6,374	1,273	69	4	16	25,017	13,117	11,900
	小 計	59	1,350	9,912	17,057	10,267	2,116	129	7	25	40,922	20,944	19,978	
	第 4 条 該 当	96	139	162	172	110	38	9	-	-	726	404	322	
第 12 条 該 当	13	8	13	23	19	3	-	-	-	79	42	37		
計	168	1,497	10,087	17,252	10,396	2,157	138	7	25	41,727	21,390	20,337		
合 計	229	1,611	10,380	17,676	10,745	2,349	203	34	28	43,255	22,259	20,996		

注：関係条文要約

第 3 条 （医師の認定による優生手術）

第 1 号 本人若しくは配偶者が遺伝性（精神病質、身体疾患、奇型）等を有し、又は配偶者が精神病若しくは、精神薄弱を有しているもの。

第 2 号 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にあるものが、第 1 号と同様の遺伝性疾患を有しているもの。

第 3 号 本人又は配偶者が痲疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの。

第 4 号 妊娠又は分娩が、母体に生命の危険を及ぼす虞れのあるもの。

第 5 号 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

第 4 条 審査を要件とする優生手術の申請。

第 12 条 精神病者等に対する優生手術。

* 昭和31年度（1956）精神衛生関係資料、厚生省公衆衛生局精神衛生課による。

4. 英国の精神病院関係法規

Legislation relating to Mental Hospital in England

精神衛生行政は各般の關係する諸問題について、国の行政の広範な分野にわたつて展開されるべきであるが、その中でも重要な部門を占めるのは精神病院行政である。世界各国の精神病院行政を、それぞれの国情と照し合せつつ、比較検討することは、我が国の精神病院改善のために資するところ大であると考えるので、以下において、まず英国の精神病院行政の体系を概略的に紹介する。

なお、英国の National Health Service では精神障害者に対する行政は、体系的には、精神疾患 (mental disorder) に対するものと精神薄弱に対するものとに分けられるが、ここではまず精神疾患に対するものを説明する。

* Notes on legislation relating to mental patients. 1954. National Association for Mental Health による。

法 制 の 概 要

精神疾患の保護治療に関する主要な法律は精神病者法 (Lunacy Act 1890), 精神障害者治療法 (Mental Treatment Act. 1930.), および国民保健奉仕法 (National Health Service Act. 1946) の3つである。

1890年公布の Lunacy Act はその後の新しい法制の基本をなしているものである。1930年公布の Mental Treatment Act では、同本語の「癲狂院」, 「気狂い」に相当する語感をもつ “Asylum”, “Lunatic” などの言葉が “Mental hospital”, “Person of unsound mind” と書き改められ、又精神病者としての鑑定 (Certification) なしに精神病院に入院できるように改めた等精神疾患に対する新しい考え方が採用された。National Health Service Act では劃期的な国家保障制度の実施に伴つて、精神病院の管理の著しい改革があり、全般的に国民保健のうちでの精神衛生の重要性が強く打ち出されて来た。

中 央 行 政 機 構

精神衛生行政の中央管理機関は保健省の精神衛生課で従来 Board of Control の所管であつた医学的な問題と病院管理に関する問題を引き継いで所管し、精神病者および精神薄弱の入院施設、許可施設 (Licensed House), 指定病院 (Registered Hospital), 精神薄弱者のための認定施設等の認許可等を含む、精神衛生奉仕 (Mental Health Service) 全般の業務をつかさどる。

各地方管区 (England および Wales は14の管区に、Scotland は5の管区に分れている) には管区病院局 (Regional Hospital Board) があり、ここで一般病院と共に精神病院の行政を所管し、各精神病院にはそれぞれ病院管理委員会 (Hospital Management Committee.) がおかれている。

この外に、特に「国民の自由 (Liberty of Subject)」に関係する精神障害者の権利と義務とに関する問題を扱う英国独得の機関として Board of Control であり、これは保健大臣から独立しておかれている。Board of Control は1名の議長の外に、上級監査官 (Commissioner)、監査官 (Commissioner)、視察官 (Inspector) よりなる、(England および Wales では8名の医学監査官、4名の法律監査官、6名の視察官とよりなる)。ここでは精神障害者の人権に関する法律的問題を扱い、また精神病者、精神薄弱者収容施設の視察監督の業務を実施している。

地方行政機構

精神病院の設置ならびに入院患者の保護の仕事は現在は地方庁 (Local Authority) から保健省に移管され、管区病院局を通じて行われる。衛生関係担当地方機関 (Local Health Authority)、すなわち、都市衛生委員会 (Health Committers of County and Country Borough Councils) は精神障害者の入院前の処置および病院への移送、ならびに在宅保護に対して責任がある。

精神病院への入院、移送、および精神病患者としての認定などに関する業務を扱うのは、従来は救貧法 (Poor Law) による救済司 (Relieving Officer) であつたが、これは Local Health Authority によつて任命される Duly Authorised Officer (通称 D. A. O) の仕事となつた。Duly Authorised Officer の多くは今は従来の救済司がそのまま引ついで行つていますが、更に精神衛生ワーカー、保健婦等がこれに任命される。

すべての入院治療はもちろん無料で行われ、その費用は国庫によつてまかなわれるので、地方機関には経済上の責任は一切負わされていない。もちろん希望すれば自費患者として入院治療を受けることはできる。

入院施設

精神障害者治療法および国民保健奉仕法においては、精神障害者の入院治療のための施設として次の種類の施設が規定されている。

a) 精神病院 (Mental Hospital) これは保健大臣に所属し、保健大臣によつて精神病院として指名されたものである (訳者註: 1948年、国民保健奉仕の実施と共に、それまであつた公立もしくは私立の3,040の病院のうち、宗教関係の施設を除く、2,688の病院は保健大臣の所屬となつた)。

b) 指定病院 (Registered Hospital) これは各種の宗教関係慈善事業の出資によつて、或は入院患者の寄附によつて維持されている。

c) 許可施設 (Licensed House) 自費患者の入院治療を目的としているものである。

入院施設としては現在上記の三種類があるが、指定病院、許可施設の数は急速に減少しつつあり、現在その数は僅少である。

精神病院への入院はかつては必ず鑑定 (Certification) を必要とすると言われていたが、精神障害者治療法によつて、入院の形式は次の三種類に拡大された。

a. 鑑定 (Certification) による入院

b. 任意 (Voluntary) 入院

c. 一時 (Temporary) 入院

(訳者注: 1948年未の入院区分別の在院患者数は次の通りである)。

第 1 表 入 院 区 分 別

入 院 別	男	女	計	比 率
任 意	9,323	12,465	21,788	14.9%
一 時	153	374	527	0.4
鑑 定	52,856	70,608	123,464	84.7

このように在院患者の大部分は鑑定による入院患者であるが、任意入院の率は漸次増大しつつあり、1948年中の新入院患者の統計では次の通りである。

任 意	31,648 (61.8%)
一 時	1,564 (3.0%)
鑑 定	18,015 (35.27%)
計	51,227

鑑定による入院の手続

鑑定を必要とする入院によつて、病者は、既に述べた精神病院、指定病院、または許可施設のいずれかに収容される。この入院手続には (a) 病者の親族が病者の施設入院を希望する場合、(b) Duly Authorised Officer の意見にもとづいての略式入院指令による場合、および (c) 一時観察入院の種類がある。

a) 緊急入院指令 (Urgency Order), 又は申請入院指令 (Reception Order on Petition) による場合

病者の親族が病者の施設入院を希望している場合には、問題の緊急度に応じて、次の2つの道が開かれている。

i) 緊急入院指令による場合

緊急の場合には病者の夫、妻又はその他の親族が緊急指令に署名し、かつ、病者自身又は公共の安全のために入院が必要であることを鑑定する医師の証明を要する。なお、自費入院以外の場合には Duly Authorised Officer の署名がなければならない。この指令による入院の期間は7日間以内である、ただし次項の申請による入院が申し出された場合にはそれが最終的に決定されるまで有効期間は延長される。

ii) 申請入院指令による場合

入院を緊急としない場合には、夫、妻またはその他の親族が署名し（もし親族の署名が得られず、親族以外のものが署名した場合には、その理由を附する）、地方裁判所（特に指定された判事）に申請書を提出する。申請書に署名したものに入院後少くとも6ヶ月に1回は、署名者自身で、もしくは署名者が指定したものをして、病者に面会せねばならない。

この申請書には、自ら署名する前の7日以内になされた診療の結果にもとづく、2名の医師の鑑定結果が附されなければならない。

申請書を受理した地方裁判所は、入院を適当と認めれば、申請を認可する。必要の場合には地方裁判所は自ら病者に面接し、もしくは更に調査を要求し、もし不当と認めれば、申請書を却下することができる。もし申請が却下された場合にはその旨を申請者に通報せねばならない。

b) 略式入院指令による場合

Duly Authorised Officer は、自己の管轄する地区内に、精神病院に入院を必要とする精神的不健康者と考えられる十分な理由があり、しかも本人を保護する親族知己がいらないものを発見した場合には、3日以内に、その旨を地方裁判所に通知する。この通知を受けた地方裁判所は3日以内に本人と面接し、医師の鑑定によつて、病者を精神病院に入院させることができる。

c) 観察のための一時入院

ロンドンおよびその他のいくつかの郡市では、上記の略式入院指令によらないで、Duly Authorised Officerは、本人もしくは公共の安全福祉のために入院保護を必要とすると認めた場合には、本人を観察(observation)のために、保健大臣によつて特にこの目的のために指定された病院（精神病院に限らない）に入院させることができる。

この場合には入院の期間は3回を越えることはできない、但しその病院の医師が適当と認めた場合にはその期間は14日間まで延長できる。更にこの期間に医師が、本人を精神病院に収容することを必要と認めた場合には、Duly Authorised Officer は更に略式入院指令の手続きをとらねばならない。この制度は早期に、かつ迅速に正確な診断と適切な治療方針を決定できるようにするという意図を有する。

入院期間、および退院

鑑定による入院の場合には、入院後1年目、2年目の終りに、その後は各2年目、3年目、5年目毎に、その病院の医師の鑑定書を附して、手続を更新せねばならない。

退院の手続きは次の通りである。

a) 親族知己の要求による退院

申請書に署名した親族知己の要求によつて患者を退院させることができる。しかし、その病院の医師は、もし退院が不適当と認めらる場合には、退院をさえぎることができる。しかし、この場合にはその精神病院の病院管理委員会の2人の委員の同意がなければならない（訳者註：各精神病院にはそれぞれ病院管理委員会（Hospital Management Committee）がおかれており、その委員は

各郡市地方庁によつて、家庭の主婦、会社員、商店主など一般市民の中から選出任命され、病院管理の責任をもっている。

b) Board of Control による退院手続、本人の退院を要求する親族知己がない場合には Board of Control が退院を指令することができる。また親族知己の要求によつて2人の医師 (medical practitioner) が退院を適当と認めた場合にも、Board of Control は退院を指令することができる。

c) 病院管理委員会による退院手続

病院管理委員会の3名の委員 (もしその精神病院の医師の勧告があれば2名の委員) の同意があれば、入院患者の如何なるものをも退院させることができる。

・転院について

以上は退院の手続きであるが、Board of Control の1名の監査官、もしくは病院管理委員会の2人の委員は、その病院に入院中の患者を他の病院に転院させることが適当であると認められた場合、転院の手続きをとることができる。

・患者が逃走した場合

入院患者が施設から逃走し、14日以内に発見された場合には、特に手続を更新することなく再び病院に収容できる。逃走後14日を経過した場合には、新たに手続をとらねばならない。

・外出について

精神病院の医師の勧告によつて、病院管理委員会の2人の委員は、適当と認める期間の間、試験退院を許可することができる。また入院患者は医師の許可があれば4日を越えない期間外出することができる。

患者の権利

精神障害者の人権を保護するために各種の法的処理がとられている。病院管理委員会の重要な責任の一つは患者の権利の保護であり、大法院には精神障害者の保護のための判事 (Judge in Lunacy) がおかれ、病者の財産の保護のために大法官によつて任命される裁判所主事 (Master in Lunacy) がいる。そして患者の通信の権利、査察の要求の権利が認められ、財産保護の対策がとられている。

a) 通 信

患者の書信は、もしそれが大法官 Judge in Lunacy, 保健大臣 Board of Control 又は監査官、病院管理委員会またはその委員にあてて書かれた場合は、開封せずに必ず発送されねばならない。

b) 査察、もしくは面接の要求

すべての入院患者には、Board of Control の監査官、病院管理委員会の各委員との個人的面接

を要求する権利がある。また病者の親族知己は別の医師の診察を求めたい旨を Board of Control に申出ることができる。

c) 入院患者の財産の保護

患者の財産は一般に Judge in Lunacy によつて、Master in Lunacy を通じて管理される。しばしば患者の親族、知己がその管理を指命され、多額の財産ならば弁護士、計理士が特にそのために委任される。また患者の動産の保護を地方庁の責任下におくこともできる。

任 意 入 院

任意入院患者として入院治療を希望するものは、精神病院、指定病院、許可施設、その他は保健大臣によつて精神障害者治療のために認められた病院に、その病院長に申込書を提出して、入院できる。16才以下の病者の場合には、その親もしくは保護者が、医師の証明を附して申込む。

任意入院患者は、病院長に書面をもつて（16才以下の病者の場合にはその親、保護者によつて）退院を申し出れば、必ず72時間以内に退院することができる。

a) 一 時 入 院

一時的入院によつて効果が期待されるときには、たとえ本人が、このような治療を受けることを欲しているか否かを、自ら表明することができない場合でも、親族、または親族の要請によつて Duly Authorised Officer が病院長に一時入院を申し出れば、入院させることができる。この場合2名の医師の署名が必要であり、この2名の医師の内的一名は患者のかかりつけの医師であり、一名はこの目的のために保健大臣によつて承認された医師でなければならない。

一時入院の手続で入院した場合は、その入院は6ヶ月を越えてはならない。しかし間もなく回復する見込のある時は、Board of Control に申出て、更に6ヶ月を越えない期間だけ入院を延長させることができる。

以上が英国の精神病院に関する法制の概略であるが、全体をつらぬいている精神は Asylum (癲狂院), Lunatic (狂人) という言葉を “Mental hospital”, “Person of unsound mind”, と書き改めたところにもうかがわれるように、病気を治すために、早く適当な治療を受けるように病者をはげまさねばならないという考え方であり、鑑定 (Certification) という制度も積極的に病者を守り、治療の恩恵を得るに十分なだけ入院できるようにさせるためのものであり、精神病患者と「鑑定」することによつてその行動を拘束することができるようにしようという如きものではない。治療のためには、ある程度はその自由は拘束されねばならないが、なおさら、入院患者の権利を保護するために各種の処置がとられていることも注目されねばならない。(岡田敬蔵)

5. 精神薄弱児の実態

Statistical Survey of Mental Deficiency

(a) 調査の概要

調査の目的

精神薄弱児の教育の振興をはかるためには、その対象である精神薄弱児の実態を把握することが必要である。昭和28年(1953)文部省では、教育上特別の取扱いを要する児童の判別基準が定められたのを機会に、精薄児実態調査委員会を設け、個別知能検査の実施と精神科医の診断による、もつとも正規の手続によつて精薄児の出現率を確めると共に、精薄児と正常児に総合的な調査を行い、その教育上の実態を知ろうと試みた。以下経過および調査の結果を要約する。

調査の対象

- 1) 調査対象は昭和28年(1953)9月現在の日本全国小、中学校の児童生徒を母集団として、これからサンプリングにより、大阪府、群馬県、徳島県より直接調査対象児2,539人を選んだ。
- 2) サンプリングは「日本人の読み書き能力調査」(昭和23年3月)学校調査方法によつた。
- 3) サンプルは精薄児とともにこれと対比するための正常児をも含んでいる。

第1表 抽出児童生徒数

府 県	学校種別	小 学 校		中 学 校	
		A	B	A	B
大	阪	622	251	223	85
群	馬	515	197	134	56
徳	島	261	101	68	26
合	計	1,398	549	425	167

注：A 学業成績、知能検査結果、日常の行動観察から知能が低いと思われるものを順々にクラスの20%に達するまでぬき出したもの。

B クラスの全員からAを除いた残りの80%のもの。

実施の日時および調査項目

昭和28年(1953)6月から8月にかけて実施打合せを行い、同9月中旬より10月上旬にかけて実施した。

調査項目は次の9つであった。

- i 鈴木ビネー個人別知能検査実施
- ii 生育歴・家庭環境調査
- iii 精神科医の診断
- iv 社会生活能力調査

- v 性格調査
- vi 学力調査
- vii 学校での行動および教師の意見調査
- viii 家庭での行動および家庭の意見調査
- ix 指導要録の写し

(b) 精神薄弱児の出現率

個別知能検査の結果、知能指数75以下のものは全国小学校児童中 5.6% 全国中学校生徒中 9.4% を示した。

精神科医によつて精神薄弱児と診断されたもののうち、小学校では白痴0.03%、痴愚0.6%、魯鈍3.9%、中学校では白痴0.07%、痴愚0.5%、魯鈍6.7%であり、さらに境界線児は小学校8.9%、中学校11.4%であつた。

第2表 知能検査のみによる分布

I.Q.		徳 島	群 馬	大 阪	全 国
小学校	I.Q. 75 以下	8.2±2.6	6.2±1.6	4.5±1.3	5.6±1.1
	I.Q. 50 以下	(0.5)	(0.5)	(0.2)	(0.4)
中学校	I.Q. 70 以下	7.7±4.8	14.6±3.4	5.7±2.2	9.4±2.1
	I.Q. 50 以下	(1.1)	(0)	(0.1)	(0.2)

第3表 精神科医の診断

診 断 別			徳 島	群 馬	大 阪	全 国
小学校	白	痴	0.02	0.05	0.05	0.03
	痴	愚	1.0	0.5	0.2	0.6
	魯	鈍	6.1	2.2	4.1	3.9
	境	界 線	14.7	4.7	8.8	8.9
中学校	白	痴	0.0	0.0	0.0	0.0
	痴	愚	1.4	0.2	0.2	0.5
	魯	鈍	6.0	6.5	7.7	6.7
	境	界 線	14.6	8.5	12.5	11.4

第 4 表 サンプルにウェイトングを施した全児童生徒における知能指数の分布状態

I.Q.	小 学 校							中 学 校			
	徳 島		群 馬		大 阪		全国頻数	徳 島	群 馬	大 阪	全国頻数
	頻 数	総 人 数	頻 数	総 人 数	頻 数	総 人 数		頻 数	頻 数	頻 数	
141 以上	-	-	-	-	1.0	4,846	0.4	-	1.5	1.0	1.1
140 ~ 136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	0.9
135 ~ 131	-	-	-	-	1.0	4,846	0.4	-	3.0	1.0	1.8
130 ~ 126	-	-	1.2	2,585	2.1	9,854	1.4	-	1.5	2.0	1.5
125 ~ 121	4.1	4,933	4.5	4,477	4.4	21,162	4.4	-	3.0	3.1	2.7
120 ~ 116	2.5	3,059	3.7	7,840	7.5	36,023	5.4	-	-	5.0	2.2
115 ~ 111	13.1	15,885	5.8	12,320	9.7	46,685	8.8	3.3	-	7.9	3.9
110 ~ 106	9.1	11,051	10.2	21,625	14.4	69,138	12.1	-	1.5	10.0	5.2
105 ~ 101	12.3	14,997	12.9	27,311	13.6	65,262	13.2	3.3	6.0	17.3	10.8
100 ~ 96	15.4	18,747	17.2	36,357	15.1	72,692	16.0	10.1	6.1	10.6	8.6
95 ~ 91	13.2	16,083	13.5	28,689	10.0	47,815	11.8	17.5	18.9	7.7	13.7
90 ~ 86	8.9	10,853	9.6	20,246	10.4	49,915	9.9	29.2	18.9	13.3	17.7
85 ~ 81	9.2	11,248	8.4	17,748	3.3	15,831	6.0	11.7	12.3	7.3	10.0
80 ~ 76	4.6	5,624	6.7	13,182	3.1	14,862	4.5	15.6	15.1	5.8	11.0
75 ~ 71	3.3	4,045	2.9	6,203	2.1	9,854	2.6	3.6	4.2	3.2	3.7
70 ~ 66	2.6	3,157	1.5	3,188	1.2	5,977	1.5	2.0	3.3	1.1	2.2
65 ~ 61	0.3	395	0.8	1,723	0.5	2,585	0.6	0.7	3.3	0.7	1.8
60 ~ 56	0.6	691	0.4	948	0.4	1,938	0.5	1.0	1.0	0.4	0.7
55 ~ 51	0.3	395	0.2	345	0.0	162	0.1	0.7	0.4	0.1	0.3
50 ~ 46	0.1	99	0.1	258	0.0	162	0.1	1.0	-	-	0.1
45 ~ 41	0.2	296	0.2	431	0.1	323	0.1	-	-	-	-
40 ~ 36	0.2	197	0.1	258	0.0	162	0.1	-	-	0.1	-
35 ~ 31	-	-	-	-	0.1	323	-	-	-	-	0.1
30 ~ 26	-	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-
25 ~ 21	-	-	0.1	86	-	-	-	0.3	-	-	-
20 ~ 16	-	-	-	86	-	-	-	-	-	-	-
15 ~	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無 記 入	-	3,651	-	3,188	-	25,523	-	-	-	-	-
計(除無記)	100.0	121,755	100.0	210,906	100.0	480,417	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合 計	-	125,406	-	214,094	-	505,940	-	-	-	-	-

(中学校の総人数は省く)

精神薄弱の原因は、魯鈍級では内因もしくは内因と思われるもの74.4%、外因もしくは外因と思われるもの13.0%、混合その他12.6%である。

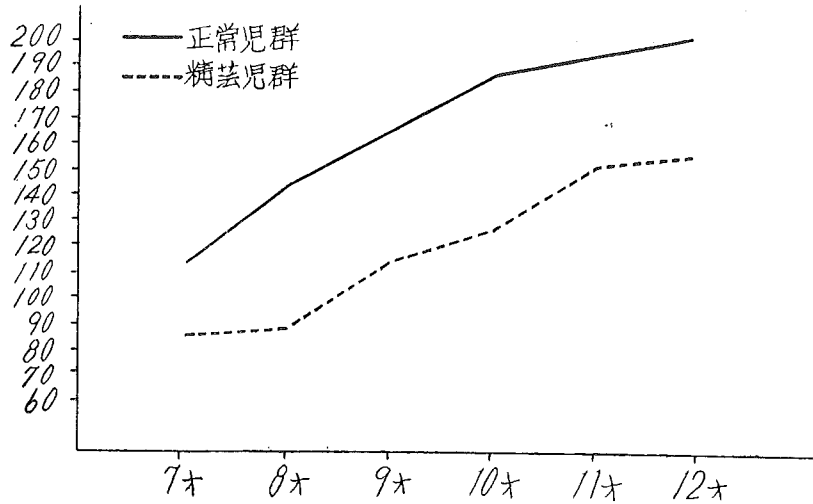
第 5 表 原 因 別

原 因 別	徳 島			群 馬			大 阪			全 国		
	内 因	外 因	混合型	内 因	外 因	混合型	内 因	外 因	混合型	内 因	外 因	混合型
境 界 線	84.6	3.8	11.5	68.5	15.7	15.7	94.3	3.3	2.4	85.4	7.1	7.5
魯 鈍	62.5	23.9	14.2	58.8	18.8	22.5	87.8	6.3	6.3	74.4	13.0	12.6
痴 愚	53.8	46.2	0	10.0	80.0	10.0	71.4	0	28.6	43.3	46.7	10.0

社会生活力

社会生活能力は年齢が上るに従つて増大するが、各年齢、男女とも精薄児は正常児に劣つてゐる。

第 1 図 社会生活能力グラフ



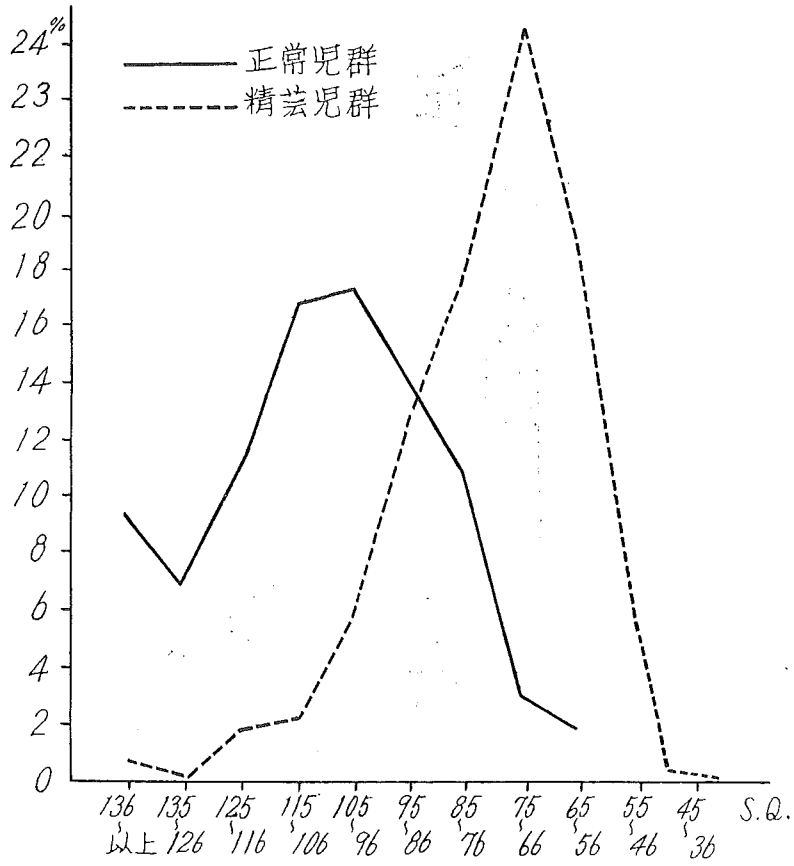
第 6 表 社会生活能力得点

年 令	精 薄 児 (I. Q. 75~50)				正 常 児 (I. Q. 96~105)			
	N	得点平均	合 計 N	得点平均	N	得点平均	合 計 N	得点平均
6 才	2 2	57.5 71.5	4	64.5	1	101.0	1	101.0
7 才	27 17	77.2 97.4			17 18	112.8 112.6		
8 才	14 8	82.7 92.2	22	87.8	8 11	136.6 139.9	19	143.8
9 才	22 15	109.3 113.6			10 11	150.4 179.0		
10 才	27 20	120.5 132.8	47	128.4	9 17	195.1 185.4	26	188.0
11 才	35 21	151.5 151.9			18 22	192.9 200.1		
12 才	21 38	155.7 156.5	59	155.6	14 16	218.4 192.4	30	201.5
13 才	3 2	155.7 147.5			-	-		

注: 以上の得点平均は大阪・群馬・徳島とそれぞれウェイトイングをして求めたもの。

正常児の社会生活指数 (S. Q) は平均105.0に対し、精薄児 (I. Q 50—75, 平均I. Q 68.0) ではS. Qの平均は 75.4 であつた。つまり知能より社会生活能力の遅れの方がやや少い。

第 2 图 S.Q 分布表



第 7 表 S.Q の分布一覧表 (ウェイトングをした)

S. Q	正 常 群						精 薄 群						全 国	
	徳 島		群 馬		大 阪		徳 島		群 馬		大 阪		正 常 群	精 薄 群
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	%	%
136 以上	3	9.4	5	7.1	9	12.9					2	1.8	9.3	0.7
131 ~ 135	1	3.1	1	1.4	2	2.9							2.6	
126 ~ 130	3	9.4	4	5.7	3	4.3							4.3	
121 ~ 125	1	3.1	5	7.1	5	7.1					1	0.9	7.9	0.4
116 ~ 120	3	9.4	4	5.7	1	1.4			2	2.1	2	1.8	3.0	1.3
111 ~ 115	6	18.8	2	2.9	5	7.1	1	1.5	2	2.1			6.7	1.0
106 ~ 110	2	6.3	5	7.1	4	5.7	2	3.0	1	1.1			10.1	1.2
101 ~ 105	1	3.1	6	8.6	8	11.4	1	1.5	6	6.4	1	0.9	9.1	2.5
96 ~ 100	4	12.5	8	11.4	7	10.0	2	3.0	4	4.3	3	2.7	8.2	3.2
91 ~ 95	3	9.4	10	14.3	9	12.9	4	6.0	7	7.4	6	5.3	13.1	6.0
86 ~ 90	3	9.4	7	10.0	7	10.0	7	10.4	6	6.4	5	4.4	9.8	1.8
81 ~ 85			4	5.7	5	7.1	8	11.9	9	9.6	14	12.4	7.5	11.5
76 ~ 80			6	8.6	2	2.9	7	10.4	15	16.0	24	21.2	3.1	16.5
71 ~ 75	1	3.1			2	2.9	7	10.4	15	16.0	14	12.4	1.2	12.7
66 ~ 70	1	3.1	2	2.9			10	14.9	7	7.4	14	12.4	1.7	11.9
61 ~ 65			1	1.4			6	9.0	7	7.4	12	10.6	1.3	9.3
56 ~ 60					1	1.4	9	13.4	5	5.3	9	8.0	0.6	9.0
51 ~ 55							2	3.0	5	5.3	3	2.7		3.5
46 ~ 50									1	1.1	3	2.7		1.4
41 ~ 45									1	1.1				0.3
36 ~ 40									1	1.1				0.3

S.Q と I.Q の相関は精薄児で $r = 0.7$ 前後であつた。

第 8 表 S.Q と I.Q の地区別平均

地 区 別	徳 島	大 阪	群 馬	全 国
普通児群				
I.Q 平均	100.7	100.4	100.5	
S.Q 平均	104.1	107.3	102.4	105.0
精薄児群				
I.Q 平均	68.1	68.0	68.0	68.0
S.Q 平均	71.3	76.5	78.4	75.4

精薄児は正常児に比し意志交換・集団生活への参加・自己指南の各面での遅れが大きい。なお、社会生活能力については次の6つについて調査を行っている。

- 1) 身辺の自立 (Self-help) 身辺、衣食の自立一般に関するもの。
- 2) 作業能力 (Occupation) いろいろの作業の遂行に関するもの。
- 3) 移動能力 (Locomotion) 身体を自分の思うところへ移動させる行動能力に関係したもの。
- 4) 意志交換能力 (Communication) 言葉、文字による自他の意志交換力に関するもの。

- 5) 集団生活参加能力 (Socialization) 社会的集団生活に参加する能力に関係するもの。
- 6) 自己指南力 (Self-direction) 自己の行動を、責任を持つて目的に方向づける能力に関係するもの。

性 格 調 査

調査項目のうち精薄児と正常児の差が大きくみられるのは次のものである。

1. 近隣・友人間での遊びを通しての諸行動に多くの差がみられる。具体的には精薄児は「同年輩の子と遊ばず年下の子と遊ぶ」「遊びの中で一人前の役が与えられない」「まとまった遊びができない」「野球など集団競技の仲間に入れない」「他人の世話をやくことが嫌い」「人のまねばかりしてあとについて遊んでいる」「友達から可愛がられない」
2. 次に仕事や勉強を通じては「難かしい仕事は逃げてしまう」「学校にはあまり喜んでいかない」「仕事や勉強は永続きしない」「勉強の時友達からやつかいものにされる」
3. 性格の一般的傾向では「人をさげやうとしている」「きちんとしていない」「ぼかんとしている」「周囲に無関心」「きめたことを守らない」等である。

(c) 学校における精神薄弱児

学 力 に つ い て

担任教師の評定による精薄児の学力の遅れは学年が上昇するにもなつて一般に増大する。

精薄児の第6学年における学力は、平均して国語で第3学年2学期程度、算数では第2、3学年程度

第 9 表 各学年別学力担当学年および学力差

科目別		学年別			1 年			2 年			3 年			4 年			5 年			6 年			
		精薄	正常	差	精薄	正常	差	精薄	正常	差	精薄	正常	差	精薄	正常	差	精薄	正常	差	精薄	正常	差	
国 語	聞 く	4-10	6-8	1-10	1-3	2-2	1-2	1-1	3-2	2-1	2-2	4-2	2-0	2-2	5-2	3-0	3-2	6-2	3-0				
	話 す	5-9	//	0-11	1-1	//	1-1	1-2	//	2-0	2-2	//	2-0	3-1	//	2-1	3-2	//	3-0				
	読 む	5-5	//	1-3	1-1	//	1-1	1-2	//	2-0	2-2	//	2-0	3-1	//	2-1	3-3	//	2-2				
	書 く	5-2	//	1-2	1-2	//	1-0	1-2	//	2-0	2-3	//	1-2	3-1	//	2-1	3-1	//	3-1				
算 数	数 える	5-5	//	1-3	1-2	//	1-0	1-3	//	1-2	2-2	//	2-0	3-1	//	2-1	3-1	//	3-1				
	計 算	4-8	//	2-0	1-3	//	0-2	1-3	//	1-2	3-2	//	2-0	3-1	//	2-1	3-1	//	3-1				
	量・計測	5-5	//		1-2	//	1-0	1-3	//	1-2	2-2	//	2-0	2-3	//	2-2	2-3	//	3-2				
	問題解決	4-10	//		1-1	//	1-1	1-2	//	2-0	2-1	//	3-1	2-3	//	2-2	2-1	//	4-0				
家 社 理 音 図 保 自 由 研 究	庭	6-8	//		0	//		3-2	//	0	3-2	//	1-0	4-2	//	1-0	4-2	//	2-0				
	会	5-7	//		1-1	//	1-1	1-2	//	2-0	2-2	//	2-0	3-2	//	2-0	3-1	//	3-1				
	科	5-3	//		1-2	//	1-0	1-3	//	1-2	2-2	//	2-0	3-1	//	3-1	3-1	//	3-1				
	案	5-7	//		1-1	//	1-1	1-3	//	1-2	2-3	//	1-2	3-2	//	2-0	3-1	//	3-1				
	工 作	4-8	//		1-2	//	0-1	1-3	//	1-2	2-2	//	2-0	2-3	//	2-2	3-2	//	3-0				
	健 全	5-10	//		1-3	//	0-2	2-2	//	1-0	2-3	//	1-2	3-3	//	1-2	4-1	//	2-1				
	研 究	5-5	//		0	//		1-2	//	2-0	3-1	//	1-1	3-1	//	2-1	4-1	//	2-1				
差 の 平 均		1-3			0-3			1-2			2-0			2-1			2-3						

度、社会・理科・音楽・図工では第3学年程度、家庭・保健・体育・自由研究では第4学年程度であると評定された。

精薄児の国語にみられる特徴は「聞く」では「注意散漫」「主旨の了解不能」「終りまできいていない」等である。

第10表 国語「聞く」に示された特徴

特 徴 別	精 薄 群		普 通 児 群	
	実 数	%	実 数	%
注 意 散 漫	63	60 **	4	8
主旨が了解出来ない	27	54 **	2	4
終り迄聞いていない	10	20 *	3	6
普 通	3	6 **	32	64
そ の 他	0	0	7	14
無 記 入	0	0	4	8
(重 複)	(20)	(40)	(2)	(4)

「話す」では「殆ど発表しない」「話が断片的」「筋の通つた話が出来ない」等である。

第11表 国語「話す」にあらわれた特徴

特 徴 別	精 薄 群		普 通 児 群	
	実 数	%	実 数	%
発 音 不 明 瞭	3	6	2	4
殆 ん ど 話 さ な い	26	52 **	2	4
ど も る	1	2	1	2
筋 が と お ら ぬ	6	12	1	2
断 片 的	9	18 **	3	6
普 通	3	6 **	13	26
声 が 調 子 は ず れ	-	-	3	6
き わ め て 小 声	11	22	5	10
身 近 な 生 活 経 験	6	12	12	24
主 語 述 語 が は つ き り し た 話 が 出 来 る	1	2 **	22	44
そ の 他	-	-	1	2
無 記 入	2	4	2	4
(重 複)	(18)	(36)	(17)	(34)

「読む」では「たどたどしい」「読み違いが多い」「漢字・記号がよめない」等である。

第 12 表 国語「読む」にあらわれた特徴

特 徴 別	精 薄 群		普 通 児 群	
	実 数	%	実 数	%
た ど た ど し い	19	38 **	2	4
ひらがななら読める	23	46	19	38
漢字もよめる	6	12 **	22	44
ローマ字がよめる	-	-	11	22
・。等の記号がわかる	2	4 **	18	36
よみ違いが多い	10	20 **	4	8
たのしいためによめる	-	-	15	30
普 通	2	4 *	14	28
そ の 他	7	14 *	1	2
無 記 入	4	8	4	8
(重 複)	(23)	(46)	(60)	(120)

「書く」では「文や漢字がかけない」「名前だけしか書けない」「全く字が書けない」等である。

第 13 表 国語「書く」にあらわれた特徴

特 徴 別	精 薄 群		普 通 児 群	
	実 数	%	実 数	%
字 は 書 け ない	2	4 **	-	-
字を書く興味はある	7	14	7	14
名前だけはかける	17	34 **	4	8
ひらがなはかける	27	54	20	40
片かなもかける	4	8	4	8
漢字も書ける	8	16 **	21	42
短文が綴れる	5	10 **	27	54
字形や字くばりも確か	1	2 **	17	34
普 通	2	4	11	22
そ の 他	1	1	1	2
無 記 入	0	-	2	4
(重 複)	(24)	(48)	(64)	(128)

「算数では100以上数えられない」「数字の意味がよくわからない」等である。除法までやれるものは極めて少く、分数・小数は全く無理で、計算の全然できぬものも相当数える。

第 14 表 算数「数える」にあらわれた特徴

特 徴 別	精 薄 群		普 通 児 群	
	実 数	%	実 数	%
数と物とが対応しない	4	8	1	2
物は数えることが出来る	29	58	22	44
5 以下	1	2	2	4
10 以下	9	18 **	2	4
100 以下	18	36 **	6	12
100 以上	12	24	18	36
数字が読める	16	32	26	52
数字が書ける	18	36	25	50
数字の意味が解る	9	18 **	25	50
普 通	3	6 *	25	50
そ の 他	1	2	2	4
無 記 入	2	4	2	4
(重 複)	(32)	(64)	(78)	(156)

第 15 表 算数「計算」にあらわれた特徴

特 徴 別	精 薄 群		普 通 児 群	
	実 数	%	実 数	%
全 然 で き な い	11	22 *	0	0
加 法 が で き る	28	56	27	54
減 法 が で き る	23	46	26	52
乗 法 が で き る	6	12	14	28
除 法 が で き る	2	4 **	11	22
小 数 分 数 が で き る	0	0 **	15	30
ソ ロ バ ン が で き る	0	0 **	13	26
普 通	1	2 **	17	34
そ の 他	2	4	3	6
無 記 入	4	8	5	10
(重 複)	(50)	(100)	(50)	(100)

注: **その差が 1%の危険率をもつて有意のもの (第10~15表まで)

*その差が 5%の危険率をもつて有意のもの。

学校における行動および教師の意見

知能のおくれがひどくなるに従つて学業の遅滞度が大きくなる

第16表 学力の遅滞度

学力の遅滞度	皆についていける	なんとかついていける	ついていけない	だんだん遅れがひどくなる	無記入	計
優秀	93.5%	5.8%	0.1%	0.6%	0%	100%
正常	82.5	11.8	3.4	0.9	1.2	100
境界線	32.4	31.6	26.2	7.7	2.2	100
魯鈍	14.5	28.2	39.0	16.6	3.1	100
痴愚・白痴	0	3.3	80.5	12.8	3.3	100

担任の教師の多くは組の精神薄弱児に対してなんらかの特別のめんどろをみている。

第17表 特別めんどろを見ているか

教師の態度別	みている	みたいがみれない	みる必要がない	みても仕方がない	無記入	計
優秀	18.8%	2.0%	79.1%	0%	1.0%	100%
正常	20.4	12.8	62.2	0.7	3.0	100
境界線	50.3	20.6	26.0	0.1	3.0	100
魯鈍	41.9	40.1	11.5	3.5	3.0	100
痴愚・白痴	46.9	32.0	3.1	17.9	0	100

いくらかの効果をあげているが、普通学級での取扱いには種々の困難がみられる。

第18表 効果があるか

効果別	あると思う	少しあると思う	ないと思う	無記入	計
優秀	23.8%	3.2%	3.1%	69.9%	100
正常	19.0	7.7	1.3	72.1	100
境界線	27.9	28.9	3.5	39.7	100
魯鈍	22.9	45.2	3.4	29.6	100
痴愚・白痴	8.6	30.4	26.7	34.3	100

第19表 学校で困っている問題

学校での問題	(I.Q75以下) 精薄群	(I.Q106~110) 正常群	(I.Q120以上) 優秀群
学習能力がひくい	51.3	4.3	2.2
学習に対する興味がない	18.8	11.0	1.6
一斉授業に困難	8.5	0	0
非社会的反社会的行動	3.1	0.6	6.2
親の無理解	3.5	0.2	0
その他	11.7	21.1	23.1
無記入	3.1	62.3	66.9

図工・音楽等の学習への参加度は、算数・国語等への参加度にくらべるときわめて高い。

第20表 授業中の行動

行動別	基礎教科の学習				図工・音楽等の学習			
	いつもいつしよにする	する時もある	しない	計	いつもいつしよにする	する時もある	しない	計
優秀	93.8%	6.2%	0%	100%	100%	-	-	100%
正常	93.4	4.6	1.1	100	97.2	2.6	0.1	100
境界線	70.4	20.4	9.0	100	85.7	12.7	2.0	100
魯鈍	57.7	23.4	19.3	100	75.2	16.9	7.9	100
痴愚・白痴	14.8	9.9	75.2	100	27.7	35.0	36.6	100

欠席日数の多い者がかなりある。

第21表 欠席

欠席別	無欠席	5日以下	10日以下	～15日	～1月	1月以上	無記入	計
優秀	58.3%	24.4%	3.2%	0%	0%	0%	14.1%	100%
正常	44.1	29.6	5.7	0.9	0.4	0.1	19.9	100
境界線	39.6	23.7	5.6	2.7	3.8	1.9	22.4	100
魯鈍	30.1	32.3	10.6	3.4	5.4	3.6	15.7	100
痴愚・白痴	7.6	39.4	6.3	0	15.8	14.2	17.1	100

教師は特殊教育の必要性を認めている。

第22表 特殊教育への賛否

大賛成	賛成	どちらでもよい	反対	大反対	わからない	無記入	計
22%	59%	5%	3%	0.6%	4%	7%	100%

(d) 家庭における精神薄弱児

家庭における行動および家庭の意見

出産時の異常の率、乳幼児期の発育遅滞の率、血族中に精神薄弱等の異常がみられる者の率は、何れも知能のおくれがひどくなるに比例して高い。

出産時、何ヶ月で生れたか、体重、胎位、鉗子、生れてすぐ泣いたか、乳を吸つたか、熱が出たか、その他の異常。

第 23 表 出 産 時 の 異 常

出産時の異常	異常なし	異常あり	無記入	計
優 秀	100%	0%	0%	100%
正 常	98.2	0.4	1.4	100
境 界 線	97.3	0.8	1.9	100
魯 鈍	96.0	1.7	2.3	100
痴 愚・白痴	87.7	3.6	8.7	100

乳幼児期の発育，首のすわり，発歯，かたことを云う，はいはい，つかまり立ち，歩きはじめ，正常に言語を言う

第 24 表 乳 幼 児 期 の 発 育

発 育 別	早 い	普 通	遅 い	無 記 入	計
知 能 優 秀	9.2%	81.6%	9.2%	0%	100%
正 常	6.5	87.0	5.1	1.4	100
境 界 線	2.1	77.7	18.4	1.8	100
魯 鈍	3.0	72.2	22.6	2.2	100
痴 愚・白痴	0	35.1	61.6	3.3	100

家族歴，血族のうち下記に該当するものがあれば○をつけ本人との続柄を記入する。

- 1.精神薄弱，2.精神病，3.性格異常，4.大酒・自殺・浮浪・売春・梅毒・流産・近親結婚

第 25 表 家 族 歴

家族歴別	精神薄弱	精 神 病	性 格 異 常	大酒, 自 殺 梅毒, その他	異常なし	無 記 入	計
知 能 優 秀	3.1%	0%	0%	7.2%	87.4%	2.3%	100%
正 常	2.3	0.7	1.4	14.5	70.4	10.4	100
境 界 線	4.5	5.0	2.0	16.7	65.2	6.6	100
魯 鈍	5.0	4.0	2.7	12.4	64.8	11.4	100
痴 愚・白痴	13.4	3.2	12.1	20.0	49.6	1.7	100

親の教育程度，生活程度は一般的には知能の低い者の親ほど低い傾向がみられる。

- 1.教育を受けたことなし 2.小学中退 3.同卒 4.高小中退 5.同卒 6.中学実業中退
7.同卒 8.青年学校中退 9.同卒 10.大学高専中退 11.同卒に分け父母のうち高い教育を受けた方をとつた。

第26表 親の教育程度

親の教育程度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	無記入	計
知能優秀	0%	3.1%	9.3%	0%	30.3%	8.4%	22.9%	0%	10.3%	10.3%	19.8%	0%	100%
正常	0.1	3.5	23.0	1.9	45.5	2.6	12.2	0.1	2.4	0.4	5.5	2.8	100
境界線	0.7	5.9	29.6	5.7	43.5	1.3	8.4	0.9	1.5	0	0.2	3.1	100
魯鈍	1.2	8.4	22.2	4.2	37.5	2.3	6.4	0	7.2	2.0	2.8	2.3	100
痴愚・白痴	0	9.5	51.9	6.2	29.1	0	0	0	0	0	3.3	0	100

第27表 生活程度

生活程度	上	中	下	無記入	生活扶助を受けている	教育扶助を受けている	計
知能優秀	9.8%	73.5%	3.4%	12.2%	(0)%	(0)%	100%
正常	12.5	63.5	12.7	11.0	(1.9)	(2.0)	100
境界線	6.8	52.7	28.4	12.0	(5.1)	(5.2)	100
魯鈍	5.8	51.2	30.0	12.1	(5.6)	(4.6)	100
痴愚・白痴	4.3	47.6	31.0	17.1	(0)	(0)	100

学令に達してもその遅滞に気付かない親がきわめて多い。

家庭で精薄児と認めているか。

第28表 子供をちえおくれと考えたことがあるか

有無別	あ	る	な	し	無記入	計
優秀		3.2%		86.6%	10.3%	100%
正常		3.6		94.2	2.2	100
境界線		26.0		71.5	2.6	100
魯鈍		44.5		50.4	5.1	100
痴愚・白痴		74.5		21.3	4.3	100

遅滞に気づいた時期および気づいた人。

その遅滞に気付く場合も6~8才の学令に達してからが大半である。

第29表 いつ頃気がついたか

年令別	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	その他	計
境界線	0.8%	0.5%	1.5%	0.8%	0.8%	11.6%	10.6%	6.9%	2.4%	0.5%	0.5%	61.6%	100%
魯鈍	0.6	2.2	2.5	3.5	7.1	13.2	16.2	2.7	2.9	1.3	0	47.6	100
痴愚・白痴	3.6	7.2	7.9	12.2	4.3	22.7	7.2	23.4	0	0	0	11.5	100

気付くのは母親が圧倒的に多いが、気付いた後の正しい対策は殆んど講じられていない。

第 30 表 ちえのおくれに気がついた人

母	親	両 親	家 族	祖 母	兄 弟	教 師	そ の 他	無 記 入
42.8%	10.8%	16.4%	6.3%	1.8%	1.7%	0.8%	1.7%	17.9%

家庭で困っている問題 困っている 220人 (96.9%) 困らない 7人 (3.1%)

第 31 表 どんな点に困っているか

家庭にて困っている問題	精 薄 群	正 常 群	優 秀 群
1. 身体障害・疾病に関するもの	9.1%	12.5%	4.9%
2. 学業知能に関するもの	23.1	0	0
3. 学業の態度に関するもの	17.1	17.5	7.3
4. 性格, 社会的行動	34.5	60.0	63.4
5. 環 境 (家庭・近 隣)	1.9	2.5	2.4
6. 基 本 的 習 慣, 身 辺 の 処 理 etc.	12.9	7.5	22.0
7. そ の 他	1.2	0	0
計	99.8	100.0	100.0

特殊教育については親の大半は賛成している。

第 32 表 特 殊 教 育 の 賛 否

賛 否 別	大賛成	賛 成	どちらでもよい	反 対	大 反 対	わからない	無 記 入	計
知能優秀	27.8%	39.2%	1.0%	5.1%	0%	4.2%	22.6%	100%
正 常	14.7	35.1	11.0	11.7	0.1	18.2	8.8	100
境 界 線	7.0	39.8	11.4	23.3	0.3	8.7	8.8	100
魯 鈍	9.7	38.6	20.0	19.3	0.9	8.8	2.7	100
痴愚・白痴	28.5	40.1	6.6	20.5	4.3	0	0	100

この調査は、いわば未開の原野にはじめて鋏を入れたようなもので、いろいろ困難や思わくちがあつたが、今後のこの種の調査にいろいろ参考となるものを残したであろう。

とくに、判定のための基準や方法をもう一段と具体的に規定すること、そのことを調査者に十分につたえること、そして、テキストや診断における調査者による差異をできるだけ小さくいとめることにより一層の努力を図ることが必要である。

ともかくも、簡便であつて的確な調査法を考えることに今後一層の努力をはらつて行かなければならないが、それは、結局、一方において精神薄弱児の特性を深く考究して行くこと、また精神薄弱児の教育的経過をこまかく追究して行くことが必要であると思う。(玉井収介, 須藤憲太郎)

本稿は東京大学出版会発行, 三木安正監修, 精神薄弱児実態調査委員会編「精神薄弱児の実態」より監修者の許可を得て抜率したものである。

Ⅱ 精神衛生に関する諸問題

Several Problems on Mental Health

6. 覚 醒 剤 中 毒

Awaking Drug Intoxication

戦後の社会不安の反映としての、覚醒剤ヒロポン中毒は、重要な社会問題となり、昭和30年(1955)に覚醒剤取締法が強化されるに至つた。かくの如く大量の覚醒剤中毒者の発生は、欧米にもその比を見ないものであり、特にこれが青少年の非行犯罪と結びついて蔓延したという社会学的問題と、ヒロポン中毒による精神障害が精神分裂病に近似した症状を示すことが多いという精神医学的問題とが、識者の注目をひいた。精神医学界、社会学界などで、覚醒剤中毒に関する多数の研究が発表され、はなはだ貴重な資料を提供した。なかでも東京都立松沢病院の立津・後藤・前原氏による研究「覚醒剤中毒」は、この中での圧巻といえる。ここではもつぱらこの著作による資料を紹介する。

まず第1表に示すように、覚醒剤取締違反被検挙者数は、昭和29年(1954)に最高に達し昭和27年(1952)の約3倍となつたが、昭和30年(1955)取締りの強化とともに減少しはじめ、現在では激減している。ことに東京、大阪の如き大都会が多く、両者を合して全体の3分の1ないし5分の1に達した。麻薬及び覚醒剤違反被疑者について、昭和30年度警視庁管内における統計は第2表の如くである。その7割が男子であり、第3国人が約6分の1に認められ、原因別では利欲、好奇心が多く、職業では無職者が圧倒的に多く、学歴では小学校卒程度、生活程度は浮浪ないし下流の者が大部分であつた。

覚醒剤違反被検挙者中、中毒者の占める比率は42.6%であり、非行と密接な関係をもっている。注射の動機は「すすめられて」というものが約半数であり、非行少年中30%ないし42.1%に覚醒剤使用者がみとめられ、非行内容についてみると、窃盗、虞犯に並んでいる。

ヒロポン中毒による精神障害者の存在率は第10表の如くで、施設の性質によつて異なるが、松沢病院その他一般精神病院では約2.3~2.6%であつた。

中毒者の精神病状のうち、無力・疲労・脱力状や自我障害・妄想・易怒・暴行などがもつとも目立ち、精神分裂病との鑑別がしばしば問題になつた。

以上の覚醒剤中毒に関する資料は、戦後日本の社会を反映するものであつたとともに、精神医学の領域でも重要な経験であつたといわなければならない。(加藤正明、横山定雄、田頭寿子)

第1表 覚醒剤取締違反被検挙者，それと刑法犯発生率，
人口との比較（警察庁）

地 方 別	1955年1~6月覚醒剤取締違反	1954年覚醒剤取締違反	1952年覚醒剤取締違反	
	実 数	実 数	実 数	
北 海 道	札幌	422	1,632	263
	旭川	208	231	44
	釧路	262	117	63
	北見	23	4	10
	函館	66	161	33
	計	981	2,145	413
東 北	青森	65	177	79
	岩手	7	121	24
	宮城	171	236	180
	秋田	20	78	4
	山形	65	103	20
	福島	105	520	206
計	433	1,235	593	
関 東	東京	3,761	13,665	4,615
	茨城	192	1,413	520
	栃木	412	896	234
	群馬	772	1,882	406
	埼玉	668	1,709	542
	千葉	725	2,446	356
	神奈川	790	2,721	985
	新潟	35	52	25
	山梨	126	569	104
	長野	153	271	96
	静岡	371	1,455	749
	計	8,005	27,079	8,632
中 部	富山	151	146	5
	石川	107	117	60
	福井	67	25	21
	岐阜	291	413	161
	愛知	899	2,364	995
	三重	224	683	155
計	1,739	3,748	1,397	
近 畿	滋賀	74	92	23
	京都	596	282	343
	大阪	3,613	7,085	2,487
	兵庫	966	2,636	880
	奈良	142	388	137
	和歌山	308	966	249
計	5,699	12,167	4,119	

中 国	鳥	取	21	117	8
	島	根	25	46	5
	岡	山	308	959	282
	広	島	356	970	459
	山	口	729	942	263
	計	1,439	3,034	1,017	
四 国	徳	島	120	320	84
	香	川	234	464	262
	愛	媛	317	646	422
	高	知	263	354	9
	計		934	1,784	777
九 州	福	岡	928	2,239	904
	佐	賀	67	267	110
	長	崎	230	916	242
	熊	本	164	551	149
	大	分	77	235	147
	宮	崎	28	102	3
	鹿	児 島	56	162	53
	計	1,550	4,472	1,608	
合	計	20,700	55,664	18,556	

(a) 麻薬および覚醒剤違反

1955年度警視庁管内における麻薬および覚醒剤違反被疑者調べである。

第2表 国別、検挙人員

国	別	総 数				譲 受・譲 渡				製 造				所持その他			
		計	日本人	朝鮮人	中国人 その他	計	日本人	朝鮮人	中国人 その他	計	日本人	朝鮮人	中国人 その他	計	日本人	朝鮮人	中国人 その他
麻 薬	計	212	138	46	28	95	60	18	17	-	-	-	-	117	78	28	11
	男	155	92	36	27	70	40	13	17	-	-	-	-	85	52	23	10
	女	57	46	10	1	25	20	5	-	-	-	-	-	32	26	5	1
覚 醒 剤	計	5,820	4,830	972	18	2,634	2,041	584	9	333	147	185	1	2,853	2,642	203	8
	男	4,143	3,498	629	16	1,796	1,418	370	8	227	107	119	1	2,120	1,973	140	7
	女	1,677	1,332	343	2	838	623	214	1	106	40	66	-	733	669	63	1

第3表 原因別

原因別	麻 薬			覚 醒 剤		
	計	男	女	計	男	女
貧 困	6	6	-	173	109	64
貧 欲	44	36	8	432	270	162
た い 惰	8	5	3	372	295	77
遊 と う	25	21	4	609	480	129
誘 惑	14	7	7	203	146	57
病 苦	26	16	10	83	56	27
出 来 心	12	11	1	311	228	83
そ その か され て	-	-	-	101	65	36
好 奇 心 に よ り	24	16	8	772	560	212
利 欲	25	20	5	2,524	1,754	770
強 制 施 用	-	-	-	38	34	4
そ の 他	28	17	11	202	146	56
合 計	212	155	57	5,820	4,143	1,677

第4表 職業別

職業別	麻 薬			覚 醒 剤		
	計	男	女	計	男	女
無 職	123	87	36	3,743	2,358	1,385
工 員	-	-	-	195	179	16
人 夫	3	3	-	326	317	9
風 俗 営 業 関 係	32	14	18	161	53	108
バ タ ヤ	-	-	-	312	283	29
会 社 員	11	9	2	48	44	4
店 員	-	-	-	122	103	19
学 生	-	-	-	29	24	5
そ の 他	43	42	1	884	782	102
合 計	212	155	57	5,820	4,143	1,677

第5表 学歴別

学歴別	麻 薬			覚 醒 剤		
	計	男	女	計	男	女
不 就 学	19	11	8	479	207	272
小 学 校	87	59	28	3,716	2,620	1,096
中 学 校	61	48	13	1,111	893	218
高 等 学 校	21	14	7	349	274	75
大 学	17	17	-	95	91	4
そ の 他 の 学 校	7	6	1	70	58	12
合 計	212	155	57	5,820	4,143	1,677

第6表 生活状態別

生活状態別		麻 薬			覚 醒 剤		
		計	男	女	計	男	女
浮浪・下流	14才未満	-	-	-	3	3	-
	14才～20才	3	-	3	115	74	41
	20才以上	121	91	30	4,814	3,430	1,384
中流	14才未満	-	-	-	-	-	-
	14才～20才	4	3	1	62	49	13
	20才以上	75	53	22	805	571	234
上流	14才未満	-	-	-	-	-	-
	14才～20才	-	-	-	1	1	-
	20才以上	9	8	1	20	15	5
計	14才未満	-	-	-	3	3	-
	14才～20才	7	3	4	178	124	54
	20才以上	205	152	53	5,639	4,016	1,623
合 計		212	155	57	5,820	4,143	1,677

(b) 覚醒剤事犯被検挙者中の中毒者

第7表 態様別, 検挙人員

(昭30上半期警察庁)

態 様 別	検 挙 人 員	そ の 中 の 中 毒 者	
		実 数	%
製 造	731	147	20.0
譲 渡 (受)	8,748	2,982	34.1
所 持	6,073	2,866	47.2
使 用	5,202	2,746	52.8
そ の 他	26	1	-
合 計	20,780	8,742	42.6

第8表 注射前の生活歴におけるぐれ, および非中毒者との比較

材 料 の 出 所	中 毒 者 別	被 調 査 人 員 数	そ の 中 の ぐ れ 者	
			実 数	%
松 沢 病 院	中 毒 者	122	111	97.8
多 摩 少 年 院	中 毒 者	72	69	95.8
	非 中 毒 者	32	32	100.0
愛 光 学 園	中 毒 者	31	31	100.0
	非 中 毒 者	25	25	100.0
府 中 刑 務 所	中 毒 者	35	35	100.0
	非 中 毒 者	27	21	100.0
上 野 浮 浪 者	中 毒 者	64	64	100.0
	非 中 毒 者	116	116	100.0

第9表 注 射 の 動 機

動 機	精 神 病 院 入 院 中 毒 者	府 中 刑 務 所 受 刑 者
すすめられて(教えられた)	79	24
まねして	5	1
面白半分	9	3
好奇心	21	7
理由なしに	1	1
マージャンばくちのため	1	1
夜遊びのため	2	-
仕事するのため	25	4
試験勉強のため	5	1
薬売買のため	1	-
疲れをのめるため	3	2
睡気ざましに	1	2
劣等感克服のため	2	-
意志強固にするため	1	-
悲観から	3	-
やけくそになつて	1	-
不詳	3	1
被 験 例 実 数	163	47

第10表 中毒者の職業—警視庁資料

職 業 別	覚 醒 剤 中 毒 者	麻 薬 中 毒 者
無 職	53.3	38.3
パ タ ヤ	12.2	-
人 夫	8.8	8.4
工 員	6.8	-
風 俗 營 業 関 係 員	2.4	34.5
店 員	2.3	-
会 社 員	1.2	1.0
学 生	0.7	1.0
職 人	-	5.6
飲 食 店	-	2.8
露 天 商	-	3.7
そ の 他	7.1	4.7
被 調 査 人 員 実 数	6,841	107

(c) 非 行 少 年 の 中 毒

第11表 非行少年の生活歴 (昭29.統計から)

ぐ れ の 内 容	多 摩 少 年 院			愛 光 学 園		
	被 調 査 実 数	そ の 中 の ぐ れ		被 調 査 実 数	そ の 中 の ぐ れ	
		実 数	%		実 数	%
学 校 中 退	329	142	43.3	109	39	35.8
類 回 の 転 職	-	-	-	109	103	94.5
不 就 学	320	69	21.6	109	90	83.6
家 出	320	120	39.6	109	65	59.6
住 所 不 定, 浮 浪	320	32	10.0	109	19	17.4
不 良 交 友	320	126	39.4	109	54	19.6
共 犯 の 傾 向	320	123	38.4	-	-	-
文 身	273	47	17.2	109	25	23.1
性 経 験	320	180	54.5	111	97	82.2
飲 酒	320	174	54.2	109	45	41.3
喫 煙	240	220	91.8	109	53	48.7
麻 薬 使 用	-	-	-	109	1	0.8
覚 醒 剤 使 用	314	94	30.0	109	46	42.1
非 行	320	320	100.0	109	109	100.0

第12表 非行少年のぐれ始めの年令 (括弧内は%)

ぐれ始めの年令	多摩少年院		愛光学園		都の人口	
	中毒者	非中毒者	中毒者	非中毒者	男	女
8才	6(8.8)	(4.8)1	1(3.9)	-	(11.2)	(11.8)
9才	2(2.9)	-	1(3.9)	(9.1)2	(10.3)	(10.8)
10才	4(5.9)	-	1(3.9)	(4.5)1	(10.5)	(10.9)
11才	9(13.2)	(9.5)2	1(3.8)	(9.1)2	(9.6)	(10.0)
12才	9(13.2)	(0.5)2	2(7.7)	(4.5)1	(8.7)	(9.0)
13才	13(19.1)	(19.1)4	7(26.9)	(18.2)4	(7.6)	(7.8)
14才	12(18.6)	(33.3)7	7(26.9)	(40.9)9	(8.3)	(8.7)
15才	6(8.8)	(14.2)3	2(7.7)	-	(10.4)	(9.7)
16才	4(5.9)	(4.8)1	3(11.5)	(13.6)3	(12.0)	(10.8)
17才	3(4.4)	(4.8)1	1(3.9)	-	(11.3)	(10.4)
合計	68	21	26	22	697,449	655,199

第13表 ぐれと注射の始まり, それらと分裂病の発病年令との比較

年令	入院中毒者のぐれの始まり		受刑者のぐれの始まり				入院中毒者の注射の始まり		入院分裂病者の発病		都の人口	
			中毒者		非中毒者						男	男女
	実数	%	実数	%	%	実数	実数	%	実数	%	%	%
6~10才	1	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	9.8	9.8
11~15才	28	32.2	12	35.3	28.6	6	3	1.9	15	5.8	8.9	8.8
16~20才	49	56.2	15	44.2	57.1	12	63	40.4	67	25.7	12.5	11.6
21~25才	7	8.1	5	14.7	9.5	2	48	30.8	78	30.0	11.4	10.9
26~30才	1	1.7	1	3.0	4.8	1	25	16.0	45	17.3	8.5	9.0
31~35才	1	1.7	1	3.0	-	-	14	9.0	24	9.2	6.4	7.0
36~40才	-	-	-	-	-	-	2	1.3	16	6.2	6.3	6.5
41~45才	-	-	-	-	-	-	1	0.6	11	4.2	5.6	5.7
46~50才	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1.2	4.9	4.7
51~55才	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.4	4.1	3.9
合計	87	-	34	-	-	21	156	-	260	-	3,492,837	6,889,718

第14表 収容の理由となつた非行の内容 (%) (昭29.の統計から)

非 行 内 容		多摩少年院	愛 光 学 園	非 行 内 容		多摩少年院	愛 光 学 園
窃 盗	盗	58.2	34.9	公 務 執 行 妨 害	-	-	0.9
強 盗	盗	5.0	-	脏 物	-	-	1.9
詐 欺	欺	4.4	6.4	覚 醒 剤 違 反	5.0	5.0	14.7
恐 喝	喝	4.4	-	売 春 法 違 反	-	-	5.5
横 領	領	3.6	0.9	住 居 侵 入	0.3	0.3	-
姦 淫	淫	4.4	-	特 別 法 犯	5.7	5.7	-
傷 害	害	2.8	-	虞 犯	3.8	3.8	33.9
放 火	火	1.5	0.9	被 検 者 実 数	320	320	109

(d) 中 毒 者 の 存 在 率

第15表 中 毒 者 の 存 在 率

存 在 別		被調査人員	そ の 中 の 中 毒 者		調 査 年 月	調 査 者
			実 数	%		
精神病院	松 沢 病 院	1,042	24	2.3	昭29.9.27	立律
	総 武 病 院	113	34	30.2	昭29.3	
	他 の 8 精 神 病 院	2,227	58	2.6	昭28.8~29.3	
少年院	多 摩 (男)	314	94	30.0	昭29年度	夫々の施設
	愛 光 (女)	109	46	42.1	昭29年度	
府中刑務所受刑者		3,366	368	10.7	昭29.9	警察庁
覚醒剤事犯被検挙者		20,780	8,742	42.6	昭30.1~6	
"		10,148	5,320	52.4	昭29.5~6	
"		19,526	9,724	49.7	昭29.10~12	
上野浮浪者		180	64	35.5	昭29.12	立律
浅草山谷銭湯(男)		739	30	4.1	昭29.7~30.3	
市川市銭湯(男)		146	0	0.	昭29.12	
浅草街娼		33	4	12.1	昭29.4~5	

(e) 中毒者の精神症状

第16表 主なる症状および症状群—恢復期と固定期

精神症状	精神病状態				精神病質状態	計	
	情意減弱	躁鬱状	混合状	無欲脱力状		実数	%
自我障害症状だけ	1(8)	3(1)	1(3)	1-	-	6(7)	5.7(7.2)
妄想だけ	1-	1-	3(5)	5-	-	10(5)	9.2(5.2)
自我障害症状+妄想	15(5)	15-	14(3)	15-	-	60(8)	57.1(8.3)
連合弛緩	5(2)	1(1)	2(2)	-	(1)	8(6)	7.6(6.2)
思考阻害	6(4)	-	3(3)	2-	1(3)	12(10)	11.4(10.3)
意想奔逸+冗漫	-	2-	2(1)	-	-	4(1)	3.8(1.2)
弛緩+奔逸	-	-	3(2)	-	-	3(2)	3.8(2.6)
詞語新作	(1)	(1)	(4)	-	-	(6)	(6.2)
独語	7(5)	2(1)	4(4)	-	-	13(10)	12.4(10.3)
不安	13(3)	4(1)	3(2)	3-	-	23(6)	22.0(6.2)
易怒・暴行	4(4)	16(4)	14(7)	-	(4)	46(19)	44.0(19.6)
落ちつきなし	2(1)	3(21)	7(5)	8-	(11)	20(38)	19.0(39.2)
寡動	6(3)	5(3)	1(2)	10-	(4)	22(12)	21.0(12.4)
上の両症状	1(3)	12-	3(4)	5-	(2)	21(9)	20.0(9.3)
緊張性多動状	2-	-	1-	-	-	3-	3.8
// 寡動状	4(7)	-	3-	-	-	7(7)	6.5(7.2)
上の両症状	5(2)	-	6-	-	-	11(2)	10.4(2.6)
硬い表情	16(14)	14(16)	13(12)	16-	1(8)	60(40)	57.1(41.3)
空笑	(7)	(6)	(7)	-	(3)	(23)	(23.7)
Grimassieren	(5)	(2)	(4)	-	-	(11)	(11.4)
不自然・奇	(3)	-	(5)	-	-	(8)	(8.3)
疎通困難	(6)	-	-	-	-	5(6)	4.8(6.2)
精神貧困	(11)	(5)	(11)	-	-	(27)	(27.8)
心身故障の断え	2(4)	4(5)	11(3)	-	-	7(12)	6.5(12.4)
無慾・疲労・脱力状	13(1)	16	14(2)	33-	-	(3)	72.2(2.1)
被験例実数	20(16)	24(28)	20(14)	33-	8(39)	105(97)	

注：情意減弱像，躁うつ状態以下の各状態像の中に基本的なものとして含まれている症状・症状群は，欄に計上していない。
括弧の数字は固定期を示す。

7. 犯 罪 ・ 非 行

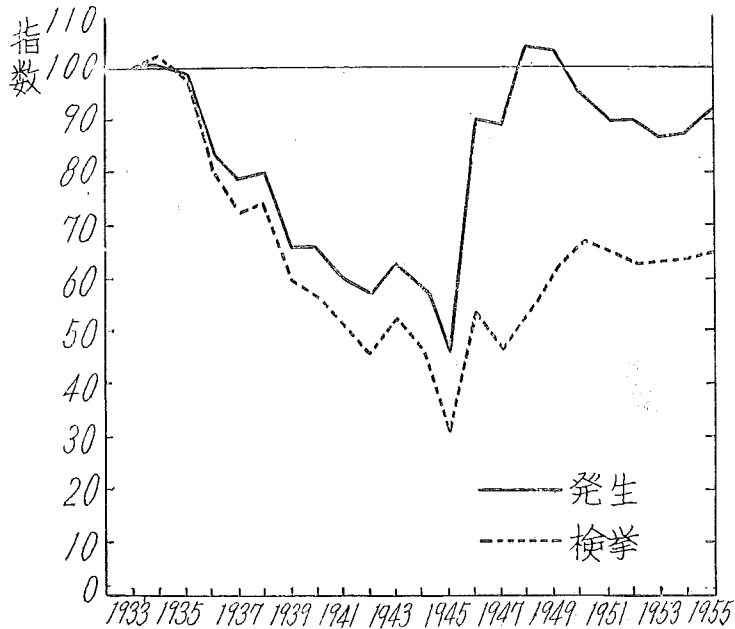
Criminality and Delinquency

(a) 犯罪発生検挙累年比較

戦後の全刑法犯の発生推移をしらべてみると、終戦を契機に急上昇した刑法犯も1948、1949年を頂点として減少傾向を示していたものが、最近漸増傾向に変わっている。(横山定雄)

年 度	発 生		検 挙		検 挙 率 (%)
	件 数	指 数	件 数	指 数	
1 9 3 3 年	1,552,039	100	1,502,661	100	97
1 9 3 4 年	1,556,435	101	1,531,540	102	98
1 9 3 5 年	1,528,188	99	1,464,989	98	96
1 9 3 6 年	1,306,902	84	1,212,652	81	93
1 9 3 7 年	1,221,697	79	1,094,869	73	90
1 9 3 8 年	1,243,635	80	1,122,755	75	90
1 9 3 9 年	1,027,845	66	893,001	60	86
1 9 4 0 年	1,026,955	66	862,260	57	84
1 9 4 1 年	922,526	60	771,653	51	83
1 9 4 2 年	890,331	57	691,314	46	78
1 9 4 3 年	979,336	63	788,069	53	80
1 9 4 4 年	905,836	58	709,596	47	78
1 9 4 5 年	711,596	46	472,853	32	66
1 9 4 6 年	1,387,080	90	803,264	54	58
1 9 4 7 年	1,386,020	89	697,585	47	50
1 9 4 8 年	1,603,265	104	811,907	54	51
1 9 4 9 年	1,603,048	103	925,996	62	58
1 9 5 0 年	1,469,662	95	999,709	67	68
1 9 5 1 年	1,399,184	90	974,330	65	70
1 9 5 2 年	1,395,197	90	949,754	63	68
1 9 5 3 年	1,344,482	87	954,261	64	71
1 9 5 4 年	1,360,405	88	952,797	64	70
1 9 5 5 年	1,478,202	95	1,011,086	67	68

第1図 刑法犯発生検挙指数累年比較



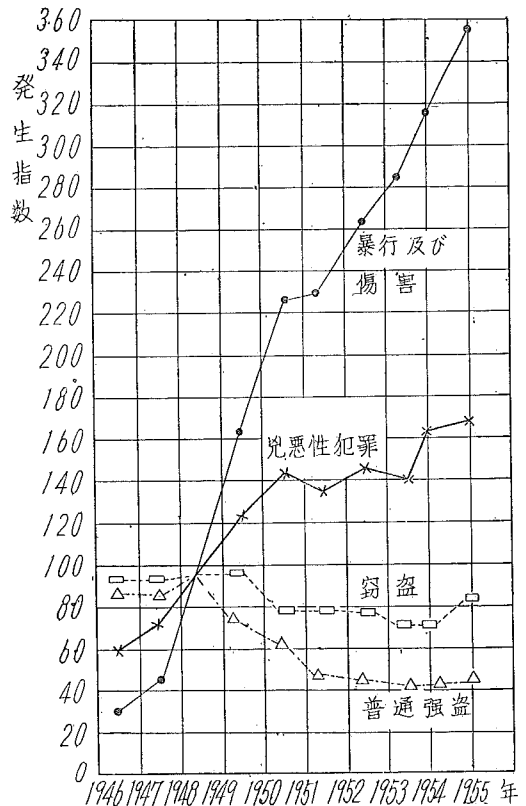
犯罪統計書、昭和30年警察庁刑事部調査統計課による。

(b) 戦後における兇悪および
粗暴性犯罪の発生推移状況

戦後の全刑法犯は1950年より漸次減少の傾向を見せているにもかかわらず、殺人・放火のような兇悪性犯罪、暴行傷害のような粗暴性犯罪は急増傾向にあり、1955年も著しい増加となっていることは国民生活の精神衛生についての重要課題を暗示しているようである。

* 犯罪統計書、昭和28、29、30年、警察庁刑事調査統計課による。

第2図 兇悪および粗暴性犯罪の発生推移状況



第2表 罪種別，発生件数

罪種別	発生件数										
	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	
兇暴性の高い犯罪	総数	4,037	4,723	6,744	8,248	9,666	8,959	9,704	9,305	11,009	11,119
	殺人	1,430	1,549	1,956	2,132	2,288	2,341	2,398	2,396	3,081	3,066
	強姦	611	863	1,936	2,732	3,558	3,268	3,735	3,517	4,148	4,046
	兇悪強盗	1,299	1,504	1,912	1,989	1,515	1,643	1,774	1,546	1,878	2,085
	放火	697	807	940	1,895	1,905	1,707	1,797	1,846	1,902	1,922
指	60	70	100	122	143	133	144	138	163	164	
粗高暴性の犯罪	総数	8,037	12,585	27,230	44,478	62,499	62,991	71,052	77,630	86,078	96,786
	暴行	410	720	5,796	11,851	19,730	19,101	22,656	25,105	27,533	30,808
	傷害	8,427	11,865	21,434	32,627	42,769	43,890	48,396	52,525	58,545	65,978
普通強盗	総数	32	46	100	163	230	231	261	285	316	355
	指	7,821	7,682	8,942	6,791	5,906	4,481	4,366	2,350	3,875	3,793
窃盗	総数	87	86	100	71	66	50	49	42	43	42
	指	1,155,392	1,141,294	1,246,445	1,165,605	982,341	995,641	986,987	981,791	948,587	1,056,974
	指	93	92	100	94	79	80	79	75	76	84

注：兇悪強盗中の強盗強姦は1946年および1947年には資料がないので含まれていない。
 指数は1948年を100とした数値である。

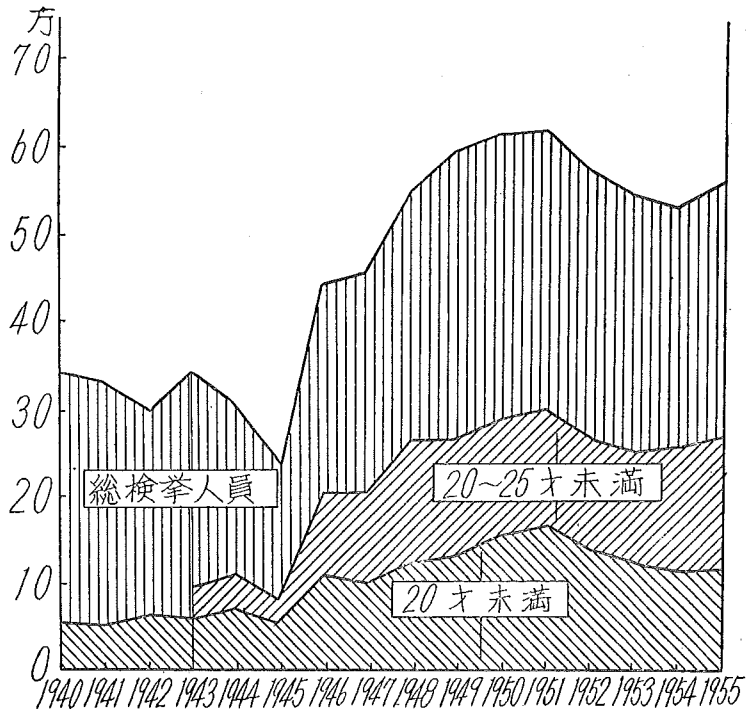
(c) 少年犯罪および虞犯少年
 少年犯罪

第3表 青少年検挙人員数の累年比較

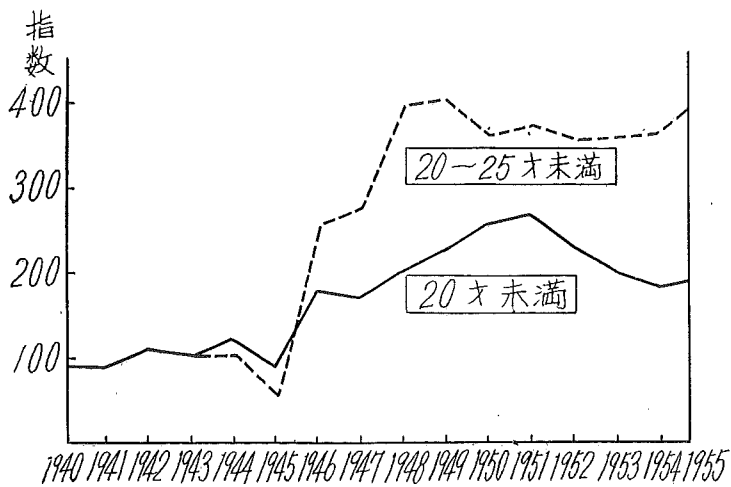
年 度	20才未満			20～25才未満			計				総 検 挙 人 員
	人 員	指 数	%	人 員	指 数	%	人 員	指 数	%		
1940年	53,048	86	15	-	-	-	-	-	-	345,500	
1941年	52,709	86	16	-	-	-	-	-	-	334,417	
1942年	66,588	109	22	-	-	-	-	-	-	229,396	
1943年	61,366	100	18	36,308	100	10	97,674	100	28	346,709	
1944年	75,314	122	24	36,453	103	12	112,767	115	36	310,951	
1945年	54,787	89	23	27,300	59	11	82,087	84	34	242,645	
1946年	111,790	182	25	92,446	255	11	204,236	209	46	445,484	
1947年	104,829	171	23	100,718	277	22	205,547	211	45	459,339	
1948年	124,836	203	23	141,582	399	25	266,418	273	48	550,540	
24 25 26 27 28 29 30	1949年	131,916	227	23	135,578	410	23	267,494	295	46	585,323
	1950年	158,426	258	26	133,119	367	21	291,545	347	47	616,723
	1951年	166,433	271	27	136,752	377	22	303,185	310	49	619,035
	1952年	143,247	233	25	130,591	361	23	274,238	281	48	575,852
	1953年	126,097	205	23	132,130	364	24	258,227	264	47	547,550
	1954年	120,413	196	22	135,229	372	25	255,642	262	47	539,789
	1955年	121,753	198	22	143,633	396	26	265,386	272	48	558,857

注：指数は1943年を100とした数値であり，(%)は20才未満，20～25才未満の検挙人員の総検挙人員に対する百分比である。

第 3 図 青少年検挙人員数の累年比較



第 4 図 青少年検挙人員指数の累年比較



少年（20才未満）犯罪の検挙人員数は1952年以来漸減傾向を続け、1955年は総検挙人員の22%で前年と同率を続け、青年（20～25才）犯罪の検挙人員数は1948年以来横ばいの状況となつている。だが減少傾向の少年犯罪の罪種内容をみれば、1955年は1954年に比較して兇悪犯・粗暴犯が増加していることは注目すべき問題である。

第4表 刑法犯少年犯罪者の罪種別累年比較

罪種別	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	
兇悪犯	殺人	94	177	149	249	216	354	344	369	448	393	383	411	345
	強盗	377	442	455	2,903	2,851	3,878	2,866	2,897	3,197	1,956	1,582	1,830	2,003
	強姦	335	294	218	258	298	584	1,176	1,538	1,530	1,870	1,535	1,977	2,121
	放火	204	215	92	164	116	173	340	470	446	530	410	407	328
	計	1,010	1,128	914	3,574	3,481	4,989	4,726	5,274	4,621	4,749	3,910	4,625	4,797
粗暴犯	-	-	-	-	-	6,826	14,203	19,698	15,875	15,506	14,566	15,929	18,605	
窃盗	45,113	54,852	42,818	87,825	77,514	90,066	94,214	111,526	127,122	104,344	88,586	81,298	80,626	
風俗犯	-	-	-	-	-	5,039	3,280	2,856	1,924	1,082	856	831	817	
その他の刑法犯	8,865	10,514	6,464	13,964	16,485	16,022	15,493	19,072	16,891	17,566	18,179	17,730	16,908	
合計	61,366	75,314	54,787	111,790	104,829	124,836	131,916	153,426	166,433	143,247	126,097	120,413	126,550	

注：1) 粗暴犯は暴行、傷害、脅迫、恐喝を、風俗犯は猥褻、賭博、墮胎を、その他刑法犯は詐欺、横領その他をそれぞれ集計したものである。
 2) 1943～47年の粗暴犯および風俗犯の総数は報告されてない。
 3) 1948年の粗暴犯総数は下半期のみである。

第5表 刑法犯少年犯罪者の罪種別指数累年比較

罪種別	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
兇悪犯	殺人	100	188	159	265	230	377	366	393	477	418	407	437
	強盗	100	117	121	770	756	1,029	760	768	583	519	420	485
	強姦	100	88	65	77	89	174	351	459	457	558	458	589
	放火	100	105	45	80	57	85	166	230	219	260	201	198
	計	100	112	90	354	345	494	468	522	458	470	387	455
粗暴犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窃盗	100	122	95	195	172	200	209	247	282	281	196	180	178
風俗犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の刑法犯	100	119	73	158	186	181	175	215	191	198	205	200	191
合計	100	122	89	182	117	203	227	258	271	233	205	149	206

注：指数は1943年を100とした数値である。

虞犯少年

虞犯少年とは予防主義の立場から、その性格または環境に照らして、将来罪を犯すまたは刑罰法令に触れる行為をする虞れのある少年のことである。すなわち 1) 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。 2) 正当な理由がなく家庭によりつかないこと。 3) 犯罪性のある人、もしくは不道徳な人と交際すまたはいかかわしい場所に入出すること。 4) 自己または他人の徳性を害する性癖のあること、がその要件となつている。これらの少年に対して早期に適切な保護の措置をとる

ことは、本人および社会の幸福のために重大な仕事である。

虞犯少年は家庭裁判所少年部であつかわれるが、その年令が14才未満のものは児童相談所であつかわれ、都道府県知事または児童相談所からの送致があつた場合のみ家庭裁判所の審判に付する対象となる。

警察で扱つた虞犯少年（および不良少年その他）の統計を以下に掲げる。

1950年以降の推移をみると、14才未満の比率が漸次高なり、18～20才未満の比率は漸次低くなつている。

* 犯罪統計書、1950年、1951年、1952年、1953年、1954年、1955年、国家地方警察本部（警察庁）刑事部調査統計課による。

第6表 虞犯少年の年度別、年令別

年 令 別	1950年 7月～12月		1951年		1952年		1953年		1954年		1955年	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
14才未満	23,769	15.3	71,853	18.9	53,891	20.1	74,833	21.2	106,200	24.6	97,626	24.1
14～18才未満	68,554	44.4	165,542	43.2	136,867	50.9	168,805	47.9	190,757	44.2	173,194	42.9
18～20才未満	62,799	40.3	143,612	37.9	77,908	29.0	108,524	30.8	133,502	31.2	133,915	33.0
計	155,122	100.0	331,007	100.0	268,666	100.0	352,162	100.0	430,459	100.0	404,735	100.0

第7表 虞犯少年の年度別、行為別

行 為 別	1950年 7月～12月		1951年		1952年		1953年		1954年		1955年	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
兇器所持	474	0.3	1,184	0.3	924	0.3	1,161	0.3	1,367	0.4	832	0.2
暴行	1,350	0.8	3,644	0.9	2,177	0.8	1,996	0.6	2,022	0.5	2,119	0.5
けんか	2,135	1.4	4,475	1.2	4,610	1.7	4,961	1.4	5,444	1.3	5,044	1.2
たかり	1,067	1.7	1,631	0.4	826	0.3	847	0.2	805	0.2	783	0.2
家出	7,154	4.7	18,618	4.9	20,099	7.5	22,284	6.3	23,811	5.1	24,868	6.1
怠学・怠業	12,034	7.8	45,383	11.9	43,504	16.2	49,150	13.9	59,714	14.0	42,471	15.4
物品持出	4,039	2.6	8,962	2.3	7,250	2.7	7,374	2.1	7,777	1.9	7,962	2.0
金銭濫費	5,984	3.9	13,217	3.5	7,170	2.7	10,081	2.9	9,957	2.3	9,305	2.3
婦女誘惑・いたづら	929	0.6	1,655	0.4	1,662	0.6	2,004	0.6	2,470	0.5	2,847	0.7
不純異性交友	3,540	2.3	6,761	1.8	6,580	2.4	12,455	3.5	12,932	3.1	16,527	4.1
飲酒	4,635	3.0	11,508	3.0	9,724	3.6	13,466	3.8	16,114	3.7	19,003	4.7
喫煙	69,113	44.6	137,438	36.1	58,477	21.8	85,472	24.3	99,472	22.6	96,617	23.7
不良交遊	4,199	2.7	9,420	2.5	9,244	3.4	7,718	2.2	8,432	1.9	11,364	2.8
不良団加盟	245	0.2	1,001	0.3	1,105	0.4	321	0.1	439	0.1	280	0.1
盛場はいかい	12,598	8.1	30,178	7.9	27,725	10.3	33,385	9.5	39,518	9.6	39,002	9.6
不健全な娯楽	8,843	5.7	24,345	6.4	32,518	12.1	29,828	8.5	28,256	6.5	18,019	4.4
その他	16,743	10.8	61,587	16.2	34,999	13.0	69,655	19.8	111,929	26.3	107,672	24.4
合 計	155,122	100.0	331,007	100.0	268,666	100.0	352,162	100.0	430,459	100.0	404,735	100.0

注：行為別のうち兇器所持はメリケン、自転車チェン等を所持し刑法犯、法令違反等に該当しないものをいい、暴行、けんか、たかりは此の種行為で刑法犯に至らなかつたものを示している。

(d) 少年院新収容者統計

急増傾向をみせていた少年院新収容者の数は、1951年をピークにして以後漸次減少の傾向をみせている。ただし、18才以上のものについては男女とも減少傾向にあるとはいえ、この年齢層の理解と対策強化がのぞまれる。

* 法務省少年矯正統計年報，1955年による。

第8表 年齢別累年比較

年 度 別	15才未満	16才未満	17才未満	18才未満	19才未満	20才未満	20才以上	合 計	
1949年	男	632	985	1,279	1,364	176	1	-	4,428
	女	55	106	185	176	11	1	-	534
1950年	男	754	1,264	1,784	2,051	269	17	3	6,142
	女	86	142	214	241	43	-	-	726
1951年	男	786	1,216	1,657	2,119	2,402	1,935	145	10,260
	女	78	180	194	250	196	173	2	1,073
1952年	男	674	1,042	1,591	1,937	2,102	1,945	173	9,464
	女	80	159	187	179	177	166	16	964
1953年	男	462	795	1,152	1,695	1,872	2,004	190	8,170
	女	52	135	178	191	174	123	17	870
1954年	男	454	662	1,107	1,557	1,922	2,152	204	8,058
	女	46	120	136	183	190	150	8	833
1955年	男	419	581	990	1,564	1,956	2,178	117	7,805
	女	73	110	128	198	146	135	9	799

第9表 非行行為別および年齢別比較 (1955年度)

	15才未満		16才未満		17才未満		18才未満		19才未満		20才未満		20才以上		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
計	419	73	581	110	990	128	1,564	198	1,956	146	2,178	135	117	9	7,805	799
窃 盗	300	38	425	56	685	56	994	92	1,219	64	1,328	52	55	3	5,006	361
強 盗	5	-	20	-	40	1	96	-	104	1	120	1	5	-	390	3
詐 欺	2	1	7	4	25	9	65	13	93	14	138	19	5	1	335	61
恐 喝	2	-	7	-	34	-	82	-	84	-	91	-	3	-	303	-
横 領	2	-	5	-	19	1	23	2	63	1	55	3	4	-	171	7
賭 博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
猥 褻 姦 淫	10	-	26	-	37	-	55	-	56	-	59	-	1	-	244	-
傷 害	1	-	8	-	17	-	37	-	69	-	103	-	2	-	237	-
殺 人	1	-	3	-	5	-	10	1	7	2	6	1	-	-	32	4
放 火	3	1	7	-	11	3	8	1	7	-	3	1	-	-	39	6
住 居 侵 入	4	-	3	-	1	-	12	-	11	-	17	-	2	-	50	-
その他の刑法犯	1	2	3	1	12	2	22	2	47	2	37	2	6	-	128	11
特 別 法 犯	2	-	3	1	7	3	23	7	32	14	59	20	3	3	129	48
虞 犯	86	31	64	48	97	53	137	80	164	48	161	36	31	2	740	298

法務省矯正局 少年矯正統計年報

8. 精神衛生相談所の活動状況

Activities of Mental Hygiene Clinics

1950年(昭.25)5月精神衛生法の公布施行にともない、精神衛生相談所が各所に開設され、その業務を実施してきた。ここで今後の発展をはかるに必要な資料をうるため、1956年12月、当研究所より全国の精神衛生相談所に別表の調査表を送付して、精神衛生相談所における職員の現状について記入を求め、これを整理集計した。

調査対象施設は40ヶ所であり、このうち36ヶ所は厚生省所管の精神衛生相談所である。私立精神衛生相談所については、1954年精神衛生法の改正により、私立施設の届出制度が廃止になつたが、法の改正前に、届出のあつたものについて、回答を求めた。

調査対象施設総数、40ヶ所のうち回答のあつたもの31ヶ所、これを経営主体別にみると、県立では、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、長野、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、京都府舞鶴、同宇治、大阪、岡山、広島県尾道、山口県宇部、同岩国、島根、鳥取、徳島、香川、福岡の25ヶ所。市立は横浜、新潟、神戸の3ヶ所。私立は新潟、福山、鹿児島のみである。

なお全施設の回答は集計の都合で、2月末日到着の分までとし、その回答率は75%である。

第1表 回 答 率

施設別	全調査施設数	回答施設数	回答率	回答人員
県立	31	25	80.6%	77
市立	5	3	60.0	10
私立	4	3	75.0	9
合計	40	31	平均 77.5%	96

施設

第2表 単 独 ・ 併 設 別

単独・併設別	単 独	併 設	回答のない施設	計
県立	1	24	6	31
市立	-	3	2	5
私立	1	2	1	4
合計	2	29	9	40

第 3 表 創 立 年 度 別

年 度 別	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	回答のない施設	計
県 立	1	7	13	8	1	-	-	6	31
市 立	-	-	-	-	1	1	1	2	5
私 立	-	-	-	1	-	1	1	1	4
合 計	1	7	13	4	2	2	2	9	40

発 行 機 関 誌

定期刊行誌を発行しているのは大阪（精神衛生）のみである。

関 係 有 る 諸 団 体

外部の諸団体として、地区精神衛生協会および協議会、精神病院、大学病院精神科、特殊教育施設、児童福祉施設、社会福祉施設などが挙げられている。

調査によつて外部諸団体と関係ありと回答したのは、栃木、埼玉、千葉、愛知、三重、大阪、徳島、福山、鹿児島等の9ヶ所である。

職 員

回答のあつた、31施設における回答人員は計、96名（男子66名、女子30名）。職員の所属系統は、技術系統65名、事務系統23名、その他8名は無記入である。以下はその専任兼任別、兼任者の本務別、年齢別、勤務年限、専門領域、職名等についてである。

1) 専 任 ・ 兼 任 別

専任・兼任別	県 立		市 立		私 立		計
	男	女	男	女	男	女	
専 任	9	7	1	-	1	1	19
兼 任	45	16	6	3	4	3	77
合 計	54	23	7	3	5	4	96

2) 兼任者の本務別

本 務 別	県 立		市 立		私 立		計
	男	女	男	女	男	女	
保 健 所 長	8	1	-	-	-	-	9
保 健 所 職 員	19	12	-	1	-	-	32
病院大学病院精神科医	15	-	1	-	2	1	19
精 神 衛 生 団 体	-	1	-	-	-	-	1
官 庁 職 員	-	-	2	-	-	-	2
そ の 他	-	-	-	-	1	2	3
無 記 入	8	2	3	2	1	-	11
合 計	45	16	6	3	4	3	77

3) 年 令 別

年 令 別	県 立		市 立		私 立		計
	男	女	男	女	男	女	
20 才 未 満	-	-	-	-	-	1	1
20 ~ 24 才 //	1	-	-	-	-	1	2
25 ~ 29 才 //	5	7	1	-	2	1	16
30 ~ 34 才 //	6	3	2	1	1	1	14
35 ~ 39 才 //	9	3	1	-	-	-	13
40 ~ 44 才 //	10	4	-	2	-	-	16
45 ~ 49 才 //	10	3	2	-	1	-	16
50 ~ 59 才 //	8	1	1	-	-	-	10
60 才 以 上	2	-	-	-	1	-	3
無 記 入	3	2	-	-	-	-	5
合 計	54	23	7	3	5	4	96

4) 勤 務 年 限

勤 務 年 限	県 立		市 立		私 立		計
	男	女	男	女	男	女	
6 ヶ 月 未 満	5	1	1	1	1	-	9
6 ヶ 月 ~ 1 年	4	2	2	-	-	1	9
1 ~ 2 年	6	5	2	2	1	2	18
2 ~ 3 年	8	4	2	-	1	-	15
3 ~ 4 年	2	2	-	-	1	1	6
4 ~ 5 年	15	4	-	-	1	-	20
5 年 以 上	7	2	-	-	-	-	9
無 記 入	7	3	-	-	-	-	10
合 計	54	23	7	3	5	4	96

5) 専門領域

専門領域	県立		市立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
医学	28	1	4	-	3	1	37
心理学	2	1	-	-	1	-	4
ケースワーク	2	4	-	-	-	-	6
保健指導	-	15	-	3	-	2	20
事務	22	2	3	-	1	1	29
合計	54	23	7	3	5	4	96

6) 職名

職名別	県立		市立		私立		計
	男	女	男	女	男	女	
技師	16	9	2	-	-	-	27
技手	-	1	-	-	-	-	1
主事	18	1	1	-	-	-	20
嘱託	11	2	2	-	-	-	15
履歴その他	4	7	2	3	5	4	25
無記入	5	3	-	-	-	-	8
合計	54	23	7	3	5	4	96

7) 現在の精神衛生相談所に勤務する以前の職業をみると、保健所、精神病院、大学等の病院関係に勤務の経歴をもつものが大部分である。つぎに専門領域別に以前の職歴をみる。

以前の職歴別	医師	心理学者	ケースワーカー	保健婦	事務員
保健所と兼任又はにいたもの	9	-	2	10	13
病院、大学病院にいたもの	16	-	-	6	1
大学の研究室にいたもの	-	2	-	-	-
他の精神衛生相談所にいたもの	-	-	2	-	-
官庁関係	-	1	1	-	7
官庁、保健所、病院などの経歴のあるもの	12	-	-	-	7
その他	-	1	1	4	2
合計	37	4	6	20	29

8) 職種内容

相談所において、実際にどんな仕事をおこなっているか、職種内容の重いものから3位までを計上した。(注：ここでは1人について1種以上、いくつもの記入の場合、職種内容の重いもの3位までである)。

医 師	心 理 療 法	16	保 健 婦	訪 問 指 導	14
	環 境 調 整	14		保 健 所 の 業 務	11
	心 理 諸 検 査	11		事 務	11
	精 神 衛 生 相 談	11		外 部 連 絡	9
	保 健 所 の 業 務 の み	7		環 境 調 整	2
	診 断	4		受 付 ・ 予 診	1
心 理 学 者	訪 問 指 導	2	事 務	そ の 他	4
	そ の 他, 事 務 お よ び 連 絡	4		事 務 的 な こ と	28
	心 理 諸 検 査	4		外 部 連 絡	23
	環 境 調 整	3		保 健 所 の 業 務	16
ケ ー ス ・ ワ ー カ ー	心 理 療 法	2		訪 問 指 導	4
	そ の 他, 事 務 お よ び 連 絡	1		環 境 調 整	4
	訪 問 指 導	6		そ の 他	2
	事 務	6			
	外 務 連 絡 そ の 他	5			
	心 理 療 法	1			

医師の職種内容は、心理療法、環境調整、心理諸検査が多く、治療一般が、その主な機能となっていると思われる。これに対して診断というのは比較的少ない。ここで保健所の業務のみの回答は、全部精神衛生相談所と保健所の所長の回答である。

心理学者、ケース・ワーカーの職種については、その人員数が少ないので、特に有意義な結果が得られない。実際の業務の大部分は、医師および保健婦によつて、遂行されており、特に訪問指導による精神衛生活動は、保健婦の活動に俟つところが多いと思われる。

9) 心 理 療 法

医師のうち心理療法について、回答をよせたものは、20名である。

そのうち現在の相談所における現実的な問題によつて、心理療法に困難を感じていると回答したものが、5名あつた。その内容について一、二の紹介をすると次のようである。(1)精神分裂病の患者の相談を引受けても、一回で切れてしまうので、継続して相談することができない。(2)職員や設備の関係で、心理療法をおこなう段階に至つてない。

次の15名は最も心理療法が有効と思われる対象、心理療法の回数、現在もつているケース数、最も適当と思われるケース数についての答である。心理療法が有効と思われる対象は、大部分神経症、ついで小児神経症、問題児。回数は1週1回で20回～30回位は続けるというのが最も多い。個人療法をおこなつているものの中、現在もつているケース数が10ケースのもの1名。3ケースが3名。2ケース3名計7名である。心理療法をおこなうに最も適当なケース数については2～3ケースから5ケースが適当であるというのが、最も多い。

心理学者の2名は、問題児、小児神経症で、特に攻撃的傾向のあるものを心理療法の対象とし、回数は1週に1回。最も適当なケース数2～4ケースである。次の1名は神経症、対人関係上の葛

藤治療および適応異常に良いが、精神分裂病、躁鬱病には効果がないと述べている。他の1名は対象は神経症で他の点について記入がない。以上の4名の心理学者は、相談所に勤務して半年になるもの2名。1年経たもの2名で、(そのうち2名は大学卒業して始めて相談所に勤めた) 現在まだケースを扱っていない。

ケース・ワーカーの回答は、4名は心理療法の対象、神経症および性格異常とある。治療回数はケースによる。現在は3名がケースをもち、そのケース数は9ケース、3ケース、2ケース。最も適当と思われるケース数は2名が、5ケース、7~10ケースと答えている。

その他の職員からも、心理療法について理論的には知っているが経験をしていない、神経症や心性反応に心理療法が適するのではないかという、3名の保健婦、1名の事務員の回答がある。

10) 最近一週間を、どの様に利用したか。

この調査は年末におこなわれたために、精神衛生相談については特に、活潑な動きはみられなかったが、項目(8)の活動内容のほか、年末たすけあい運動としての無料検診、精神衛生地区協議会の会合、講演ならびに普及活動、措置入院患者のための事務、家庭訪問、諸機関との外部連絡のために、多くの時間が割かれている。

11) 現状における諸問題について。

現在の精神衛生法によつて、制限された活動しかできない。保健所併設庁舎のため十分な設備がなく、専門職員や予算面からも、現状のままでは、精神衛生相談所の運営上、非常に支障をきたしているなどの回答が多い。

以下は自由記述による回答で、回答数73名(回答率76.1%)。23名は無記入である。つぎに各項について、最も重いものから列記する。

施設・設備についての問題;

1. 独立庁舎の設置。
2. 現状では予算、人員の増加が困難のため、経営は国立にすべきである。
3. 相談施設を数だけ増やすのではなく、施設内容の充実が必要である。
4. 予算増額、人員増加をおこなわなければ、相談所の機能は発揮できない。
5. プレイルームの設備。
6. 脳波装置、心理諸検査器具の設備。
7. 治療室がたりないので、継続治療(例、心理療法、プレイ・セラピー)ができない。

精神衛生法についての問題;

1. 措置入院患者に対する予算が少ないので、国庫負担額を、生活保護法なみにすべきである。
2. 法第29条(措置入院)の範囲の拡大、増額支給が必要であり、名目上の法律にならぬ様にするべきである。
3. 精神障害者は、生活保護以外に長期療養不能のため、社会保障制度の改善を急ぐべきである。

る。

4. ボーダーライン家族の精神障害に対する、無料入院制度の設置。
5. 法に予防的な項目が少ない。
6. 予算の裏付けがないため、法の活用ができない。
7. 法律だけ作って、放っておかれたのでは困る。

予算についての問題;

1. 運営予算の獲得。
2. 補助金の復活および引上げ。
3. 予算が少なすぎる。
4. 予算がないので、設備の拡充、普及活動ができない。
5. 予算が少いので、精神衛生活動が遅れる。

職員についての問題;

(I) 職員の待遇、身分の問題。

1. 待遇改善。
2. 専任職員の配置。
3. 専門職員の増員。
4. 職員の身分保障。
5. 危険手当の支給。(法第29条措置において)
6. 職員構成はせめて児童相談所程度の専任職員の配置がなければ、業務ができない。
7. 専門職員を増員し、何時でも精神衛生相談に応じられる様にすべきである。
8. 所長は11級止りのため、12級にしてほしい。
9. 専任職員の身分保障。
10. ケース・ワーカーの身分の確立。
11. ケース・ワークの専任者の配置。
12. 専任の心理学者の配置。
13. 保健婦の兼任を除き、専任にして欲しい。
14. 兼任医師では、積極的な精神衛生活動ができない。

(II) 職員の養成

1. 専門職員の養成。
2. 専門職員を多数、急速に養成すべきである。
3. ケース・ワーカーの養成。
4. 保健婦にも、精神衛生相談業務のできる教育と養成を希望する。
5. 30~40才台の専門職員を養成。

6. 現任訓練の急速実現。
7. 研修所を設置すべきである。
8. 臨床医には、保健医学、予防医学が必要である。

(Ⅲ) 職 員 関 係

1. 専門医師との連絡があまりおこなわれてない。
2. 兼務の職員間のチーム・ワークは難しい。

その他の問題;

1. 一般に精神衛生に関する知識は、はなはだ貧弱で、これを改善するには、積極的な精神衛生普及活動および指導が必要であるが、そのためには相談所には独立機関としての十分な予算増額と人員の配置がいる。
2. 精神衛生の広報活動および啓蒙普及。
3. 直轄官庁の積極的な支援が必要。
4. 精神衛生関係の参考資料および事例集を希望する。

終りに、この調査に御協力いただいた、各施設職員各位に対して、深く感謝します。

(加藤正明, 柏木昭, 今田芳枝)

9. 児童相談所の活動状況

Activities of Child Guidance Clinics

わが国の児童相談所は年々その実績を挙げ、その活動もいちじるしく拡張され充実しつつある。全国の児童相談所数は、昭和32年(1957)1月1日現在で122である。この中5カ所は昭和31年(1956)11月より地方自治法の改正によつて、移管された横浜、名古屋、京都、大阪および神戸の各市によつて運営される児童相談所である。

児童相談所が昭和30年(1955)に受付けた相談件数は、約160,000件であり、昭和29年(1954)の約164,000件に比べて僅かな減少を示している。(第1表)

なお第1表の経路別受付件数の年次推移によれば家族親戚からの受付件数の受付総数に対する割合を見ると、昭和29年度(1954)は24%、昭和30年度(1955)は26.6%で僅かながら増加している。ここに、昭和26年(1951)から昭和29年(1954)迄の年次別による経路受付割合を図示すると、だいたい第1図のようになる。

第2表は児童相談所における処理内容および件数を示す。この欄で、法による措置を要しないものというのは主に助言、指導で処理されるものである。因みに、この法による措置を要しないものの処理総件数に対する比率を見ると、昭和29年度(1954)は、62.5%であり、昭和30年度(1955)は64%となつている。この比率は年々増加する趨勢にあるが、このことは、児童相談所が単なる措置事務のみだけでなく、相談機関本来の機能が序々に導入されつつある証拠であると見てよいだろう。

第3表は児童相談所における相談の昭和30年(1955)1月から12月末日に至る迄の種類別受付件数を示す。(柏木昭、田村満喜枝)

第 1 表 相談経路別受付件数の年次別推移

年 次 別	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	
通告されたもの	児童福祉司による	-	12,139	11,404	9,717	10,174	11,947	-	-
	児童委員による	-	23,430	5,683	2,627	1,909	1,951	3,063	2,756
	警察吏員による	-	29,012	48,008	53,545	48,552	45,943	42,232	38,201
	その他による	-	35,290	32,345	12,313	13,862	16,593	24,977	21,653
	計	35,917	99,871	97,440	78,202	74,497	76,466	70,271	62,610
家庭裁判所から送致さる	-	4,504	3,253	1,528	1,327	943	866	884	
法第 31 条による再判定	1,569	1,995	2,629	517	464	441	446	332	
その他の相談	36,127	56,816	65,517	61,049	67,191	80,101	92,841	96,896	
前年よりの繰越し	-	465	934	4,513	5,667	5,722	7,419	8,201	
総 計	72,613	163,651	169,773	145,809	149,355	163,673	171,843	163,923	

注：1) 昭和23年の総数が24年に比較して非常に少ないのは実質的には半分の実績であることにより、昭和26年、昭和27年の総数が昭和25年分に比較して減じているのは昭和27年10月1日から福祉事務所が児童福祉関係の業務を開始したことによる。
 2) 警察吏員による通告が昭和25年に急増しているのは14才未満の怯法少年を児童相談所に通告することになったのが昭和24年の6月からであり、24年は約半年分の数字であることによる。
 3) 処理内容のうちで施設への入所が漸減しているのは必要性の減少というより児童福祉施設の収容力が限界に達していることが大きな原因であるが、一方要保護児童をその家庭において指導するという措置を活用しようとする努力も影響していると考えられる。なお、昭和28年の指導措置件数のうち、約4,000件は社会福祉主事によるものである。
 4) 昭和30年分の数字については次の点を明かにしておく必要がある。取扱児童数のうちに、通告されたものうち「その他」による21,653の細部内訳は次の通りである。

福祉事務所から	12,940
市区村から	8,713
また、その他の相談96,896の細部内訳は次の通りである。	
家族親戚から	44,851
学校から	11,035
自身で	1,515
施設から	10,942
その他から	28,553

第 2 表 指導措置の年次別推移

処 理 内 訳	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
訓 戒 誓 約	4,397	13,564	23,919	20,798	17,089	16,596	14,610	16,409
児童福祉司、社会福祉主事、児童委員指導	6,813	35,074	23,180	21,809	22,142	23,259	23,452	20,761
里 親 に 委 託	480	3,142	2,688	2,197	2,218	2,181	2,329	2,773
保護受託者に委託	-	-	-	-	114	145	181	135
各種施設に入所	14,630	20,800	20,445	16,440	11,713	15,599	16,575	16,461
法による措置を要しないもの	46,828	90,137	95,028	78,609	85,357	98,474	107,097	112,384
翌年に繰越し	465	934	4,513	5,876	5,722	7,419	7,599	6,362
総 計	73,613	163,651	169,773	145,809	149,355	163,673	171,843	175,285

注：処理内訳のうち、児童福祉司、社会福祉主事、児童委員の指導20,761の細部内訳は次のとおりである。

児童福祉司の指導	14,775
社会福祉主事の指導	3,331
児童委員の指導	2,655

第3表 相談種類別取扱件数

相談種類別	取扱件数	比率
養護相談	42,578	27.5%
保健相談	1,625	1.1
肢体不自由相談	5,503	3.4
視聴言語障害相談	1,945	1.2
精神薄弱相談	7,544	4.3
教護相談	21,210	13.7
触法相談	24,678	15.8
教育相談	31,820	20.5
その他の相談	17,457	12.5
合計	154,360	100

注：相談種類別のうち、触法相談というものは14才未満の児童で、刑罰法令に触れる行為のあつた児童についての相談を意味し、家出・浮浪等を含む。教育相談というものは、学校教育に直接関係する進学、学業不振等の相談だけでなくしつけのあたえ方、習癖矯正等についての相談（いわゆる習癖相談）を含む。最近この教育相談所次第に増加しつつあるのは児童相談所の機能が広く一般社会に認められつつある結果であるといふことができるであろう。

10. 不 就 学 児 童 ・ 生 徒

The Postponement and Exemption from Obligation of School Attendance.

就学年令にありながら、就学しない児童、生徒のあることは、教育上重要な問題である。また中学校では不就学の理由が、主として貧困によることは、児童福祉、社会福祉の面からも見逃せない問題であろう。小学校に多い心身の欠陥による不就学児童の中には、教育の対象となり得ない者もあるが、特殊教育等の設備さえ充実すれば就学しうるものも少くない。これらの児童ならびにそれをめぐる家庭の問題のうちには、精神衛生の立場からみて重要なものが少くない。

1950年度から1955年度までの6年間の児童生徒の就学免除者数及び就学猶予者数を、文部省指定統計第13号、学校基本調査報告書、1950年度から1955年度にもとずいて掲載する。

1955年度、就学猶予免除者数については、年令別および理由別を掲載する。

資料は学校基本調査報告書、指定統計第13号、文部省調査局統計課による。(山崎道子)

第1表 年度別、就学免除者数

年 度 別	数	児 童 (6才～11才)	生 徒 (12才～14才)	計
1950	計	4,206	1,922	6,128
	男	2,255	966	3,221
	女	1,951	956	2,907
1951	計	3,741	1,820	5,561
	男	2,054	954	3,008
	女	1,687	866	2,553
1952	計	5,349	2,748	8,097
	男	2,913	1,423	4,336
	女	2,436	1,325	3,761
1953	計	4,062	2,241	6,303
	男	2,150	1,129	3,279
	女	1,912	1,112	3,024
1954	計	4,216	2,468	6,684
	男	2,295	1,298	3,593
	女	1,921	1,170	3,091
1955	計	4,241	2,187	6,428
	男	2,270	1,167	3,437
	女	1,971	1,020	2,991

第2表 年度別，就学猶予者数

年度	数	見 童 (6才 ~ 11才)	生 徒 (12才 ~ 14才)	計
1950	計	24,956	2,888	27,844
	男	13,339	1,463	14,802
	女	11,617	1,425	13,042
1951	計	21,588	2,275	23,863
	男	11,504	1,135	12,639
	女	10,084	1,140	11,224
1952	計	19,113	2,429	21,542
	男	10,328	1,138	11,466
	女	8,785	1,291	10,076
1953	計	22,660	2,385	25,045
	男	11,964	1,166	13,130
	女	10,696	1,219	11,915
1954	計	24,319	2,386	26,705
	男	12,981	1,312	14,293
	女	11,338	1,074	12,412
1955	計	23,697	2,505	26,202
	男	12,757	1,427	14,184
	女	10,940	1,078	12,018

第3表 1955年度就学猶予免除者数

年 令 別		6 才	7 才	8 才	9 才	10 才	11 才	計 (6才~11才)	12 才	13 才	14 才	計 (12才~14才)		
総 数	就 免 除 学 者	計	1,093	887	662	463	552	584	4,241	728	723	736	2,187	
		男	576	480	350	259	292	313	2,270	398	386	383	1,167	
		女	517	407	312	204	260	271	1,971	330	337	353	1,020	
	就 猶 予 学 者	計	16,521	3,479	1,471	714	737	775	23,697	976	788	741	2,505	
		男	8,849	1,906	802	389	395	416	12,757	548	445	434	1,427	
		女	7,672	1,573	669	325	342	359	10,940	428	343	307	1,078	
	1954年度 間の死亡 者数	計	1,456	1,424	874	746	814	732	6,046	623	614	555	1,792	
		男	864	852	522	411	495	416	3,560	347	351	515	1,013	
		女	592	572	352	335	319	316	2,486	276	263	240	779	
	市 部	就 免 除 学 者	計	558	414	281	207	228	251	1,939	313	343	293	949
			男	298	223	146	124	121	129	1,041	161	164	140	465
			女	260	191	135	83	107	122	898	152	179	153	484
就 猶 予 学 者		計	8,848	1,788	700	304	296	335	12,271	439	387	333	1,159	
		男	4,785	981	399	162	169	190	6,686	246	234	200	680	
		女	4,063	807	301	142	127	145	5,585	193	153	133	479	
1954年度 間の死亡 者数		計	742	746	442	397	423	370	3,120	340	337	303	980	
		男	439	447	272	216	283	214	1,871	195	193	167	555	
		女	303	299	170	181	140	156	1,249	145	144	136	425	
郡 部		就 免 除 学 者	計	535	473	381	256	324	333	2,302	415	380	443	1,238
			男	278	257	204	135	171	184	1,229	237	222	243	702
			女	257	216	177	121	153	149	1,073	178	158	200	536
	就 猶 予 学 者	計	7,673	1,691	771	410	441	440	11,426	537	401	408	1,346	
		男	4,064	925	403	227	226	226	6,071	302	211	234	747	
		女	3,609	766	368	183	215	214	5,355	235	190	174	599	
	1954年度 の死亡者 数	計	714	678	482	349	391	362	2,926	283	277	252	812	
		男	425	405	250	195	212	202	1,689	152	158	148	478	
		女	289	273	182	154	179	160	1,237	131	119	104	334	

注：死亡者の年令は、1954年4月1日現在の年令による。

第4表 1955年度就学猶予免除者数

理由別	就学免除					
	6才～11才			12才～14才		
	計	男	女	計	男	女
計	4,241	2,270	1,971	2,187	1,167	1,020
盲および弱視	-	-	-	67	40	27
難聴およびろう	-	-	-	119	55	64
し体不自由	1,265	718	547	412	222	190
虚弱(病弱)	821	415	406	339	171	168
精神薄弱	1,730	909	821	975	496	479
教護院又は少年院にある為	63	42	21	142	111	31
その他の	362	186	176	133	72	61

区分	就学猶予					
	6才～11才			12才～14才		
	計	男	女	計	男	女
計	23,697	12,757	10,940	2,505	1,427	1,078
盲および弱視	265	146	119	33	14	19
難聴およびろう	568	324	244	54	31	23
し体不自由	3,178	1,676	1,502	243	129	114
虚弱(病弱)	13,069	6,952	6,117	934	471	463
精神薄弱	4,455	2,425	2,030	419	215	204
教護院又は少年院にある為	342	253	89	557	441	116
その他の	1,820	981	839	265	126	139

11. 長期欠席児童・生徒

Long Absentees from Obligation of School Attendance

学令期にあつて在籍しながら長期にわたつて欠席しつづける児童の問題は教育上重要な問題である。かかる児童の中には、家庭の貧困から出かせぎ、就職などすでに事実上、就学していることが名目にすぎぬものもある。これらは児童福祉、社会福祉の面からも見のがし得ない問題である。また心身の欠陥のため、特殊学級あるいは養護学級ならば通学可能になるものも少くないだろうし、指導よろしきを得れば、学校生活に適応できるようになるものもあるだろう。精神衛生の面からも重要な問題である。

ここには、文部省が全国の公立小中学校全部について、昭和29年(1954)4月の学年始めの在学児童生徒について、昭和30年(1955)3月の学年の終りまでの間に、連続(引続いて)または、断続(出席が常でない)して50日以上欠席した者を長期欠席児童とした。転入または、転出したものについては、転入または転出した学校において、在学期間中に50日以上欠席した場合は、両方の学校から報告させた。なお、学校教育法第23条の規程によつて就学を猶予または免除された者は除いた。

前年度の長期欠席者と比較し、著明な点をあげると、次の通りである。

小学校、中学校の男女別の欠席率は、前年度に比べて、小学校10,131人(0.14%)、中学校3,341人(0.33%)の減少を示している。

都道府県ごとの欠席率をみると、小学校では、福岡県0.15%(1,116)人の増加、中学校では、北海道0.13%(1,360人)、栃木県0.03%(240人)、埼玉県0.07%(416人)、福岡県0.02%(623人)の増加をみることができる。次に欠席理由別欠席率では、前年度に比べ、疾病異常による者が若干の増加(小学校、約2.7%、中学校、約0.9%)を示し、家庭の無理解による者が若干の減少(小学校約1.2%、中学校約1.4%)を示した。なおまた経済的理由である「教育費が出せない」や、「家計の全部または、一部を負担させなければならない」をみると、小学校の欠席者については、若干減少を示したが、中学校の欠席者については、「教育費が出せない」のみが若干増加(約0.2%)を示している。

疾病異常別欠席率についてみると、前年度に比べると、アレルギー性疾患、内分泌系の疾患、物質代謝および栄養の疾患(小学校の男子0.8%、女子0.7%、中学校の男子0.6%、女子0.8%)、泌尿器の疾患(小学校の男子2.3%、女子0.2%、中学校の男子0.9%、女子0.6%)が増加し、骨および運動器の疾患(小学校の男子1.3%、女子0.4%、中学校の男子1.5%、女子0.4%)、不慮の事故中毒(小学校の男子2.6%、女子4.6%、中学校の男子3.4%、女子5.1%)が減少を示し、特に不慮の事故、中毒による欠席者の減少が顕著である。労働の形態別欠席率についてみると、前年度に比

べ、その他の欠席者（小学校の男子2.6%、女子3.5%、中学校の男子2.2%、女子1.2%）が増加している。労働の種類別欠席率について、前年度に比べると、物品の販売（小学校の男子2.7%、女子0.3%、中学校の男子2.5%、女子1.6%）、歌謡遊芸（小学校の男子1.4%、女子2.8%、中学校の男子0.1%、女子0.1%）が増加し、採炭鉱、採石（小学校の男子0.3%、女子0.7%、中学校の男子0.9%、女子0.1%）等の労務に従事した者が減少を示している。第2に、家業（事）の手伝いであった欠席者についての労働の種類をみると、小学校では留守番、子守、看病等の家事手伝が最も多く、約77%を占め、中学校では留守番、子守、看病等の家事手伝い（男子38.8%、女子71.9%）や農耕、畜産、炭焼等の家業の手伝い（小学校の男子15.4%、女子7.0%、中学校の男子18.1%、女子15.1%）や物品の製造、加工、修理等の労務に従事したものが増加（小学校の男子5.4%、女子7.0%、中学校の男子8.1%、女子6.5%）し、農業、林業、水産業に従事した者や、廃品その他の配付拾集の労務に従事した者が減少を示している。学年別欠席率についてみると、ここでも前年度より全般的に減少を示している。最後に、保護者の職業別欠席率について、前年度に比べると、全般的に欠席者が少くなっているが、特に中学校の行商、露天商の欠席者15.3%の減少が著しい。

この表は長期欠席児童生徒調査、昭和30年度（1955）、文部省調査局統計課資料による。

（山崎道子）

第1表 欠席者数と在学者に対する比率

区 分	1 9 5 3 年 度						1 9 5 4 年 度					
	欠 席 者 数			欠 席 率 (%)			欠 席 者 数			欠 席 率 (%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小学校	65,582	65,977	131,559	1.16	1.20	1.18	61,502	59,926	121,428	1.04	1.05	1.04
中学校	79,412	78,464	157,876	3.11	3.23	3.17	77,694	76,841	154,535	2.79	2.90	2.84
合 計	144,994	144,441	289,435	1.77	1.82	1.79	139,196	136,767	275,963	1.60	1.63	1.61

第2表 欠席理由別欠席率(%)

区 分	本 人 に よ る も の													
	本人の疾病異常		勉強嫌らい		友人にいじめられる		学用品がない		衣服や履物がない		学校が遠い		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	46.5	43.6	12.3	6.3	0.3	0.2	0.4	0.3	0.5	0.5	2.5	2.1	1.9	1.7
中学校	18.0	19.3	22.6	11.0	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	1.4	1.1	2.5	2.1

区 分	家 庭 に よ る も の											
	家庭の無理解		家庭の災害		家族の疾病異常		教育費が出せない		家計の全部または一部負担		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	22.7	27.0	0.2	0.3	1.8	3.8	3.9	4.6	2.4	3.4	4.6	6.2
中学校	26.3	30.1	0.4	0.6	2.9	6.1	5.4	7.2	13.4	12.8	6.4	9.1

第3表 疾病異常別欠席率(%)

区 分	呼吸器系の結核		その他の核		伝染病および寄生虫病		新生物		アレルギー性疾患等		血液および血管の疾患		精神神経病・人格異常		神経系および感覚器の疾患	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	26.5	31.2	4.9	5.4	2.0	2.0	0.2	0.2	3.4	3.2	1.3	1.2	5.4	4.8	7.5	7.0
中学校	22.6	29.2	2.9	3.4	0.9	0.9	0.2	0.1	3.1	3.5	1.4	1.4	13.9	9.7	11.2	10.8

区 分	循環器系の疾患		呼吸器の疾患		消化器系の疾患		泌尿器の疾患		皮膚および組織の疾患		骨および運動器の疾患		先天奇形		不慮の事故、中毒	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	2.8	3.0	15.0	16.0	5.9	6.0	5.1	4.2	2.5	3.3	12.3	9.5	0.6	0.7	4.6	2.3
中学校	3.5	5.0	10.5	11.2	7.9	8.1	3.1	2.7	2.2	2.6	12.1	8.4	0.8	1.0	4.0	2.0

第4表 労働の形態別欠席率(%)

区 分	事業所へ勤めた者		家業(専)の手伝いであったもの		その他			
	男	女	男	女	男	女		
小学校		1.8		2.2	49.0	65.4	49.2	32.4
中学校		13.0		13.2	63.9	73.3	23.1	13.5

第5表 労働の種類別欠席率(%)

区 分	農耕、養蚕、畜産、伐木、炭焼		漁業水産養殖		採炭鋸採石		人夫、雑役夫、運清、搬掃、夫夫		女中、給仕使		興行・娯楽場関係		物品の販売		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
勤業所務	小学校	3.4	0.9	3.1	0.1	2.2	1.1	19.7	5.9	9.2	34.0	2.0	2.4	8.2	1.5
	中学校	3.9	1.4	3.3	0.3	1.3	0.3	20.8	5.7	6.2	35.2	1.5	5.4	12.1	4.7
家業(専)伝	小学校	10.7	4.0	2.1	0.3	0	0	0.6	0.2	0.1	0.2	0	0	1.0	0.4
	中学校	35.8	15.8	7.4	1.0	0.2	0	1.6	0.4	0.2	0.7	0	0	2.3	1.1
その他	小学校	2.4	1.4	0.5	0.2	0.1	0	1.1	0.3	0.1	1.5	0	0	0.7	0.2
	中学校	10.7	5.7	3.8	1.2	0.5	0.1	6.4	1.9	0.7	6.9	0.2	0.4	3.9	1.6

区 分		物品の製造 加工、修理		廃品その他の 配付と拾集		靴 磨		歌謡、遊芸		留守番子守看 病等家事手伝		そ の 他	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
事 業 所 務	小 学 校	22.9	15.5	2.4	0.1	0.7	0	2.6	4.3	9.6	25.2	14.0	9.0
	中 学 校	33.5	27.5	1.7	0.3	0.2	0	0.2	0.8	2.1	8.3	13.2	9.7
家 業 手 伝	小 学 校	0.7	0.4	0.7	0.3	0.1	0	0.2	0.2	70.2	84.6	13.6	9.4
	中 学 校	3.2	1.6	0.6	0.3	0.1	0	0.1	0.1	38.8	71.9	91.7	7.1
そ の 他	小 学 校	0.3	0.3	1.2	0.3	0.3	0	0.1	0.3	24.3	43.2	68.9	52.3
	中 学 校	3.6	3.1	1.7	0.6	0.4	0.1	0.2	0.5	17.4	40.4	50.5	37.5

疾病異常と労働の種類による欠席傾向に見ると、第3表、第4表、第5表のようである。

第 6 表 学年別欠席率 (%) (在学者に対する比)

区 分	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	0.85	0.75	0.91	0.82	1.00	1.02	1.06	1.05	1.16	1.23	1.30	1.48
中学校	2.36	2.72	2.83	2.97	3.26	3.03	-	-	-	-	-	-

年 令 別 欠 席 率 (%)

区 分	6 才		7 才		8 才		9 才		10 才		11 才		12 才		13 才		14才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	11.1	9.7	14.4	12.9	11.7	11.1	13.0	12.7	17.0	17.2	18.9	20.6	9.8	11.2	2.5	2.8	1.6	1.8

区 分	12 才		13 才		14 才		15 才		16 才		17 才		18才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
中学校	15.5	16.6	28.9	29.7	34.3	33.2	16.9	16.1	3.3	3.3	0.8	0.8	0.3	0.3

第8表 保護者の職業別欠席率(%) (在学者に対する比)

区分	農 業		林 業		水 産 業		鉱 業		運 輸 業		自 宅 商		自 宅 工	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	0.80	0.77	2.17	2.18	1.39	1.25	1.26	1.51	0.65	0.71	0.54	0.51	0.65	0.65
中学校	2.57	2.28	5.47	4.82	7.49	5.63	3.04	3.71	1.68	1.76	1.19	1.38	2.28	2.27

区分	行商露店商		自由労働者		工 員		公 務 員		学校職員		会 社 員		そ の 他		無 業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	1.60	1.77	3.25	3.59	0.86	0.92	0.55	0.52	0.60	0.52	0.67	0.59	1.68	1.70	3.15	3.16
中学校	5.07	6.38	8.41	9.88	2.73	3.63	0.71	0.75	0.55	0.51	0.82	1.00	4.20	5.11	5.59	1.92

12. 自 殺

Suicide

1954年以後、日本の自殺率は世界第一位となつた。これに次ぐ国は、デンマーク、オーストリア、スイス、西ドイツ、フィンランド、スウェーデンであり、最も少いのはアイルランド、北アイルランド、アメリカの白人以外、チリー、スコットランドである。日本における高い自殺率は、青年層及び女性の自殺が多いこと(前号)、及び一家心中、情死の如き集団自殺が日本の自殺の特徴であるため、といわれる。第2表は昭和24年(1949)度における集団自殺であり、総件数1281件のうち半数以上が情死であり、母子の親子心中、夫婦の自殺の順である。またこのうち20%が無理心中であることも特徴的であり、親子心中の6割以上が無理心中である。これを府県別に見ると第3表の如くであり、全体を図示すると第1図の如く、情死58%、親子22%、夫婦10%、同性4%、その他6%となる。特に一家心中について府県別に見たものが第4表であり、大体半数が既遂である。その原因別は第5表の如く、貧困、将来の苦慮、家族の不和などが目立っている。

次に一般に都市は農村よりも自殺率が高いとされるが、その特徴を東京都、六大都市、全国の比較によつて示したものが第6表である。年齢別で目立つことは25才未満ではやや都会に多く、20才~40才未満では著しく都会に多く、40才以上では全国に多い。手段別では縊死はやや全国に多く、服毒は都会に多い。原因別では、精神錯乱や将来の苦慮、失恋は都会に多く、病苦は全国のほうが高くなつている。これらの事実は都会化及び工業化と自殺の増加に関連するものである。特に東京都における終戦後10年間の自殺の推移をみると第7表の如くで、実数は戦後2、3倍に達し、手段別では服毒の増加が著しく、原因別では精神錯乱、病苦、失恋の増加が目立っている。

(加藤正明, 田頭寿子)

(a) 世界各国における自殺発生率

第1表 世界各国の自殺発生率 (全年令, 人口10万対)

国 別	年 度	総 数	男	女
南アフリカ連邦 (ヨーロッパ人のみ)	1953	11.9	19.4	4.4
カナダ	1954	7.3	19.4	3.5
チリ	1951	4.6	7.3	2.1
アメリカ合衆国	1954	10.8	16.1	4.3
白人	1954	10.8	17.2	4.6
白人以外	1954	3.8	6.4	1.3
セイロン	1954	8.0	10.2	5.5
日本	1954	23.4	29.2	17.8
オーストリア	1954	23.1	33.1	14.4
ベルギー	1954	13.8	20.5	7.3
デンマーク	1954	23.3	31.4	15.4
イングランド・ウェールズ	1954	11.4	14.9	8.1
フィンランド	1954	18.9	31.2	7.6
フランス	1954	15.8	24.7	7.4
西ドイツ	1954	19.3	26.6	12.8
アイルランド	1954	2.0	3.2	0.8
イタリア	1953	6.4	9.2	3.9
ルクセンブルグ	1954	10.4	15.1	5.8
オランダ	1954	6.2	8.2	4.3
北アイルランド	1954	3.5	5.3	1.7
ノルウェー	1954	7.4	12.2	2.7
ポルトガル	1951	10.2	15.4	5.3
スコットランド	1954	5.9	8.3	3.7
スペイン	1953	5.9	9.1	2.9
スウェーデン	1953	18.6	28.2	9.0
スイス	1954	22.6	33.9	12.0
オーストラリア	1953	10.9	15.6	6.0
ニュージーランド (マオリ人を除く)	1954	8.9	13.4	4.4

(WHO chronicle 1956)

(b) 集 団 自 殺

第2表 集 団 自 殺 件 数

1953年度 (国勢統計)

集 団 別		2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上	件 数
夫 婦		(13)	-	-	-	-	(13)
		129	-	-	-	-	129
親 子	父 と 子	(12)	(11)	-	-	-	(23)
		22	17	-	-	-	39
	母 と 子	(74)	(36)	(13)		(1)	(124)
		131	52	19	1	1	204
	父 母 と 子	-	(15)	(6)	(4)	(3)	(28)
		-	23	8	4	3	38
恋 愛 関 係 中 の 男 女		(35)	-	-	-	-	(35)
		744	-	-	-	-	744
同 性	男	12	2	-	-	-	14
	女	42					42
そ の 他		(14)	(1)	(2)	-	(1)	(18)
		61	5	3	-	2	71
総 数		(148)	(63)	(21)	(4)	(5)	(241)
		1,141	99	30	5	6	1,281

注：1. いわゆる無理心中の場合、自殺の道連れとなつて殺傷されたものを合せて計上されている。

2. 無理心中は内数として括弧内に示した。

第3表 府県別、集団自殺件数

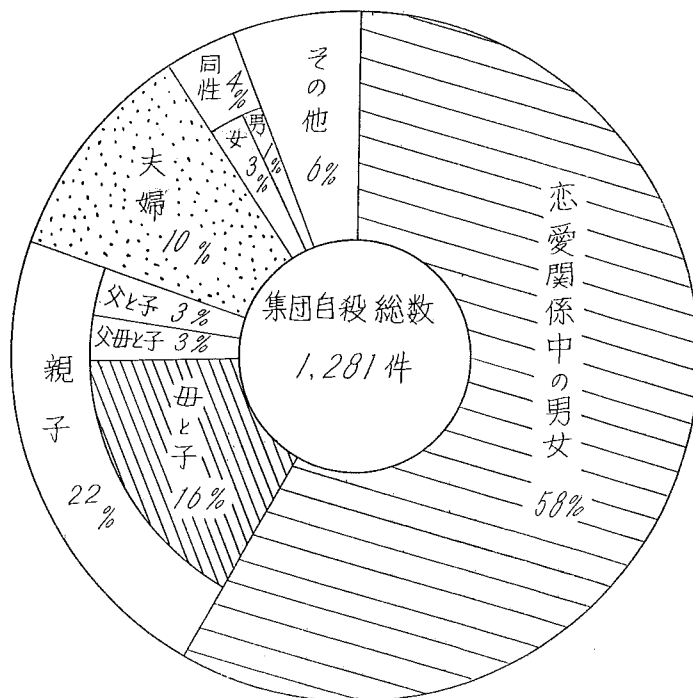
1954年度（国勢統計）

管 区	都 道 府 県	夫 婦	親 子			恋愛関 係中の 男 女	同 性		そ の 他	総 数							
			父 と 子	母 と 子	父 母 と 子		男	女									
北 海 道	札幌方面	-	2	(3)	4	-	9	-	3	2	(3)	20					
	旭川方面	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2					
	釧路方面	2	(1)	1	1	-	2	-	-	-	(1)	6					
	北見方面	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3					
	函館方面	1	-	-	2	-	9	-	-	1	-	13					
	計	3	(1)	3	(3)	8	-	24	3	3	(4)	44					
東 北	青森県	1	-	-	(1)	1	-	(1)	13	1	1	(2)	18				
	岩手県	(1)	1	-	(3)	6	-	3	-	-	1	(4)	11				
	宮城県	1	(2)	2	(3)	3	(1)	1	(3)	9	1	(1)	(10)	18			
	秋田県	1	-	-	-	-	1	-	3	-	-	-	5				
	山形県	1	-	-	(1)	3	(1)	1	8	1	-	(2)	13				
	福島県	-	(1)	1	(2)	8	(1)	1	16	2	-	(4)	30				
	計	(1)	4	(3)	3	(10)	21	(3)	4	(4)	52	1	5	(1)	95		
関 東	東京都	(3)	14	(4)	4	(16)	17	(6)	6	(3)	57	2	(2)	7	(34)	107	
	茨城県	1	(1)	1	(5)	5	(1)	1	4	-	1	-	-	(7)	13		
	栃木県	1	(1)	2	(1)	3	-	1	20	-	-	-	3	(2)	30		
	群馬県	1	-	-	(4)	5	-	-	18	-	-	-	(1)	1	(5)	25	
	埼玉県	2	-	-	(4)	6	(1)	1	(2)	8	-	(3)	4	(10)	21		
	千葉県	1	(1)	1	(5)	5	-	-	7	-	-	-	-	(6)	14		
	神奈川県	7	-	1	(4)	9	(3)	3	(1)	42	1	5	(2)	6	(10)	74	
	新潟県	2	-	-	(3)	6	-	-	(1)	19	-	-	-	-	(4)	27	
	山梨県	2	-	-	(2)	2	-	-	11	-	-	-	2	(2)	17		
	長野県	6	-	-	(2)	2	(1)	1	(4)	33	-	1	(1)	3	(8)	46	
	静岡県	7	1	-	4	2	2	84	-	8	-	4	-	-	110		
	計	30	(3)	6	(30)	47	(6)	9	(8)	246	1	15	(7)	23	(54)	377	
中 部	富山県	-	-	-	(2)	2	-	1	5	-	1	-	-	(2)	9		
	石川県	(1)	1	-	-	1	-	-	6	-	-	-	-	(1)	8		
	福井県	-	-	1	1	1	-	-	9	2	1	-	-	-	14		
	岐阜県	1	-	-	-	-	(1)	1	17	-	1	-	2	(1)	22		
	愛知県	(1)	7	-	(4)	9	-	(1)	20	-	1	-	1	(6)	38		
	三重県	3	-	-	(5)	6	-	(1)	12	-	-	1	-	(6)	22		
	計	(2)	12	1	(11)	19	(1)	2	(2)	69	3	3	4	(16)	113		
近 畿	滋賀県	3	-	-	(3)	5	-	(1)	6	-	1	-	-	(4)	15		
	京都府	(1)	3	-	(1)	4	(2)	2	(2)	29	2	-	(1)	8	(7)	48	
	大阪府	19	(1)	2	(7)	7	(2)	2	57	-	-	1	(4)	4	(14)	92	
	兵庫県	(3)	6	(2)	2	(9)	11	(1)	1	(2)	26	-	3	(1)	3	(18)	52
	奈良県	2	-	-	-	-	-	2	17	-	-	1	-	-	-	22	
	和歌山県	2	-	-	4	4	-	19	-	-	-	-	1	-	26		
	計	(4)	35	(3)	4	(20)	31	(5)	7	(5)	154	2	6	(6)	16	(43)	255
中 国	鳥取県	2	-	-	(2)	2	-	-	4	-	-	-	-	-	(2)	8	
	島根県	1	-	2	(1)	2	(1)	1	6	-	-	-	-	-	(2)	12	
	岡山県	1	(3)	3	(7)	7	-	-	4	-	-	1	-	-	(10)	16	

中国	広島県	山口県	3	-	(7) 10	-	12	-	-	(1) 3	(8) 28
		計	-	(1) 3	(2) 4	-	(1) 6	3	1	(1) 1	(5) 18
四国	徳島県	香川県	1	-	5	-	-	-	-	-	-
		愛媛県	(2) 3	-	(8) 10	(1) 1	(6) 13	-	1	1	(17) 29
		高知県	(1) 4	(2) 4	3	1	6	-	1	1	(3) 20
		計	(3) 8	(2) 4	(8) 18	(2) 4	(7) 20	-	2	2	(22) 58
九州	福岡県	佐賀県	7	-	(4) 6	(1) 1	(4) 23	-	3	(1) 1	(10) 41
		長崎県	2	-	(1) 4	-	2	1	-	1	(1) 10
		熊本県	2	(2) 2	(2) 5	(1) 1	11	1	-	-	(5) 22
		大分県	2	(1) 3	-	(1) 2	12	-	-	4	(2) 23
		鹿儿岛県	-	1	-	-	9	-	-	-	-
計	16	(3) 6	(7) 18	(4) 5	(5) 90	3	5	(1) 7	(20) 150		
総計			(18)129	(23) 39	(124)204	(28) 38	(85)744	14	42	(18) 71	(241)1,281

- 注 1. いわゆる無理心中の場合自殺の途連れとなつて殺傷されたものを含めて計上されている。
 2. 無理心中は、内数として()で示した。

第1図 集団自殺比較 (1945年度)



第4表 府県別一家心中発生状況

1954年度全国（除東京都）（国管統計）

都 道 府 県	発生件数	既 遂			未 遂			一 部 未 遂					
		件 数	男	女	件 数	男	女	件 数	男	女	男	女	
東 北	北海道	5	-	-	-	1	1	2	4	2	4	5	3
	青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岩手県	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮城県	5	2	2	2	1	1	1	2	1	2	-	3
	秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山形県	4	4	3	10	-	-	-	-	-	-	-	-
福島県	6	4	1	9	1	2	2	1	3	1	-	1	
計	16	11	7	23	2	3	3	3	4	3	-	4	
関 東	茨城県	2	2	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	栃木県	4	1	1	1	1	2	-	2	-	4	-	1
	群馬県	3	2	2	4	-	-	-	1	2	1	1	-
	埼玉県	2	1	3	3	-	-	-	1	1	-	1	1
	千葉県	3	2	4	2	-	-	-	1	3	2	-	2
	神奈川県	5	2	2	3	1	1	1	2	5	-	-	2
	新潟県	4	2	2	3	2	2	5	-	-	-	-	-
	山梨県	2	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
	長野県	2	1	1	3	-	-	-	1	-	2	1	-
静岡県	5	3	7	4	1	1	1	1	-	1	2	2	
計	32	17	25	27	6	7	8	9	11	10	5	8	
中 部	富山県	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福井県	2	2	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛知県	12	4	6	6	5	7	8	3	3	3	-	4
	三重県	2	1	2	2	-	-	-	1	1	-	-	1
計	17	8	13	12	5	7	8	4	4	3	-	5	
近 畿	滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	京都府	6	1	1	1	3	4	3	2	1	3	-	2
	大阪府	15	6	8	7	6	9	9	3	2	1	2	1
	兵庫県	16	10	8	19	-	-	-	6	3	6	3	2
	奈良県	2	-	-	-	1	1	2	1	2	1	1	-
	和歌山県	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
計	40	18	18	29	10	14	14	12	8	11	6	5	
中 国	鳥取県	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	島根県	3	1	8	-	-	-	-	2	2	1	3	1
	岡山県	7	3	4	4	1	1	1	3	3	4	2	1
	広島県	4	1	1	2	-	-	-	3	2	5	2	-
	山口県	7	-	-	-	2	3	4	5	2	5	1	6
計	22	6	9	7	3	4	5	13	9	15	8	7	
四 国	徳島県	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	香川県	3	3	3	8	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛媛県	6	4	9	6	-	-	-	2	2	2	1	2
高知県	2	1	1	2	-	-	-	1	1	1	-	1	

九州	計	12	9	15	16	-	-	-	4	3	3	1	3
	福岡県	4	2	3	2	-	-	-	2	2	2	2	2
	佐賀県	2	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	長崎県	5	-	-	-	1	3	2	4	5	4	2	3
	熊本県	1	-	-	-	1	2	2	-	-	-	-	-
	大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿兒島県	2	2	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	14	6	13	8	2	5	4	6	7	6	4	5	
総数	153	75	100	122	29	41	44	54	48	55	29	40	

注：この表は 1954 年 5 月 7 日，現在，国警防犯課実施の特別調査による。

第5表 原因別一家心中発生状況

(国警統計)

原因別	発生件数	既 遂			未 遂			一 部 未 遂				
		件数	人 員		件数	人 員		件数	既遂人員		未遂人員	
			男	女		男	女		男	女	男	女
精神錯乱して	6	3	4	3	1	2	2	2	4	2	1	2
病苦にて	17	11	13	18	3	5	4	3	-	6	3	-
貧困に因り	82	8	15	15	5	10	9	19	15	15	9	15
前非を悔い又は慚愧により	3	1	1	2	1	2	-	1	1	-	-	1
家庭又は親族の不和により	31	16	19	24	5	6	10	10	8	13	6	6
将来のことを苦慮して	32	16	20	29	9	11	13	7	4	7	2	7
業務の失敗に因り	9	5	8	5	-	-	-	4	5	4	3	4
私通又は妊娠を憂えて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失恋により	2	-	-	-	-	-	-	2	1	3	3	1
淫逸放蕩の末	1	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	1
厭世により	21	12	14	21	5	5	6	4	5	3	1	8
学業の失敗に因り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納税苦に因り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	3	6	5	-	-	-	1	2	1	1	-
総数	153	75	100	122	29	41	44	54	48	55	29	40

(c) 都市における自殺

第6表 都市における自殺の特徴

特 徴		東 京 都			六 大 都 市			全 国		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
年 令 別	* 20 才 未 満	13%	18%	14%	12%	14%	13%	12%	13%	12%
	* 20 才 以 上	66	61	63	58	56	56	50	48	49
	** 40 才 以 上	21	21	22	30	30	30	38	39	33
手 段 別	** 縊 死	16	11	14	17	12	15	30	28	17
	轢 死	17	10	14	14	8	12	12	10	12
	投 身	8	12	10	7	13	9	8	21	13
	高 所 より 飛 降 り	2	3	2	2	1	1	1	1	1
	服 毒	51	54	53	53	56	54	39	39	39
	銃 又 は 火 泉 に て	2	2	2	0.3	0.1	0.2	0.9	0.2	0.6
そ の 他	4	8	6	7	9	8	9	6	11	
原 因 別	* 情 神 錯 乱 し て	19	16	13	13	13	13	12	13	12
	** 病 苦	11	12	11	15	11	15	19	23	21
	貧 困 に 因 り	3	2	3	3	2	3	3	2	3
	前 非 を 悔 い	2	1	2	3	0.2	2	2	0.4	2
	家 庭 不 和	5	10	7	4	10	6	5	11	7
	* 将来のことを苦慮して	12	5	13	10	10	10	7	8	8
	失 業, 業 務 の 失 敗	5	0.5	3	4	1	3	3	0.4	2
	私 通, 妊 娠 を 憂 えて	-	-	-	0.2	1	0.4	0.3	0.1	0.7
	* 失 恋 に 因 り	5	10	7	4	8	6	3	7	5
	淫 逸 放 蕩 の 末	7	0.6	0.7	2	0.6	1	1	0.5	1
	厭 世 に 因 り	12	10	11	19	20	19	21	16	19
学 業 の 失 敗	0.5	0.4	0.5	9	0.2	0.6	7	0.2	0.5	
そ の 他	19	33	24	14	18	21	17	19	19	

注：都市に多いもの *

全国に多いもの **

第7表 東京都における自殺の推移（既遂）

推 移 状 況		1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
手 段 別	縊 死	244	219	182	(1) 212	(3) 178	158	177	162	244	292
	轢 死	111	106	77	103	(1) 127	126	158	195	235	290
	投 身	277	159	188	207	182	106	165	164	157	194
	高所より飛降り	-	-	-	-	17	9	18	16	27	30
	服 毒	175	(1) 202	297	(3) 425	552	571	634	718	960	1,074
	銃又火薬にて	26	25	(1) 20	35	(1) 34	23	27	22	35	48
	ガ ス そ の 他	- 45	- 34	- 20	- 33	15 3	25 6	36 5	49 5	87 8	106 12
原 因 別	精神錯乱して	87	116	72	71	915	147	218	268	331	419
	疾病又は老衰を悲観して	146	140	(1) 157	187	184	193	248	198	298	301
	貧 困	64	44	45	63	69	48	41	83	73	52
	犯罪の発覚をおそれ	17	5	9	26	(1) 31	30	25	15	26	23
	家庭親族間の不和	30	43	47	73	(2) 71	77	83	79	110	106
	将来を苦慮	193	93	163	(4) 302	164	185	19	130	164	255
	結婚又は離婚を悲観	-	-	-	-	(1) 13	23	18	24	31	46
	失業又は業務失敗	11	5	13	29	69	44	30	25	59	65
	私通又は妊娠を憂えて	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-
	失 恋	9	21	41	42	51	57	67	51	69	109
	放蕩淫逸の末	9	12	3	8	8	1	18	15	14	13
	厭世に因り	-	-	-	-	(1) 70	31	163	171	196	227
	情 死	-	-	-	-	(1) 21	15	19	26	40	31
	学 業 失 敗	4	9	2	2	7	1	6	1	6	13
	父兄の叱責	-	-	-	-	18	15	22	19	20	25
痴情関係	-	-	-	-	(1) 8	14	26	16	25	41	
そ の 他	311	(1) 337	(1) 232	212	(1) 161	143	214	256	289	320	
合 計	878	(1) 825	(4) 784	(4) 1,015	(10) 1,104	1,024	1,220	1,331	1,753	2,046	
人 口 10 万 人 比	22.5	17.9	15.4	18.5	18.4	16.0	17.9	18.7	22.0	26.0	

注：1 本表の1948～1953年まで三多摩島部を含まない。

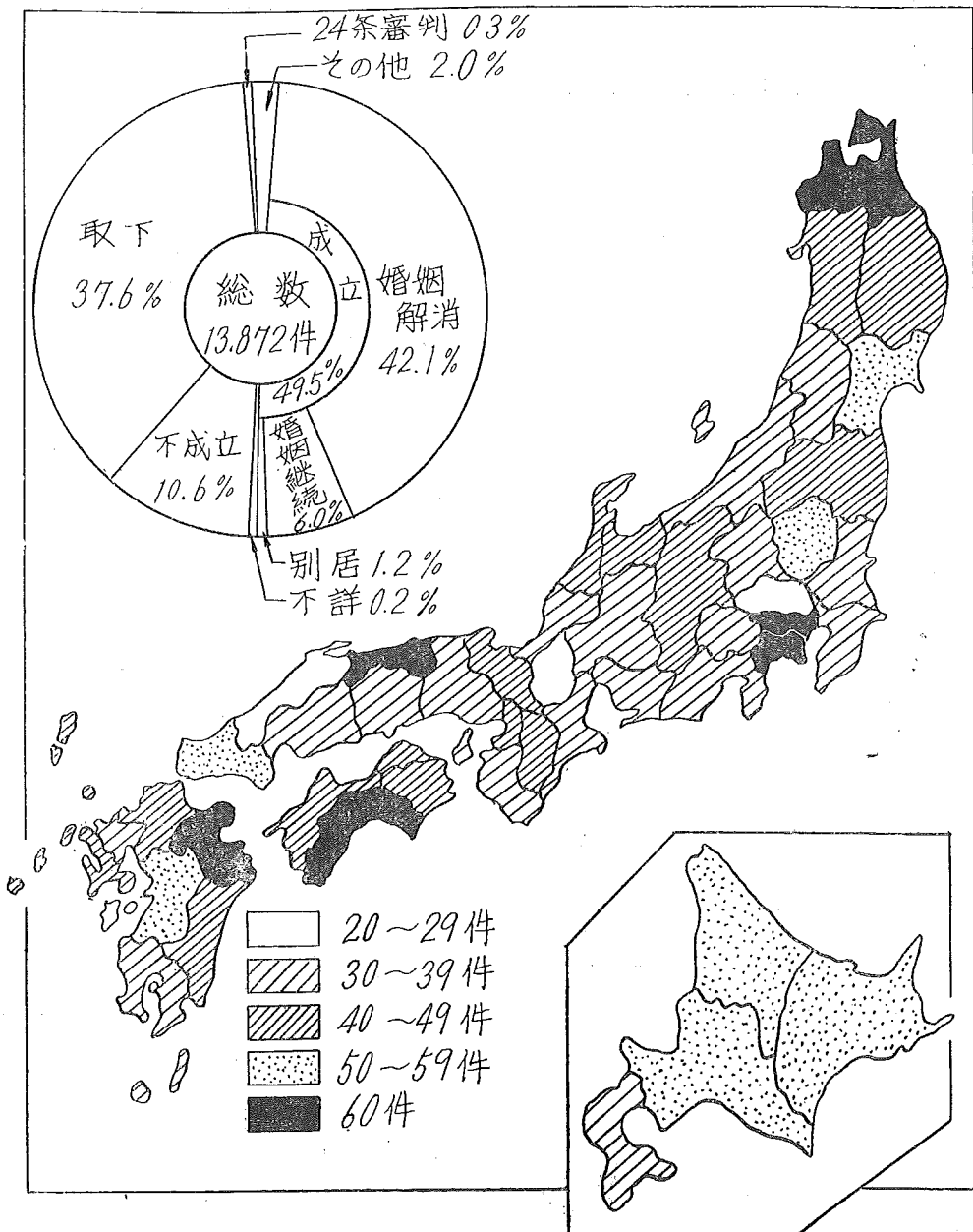
2 括弧は外国人の外数で示す。

13. 離 婚

Divorce

例年と違い人口動態統計（昭和30年）がまだできていないので、本号では最高裁判所事務総局編

第 1 図 離婚申立（有配偶者10万人につき）と調停者結果表

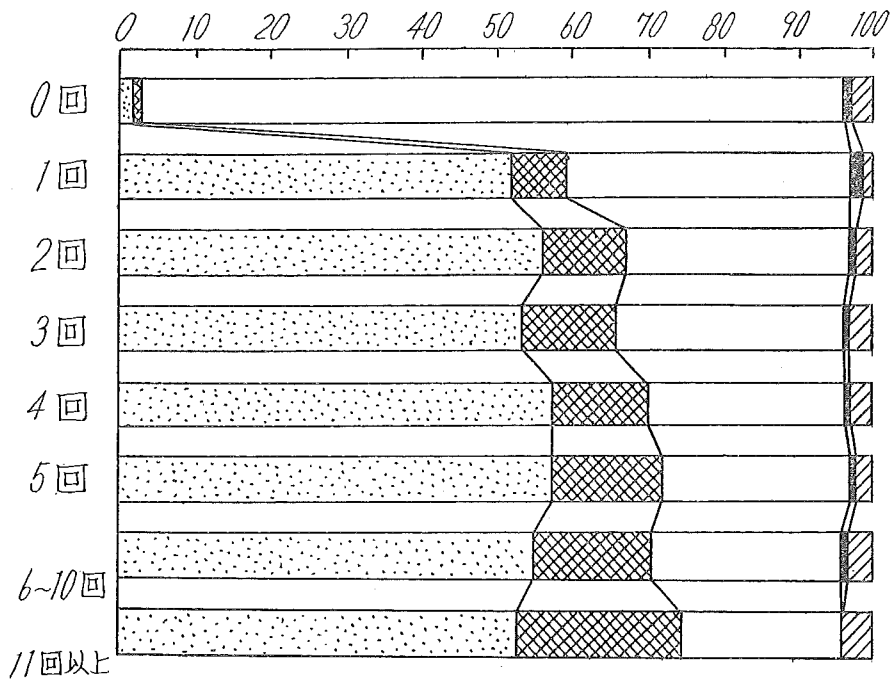


昭和30年司法統計年報を唯一の資料とせざるを得なかつた。以下の図・表はすべて同年報よりとつたものである。

本号では、離婚の傾向を離婚調停における継続グループと解消グループとの対比において主に捉えてみた。継続乃至解消グループとは、家庭裁判所における調停の結果、夫婦関係を事後継続する、或は解消するということに決定した夫々の件数のグループである。従つて、調停という一つの処置 (treatment) を通して、夫婦関係の調整が成功したもの、或は失敗し解体したもの、と云うこともできよう。

注：図・表の説明にはいずれも統計的な検定が必要であるが、ここでは余裕がなかつた為、大体の傾向だけを示しておいた。

第2図 離婚事件の調停委員会を開いた回数と調停結果



成立
 不成立
 取下
 24条の審判
 その他

調停についての概観——30年度の調停総数は13,872件であるが、その過半数は3回までで終了している(第1表の総数の欄)。そして調停が成立するのは総件数の50%6,878件であり、この中継続が6%の832件、解消が42%の5,847件を占める(第1図)。しかし、調停が成立するか否かは調停回数の多少とは余り関係がないようである(第2図)。継続と解消との比率では、調停回数1回の場合は解消率(解消件数を継続件数で除したもの、以下同じ)は高く、次後2~5回の場合はやや低まり、6~10回になるとまた解消率が高まつて、11回以後になると再び低下する傾向を示している。逆に云えば調停が2~5回で成立するもの、或は11回以上続くものは、成立の結果がやや継続が多くなると云えよう。

第 1 表 調停委員会を開いた回数と調停結果

調停回数	総数	成 立					不成立	取 下	24条の審判	その他
		総数	婚 続	別 居	婚 解	婚 消				
総 数	13,872	6,378	332	166	5,847	33	1,466	5,211	35	282
1 回	2,795	1,476	138	22	1,303	13	199	1,073	7	40
2 回	3,078	1,747	243	36	1,460	8	353	920	4	54
3 回	2,204	1,201	153	34	1,011	3	279	665	9	50
4 回	1,584	924	120	29	772	3	204	416	3	37
5 回	933	542	66	17	457	2	136	237	2	16
6 ~ 10回	1,449	808	89	22	694	3	225	372	8	36
11 ~ 15回	188	98	14	3	81	-	41	41	-	8
16 ~ 20回	50	29	5	-	24	-	13	7	-	1
21 回以上	29	16	1	1	13	1	5	8	-	-
開かないもの	1,562	37	3	2	32	-	11	1,472	2	40

第 2 表 調停回数と継続・解消との関係

調停別	総数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 ~ 10回	11 ~ 15回	16 ~ 20回	21回以上	開かないもの
継 続	332	138	243	153	120	66	89	14	5	1	3
解 消	5,847	1,303	1,460	1,011	772	457	694	81	24	13	32
解消 継続	7.0	9.4	6.0	6.6	6.4	6.9	7.8	5.8	4.8	13.0	10.7

以下、この継続と解消との関係を各条件についてみてゆきたい。

夫妻の年齢——夫妻が同年令の場合と一般的に不一致の場合とを比較してみると解消率は殆んど差がない。しかし、不一致の場合の内訳をみると、夫の年長の場合の方がやや解消率が高く、しかもその年長差が少い程、解消率は高くなっている。

第 3 表 夫妻相互の年齢別件数

a)

夫の年齢	総数	妻の年齢								不 詳
		20才未満	20~24才	25~29才	30~35才	35~39才	40~49才	50~59才	60才以上	
総 数	13,872	50	1,856	3,649	3,119	2,112	2,240	673	148	25
20 才 未 満	3	3	5	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 24 才	559	32	394	124	8	-	1	-	-	-
25 ~ 29 才	5,790	11	1,095	1,426	210	34	13	-	-	1
30 ~ 34 才	3,153	3	318	1,586	1,093	119	34	-	-	-
35 ~ 39 才	2,216	1	28	372	1,166	564	81	4	-	-
40 ~ 49 才	3,271	-	11	123	573	1,234	1,274	55	1	-
50 ~ 59 才	1,382	-	4	14	64	142	727	411	20	-
60 才 以 上	463	-	-	3	3	17	110	203	127	-
不 詳	30	-	1	1	2	2	-	-	-	24

b)

(13,872件)

年 令 差	夫 が 年 長	妻 が 年 長
夫 婦 同 年 令	5.8	
1 才 以 内	8.0	4.5
3 才 以 内	22.3	3.8
5 才 以 内	20.5	1.7
7 才 以 内	12.8	0.27
10 才 以 内	9.7	0.65
16 才 以 上	5.6	0.26
不 詳	2.7	

第 4 表 夫妻相互の年令と継続・解消との関係

相互年令	同年令	不一致	夫 が 年 長							妻 が 年 長			
			1才以内	3 才	5 才	7 才	10 才	11才以上	計	1才以内	3 才	4才以上	計
継 続	49	782	60	175	155	115	91	80	676	46	33	27	106
解 消	354	5,486	541	1,327	1,192	751	564	427	4,802	270	241	173	684
解消 継続	7.2	7.0	9.0	7.6	7.7	6.5	6.2	5.3	7.1	5.9	7.3	6.4	6.5

婚姻継続年数——1年以内が圧倒的に解消率が高く、以下婚姻継続年数が長くなるにつれ一般に解消率は低下する。

第 5 表 婚姻継続年数と継続・解消との関係

婚姻継続年数	1年以内	2 年	3 年	4 年	5 年	7 年	10 年	15 年	20 年	21年以上
継 続	33	45	49	48	40	133	123	128	93	128
解 消	870	588	510	407	391	804	808	625	421	384
解消 継続	26.4	13.1	11.0	8.3	9.8	6.8	6.6	4.9	4.5	3.0

子の数——子のない場合は解消率が極めて高い。子がある場合でも、1児の場合は解消率が比較的高く、以下子の数が増すにつれ解消率は低下する。

第 6 表 子供の数と継続・解消との関係

子供の有無	な し	あ り	1 児	2 児	3 児	4 児	5 児	6 児
継 続	129	699	195	219	138	62	41	37
解 消	1,695	4,140	1,818	1,180	614	268	120	89
解消 継続	13.1	5.9	9.4	5.4	4.4	4.3	2.9	2.4

夫妻の学歴——夫妻の学歴が不一致の場合は解消率がやや高い。不一致の内訳では、夫の方が学歴が高くても妻の方が学歴が高くても解消率は殆んど差がない。しかし、夫妻共に高校以上の場合には夫妻共に中学以下の場合に比し、解消率は高くなっている。

第 7 表 夫妻の学歴と継続・解消との関係

学 歴 別	一 致		不 一 致		妻の方が高い		夫の方が高い		夫 妻 共 に 夫 妻 共 に	
	一 致	不 一 致	妻の方が高い	夫の方が高い	夫 妻 共 に	夫 妻 共 に	夫 妻 共 に	夫 妻 共 に		
継 続	563	251	68	183	166	514				
解 消	3,843	1,872	489	1,383	1,545	3,174				
解消 継続	6.8	7.5	7.2	7.6	9.3	6.2				

夫妻の職業——妻が無職又は主婦の場合が圧倒的に多いが、妻に職業があつても解消率は余り差がない。夫の職業の場合は、農林漁業より都市的な製造修理や事務の方が解消率は高くなつており、更に完全失業になると解消率はますます高くなつている。

第 8 表 夫妻の職業と継続・解消との関係

職 業 別	夫 の 職 業				妻 の 職 業	
	農 林 漁 業	製 造 修 理	事 務	完 全 失 業	職 業 あ り	無 業 又 は 主 婦
継 続	223	94	119	43	293	517
解 消	1,292	700	863	401	1,980	3,701
解消 継続	5.3	7.4	7.3	9.3	6.8	7.2

第 9 表 原因，婚姻種別および調停結果別件数

原 因	総 数	見 合 結 婚											
		合 計	成 立						不成立	調停を しない	24条の 審 判	取 下	その他
			計	婚 維	姻 続	別 居	婚 屏	姻 消					
総 数	13,872	10,803	5,341	683	131	4,504	23	1,166	185	24	4,057	30	
夫	計	10,430	8,125	4,147	567	98	3,464	18	746	140	19	3,050	23
	不 貞	2,647	1,954	1,034	134	28	868	4	156	38	2	720	4
	虐 待	2,100	1,701	792	132	21	636	3	182	24	8	691	4
	遺 棄	736	571	267	24	5	238	-	53	16	1	230	4
	浪 費	1,033	827	360	90	14	254	2	71	19	4	372	1
	犯 罪	214	148	73	4	-	69	-	18	4	2	51	-
	疾 病	218	191	93	5	2	85	1	22	3	-	70	3
	性 格 相 違	1,466	1,186	669	51	10	604	4	117	14	-	382	4
が	尊 族 と 不 和	320	259	160	28	-	131	1	24	2	1	72	-
	経 済 破 綻	788	584	300	50	12	236	2	40	13	1	229	1
	そ の 他	397	324	179	30	4	144	1	27	2	-	115	1
	不 詳	511	380	220	19	2	199	-	36	5	-	118	1
妻	計	3,442	2,678	1,194	116	33	1,040	5	420	45	5	1,007	7
	不 貞	557	421	197	16	4	177	-	58	7	1	158	-
	虐 待	47	40	16	3	-	13	-	5	1	-	18	-
	遺 棄	119	97	44	4	-	40	-	12	3	-	37	1
	浪 費	97	72	23	1	3	19	-	10	3	-	35	1
	犯 罪	13	9	5	-	-	5	-	2	-	-	2	-
	疾 病	324	280	142	8	3	131	-	37	3	1	96	1
	性 格 相 違	1,396	1,110	476	48	18	408	2	194	19	3	414	4
が	尊 族 と 不 和	175	138	70	10	1	58	1	18	2	-	48	-
	経 済 破 綻	39	24	7	1	-	6	-	6	-	-	11	-
	そ の 他	203	166	73	6	1	66	-	27	1	-	65	-
	不 詳	472	321	141	19	3	117	2	51	6	-	123	-

原因	恋 愛 結 婚											不 詳	
	合 計	成 立						不成立	調停を しない	24条の 審判	取 下		その他
		計	繼 続	姻 続	別 居	婚 解	姻 消						
總 效	2,833	1,517	147	35	1,328	7	289	57	11	1,007	2	186	
夫	計	2,168	1,158	123	21	1,008	6	171	46	11	782	137	
	不 貞	669	392	33	6	351	2	51	11	5	210	24	
	虐 待	380	173	17	1	155	-	31	10	4	162	19	
	遺 棄	157	81	11	-	70	-	13	1	1	61	8	
	浪 費	191	86	16	4	66	-	12	4	-	89	15	
	犯 罪	63	30	1	-	29	-	4	3	-	26	3	
	疾 病	27	12	-	1	11	-	3	1	-	11	-	
	性 格 相 違	272	151	13	5	132	1	23	7	-	91	8	
が	尊 族 と 不 和	59	29	4	-	24	1	7	-	1	22	2	
	経 済 破 綻	197	109	20	1	83	-	14	8	-	66	7	
	そ の 他	67	37	4	1	32	-	9	1	-	20	6	
	不 詳	86	58	4	2	50	2	4	-	-	24	45	
妻	計	715	359	24	14	320	1	118	11	-	225	49	
	不 貞	132	71	6	-	65	-	12	1	-	47	4	
	虐 待	6	2	-	-	2	-	2	-	-	2	1	
	遺 棄	17	7	1	-	6	-	3	-	-	7	5	
	浪 費	25	12	-	1	11	-	3	-	-	9	-	
	犯 罪	4	4	1	-	3	-	-	-	-	-	-	
	疾 病	44	24	2	1	21	-	9	3	-	8	-	
	性 格 相 違	282	141	5	8	128	-	47	5	-	89	4	
が	尊 族 と 不 和	37	20	1	-	19	-	5	-	-	12	-	
	経 済 破 綻	13	4	2	-	2	-	3	-	-	6	2	
	そ の 他	35	13	1	-	12	-	8	-	-	14	2	
	不 詳	120	61	5	4	51	1	26	2	-	31	31	

婚姻種別——恋愛結婚の方が見合結婚より解消率は高くなっている。

第 10 表 婚姻種別と継続・解消との関係

婚 姻 種 別	見 合	恋 愛
繼 続	683	147
解 消	4,504	1,328
解 消 / 繼 続	6.6	9.0

婚姻種別と原因別——見合結婚と恋愛結婚とを比較してみると、いずれも申立原因としては不貞・性格相違・虐待などが多いが、見合結婚の方により多い原因としては、虐待・性格相違・疾病などが数えられる。一方、恋愛結婚の方により多い原因としては、不貞・経済破綻などが数えられ

る。

第 11 表 婚姻種別と原因別との関係（百分率）

	申立総数	不 貞	虚 待	遺 棄	浪 費	犯 罪	疾 病	性格相違	尊 族 と 不 和	経済破綻	そ の 他 詳
見 合	10,803	22.2	16.3	6.2	8.3	1.4	4.4	21.3	3.7	5.6	10.6
恋 愛	2,883	27.8	13.2	6.0	7.5	2.3	2.5	19.2	3.3	7.3	10.9

各原因における婚姻種別——各原因別に解消率を見合・恋愛についてみると、遺棄・犯罪・経済破綻については見合結婚の方が解消率は高くなる。また、虐待・性格相違・不貞・尊族との不和・浪費については、恋愛結婚の方が解消率が高くなる。

第 12 表 各原因における婚姻種別と継続・解消との関係

	不 貞		虚 待		遺 棄		浪 費		犯 罪		疾 病		性格相違		尊 族 と 不 和		経済破綻	
	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛	見合	恋愛
継 続	150	39	135	17	28	12	91	16	4	2	13	2	99	18	38	5	51	22
解 消	1,045	416	649	157	278	76	273	77	74	32	216	32	1,012	260	189	43	242	90
解消 継続	7.0	10.7	4.7	9.2	9.9	6.3	3.0	4.8	18.5	16.0	16.1	16.0	10.2	14.4	5.0	8.6	4.7	4.1

地域別離婚申立数——有配偶者10万人につき離婚申立数の多いのは、青森・東京・横浜・鳥取・高知・大分の各家庭裁判所管内であり、少いのは浦和・大津・松江の各家庭裁判所管内である（第1図・第13表）。ここでは、この申立数の多少による地域差より、比較的申立数の多い地域で、しかも都市的と思われる東京・大阪・福岡管内と農山漁村的と思われる青森・鳥取・高知管内との地域差に注目してみた。（なお、参考として比較的申立数の多い釧路・宇都宮・大分管内を表に附しておいた。）

第 13 表 申立および調停結果別離婚件数 (昭和30年)

高 裁 管 内 家 庭 裁 判 所	総 数	成 立					不 成 立	取 下	24条の 審 判	そ の 他	
		計	婚姻継続	別 居	婚姻解消	不 詳					
申 立 総 数	13,072	6,878	832	166	5,847	33	1,466	5,211	35	282	
東 京	東 京	1,613	772	93	39	637	3	152	627	8	54
	横 濱	621	309	21	3	283	-	45	231	2	36
	浦 和	225	104	14	3	87	-	38	80	1	2
	千 葉	267	112	11	3	97	1	36	111	-	8
	水 戸	281	180	15	1	113	1	30	116	1	4
	宇 都 宮	322	156	13	5	134	4	40	122	-	4
	前 橋	198	91	10	2	79	-	27	77	-	3
	静 岡	275	134	10	4	120	-	37	101	-	3
	甲 府	104	55	8	4	43	-	5	43	-	1
	長 野	330	206	20	5	181	-	15	104	1	4
新 潟	343	149	17	-	131	1	45	145	1	3	
大 阪	大 阪	630	329	49	7	270	3	66	219	2	14
	神 戸	329	186	30	2	153	1	30	112	-	1
	奈 良	384	186	24	5	157	-	63	127	-	8
	大 津	122	68	7	-	61	-	7	46	1	-
	和 歌 山	86	41	1	-	40	-	15	28	-	2
名 古 屋	名 古 屋	137	71	5	-	66	-	18	47	-	1
	古 津	474	236	39	14	183	-	49	178	-	11
	岐 阜	173	83	6	1	76	-	18	66	1	5
	福 金	193	101	12	1	88	-	12	78	-	2
	富 山	110	58	3	-	55	2	12	37	2	1
広 島	廣 島	155	68	10	6	50	-	36	49	2	-
	山 口	183	72	7	1	64	-	19	91	-	1
	山 形	319	160	13	2	145	-	31	122	-	6
	岡 山	310	141	21	2	118	-	28	136	1	4
	松 江	222	90	12	2	76	-	35	93	1	3
福 岡	福 岡	141	41	5	3	33	-	13	84	-	3
	大 分	92	38	4	-	34	-	12	41	1	-
	熊 本	587	331	51	7	272	-	64	180	-	12
	鹿 児 島	137	76	4	-	72	-	17	43	-	1
	宮 崎	256	119	14	4	101	-	30	104	-	3
	大 分	292	182	38	3	138	3	14	94	-	2
	熊 本	367	208	28	5	174	1	22	132	-	5
仙 台	仙 台	234	109	9	-	100	-	32	81	-	12
	福 馬	192	95	5	2	87	1	14	78	-	5
	山 形	351	219	44	6	169	-	26	97	5	4
	福 山	319	173	11	6	156	-	61	82	2	1
	盛 岡	191	96	4	4	87	1	9	84	1	1
札 幌	秋 田	231	99	14	1	84	-	20	111	-	1
	青 森	221	101	18	-	82	1	34	76	-	10
	秋 田	287	120	7	-	112	1	30	126	-	11
	函 館	356	165	8	3	149	5	36	145	-	10
	旭 川	82	37	1	-	35	1	8	36	-	1
高 松	札 幌	171	85	9	2	74	-	14	68	1	3
	釧 路	167	99	96	-	82	1	14	49	-	5
	高 松	164	65	10	1	53	1	18	81	-	-
	徳 島	166	98	19	-	79	-	13	52	-	3
高 松	高 松	216	111	21	6	84	-	25	78	-	2
	山 形	246	105	21	1	83	-	31	103	1	6

離婚申立数における地域別と夫妻別——全国における離婚の申立数は、妻からなされる場合が10,430件で、夫からなされる場合の3,442件を遙かに上廻っている（第9表）。しかし、都市的と農山漁村的に地域をわけてみると、農山漁村的の地域の方がやや妻からの申立数が多いかと思われる。しかしここに選んだ各管内以外の地域をも合せ考えると、殆んど差がないといった方が妥当であろう。

第14表 離婚申立数における地域別と夫妻別との関係

申立別	東京	大阪	福岡	高知	鳥取	青森	釧路	宇都宮	大分
夫からの申立	456	146	127	39	31	53	16	62	78
妻からの申立	1,157	485	460	177	110	234	151	260	214
妻からの申立 夫からの申立	2.5	3.3	3.6	4.5	3.5	4.4	9.4	4.2	2.7

地域別と離婚申立原因——申立数においては都市的地域の方が遙かに多いが、原因として都市的地域により多いと考えられるものは不貞・性格相違・経済破綻・疾病などである。一方、農山漁村的の地域により多いと考えられるのは、虐待・遺棄・浪費などである。

第15表 地域別と離婚申立原因との関係（百分率）

地域別	総数	不貞	虐待	遺棄	浪費	犯罪	疾病	性格相違	尊族と不和	経済破綻	その他不詳
東京・大阪・福岡	2,330	26.6	12.4	5.7	7.0	1.8	3.5	24.1	2.4	7.3	9.2
青森・鳥取・高知	644	16.7	24.5	8.5	9.4	2.2	1.7	18.5	2.2	4.9	11.4

地域別と婚姻種別——一般的に見合結婚が極めて多いが、農山漁村的の地域ではこの傾向がより顕著である。

第16表 地域別と婚姻種別との関係（百分率）

地域別	総数	見合	恋愛	不詳
東京・大阪・福岡	2,330	72.4	26.4	1.2
青森・鳥取・高知	644	84.3	15.2	0.5

地域別と継続・解消——調停成立の結果である解消率については、都市的地域および農山漁村的の地域との間に差はないようである。（田村健二）

第17表 地域別と継続・解消との関係

地域別	東京	大阪	福岡	高知	鳥取	青森	釧路	宇都宮	大分
継続	93	49	51	21	5	7	16	13	38
解消	637	270	272	84	33	112	82	134	138
解消 継続	6.4	5.5	5.3	4.0	6.6	16.0	5.1	10.3	3.6

14. 家 出

Truancy from Home

家出についての正確な統計資料はないが、警察が補導の対象とした少年の取扱事件統計（全国）¹⁾と警視庁（東京）家出人統計²⁾についてみると、いずれも1951年以降累増傾向にあり、このうち犯罪被害および転落したものについては警視庁統計だけで1956年に2,000名もあることは注目すべきであろう。（横山定雄）

注：1) 1956年，厚生省，青少協編，青少年問題白書

2) 警視庁少年課資料

1) 補導少年取扱事件統計（全国）

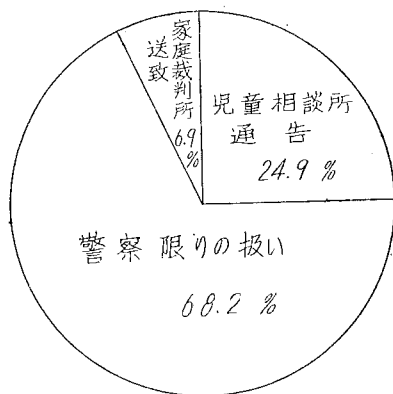
第1表 累年別比較

年度別	人 員
1 9 5 1	18,618
1 9 5 2	20,099
1 9 5 3	22,284
1 9 5 4	23,811
1 9 5 5	24,868

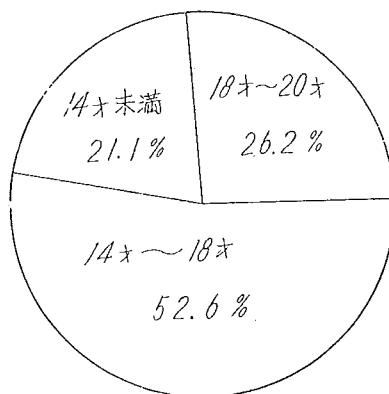
第2表 職業別調（1955年）

学 校 職 業 別	人 員	
学 生 生 徒	大 高 中 小 等 学 校 学 生 学 校 校 校	49
		1,632
		4,919
		2,820
職 業 別	工 事 商 交 農 水 日 無 せ	1,423
	務 員 業 業 業 者 職 他	238
	通 産 勞 務	1,338
	屋 産 勞 務	100
	の 計	1,482
		122
		569
		8,254
		1,922
		15,448
合 計	24,868	
%	6.2	

第1図 処置別調（1955年中）



第2図 年齢層別調



2) 警視庁取扱事件

第3表 家出入の取扱総数

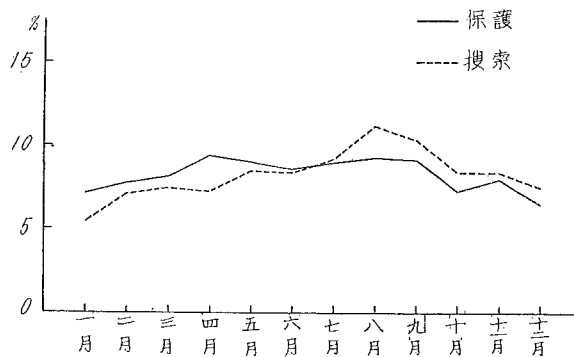
種 別 年 度 別	願 出				発 見				そのうち保 護されたも の
	管内		管外		管内		管外		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
1951	4,292	2,715	916	794	2,076	1,368	865	436	9,081
1952	5,011	3,070	829	646	2,418	1,536	636	407	8,815
1953	5,485	3,336	765	693	2,553	1,647	669	403	9,633
1954	5,845	3,331	594	497	3,024	1,883	570	386	10,064
1955	6,506	3,865	677	456	3,432	2,169	748	429	10,144
1956	6,685	4,032	581	415	3,025	1,572	6,048	2,221	9,998

警視庁少年課資料

第4表 月別、搜索保護取扱数(1955年)

種 別	月 別	月												総 数
		一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	
搜 索	実 数	848	915	953	1,110	1,073	1,012	1,055	1,092	1,064	880	941	770	11,713
	比 率%	7.24	7.81	8.13	9.48	9.16	8.64	9.01	9.32	9.08	7.52	8.03	6.57	100
保 護	実 数	563	727	752	736	869	857	925	1,123	1,038	838	828	742	9,998
	比 率%	5.63	7.27	7.52	7.36	8.69	8.57	9.25	11.23	10.38	8.38	8.28	7.42	100

第3図 月別、搜索、保護比



第5表 保護した家出人の家出原因

(1956年度)

原因 動機別	年令別		少 年		成 人		合 計	
	性 別		男	女	男	女	男	女
家 庭 関 係	親子間不和 夫婦間不和 兄弟間不和 父兄等叱責 結婚忌避		363	151	93	73	466	224
			3	7	21	65	24	72
			101	45	15	7	116	52
			378	138	14	13	392	151
			11	11	7	11	18	22
	失 恋 そ の 他	40	33	19	26	59	59	
小 計		1,194	469	248	246	1,442	715	
学 業 関 係	入 学 試 験 難 就 (転) 学 目 的 そ の 他 の 学 業 不 振		21	6	-	-	11	6
			81	21	7	7	89	28
			154	23	5	1	159	24
	小 計		256	50	12	8	268	58
事 業 関 係	失 業 (就 職 難) 事 業 不 振 借 金 苦 そ の 他 の 生 活 難 正 業 忌 避		78	15	36	10	114	25
			-	1	18	-	18	1
			4	-	20	1	24	1
			32	25	17	16	49	41
			370	62	14	4	384	66
	就 (転) 職 目 的 虐 待 酷 使 雇 主 叱 責	1,297	322	122	51	1,419	373	
小 計		2,114	500	244	91	-	591	
疾 病 関 係	精 神 異 常 精 神 弱 弱 精 神 衰 弱 不 具 疾 病 等 放 浪 癖		52	39	154	126	206	165
			43	30	29	19	72	49
			39	20	59	34	98	54
			57	16	25	16	82	32
			369	148	28	20	397	168
小 計		560	253	295	215	855	468	
そ の 他	営 利 誘 拐 誘 惑 感 都 会 憧 憬 そ の 他 , 好 奇 心 使 い 込 み		-	2	-	-	-	2
			9	19	-	2	9	21
			287	285	58	23	945	308
			143	50	9	12	152	62
			61	12	28	5	89	17
の 他	金 銭 拐 帯 検 挙 を お そ れ 怠 惰 放 蕩 等 不 明 そ の 他		101	11	10	2	111	13
			12	4	5	2	17	6
			119	63	25	11	144	74
			41	16	15	21	56	37
			695	233	128	124	823	357
小 計		2,068	695	278	202	2,346	897	
合 計		6,192	1,967	1,077	762	7,269	2,729	

備考 1. 本表は家出人を保護（被疑者としての逮捕を含む）した警察署において作成する。
2. 総計は月報報告、家出人保護（被疑者としての逮捕を含む）状況総計分6ヶ月分合計数と一致する。

第 6 表 家出人の犯罪(刑法犯)被害および転落状況調

(1956年度)

犯罪及び被害転落別	性別	年令別		成人		合計			
		少年	年	成	人	合	計	計	
		男	女	男	女	男	女	計	
刑	殺人	1	-	2	1	3	1	4	
	強盗	53	1	7	-	60	1	61	
	強姦	6	-	1	-	7	-	7	
	放火	2	-	4	-	6	1	6	
	窃す	り	45	9	17	3	62	12	74
		かつさらい	261	29	135	9	396	38	434
	盗その他	502	86	132	15	634	101	735	
	暴行	9	-	5	-	14	-	14	
	傷害	30	1	12	1	42	2	44	
	脅迫	2	-	2	-	4	-	4	
	脅喝	86	-	22	-	108	-	108	
	詐欺	57	13	60	6	117	19	136	
	横領	72	5	22	-	94	5	99	
と博	8	2	-	-	8	2	10		
わいせつ	3	-	-	-	3	-	3		
犯	誘拐	-	-	-	-	-	-	-	
	贓物	4	-	7	-	11	-	11	
	その他	32	9	13	1	45	10	55	
小計	1,173	155	441	36	1,614	191	1,801		
被害	姦淫された	-	68	-	4	-	72	72	
	誘拐された	1	19	-	43	1	62	68	
	金品をとられた	60	16	4	7	64	23	87	
	その他	6	18	9	4	15	22	37	
小計	67	121	13	58	80	179	259		
転落	特飲店に働くようになった	-	68	-	15	-	78	78	
	闇の女になった	-	48	-	11	-	59	59	
	浮浪者になった	82	23	18	2	100	25	125	
その他	168	117	69	58	237	175	412		
小計	250	251	87	86	337	337	674		

過去 1 年以内(検挙時基準)に家出したことが原因で犯罪を犯し、若しくは被害を受け又は転落しものをそれぞれ該当欄に計上する。

15. 売 春

Prostitution

売春防止法は1956年5月21日に成立し、1957年4月1日から更生保護規定の部分が発効する。そして1958年4月1日からは、赤線地帯は完全に、その姿を消すことになる。しかし実態はどうなのだろうか。ここでは本誌前号にひき続き1955年および一部1956年の資料を基にし、本誌第4号の前年度と比較しながら概観してみたい——時期としては売春防止法案をめぐる、世情やかましかつた時代である。

(a) 全国売春関係地域数、業者数および従業婦数

全国の売春婦は15万名、その中組織売春婦は12万名である。組織売春についてみると地域、従業婦(7,000名減少)、ともに前年に比し、その数が減少してきているのが、業者は逆にやや増加を示している。注目されるのは、駐留軍基地関係の地域、業者、従業婦の大巾な減少である。この傾向は第3表東京警視庁管内でも同様でここでは、管理(組織)売春婦数は前年に比し2,500名の減少となり、特に外人相手が大巾に減少している。

第1表 全国売春関係地域数

項 目 県 名	組 織 売								
	特 殊 飲 食 店 街			二 業 地 及 び 三 業 地			特 飲 以 外 の 集 娼 地		
	地 域	業 者	従 業 婦	地 域	業 者	従 業 婦	地 域	業 者	従 業 婦
北 海 道 道 森 手 城 田	10	130	384	0	0	0	31	462	1,685
	12	114	516	2	2	24	3	147	471
	13	131	498	0	0	0	0	0	0
	8	119	507	0	0	0	6	50	150
山 福 茨 橋 郡	20	256	519	2	18	50	20	249	588
	5	46	222	9	135	254	13	208	444
	19	177	573	17	352	940	17	159	376
	14	181	390	14	208	440	56	672	1,206
埼 千 東 伸 新 奈	6	184	432	17	407	899	21	237	474
	18	276	673	12	181	390	8	79	160
	19	232	661	17	244	537	7	59	126
	12	172	567	12	219	563	7	137	314
富 石 福 山 長	16	1,224	4,280	50	2,331	4,984	6	813	2,350
	17	875	3,375	30	445	849	21	281	1,140
	18	171	524	57	861	1,691	*	*	*
	34	503	1,544	0	0	0	0	0	0
岐 静 愛 三 滋	17	338	889	10	167	562	8	75	147
	9	162	566	5	67	161	0	0	0
	9	265	798	4	14	199	0	0	0
	61	674	1,204	27	450	1,189	24	1,123	2,635
京 大 兵 奈 和 歌	5	156	841	19	318	1,014	9	166	501
	38	578	1,833	19	328	914	24	455	1,129
	39	725	2,649	40	540	1,744	17	575	974
	30	331	1,340	7	100	173	0	0	0
鳥 島 岡 広 山	7	161	325	2	24	42	0	0	0
	14	1,087	2,305	12	761	941	8	8	73
	6	570	3,140	6	391	2,013	6	214	595
	18	560	2,422	5	94	255	13	116	300
徳 香 愛 高 福	3	73	336	6	74	298	1	12	200
	6	169	587	9	104	194	12	262	574
	4	83	261	6	48	185	2	33	119
	9	93	314	5	36	206	0	0	0
佐 長 熊 大 宮	9	232	829	0	0	0	0	0	0
	29	673	2,143	2	9	63	13	331	1,059
	24	316	1,870	3	59	290	3	32	283
	2	100	344	6	82	142	5	134	259
鹿 児 島	12	177	564	1	27	45	13	125	335
	4	82	335	2	34	188	56	726	1,960
	7	190	815	0	0	0	24	173	576
	72	1,435	7,305	7	57	583	16	268	1,082
合 計	10	295	1,632	2	2	37	6	106	225
	26	589	2,329	1	37	77	3	109	318
	34	670	2,804	6	49	267	*	*	*
	20	414	1,704	1	21	90	14	392	1,438
合 計	13	148	790	0	0	0	19	172	534
	3	71	364	1	14	30	37	399	1,229
	789	16,208	59,298	453	9,314	23,421	549	9,554	26,029

労働省婦人少年局調出所資料

注：1) 組織売春

2) 街 娼

3) 散 娼

3) 特飲以外の集娼地

5) 地 域

6) ()

7) ()

8) }

9) *

警察、各県公衆衛生課、労働基準監督署等

業者によつて経営されているもの。

街頭に立つて客をとるもの（ストリートガール）。

ポン引、旅館、料亭等と連絡があり、それらの求めに応じて客をとるもの（コールガール）。

飲食店、旅館等の名目で売春の行われているところ（いわゆる青線地域）。

業者数が三軒以上のものを一地域とした。但し駐留軍基地は一つの基地を一地域とした。

なお、青森、佐賀の三業地の業者数については芸妓置屋がないため換番数を記入した。

街娼、散娼の区別が不能のため重複している。

街娼、散娼で日本人相手、外人相手の区別が不能のもの。

把握できなかったもの。

業者数および従業婦数

(1956年4月30日現在)

春						1 街 娼		2 散 娼		街娼散娼	売春婦数
駐留軍基地			小 計			日 本 人 手	外 人 相 手	日 本 人 手	外 人 相 手	合 計	総 計
地 域	業 者	従 業 婦	地 域	業 者	従 業 婦						
4	71	393	45	663	2,462	726	0	0	0	726	3,188
2	133	1,006	19	396	2,017	0	150	0	40	190	2,207
0	0	0	13	131	493	0	0	0	0	0	493
1	20	100	15	189	757	180	1,000	100	0	1,280	2,037
1	1	3	43	524	1,160	10	0	120	0	130	1,290
1	9	29	28	393	949		31		6	37	986
0	0	0	53	688	1,889	*	*	*	*	*	1,889
0	0	0	84	1,061	2,036	0	0	0	0	0	2,036
0	0	0	44	828	1,745	0	0	0	0	0	1,745
9	0	0	47	536	1,223	*	367	*	*	367	1,590
5	311	483	48	846	1,807	0	320	0	100	420	2,227
3	32	96	34	560	1,540	0	0	0	0	0	1,540
5	217	1,685	77	4,585	13,299	2,200	800	2,100	700	5,800	19,099
6	1,926	4,055	74	3,527	9,419	621	774	0	0	1,395	10,814
0	0	0	75	1,032	2,215					313	2,528
0	0	0	34	503	1,544	200	0	0	0	200	1,744
0	0	0	35	580	1,598	0	0	0	0	0	1,598
0	0	0	14	229	727	0	0	0	0	0	727
2	10	60	15	289	1,057	100	20	151	0	271	1,328
0	0	0	112	2,247	4,978	0	0	0	0	0	4,978
1	40	180	34	680	2,536	122	80	*	*	202	2,738
5	218	953	86	1,579	4,829	(206)	(600)	(206)	(600)	806	5,635
1	17	199	97	1,857	5,566	300	130	1,500	500	2,430	7,996
0	0	0	37	431	1,513	0	0	0	0	0	1,513
1	17	156	10	202	523	0	300	*	*	300	823
4	0	0	34	1,856	3,319			1,000		1,000	4,319
1	35	135	19	1,210	5,883	2,400	600	400	100	3,500	9,383
1	3	11	37	773	2,988	190	0	770	200	1,160	4,148
1	17	100	11	176	934	0	0	0	0	0	934
1	6	20	28	541	1,375	10	0	833	0	843	2,218
1	3	13	13	167	578	30	120	80	5	235	813
0	0	0	14	129	520	0	0	0	0	0	520
0	0	0	9	232	829	(50)	0	(50)	0	50	879
2	10	40	46	1,023	3,305	510	50	840	50	1,450	4,755
3	81	1,270	33	488	3,721	78	440	41	791	1,350	5,071
0	0	0	13	316	745	0	0	600	0	600	1,345
0	0	0	26	329	944	140	*	70	0	210	1,154
0	0	0	62	842	2,483	0	0	150	0	150	2,633
0	0	0	31	363	1,391	0	0	0	0	0	1,391
7	368	961	102	2,128	9,931	445	148	605	1,240	2,438	12,369
0	0	0	26	403	1,894	0	0	0	0	0	1,894
6	224	700	36	959	3,424	50	100	150	-	300	3,724
1	0	0	40	719	3,071	40	250	15	10	315	3,386
1	225	487	36	1,052	3,719	*	*	*	*	*	3,719
0	0	0	32	320	1,324	30	0	40	0	70	1,394
1	1	2	42	485	1,625	300	0	0	0	300	1,925
77	3,995	13,137	1,868	39,067	121,855	8,682	5,649	8,565	3,736	28,838	105,723

(b) 売春事犯被疑者

売春事犯被疑者の再犯率は前年に比し増加している。また同表および第5表によると、売春婦は年令別では20年～25年未滿をピークとして25年～30年未滿、30年以上、18年～20年未滿がそれぞれ次いでいるが、年令別分布をみると前年に比し18年～25年未滿はやや減少し、25年以上がやや増加している。このことは、25年をこすとそれ以前に比し更生がますます困難になることを示しているのかも知れない。

第2表 売春事犯被疑者

区 別	年 令 別	16年未滿	16年以上	18年以上	計	20年以上	25年以上	30年以上	計	總 数
			18年未滿	20年未滿		25年未滿	30年未滿			
總	数	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
教育程度	小学以下	9	78	803	890	5,584	3,161	2,294	11,039	11,929
	中学以上	3	76	989	1,068	3,786	1,358	594	5,728	6,796
	高校以上	1	-	152	153	797	540	298	1,635	1,788
	計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
現 職	飲料関係接客業 事務員又は店員	5	87	390	482	2,184	914	663	3,761	4,243
	女 工	1	-	10	11	84	26	19	129	140
	学 生	1	2	16	19	66	23	10	99	118
	そ の 他	3	1	-	4	6	1	-	7	11
	無 職	-	2	123	125	253	318	209	780	905
業	計	3	62	1,405	1,470	7,574	3,777	2,275	13,626	15,096
配 偶 者 の 関 係	未 婚	13	149	1,870	2,032	8,507	3,125	680	12,312	14,344
	既 婚	-	2	43	45	546	582	736	1,864	1,909
	有 離 婚 又 は 死 別 した 者	-	3	31	34	1,114	1,352	1,760	4,226	4,260
	計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513
家 の 庭 生 活 況	上 流	-	-	2	2	10	9	6	25	27
	中 流	1	13	120	134	1,246	475	371	2,092	2,226
	下 流	12	141	1,822	1,975	8,911	4,575	2,799	16,285	18,260
計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513	
前 職	農 漁 業	-	25	136	161	657	297	123	1,077	1,238
	料 理 関 係 接 客 業 事務員又は店員	1	30	232	263	2,172	1,201	818	4,191	4,454
	女 工	2	3	59	63	577	250	124	951	1,014
	そ の 他	1	14	68	84	516	194	136	846	930
	無 職	3	19	209	231	1,262	524	416	2,202	2,433
業	計	6	63	1,240	1,309	4,983	2,593	1,559	9,135	10,444
動 機	生 活 苦 難	5	66	1,324	1,395	7,292	3,916	2,524	13,732	15,127
	家 庭 不 和	1	9	79	89	432	269	135	836	925
	自 暴 自 棄	1	12	122	135	409	165	71	645	780
	好 奇 心 虚 榮 心	1	26	206	233	1,182	365	102	1,649	1,882
	誘 惑 感	4	30	109	143	281	60	44	385	528
	そ の 他	1	11	104	116	571	284	300	1,155	1,271
計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513	
再 犯 関 係	初 犯	12	110	1,123	1,245	3,356	1,598	1,075	6,029	7,274
	再 犯	1	44	821	866	6,811	3,461	2,101	12,373	13,239
	計	13	154	1,944	2,111	10,167	5,059	3,176	18,402	20,513

犯罪統計書，昭30年，警察庁刑事部調査統計課

(c) 警視庁管内における売春婦

以下の表は警視庁管内における1956年度の売春婦についてである。

売春婦の内容についてみると——その動機は、第3表・第4表によると、生活苦が圧倒的に多くしかもこの傾向は前年に比し増加しつつある。更に第5表を併せみると売春婦は教育程度では小学校以下、現職業では無職、配偶者の関係では未婚、家庭生活の状況では下流、前職業では無職が圧倒的に多いことが分る。そしてこの傾向は前年に比し顕著となりつつある。このことは、売春婦が経済的にも家庭的にも、また社会的適応能力でも条件的に恵まれていないと云えよう。従つて、その更生が極めて困難のように考えられる。

第3表 売 春 婦 概 数

(1955年12月調)

種 別	区 分	管 理 売 春 婦				街 娼 婦	合 計
		飲 食 店	旅 館	そ の 他	小 計		
1955年	外 人 相 手	111	84	522	717	521	1,238
	邦 人 相 手	6,060	178	271	6,509	840	7,349
	外人,邦人,両者	6	-	77	83	47	130
	計	6,177	262	870	7,309	1,408	8,717
増 減		- 1,283	- 90	- 1,176	- 2,549	- 242	- 2,791
1954年	外 人 相 手	1,323	158	1,706	3,187	812	3,999
	邦 人 相 手	6,037	158	288	6,483	838	7,321
	外人,邦人,両者	100	36	52	188	-	188
	計	7,460	352	2,046	9,858	1,650	11,508
増 減		390	- 123	- 119	148	160	303
1953年	外 人 相 手	125	265	430	820	313	1,130
	邦 人 相 手	965	175	210	1,350	790	2,140
	外人,邦人,両者	70	35	25	130	-	130
	計	1,160	475	665	2,300	1,103	3,400

年報(No.41), 警視庁防犯部

第4表 売春婦の転落動機、学歴別調

(1955年)

(昭和30年度分は本部及各署扱の実人員について調査した)

学 歴 別		生活苦	自暴自棄	好奇心	家庭不和	誘 惑	虚 栄 心	そ の 他	計
1955年	小学以下	1,475	77	65	91	59	44	52	54.31
	中学以上	800	60	104	56	68	79	45	35.34
	高校以上	185	18	32	35	22	34	25	10.23
	大学以上	3	-	-	-	-	-	1	10.10
	計	2,463	155	201	182	149	157	123	-
比 率 (%)		71.5	4.5	5.9	5.4	4.4	4.7	3.6	100
増 減		19.5	- 2.5	- 4.7	- 0.6	- 5.0	- 5.7	- 1.0	
1954年	小学以下	140	10	9	11	15	22	11	43.6
	中学以上	80	23	34	13	25	20	12	41.4
	高校以上	39	2	10	6	7	10	-	14.3
	大学以上	1	-	-	-	-	-	-	0.2
	計	260	35	53	30	47	52	23	-
比 率 (%)		52	7	10.6	6	9.4	10.4	4.6	100
増 減		13	3	- 18	- 11	- 20	- 55	21	- 67
1953年	小学以下	66	11	19	10	15	32	1	154
	中学以上	117	16	38	22	39	48	-	284
	高校以上	61	5	14	9	13	27	1	130
	大学以上	3	-	-	-	-	-	-	3
	計	247	32	71	41	67	107	2	567
比 率 (%)		43.56	5.65	12.52	7.23	11.82	18.87	0.35	100

第5表 売春婦の年齢別前職業別調

(1955年)

年 令 別		職 業 別							計
		無 職	飲料関係婦	農 漁 業	女 工	事 務 員	店 員	そ の 他	
1955年	14 年 未 満	2	-	-	-	-	-	2	4
	14年以上16年未満	1	1	-	-	-	1	4	7
	16 ~ 18 //	45	18	-	10	-	8	17	98
	18 ~ 20 //	59	66	10	16	3	7	17	178
	20 ~ 25 //	744	375	80	50	58	35	99	1,441
	25 ~ 30 //	518	178	32	24	31	22	65	874
	30 年 以 上	521	130	15	14	19	13	40	752
	40 年 //	53	16	1	-	-	1	9	80
計		1,943	784	138	114	111	87	253	3,430
比 率 (%)		56.6	22.8	4.0	3.3	3.2	2.5	7.3	100
1954年	人 員	144	200	8	33	31	22	60	500
	比 率 (%)	28.8	40.0	1.6	6.6	6.2	4.4	12.0	100

第6表によると売春婦の住居では自宅或は不定が増加しており、街娼、散娼の増加が推察される。第7表はこの街娼の東京における地域的分布である（総数においてやや減少しているのは奇異な感がある）。とにかく、売春防止法施行により組織売春が許されなくなると、社会的適応条件に恵まれずしかも眼前に生活苦を抱かねばならないこれら売春婦は、今後いよいよ街娼・散娼に流れて再犯を重ねてゆく可能性が強いのではないか。

第6表 売春婦の住居調

(1955年)

年 別	種 別	自 宅	間 借	住 込	不 定	寄 寓	そ の 他	計
1955年	人 員	447	1,119	1,015	668	112	77	3,430
	%	12.9	32.6	29.6	19.3	3.3	2.3	100%
1954年	人 員	41	203	183	30	18	25	500
	%	8.2	40.6	36.6	6	3.6	5	100%

警視庁防犯部資料

第7表 街頭に徘徊する売春婦の分布状況

(1955年12月調)

地 域 調査 時期	立川 福生 昭島 地区	新宿 盛場	浅草 一 帯	渋谷 限 周 辺	新橋 限 周 辺	上野 限 周 辺	池袋 限 周 辺	東京 有楽 町 周 辺	銀座 一 帯	成増 限 周 辺	本郷 系所 町 周 辺	キレ イック ン プ ド 近	五反 田 限 周 辺	中野 限 周 辺	新井 町 限 周 辺	羽田 空 港 近	板橋 限 周 辺	そ の 他	合 計
	1955年12月	335	210	160	95	72	65	55	46	40	39	30	25	20	9	0	0	0	197
増 減	55	- 83	- 24	15	2	3	5	- 15	5	9	0	3	16	2	42	10	- 183	- 242	
1954年12月	300	293	184	80	70	62	50	61	35	30	30	22	4	7	42	10	370	1,650	
増 減	-	122	- 136	53	- 61	2	12	- 34	- 12	5	-	2	- 11	7	- 8	10	284	447	
1953年12月	-	171	320	27	131	50	38	95	39	25	30	20	15	-	50	-	84	1,103	

警視庁防犯部資料

第8表は東京警視庁資料による更生保護相談室取扱状況であるが、売春婦数（第1表によると東京で20,000名）に比しているから貧弱なものがある。1957年4月から更生保護規定の部分が発効されるにも拘らず、1957年3月現在においても婦人相談所の開設されたのは5府県であり、保護施設は7府県に16所665名の収容力しかない。しかも、総理府、厚生省、労働省、警察庁、法務省、最高裁判所で売春防止法の為の予算提出額は、合計118,600万円は、大蔵省により45,200万円に削減してしまった。売春問題はその防止法をめぐる、今後幾多の困難に遭遇することと思われる。

第 8 表 更生保護相談室取扱状況

(1955年12月中)

区分	方面別 取扱署名	1			3		4		5				6			7	本部 保安課	計	外来 相談	総 計				
		丸の内	万世橋	築地	愛宕	麻布	北沢	碑文谷	渋谷	淀橋	四谷	駒込	池袋	目白	王子	赤羽					上野	浅草	南千住	本所
更生相談室取扱数		6	3	14	12	4	1	1	20	22	23	1	22	1	3	1	1	31	6	8	11	191	8	199
施設収容数		-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	4	1	-	-	7	-	-	-	16	4	20	

警視庁防犯部資料

第9表は参考迄に、東京警視庁資料における売春婦の出身地別を挙げておいた。各地方大差はないようであるが、全国的に分布してきたことがみられよう。(田村健二)

注：第1表は労働省婦人少年局による全国調査、第2表は警察庁による全国調査、第3表以下は東京警視庁による東京管内の調査のそれぞれの結果である。

第 9 表 売 春 婦 の 出 生 地 調

年 別	地区別	東 北 地 方							關 東 地 方							中 部 地 方				
		北海道	青森	岩手	宮城	山形	秋田	福島	計	東京	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	神奈川	計	新潟	山梨	長野
1955年	人員	83	42	32	78	66	75	177	470	888	201	148	193	202	201	143	1,916	100	71	108
	%	2.4	1.2	0.9	2.3	1.9	2.2	5.2	13.7	25.9	5.8	4.3	3.9	5.9	5.8	4.1	55.7	2.9	2.0	3.1
1954年	人員	7	13	3	19	15	10	23	83	124	32	16	15	26	26	21	-	10	11	14
	%	1.4	2.6	0.6	3.8	3.0	2.0	4.6	16.6	24.8	6.4	3.2	3.0	5.2	5.2	4.2	52.0	2.0	2.2	2.8
年 別	地区別	中 部 地 方						近 畿 地 方						中 国 地 方						
		静岡県	富山	石川	福井	岐阜	愛知	計	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	計	鳥取	島根	岡山	広島
1955年	人員	74	16	24	12	16	48	469	11	10	31	77	83	9	8	179	5	1	15	24
	%	2.2	0.5	0.7	0.3	0.5	1.4	13.6	0.3	0.3	0.9	2.3	0.9	0.3	0.2	5.2	0.2	0.0	0.5	0.7
1954年	人員	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	5	-	-	-	-	-	-	7
	%	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.8	1.0	-	-	6.8	-	-	-	1.4
年 別	地区別	四 国 地 方						九 州 地 方						そ の 他	合 計					
		山口	計	徳島	香川	愛媛	高知	計	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分			宮崎	鹿児島	計		
1955年	人員	26	71	7	9	11	11	38	44	14	18	18	13	8	50	165	39			3,430
	%	0.8	2.2	0.2	0.3	0.3	0.3	1.1	1.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.2	1.5	4.8	1.1			100
1954年	人員	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60			500
	%	0.6	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2			100

警視庁防犯部資料

16. 老人問題および養老施設

Problems and Institutions for the Aged

わが国の老人は、非常な勢で増えつつある。現在60才以上の老人は総数742万人を越え、日本の総人口9,017万人の8.2%にあたる。これはイギリス、フランスの16.1%、アメリカの12.5%に較べると必ずしも高率とは云えないが、1950年にくらべわずか6年間に101万人も多くなつており、最近における老人人口の増加がいかに急速であるかを示している。

第1表 年令階層人口

(人口問題研究所)

年度別	人 口 (単位千人)					割 合 (単位%)		
	総 数	15才未満	15～60才	60才以上	65才以上	15才	15～60才	60才以上
1930						36.6	56.0	7.4
1935	68,662	25,309	38,253	5,099	3,189	36.8	55.8	7.4
1950	83,200	29,428	47,354	6,413	4,109	35.4	56.9	7.7
1951	84,573	29,662	48,386	6,525	4,178	35.1	57.2	7.7
1952	85,852	29,740	49,404	6,707	4,304	34.6	57.6	7.8
1953	87,083	29,752	50,434	6,848	4,428	34.2	57.9	7.9
1954	88,293	29,888	51,361	7,044	4,599	33.8	58.2	8.0
1955	89,264	29,667	52,364	7,233	4,737	33.2	58.7	8.1
1956	90,172	29,222	53,527	7,423	4,833	32.4	59.4	8.2
1961	93,230	27,308	57,688	8,235	5,336	29.3	61.9	8.8
1965	96,333	22,860	64,072	9,409	6,084	23.7	66.5	9.8
1975	103,053	21,162	70,010	11,881	7,841	20.6	67.9	11.5
1985	106,927	21,068	71,557	14,302	9,448	19.7	66.9	13.4
1995	106,389	17,829	69,691	18,869	12,223	16.8	65.5	17.7
米国 1952						28.1	59.4	12.5
英国 1953						22.3	61.6	16.1
仏国 1952						23.2	60.6	16.1

老人の生活上の問題はいろいろあるが、経済生活の保障と他の家族員との対人関係の二つに集約されよう。

老人の職業は、生計の上からいっても、また家庭における正当な地位を保つためにも現在では重要な問題になっている。

第2表 就業者の年齢別構成の推移 (単位千人)

推 移 年 令 別	1 9 3 0 年		1 9 5 0 年		1 9 5 4 年	
	実 数	比 率 %	実 数	比 率 %	実 数	比 率 %
14 才 ~ 19 才	4,595	16.1	5,150	14.1	4,700	11.8
20 才 ~ 39 才	13,398	47.0	16,950	46.5	18,800	47.1
40 才 ~ 64 才	9,400	32.9	12,730	34.9	14,450	36.2
65 才 以 上	1,155	4.0	1,650	4.5	1,970	4.9
合 計	28,548	100.0	36,480	100.0	39,930	100.0

注：この資料は昭和5年(1930)及び25年(1950)は国勢調査、29年(1954)は労働調査9月分

上表によると就業中にしめる老人の割合が年を追って次第に増加していることが分る。

第3表 年齢別労働力率の国際比較 (単位%)

国 別	男			女		
	15 ~ 19 才	20 ~ 64 才	65 才 以上	15 ~ 19 才	20 ~ 64 才	65 才 以上
日 本 1952年	58.7 [#]	99.4	55.3	53.8 [#]	54.4	22.0
中 国 1950年	44.9	90.0	41.4	26.3	33.0	7.8
米 国 1951年	82.9	96.8	32.0	78.2	36.0	5.3
フ ラ ン ス 1946年	75.6	93.2	54.4	58.6	50.0	22.3
西 独 1950年	84.7	93.2	26.8	77.5	40.1	9.7

注：この資料はI, L, O, Year Book 1954年

1) *は14~19才

注：第2・3表は寿命学会研究会年報 1956年版による。

上の表は年齢別の労働力率を日本と欧米諸国について示したもので、日本とフランスの65才以上が男女とも特に高い事が注目される。この日仏両国の数値は似ているにもかかわらず、これを規定する要因はまったく違っているといえよう。すなわちフランスでは労働力が不足し、外国から移入しているような状態であるので、もう隠退すべき時期がきている老人でも正常な雇傭状態で職場にひきとめられているためである。これに対して日本の場合は労働力が過剰であり、不完全就業状態にあるものが多く、一家の生計中心者の収入が低いと老人も一家の収入の補助をするためと思われる。

今日の老人たちの多くは生活のために働かなければならないが、就業の機会はそうところがついていないわけではない。厚生行政基礎調査 昭和30年(1955)によれば65才以上の男子、60才以上の女子老人合計約600万人のうち収入のともなう仕事があるものは約140万人(23%)、ないものは460万人(77%)となり、特に女子では約85%が仕事をもたない。それでも男子の場合は農村でも都市でも職を持っているものが割合に多く、女子でも農村の場合は一応農業等に従事しているが、都市の女子老人では収入をとともなう仕事をもつものは極めて少い。

このような社会の情勢にんえ、養老施設（養老院）は戦後特に急激に増設されて来ており、昭和31年（1956）3月末現在で479施設、収容定員27,720人となり、昭和24年（1949）の189施設の約

2.5倍、昭和24年（1949）末の91施設の実に5倍という増加を見ている。

第4表 養老、救護施設数調

1956年4月1日現在

施設別	養老	救護
北海道 北青岩宮秋	16(6) 4(1) 2(1) 2(1) 10(1)	3(3)
山福 山福深橋群	6(2) 5(2) 4 6(1) 8(5)	2(1) 1 1(1)
埼玉 埼玉東神新	4(1) 13(5) 20(16) 8(3) 14(1)	1(1) 4(3) 3(3)
富石 富石福山長	3 3(2) 6(1) 5(1) 19(2)	2(2) 1
岐阜 岐阜愛三滋	14(2) 14(7) 15(3) 15(1) 5(1)	1(1) 2 1 1 1(1)
京大 京大兵奈和	7(4) 24(14) 25(12) 5(3) 12(1)	2 3(3) 3(1) 1(1) 1
鳥島 鳥島岡山	5 6(1) 15(1) 16(6) 14(1)	1 2 1 2
徳香 徳香愛高福	7(1) 7(1) 18(2) 4 29(11)	1 1 2
佐長 佐長熊大官	5(2) 14(2) 15(3) 9(2) 13(1)	1 1(1)
鹿児 鹿児島	8(1)	1
計	479(135)	47(22)

注：（ ）の数字は社会福祉法人の経営にかかる施設の再掲

厚生省でもこれに力を注ぎ、「保護施設整備の国庫負担については、救護施設、養老施設の設置に重点を置き、その他の施設については、地方の実情を斟酌し、必要に応じ認められる方針である」と各府県に通知している。

府県別の養老救護施設の調査表を見よう。

現在養老院に入った方がよいと思われる老人で入っていないものも多数いる。例えば生活保護法による被保護者であつて、60才以上の単身者または夫婦の世帯のうち、居宅保護の取扱いを受けている世帯は94,745世帯、人員にして115,649人あり、更に範囲をせばめて借家、借間に居住するものみでも53,717世帯、64,901名に達し、現状を解決するためには、なお3倍以上の施設を必要とするわけである。

第5表 被保護老人世帯実態表

区分 住宅 の状況別	収入のある世帯		収入の無い世帯		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
自家	26,160	33,697	10,072	11,874	36,232	45,571
借家	20,453	26,736	9,412	11,149	29,865	37,885
借間	13,421	15,558	10,431	11,458	23,852	27,016
養老施設	1,458	1,504	24,821	25,444	26,285	26,954
救護施設	55	59	859	870	914	929
更生施設	80	86	653	658	733	744
宿所提供施設	290	347	183	215	473	562
その他	1,298	1,454	3,025	3,105	4,323	4,559
計	63,215	79,441	59,462	64,779	122,677	144,220
同上医療機関に入院中の者再掲					4,511	4,954

本調査は1956年6月1日現在の生活保護法による保護を受けている高令者世帯中、60才以上の単身者、60才以上の夫婦夫婦の一方が60才以上、他方が50才以上のものにつきその住宅の状況、収入の状況を調べたものである。

また昭和29年(1954)10月現在の調査によれば60才以上の被保護老人は228,912人であり、別な見方をすれば、これらの老人もまた養老施設に入った方がよいと言ひ得るであろう。201,192人がその該当者と考へられ、養老施設入所は7.3倍という老人がなお社会に存在していると考えられる。

第 6 表 老令人口に対する養老施設収容力調

都道府県	区 分		1955年10月現在 国勢調査の人口	60才以上の推定 人 口	1954年10月現 在被保護人員 (60才以上)	1955年4月現 在養老施設収 容 定 員	D B	D C
			(A)	(B)	(C)	(D)		
北 海 道	道 森 手 城 田		4,778,087	181,612	9,745	1,331	0.47	13.70
			1,382,523	82,951	3,563	217	0.26	6.09
			1,427,097	101,324	2,522	130	0.12	5.15
			1,727,065	115,713	3,191	220	0.19	6.89
			1,348,871	76,886	2,485	329	0.43	13.23
山 形 県	形 島 城 木 馬		1,353,649	96,109	2,506	341	0.35	13.60
			2,095,237	152,952	4,691	280	0.18	5.96
			2,064,037	175,443	4,581	240	0.14	5.23
			1,547,580	120,711	2,856	260	0.22	9.10
			1,613,549	124,243	3,077	453	0.37	14.72
埼 千 東 神 新	玉 葉 京 川 潟		2,262,623	178,747	4,419	280	0.17	6.33
			2,205,060	196,250	5,150	404	0.21	7.94
			8,037,084	442,040	19,218	2,888	0.65	14.98
			2,919,497	181,848	6,449	840	0.45	13.02
			2,473,492	202,826	4,846	596	0.29	12.29
富 石 福 山 長	山 川 井 梨 野		1,021,121	82,711	2,528	255	0.31	10.08
			966,187	87,923	2,864	523	0.60	18.40
			754,655	70,881	2,343	296	0.42	12.63
			807,444	68,599	1,772	234	0.34	13.20
			2,021,292	179,895	4,302	976	0.54	22.68
岐 静 愛 三 滋	卓 岡 知 重 賀		1,583,605	139,357	3,585	670	0.48	14.68
			2,650,435	209,384	3,504	480	0.23	13.69
			3,769,209	290,229	7,888	840	0.29	10.64
			1,485,582	136,673	5,501	585	0.43	10.63
			853,734	81,958	2,543	320	0.39	12.58
京 大 兵 奈 和	都 阪 庫 良 山		1,935,161	154,812	8,274	950	0.61	11.48
			4,618,308	286,335	10,809	1,923	0.67	17.79
			3,620,947	278,813	11,572	1,310	0.47	11.32
			776,861	68,364	2,850	367	0.54	12.87
			1,006,819	92,627	3,804	590	0.64	15.50
鳥 島 岡 広 山	取 根 山 島 口		614,259	59,583	1,942	216	0.36	11.12
			929,066	97,552	3,235	330	0.33	10.20
			1,689,800	163,911	6,682	755	0.46	11.29
			2,149,044	195,563	7,711	816	0.42	10.58
			1,609,839	130,056	5,376	569	0.44	10.58
徳 香 愛 高 福	鳥 川 媛 知 岡		878,109	85,177	3,992	329	0.39	8.24
			943,823	88,719	3,347	336	0.38	10.03
			1,540,128	137,116	6,277	666	0.49	10.61
			882,683	90,916	3,588	303	0.33	8.44
			3,859,764	262,464	7,262	1,532	0.58	21.09
佐 長 熊 大 宮	賀 隣 本 分 崎		973,749	78,000	1,976	256	0.32	12.95
			1,747,596	132,817	4,737	548	0.41	11.56
			1,895,663	163,027	6,529	725	0.44	11.10
			1,277,199	114,948	3,383	389	0.34	11.49
			1,139,384	85,454	3,304	519	0.61	15.70
鹿 児 島		2,044,112	169,661	6,088	298	0.18	4.89	
計		89,275,529	6,818,180	228,910	27,720	0.40	12.11	

人口の激増，老令化および低所得階層の著しい増加などの理由から，養老施設の必要性は益々昂まりつつある。同時に最近老人福祉法，老令年金制度，或は有料老人ホーム等の重要性が強調されるようになった。有料老人ホームは現在11ヶ所設立されて居り，老令年金制度は極く小規模ではあるが，一地方又は一地区を範囲として無釀出年金制度を実施している所がいくつかある。

(加藤正明，須藤憲太郎，田頭寿子)

注：厚生省，全国社会福祉協議会発行，社会福祉の動向，および社会福祉施設研究会発行，生活保護施設事務必携による。

17. 迷信および宗教

Superstition and Religion

(a) 迷信

文明国でありながら俗信・迷信といわれるものが生活習慣の中に広く行われている国は珍しい。日本の社会においては、この過去の残存文化がまだ広くみられるが、わが国が特異な文化的伝統のもとに発展してきたからであろう。しかもこの俗信、迷信が社会の近代化に多かれ少かれブレーキになつており、精神衛生的な見地からみても幾多の問題をはらんでいることはたしかのようである。ここではその実態を知るために、1950年に迷信調査協議会が行つた資料を紹介することとする。(1955年発行迷信調査協議会編「生活慣習と迷信」技報堂による)

1) 総括

第1表 総括表

(実数) — 総数 6,373 名の百分比総計—100%

問題別	肯定	中間		否定	無記入
		半肯定	わからぬ		
I 十二支と人の性質	7.48	45.65	-	46.32	0.55
II 縁組の際の相性	22.70	35.68	-	40.84	0.78
III 丙午(ひのえうま)	13.70	30.97	-	54.29	1.04
IV 日の吉凶の使用	33.02	43.76	-	22.78	0.44
V 家相のよしあし	46.57	-	28.62	23.87	0.94
VI 厄年	35.79	-	29.33	34.28	0.60
VII おみくじ、占い	1.66	45.02	11.17	41.68	0.47
VIII 御祈禱の効果	6.43	40.53	11.25	41.27	0.52
IX 運勢判断	2.97	54.31	12.14	29.97	0.61
X 化物ゆうれいの存在	2.04	-	10.70	86.82	0.44
XI 虫のしらせ	27.62	46.63	6.76	18.39	0.60
XII たたり	15.52	31.73	11.69	40.31	0.75
XIII 死後の魂の存在	22.49	20.07	18.53	38.13	0.78
XIV 犬神狐つき	17.58	-	24.74	57.10	0.58
XV 病気の際のまじない	2.07	14.18	31.35	51.98	0.42

第1表は総括的な支持率である。この中で積極的支持者（肯定）についてみると、「家相のよしあし」「日の吉凶（仏滅・友引など）」「厄年」などがきわめて多く問題にされ、「運勢判断」「おみくじ」「祈禱・まじない」などは、あまり信じられていない。多少問題にする程度（半肯定）に拡大した場合、支持者の率が50%以上になるものは、「日の吉凶」「虫のしらせ」「縁組のさいの相性」「運勢判断」「十二支で人の性質が分る」の5項目に達する。

2) 男女別による迷信比率

第2表男女別についてみると、それ程の差はないが、「日の吉凶」「化物・ゆうれい」「病氣とまじない」以外は、一般的に女の方が男より迷信を支持している。

百分比は各質問毎、上欄調査数について行っている。（以下同じ）

第2表 男女別分析表

問 題	男 (3,844名)					女 (2,529名)				
	肯 定	中 間		否 定	無 記 入	肯 定	半 肯 定		否 定	無 記 入
		半 肯 定	わ か ら ぬ				半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と性質	7.44	42.51	-	49.66	0.39	7.55	50.41	-	41.24	0.80
II 縁組と相性	21.18	34.26	-	43.89	0.67	25.03	37.80	-	36.22	0.95
III ひのえうま	12.10	30.31	-	56.55	1.04	16.13	31.99	-	50.85	1.03
IV 日の吉凶	31.48	44.43	-	23.65	0.44	35.35	42.74	-	21.47	0.44
V 家 相	46.80	-	25.47	26.82	0.91	46.22	-	33.41	19.38	0.99
VI 厄 年	32.60	-	27.70	39.10	0.60	40.65	-	31.79	26.97	0.59
VII おみくじ, 占	1.33	43.31	9.99	44.82	0.55	2.17	47.61	12.97	36.89	0.36
VIII 御 祈 禱	6.04	39.80	1.73	43.96	0.47	7.04	41.64	13.56	37.17	0.59
IX 運 勢 判 断	2.65	54.03	10.28	32.54	0.50	3.44	54.72	14.99	26.06	0.79
X 化物ゆうれい	2.13	-	9.45	87.98	0.44	1.90	-	12.62	85.05	0.43
XI 虫のしらせ	24.17	45.57	6.95	22.79	0.52	32.86	48.24	6.48	11.70	0.72
XII た た り	14.67	29.68	10.51	44.48	0.66	16.80	34.84	13.48	33.97	0.91
XIII 盃 魂	20.08	20.00	16.18	43.13	0.61	26.14	20.17	22.10	30.53	1.06
XIV つ き 物	16.41	-	22.22	60.71	0.66	19.34	-	28.59	51.60	0.47
XV 病氣とまじない	1.90	15.09	30.05	52.50	0.46	2.33	12.81	33.33	51.17	0.36

3) 年齢別による迷信比率

第 3 表 家相のよしあしがあると思うか

性別、年齢別 (該当者実数)		普 定	中 間		否 定	無 答
				わ か ら ぬ		
男	29才以下 (632)	37.34		27.53	33.54	1.58
	30 ~ 39 (1007)	47.27		25.62	26.32	0.79
	40 ~ 49 (1653)	48.70		24.92	25.83	0.54
	50 以上 (552)	51.09		24.46	23.01	1.45
女	29才以下 (508)	42.52		35.24	21.26	0.98
	30 ~ 39 (1219)	44.13		35.44	19.52	0.90
	40 ~ 49 (668)	50.00		29.49	19.16	1.35
	50 以上 (134)	60.45		27.61	11.94	-
計	29才以下 (1140)	39.65		28.62	28.07	1.32
	30 ~ 49 (2226)	45.55		30.90	22.60	0.85
	40 ~ 49 (2321)	49.07		31.00	23.91	0.78
	50 以上 (686)	52.92		26.24	20.85	1.17
全 年 齢 (6373)		46.57		25.07	23.87	0.94

第 4 表 厄年には何か悪いことがあると思うか

性別、年齢別 (該当者実数)		普 定	中 間		否 定	無 答
				わ か ら ぬ		
男	29才以下 (632)	30.22		27.37	41.77	0.63
	30 ~ 39 (1007)	28.90		30.09	40.71	0.30
	40 ~ 49 (1653)	34.37		26.01	33.90	0.54
	50 以上 (552)	36.78		28.80	33.70	1.45
女	29才以下 (508)	39.37		33.27	26.77	0.60
	30 ~ 39 (1219)	38.64		32.08	28.71	0.57
	40 ~ 49 (668)	42.07		31.44	25.75	0.75
	50 以上 (134)	56.72		25.37	17.91	-
計	29才以下 (1140)	34.30		30.00	35.09	0.61
	30 ~ 39 (2226)	34.23		31.18	34.14	0.45
	40 ~ 49 (2321)	36.58		27.57	35.11	0.73
	50 以上 (686)	40.67		28.13	30.61	0.58
全 年 齢 (6373)		35.79		29.33	34.28	0.60

第 5 表 日の吉凶（仏滅・友引など）を問題にするか

性別年齢別 (該当者実数)		肯 定	中 間		否 定	無 答
			半 肯 定			
男	29才以下 (632)	28.48	37.34		33.07	1.11
	30～39 (1007)	30.49	45.88		23.54	0.10
	40～49 (1653)	31.76	46.22		21.48	0.54
	50以上 (552)	35.87	44.57		19.57	-
女	29才以下 (508)	33.07	42.91		23.62	0.39
	30～39 (1219)	33.22	43.48		22.81	0.49
	40～49 (668)	37.13	42.66		19.76	0.45
	50以上 (134)	54.48	35.82		9.70	-
計	29才以下 (1140)	30.53	39.82		28.80	0.79
	30～39 (2226)	31.99	44.56		23.14	0.31
	40～49 (2321)	33.30	45.20		20.98	0.52
	50以上 (686)	39.50	42.86		17.64	-
全年齢 (6376)		33.01	43.76		22.78	0.44

第 6 表 縁組のとき相性を問題にするか

性別年齢別 (該当者実数)		肯 定	中 間		否 定	無 答
			半 肯 定			
男	29才以下 (632)	20.41	32.75		45.41	1.42
	30～39 (1007)	20.46	33.86		45.38	0.39
	40～49 (1653)	21.17	34.24		44.04	0.54
	50以上 (552)	23.37	36.78		38.95	0.91
女	29才以下 (508)	23.43	36.02		39.17	1.88
	30～39 (1219)	22.48	33.47		38.15	0.90
	40～49 (665)	26.65	39.07		33.38	0.90
	50以上 (134)	46.27	32.09		21.64	-
計	29才以下 (1140)	21.25	34.21		42.63	1.41
	30～39 (2229)	21.56	36.39		41.42	0.63
	40～49 (2321)	22.75	35.63		40.97	0.65
	50以上 (686)	27.84	35.86		35.57	0.73
全年齢 (6373)		22.70	35.67		40.84	0.78

第 7 表 御祈禱やまじないはききめがあると思うか

性別年齢別 (該当者実数)	肯 定	中 間		否 定	無 答	
		半 肯 定	わ か ら ぬ			
男	29才以下 (632)	6.80	34.49	8.54	49.84	0.32
	30 ~ 39 (1007)	6.16	40.91	6.85	45.68	0.40
	40 ~ 49 (1658)	5.44	40.11	10.89	43.07	0.48
	50 以上 (552)	6.70	42.93	12.86	36.78	0.72
女	29才以下 (508)	7.63	41.14	12.20	38.19	0.79
	30 ~ 39 (1219)	5.74	41.92	13.78	37.74	0.82
	40 ~ 49 (665)	7.04	39.97	14.22	38.62	0.15
	50 以上 (134)	16.42	49.25	13.43	20.90	-
計	29才以下 (1140)	7.19	37.46	10.18	44.65	0.53
	30 ~ 39 (2226)	5.93	41.46	10.65	41.33	0.63
	40 ~ 49 (2321)	5.90	40.07	1.85	41.79	0.39
	50 以上 (686)	8.60	44.17	12.97	33.67	0.58
全年齢 (6373)	6.43	40.53	40.53	41.27	0.52	

第 8 表 運勢判断(易・手相など)はあたると思うか

性別年齢別 (該当者実数)	肯 定	中 間		否 定	無 答	
		半 肯 定	わ か ら ぬ			
男	29才以下 (632)	1.53	56.01	8.07	34.34	-
	30 ~ 39 (1007)	3.08	55.11	9.43	31.98	0.40
	40 ~ 49 (1658)	2.72	53.60	10.53	32.61	0.54
	50 以上 (552)	2.90	51.09	13.59	31.34	1.09
女	29才以下 (508)	2.95	57.48	12.60	26.18	0.79
	30 ~ 39 (1219)	2.79	55.62	15.01	25.59	0.98
	40 ~ 49 (668)	4.64	51.50	15.12	28.14	0.60
	50 以上 (134)	5.22	52.24	23.13	19.40	-
計	29才以下 (1140)	2.19	56.67	10.03	30.70	0.35
	30 ~ 39 (2226)	2.92	55.39	12.49	28.48	0.72
	40 ~ 49 (2926)	3.27	52.99	11.85	31.32	0.56
	50 以上 (686)	3.35	51.31	15.45	29.01	0.87
全年齢 (6373)	2.97	54.31	12.14	29.97	0.61	

第 9 表 「虫のしらせ」があると思うか

性別年齢別 (該当者実数)	肯 定	中 間		否 定	無 答	
		半 肯 定	わ か ら ぬ			
男	29才以下 (632)	24.84	46.68	5.54	22.47	0.47
	30 ~ 39 (1007)	27.90	44.89	6.06	20.95	0.20
	40 ~ 49 (1653)	22.57	45.49	7.56	23.90	0.48
	50才上 (552)	21.38	45.83	8.33	23.19	1.27
女	29才以下 (508)	33.07	47.83	7.48	11.42	0.20
	30 ~ 39 (1219)	31.50	50.29	5.91	11.48	0.82
	40 ~ 49 (663)	33.68	46.41	6.14	12.87	0.90
	50以上 (134)	40.30	40.30	9.70	8.96	0.75
計	29才以下 (1140)	28.51	47.19	6.40	17.54	0.35
	30 ~ 39 (2226)	29.87	47.84	5.97	15.77	0.54
	40 ~ 49 (2321)	25.76	45.76	7.15	20.72	0.60
	50以上 (686)	25.07	44.75	8.60	20.41	1.17
全年齢 (6373)	27.62	46.63	6.76	18.39	0.60	

第 10 表 犬神狐などが人につくとと思うか

性別年齢別 (該当者実数)	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
男	29才以下 (632)	21.84	19.30	58.54	0.32
	30 ~ 39 (1007)	16.88	21.25	61.37	0.50
	40 ~ 49 (1653)	14.40	22.14	62.67	0.79
	50以上 (552)	15.40	27.54	56.16	0.91
女	29才以下 (508)	22.64	26.97	49.80	0.59
	30 ~ 39 (1219)	17.88	29.45	52.17	0.49
	40 ~ 49 (663)	15.60	26.80	54.19	0.45
	50以上 (134)	23.88	35.82	40.30	-
計	29才以下 (1140)	22.19	22.72	54.65	0.44
	30 ~ 39 (2226)	17.43	25.74	56.33	0.49
	40 ~ 49 (2321)	15.60	23.48	60.23	0.69
	50以上 (686)	17.06	29.15	53.06	0.73
全年齢 (6373)	17.57	24.74	57.10	0.58	

ここでは支持率の多い項目である「家相のよしあし」「厄年」「日の吉凶の使用」と、支持率も多少あつて、精神衛生上問題になると思われる項目——「縁組のさいの相性」「祈禱の効果」「運勢判断」「虫のしらせ」「たたり」「つき物」をとりあげてみてゆくこととする。第3表～第10表がこれである。

年令別について見ると、概して若い層に迷信俗信の否定者が多く、高年令層になるに従つてそれが減少していく傾向がうかがわれる。更に男女別とかみあわせてみると、高年令層の中でも女子の場合に特に否定者の率の低いことが明らかにかがわれるようである。

4) 学歴別による迷信比率

第 11 表 大学高専率 (総数437人)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	2.29	26.09	-	70.71	0.91
II 縁組の際の相性	6.64	22.88	-	70.25	0.23
III 丙午の女はきつい	6.18	16.93	-	76.20	0.69
IV 日の吉凶の使用	13.27	40.73	-	45.77	0.23
V 家相のよしあし	31.58	-	25.63	41.88	0.91
VI 厄 年	21.05	-	20.14	57.90	0.91
VII おみくじ・占い	0.69	31.12	6.86	61.10	0.23
VIII 御祈禱の効果	2.29	21.51	8.47	67.73	-
IX 運勢判断	1.37	49.43	7.32	41.65	0.23
X 化物ゆうれいの存在	1.14	-	4.58	94.05	0.23
XI 虫のしらせ	18.08	43.93	3.89	33.64	0.46
XII た た り	7.09	18.08	8.93	64.53	1.27
XIII 死後の魂の存在	19.22	15.79	16.70	47.60	0.69
XIV 犬神狐つき	3.89	-	10.30	85.81	-
XV 病氣の際のまじない	0.69	5.95	13.73	79.63	-

第 12 表 中等学校率 (総数1,726人)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	5.79	42.29	-	51.51	0.41
II 縁組の際の相性	16.80	36.38	-	46.41	0.41
III 丙午の女はきつい	10.95	27.29	-	60.95	0.81
IV 日の吉凶の使用	25.90	45.42	-	28.27	0.41
V 家相のよしあし	41.71	-	30.31	27.52	0.46
VI 厄 年	30.13	-	29.78	39.63	0.46
VII おみくじ・占い	1.04	39.80	10.55	48.32	0.29
VIII 御祈禱の効果	3.36	34.24	10.83	51.28	0.29
IX 運勢判断	2.26	55.27	10.83	31.35	0.29
X 化物ゆうれいの存在	1.57	-	7.47	90.73	0.23
XI 虫のしらせ	27.81	48.20	5.16	18.37	0.46
XII た た り	11.30	28.91	11.12	48.15	0.52
XIII 死後の魂の存在	21.09	18.60	18.08	41.42	0.81
XIV 犬神・狐つき	11.88	-	21.09	66.74	0.29
XV 病氣の際のまじない	1.22	9.62	24.10	64.77	0.29

第 13 表 そ の 他 (4,210人)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	8.72	49.06	-	41.66	0.57
II 縁組の際の相性	26.79	36.70	-	35.51	1.00
III 丙午の女はきつい	15.61	33.94	-	49.29	1.16
IV 日の吉凶の使用	37.98	43.40	-	18.15	0.48
V 家相のよしあし	50.12	-	28.24	20.50	1.14
VI 厄 年	39.64	-	30.10	29.64	0.62
VII おみくじ・占い	2.02	48.59	11.88	36.94	0.57
VIII 御祈禱の効果	8.12	45.08	11.71	34.42	0.67
IX 運勢判断	3.42	54.43	13.18	28.19	0.78
X 化物ゆうれいの存在	2.33	-	12.66	84.46	0.55
XI 虫のしらせ	26.53	46.27	7.72	16.81	0.67
XII た た り	18.12	34.30	12.22	34.58	0.78
XIII 死後の魂の存在	23.40	21.12	18.91	35.79	0.78
XIV 犬 神・狐 つ き	21.33	-	22.74	50.17	0.76
XV 病気の際のまじない	2.57	16.91	36.15	43.85	0.52

第11表～第13表は、学歴別支持率である。

「虫のしらせ」における中等学校卒業層と義務教育修了層との間の差がきわめて小さいのを唯一の例外とし、その他の間では、大学高専卒業層と中学卒業層およびその他の間にはつきり差が認められる。学歴の高いほど、俗信、迷信に日常生活が左右されることが少い。

5) 地域別による迷信比率

第 14 表 家相のよしあしがあると思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	40.00		30.70	27.44	1.86
東 北 (685)	48.35		25.67	25.35	0.63
関 東 (1,814)	44.32		29.22	25.25	1.21
北 陸 (371)	35.58		34.50	29.65	0.27
東 海 (707)	48.09		28.71	22.21	0.99
近 畿 (234)	55.17		23.30	20.43	1.09
山 陰 (108)	49.07		27.78	22.22	0.93
山 陽 (324)	46.60		28.70	24.69	-
四 国 (417)	49.64		29.02	20.86	0.48
九 州 (1,048)	46.08		30.44	22.42	1.05
全 国 (6,373)	46.57		28.62	23.87	0.94

第 15 表 厄年には何か悪いことがあると思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	38.14		25.12	34.88	1.86
東 北 (635)	32.91		28.50	33.27	0.13
関 東 (1,814)	33.90		27.73	37.76	0.61
北 陸 (371)	34.77		27.76	36.12	1.35
東 海 (707)	33.24		33.10	32.96	0.71
近 畿 (734)	36.51		30.65	32.15	0.68
山 陰 (108)	27.78		36.11	36.11	-
山 陽 (324)	39.20		29.32	30.86	0.62
四 国 (417)	35.73		35.49	28.54	0.24
九 州 (1,048)	41.69		27.38	30.63	0.29
全 国 (6,373)	35.79		29.33	34.28	0.60

第 16 表 日の吉凶（仏滅等）を問題にするか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	27.44	47.44		24.65	0.47
東 北 (635)	36.85	41.57		21.26	0.31
関 東 (1,814)	30.82	45.42		22.93	0.83
北 陸 (371)	26.15	50.40		23.45	-
東 海 (707)	35.64	48.09		15.98	0.28
近 畿 (734)	32.97	40.73		26.16	0.14
山 陰 (104)	27.78	52.78		17.59	1.85
山 陽 (324)	29.32	42.59		28.09	-
四 国 (417)	42.20	39.33		18.46	-
九 州 (1,048)	34.35	39.50		25.67	0.48
全 国 (6,373)	33.02	43.76		22.78	0.44

第 17 表 縁組のときに相性を問題にするか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	16.28	26.05		54.42	3.26
東 北 (635)	21.89	29.92		47.24	0.94
関 東 (1,814)	20.78	36.98		41.73	0.55
北 陸 (371)	15.09	35.04		48.52	1.35
東 海 (707)	26.73	39.74		33.24	0.28
近 畿 (734)	27.11	38.96		33.51	0.41
山 陰 (103)	14.81	37.96		46.29	0.93
山 陽 (324)	18.21	39.20		41.98	0.62
四 国 (417)	29.74	38.13		31.17	0.96
九 州 (1,048)	24.14	31.77		43.13	0.95
全 国 (6,373)	22.70	35.68		40.84	0.78

第 18 表 御祈禱やまじないはききめがあると思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	6.98	43.72	8.84	39.53	0.93
東 北 (635)	9.13	39.37	12.28	38.74	0.47
関 東 (1,814)	4.74	32.80	12.40	49.39	0.66
北 陸 (371)	4.04	39.89	15.36	40.43	0.27
東 海 (707)	7.92	45.40	10.18	35.78	0.71
近 畿 (734)	6.95	43.32	8.72	40.73	0.27
山 陰 (103)	7.41	46.30	15.74	29.63	0.93
山 陽 (324)	5.25	39.51	11.11	43.52	0.62
四 国 (417)	8.87	50.12	8.15	32.37	0.48
九 州 (1,048)	6.39	44.84	10.97	37.50	0.29
全 国 (6,373)	6.43	40.53	11.25	41.27	0.52

第 19 表 運勢判断（易・手相など）はあたると思うか

地域別	肯定	中間		否定	無答
		半肯定	わからぬ		
北海道 (215)	3.26	57.21	10.23	27.44	1.86
東北 (635)	4.41	52.76	14.49	27.56	0.79
関東 (1,814)	2.43	47.85	13.34	35.67	0.72
北陸 (371)	3.77	50.94	15.36	29.38	0.54
東海 (707)	1.84	56.10	10.89	30.13	1.13
近畿 (734)	2.59	52.99	10.90	32.97	0.54
山陰 (103)	0.93	51.85	15.74	30.56	0.93
山陽 (324)	4.01	62.96	10.19	22.53	0.31
四国 (417)	4.08	61.15	11.75	23.03	-
九州 (1,048)	3.15	61.63	10.02	25.09	0.10
全国 (6,373)	2.97	54.31	12.14	29.97	0.61

第 20 表 「虫のしらせ」はあたると思うか

地域別	肯定	中間		否定	無答
		半肯定	わからぬ		
北海道 (215)	32.56	45.12	6.51	14.88	0.93
東北 (635)	24.09	42.99	9.76	22.20	0.94
関東 (1,814)	23.15	47.96	6.84	21.55	0.50
北陸 (371)	27.49	46.36	7.01	18.60	0.54
東海 (707)	28.43	47.52	6.22	16.97	0.85
近畿 (734)	29.15	46.45	5.45	17.57	1.36
山陰 (103)	21.30	50.00	7.41	21.30	-
山陽 (324)	32.41	44.44	4.94	18.21	-
四国 (417)	33.32	45.32	6.47	14.63	0.24
九州 (1,048)	31.77	47.32	6.68	14.03	0.19
全国 (6,373)	27.62	46.63	6.76	18.39	0.60

第14表～第21表は地域別の支持率である。3) 年齢別による迷信比率と同様支持率の多い項目と精神衛生上問題になると思われる項目の表をあげてみた。

第 21 表 犬神・狐などが人につくとと思うか

地 域 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
北 海 道 (215)	20.00		23.26	56.28	0.47
東 北 (635)	22.05		24.41	52.91	0.63
関 東 (1,814)	11.58		23.65	64.39	0.39
北 陸 (371)	12.94		31.27	54.72	1.08
東 海 (707)	19.94		21.78	57.00	1.27
近 畿 (734)	17.03		20.43	61.71	0.82
山 陰 (103)	4.63		37.04	57.41	0.93
山 陽 (324)	22.22		26.54	50.93	0.31
四 国 (417)	23.26		28.54	47.96	0.24
九 州 (1,048)	22.80		26.52	50.38	0.29
全 国 (6,373)	17.57		24.74	57.10	0.58

ここでみられることは、各項目を通じて、俗信・迷信が日常生活に比較的強い影響をもっている地域と、比較的弱い影響をもっている地域とがあることである。比較的強い影響をもっている地域は、四国・九州・東海・近畿（大阪を含まず）であり、比較的弱い影響しかもっていない地域は関東・北陸・東北・山陰（「つきもの」については、無答が多いことは注目される）である。

6) 本人の健康者

第 22 表 健 康 者 (3,802名)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	7.84	45.27	-	46.29	0.60
II 縁組の際の相性	23.15	35.14	-	40.93	0.79
III 丙午の女はきつい	14.23	30.35	-	54.42	1.00
IV 日の吉凶の使用	34.40	42.19	-	23.12	0.29
V 家相のよしあし	46.92	-	27.75	24.38	0.97
VI 厄 年	35.74	-	27.96	35.69	0.60
VII おみくじ・占い	1.81	44.16	10.57	42.98	0.47
VIII 御祈禱の効果	6.52	39.93	10.34	42.69	0.53
IX 運勢判断	2.74	54.34	11.78	30.64	0.50
X 化物ゆうれいの存在	2.05	-	9.97	87.64	0.37
XI 虫のしらせ	27.33	46.42	6.58	19.20	0.47
XII た た り	16.12	30.98	10.57	42.14	0.69
XIII 死後の魂の存在	21.94	19.81	18.33	39.30	0.72
XIV 犬神・狐つき	17.15	-	23.57	58.73	0.55
XV 病気の際のまじない	1.97	13.76	30.09	53.71	0.47

第23表 普通者・無記入 (2,335名)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	6.60	46.34	-	46.55	0.51
II 縁組の際の相性	21.50	36.92	-	40.94	0.64
III 丙午の女はきつい	12.29	32.00	-	54.69	1.03
IV 日の吉凶の使用	30.79	46.98	-	22.44	0.69
X 家相のよしあし	45.70	-	30.19	23.21	0.90
VI 厄 年	34.65	-	31.73	33.02	0.60
VII おみくじ・占い	1.33	46.33	12.16	39.66	0.47
VIII 御祈禱の効果	5.95	41.41	12.42	39.74	0.47
IX 運勢判断	3.25	54.56	12.55	28.78	0.86
X 化物ゆうれいの存在	1.97	-	11.43	86.00	0.60
XI 虫のしらせ	27.37	47.11	7.19	17.56	0.77
XII た た り	14.00	33.96	13.23	37.94	0.86
XIII 死後の魂の存在	22.70	20.64	18.80	37.00	0.86
XIV 犬神・狐つき	17.52	-	26.42	55.50	0.56
XV 病気の際のまじない	2.01	14.82	32.63	50.19	0.34

第24表 病 弱 者 (236名)

問 題 別	肯 定	中 間		否 定	無 答
		半 肯 定	わ か ら ぬ		
I 十二支と人の性質	10.59	44.92	-	44.49	-
II 縁組の際の相性	27.54	31.78	-	38.56	2.12
III 丙午の女はきつい	19.07	30.93	-	48.31	1.69
IV 日の吉凶の使用	32.63	46.29	-	20.75	0.42
X 家相のよしあし	49.58	-	27.12	22.48	0.85
VI 厄 年	47.88	-	27.54	24.15	0.42
VII おみくじ・占い	2.54	45.34	11.02	40.68	0.42
VIII 御祈禱の効果	9.75	41.53	14.41	33.47	0.85
IX 運勢判断	3.81	51.27	13.98	30.93	-
X 化物ゆうれいの存在	2.97	-	15.25	81.78	-
XI 虫のしらせ	34.75	45.34	5.51	13.56	0.85
XII た た り	20.76	29.66	14.41	34.32	0.85
XIII 死後の魂の存在	29.24	18.64	20.34	30.51	1.27
XIV 犬神・狐つき	25.00	-	27.12	46.61	1.27
XV 病気の際のまじない	4.24	14.83	38.98	41.53	0.42

第22表～第24表について—

「健康者」と「普通者」との間には、どの項目についても、きわだつた差が認められない。「病弱者」と他の二階層とでは殆んどどの項目において病弱者が迷信に影響されていることがわかる。

「無記入」とは健康、普通、病弱の区別を記入しなかつた者である。

7) 俗信・迷信について「極めて肯定的な人びと」と「極めて否定的な人びと」

第 25 表 極めて肯定的な人びと

10問以上肯定している者 0

9問以上肯定している者 6

同上の総数に対する比率0.09%

a. 男女別, 年齢別内訳

年 令 別	29才まで	30才～39才	40才～49才	50才以上	計
男	-	-	-	1	1
女	1	1	1	2	5
計	1	1	1	3	6

b. 職業別内訳

農 業	5
無 職 そ の 他	1

他の9職種にはなし

c. 健康状況別内訳

健 康 状 況	実 数	該 当 者 中 の 百 分 率
健 康	2	0.05%
普 通	3	0.13%
病 弱	1	0.43%
合 計	6	0.09%

d. 信仰別内訳

神 社 神 道	2
そ の 他 の 宗 教	1
無 宗 教	3

他の6分類にはなし

第 26 表 極めて否定的な人びと

a. 13問以上の否定者

否 定 別	15 問 全 部 否 定	14 問 否 定	13 問 否 定	13 問 以 上 合 計
実 人 員 数	157	5	1	163
総数 6,373名に対する比率	2.46%	0.08%	0.02%	2.56%

b. 13問以上否定者の男女別, 年齢別内訳

否 定 者 の 年 令	男					女				
	29才まで	30才～39才	40才～49才	50才以上	計	29才まで	30才～39才	40才～49才	50才以上	計
13問以上否定者 (a)	30	34	53	10	127	11	18	6	1	36
回 答 者 総 数 (b)	632	1,007	1,653	552	3,844	508	1,219	668	134	2,529
a/b × 100	4.75%	3.38%	3.21%	1.81%	3.30%	2.17%	1.48%	0.89%	0.75%	1.43%

c. 同上、本人の職業別内訳

職業別	農業 従事者	林業 従事者	漁業 従事者	個人 経営者	労務者	事務的 管理的職業	教員	医者	宗教家	他の 自由業	無 職 の 他	計
13問以上否定者(a)	18	0	1	22	20	27	19	3	2	10	41	163
回答者総数(b)	2,073	35	86	733	576	728	133	31	23	224	1,731	6,373
a/b × 100	0.87%	-	1.16%	3.00%	3.47%	3.71%	14.29%	9.68%	8.70%	4.46%	2.37%	2.56%

d. 本人の健康状況別内訳

健康状況	健康	普通	病弱	計
13問以上否定者(a)	101	54	8	163
回答者総数(b)	3,802	2,335	236	6,373
a/b × 100	2.64%	2.31%	3.39%	2.56%

e. 本人の信仰別内訳

信仰別	仏教	キリスト 教	神社神道	教派神道	新興宗教	その他	無宗教	無記入	計
13問以上否定者(a)	30	5	4	1	0	4	87	32	163
回答者総数(b)	1,935	137	333	105	36	289	1,621	1,917	6,373
a/b × 100	1.55%	3.65%	1.20%	0.95%	-	1.38%	5.37%	1.67%	2.56%

第25表「極めて肯定的な人びと」は第26表との対象のためにあげたが統計的な意味はない。第26表「極めて否定的な人びと」も総数に対する百分比は少いが一応典型的なものとしての意味はある。「極めて否定的な人びと」とは若い年齢層で、職業的には教員、医者などのインテリ層であり、更に健康者で宗教的には無宗教者に多いと一応推定されるかも知れない（この間のクロス相関検定の必要があるが……）。大体予想通りということがでよう。

(b) 宗 教

第1表にみる通り、戦後の教派宗派教団の増加は著しいものがあり1950—51年には一時700にも達したが、1952年宗教法人法による新宗教法人への認証事務切替が行われ、以後は一応整理された形をとっている。しかし、この認証制度の手続をとらず、いわば地下に潜った教宗派教団も少くない。

1954年の全国宗教法人数——神社・寺院・教会——及び信徒数の公の統計は第2表の通りである。信徒に重複者その他があるにせよ尨大な数である。

所謂新興宗教の信徒数と云えるものは全国で約600万と推定されている。新興宗教の中では、漸く優劣が明確となり、踊る宗教・霊友会などは凋落し、生長の家・PL教団・天地公道善隣会・世界メシヤ教・立正交成会・創価学会などの活躍は盛んである。生長の家では約3億円をかけて本部を建設し、更に宇治別格本山修練道場、尾道に文化女学院等を設置した。PL教団は大阪富田林市に約600万坪の本部設営中であつたが仮本殿の落成式を行い、その他乳児院・診療所・医学研究所・

学生寮・窯業場等を設置した。天地公道善隣会では神戸・諫早・福岡・長崎各市に分教所を設置した。世界メシヤ教では箱根強羅に教祖の靈廟並びに靈園を建設中である。立正交成会では交成学園が開校された。創価学会では、他教を邪教とし乗込んでの折伏が盛んに行われ風雲をまき起した。また30年4月の都道府県議会議員の選挙では同学会より相当数の議員を各議会におくつた。

しかし、これらの新興宗教では一面、世界メシヤ教の岡田茂吉教祖の死亡を始め、29年～30年にかけて教祖・幹部の病気になるものも多く、信徒に著しいショックを与えた。また、医療不要・無肥料の農業等も喧伝され、各地のそれぞれの監督官庁と紛争を惹起したものもあつた。第3表は新興宗教の主なるものの勢力を示した。

第1図は参考迄に教宗派教団の全国における所在状況を示したものである。(田村健二)

第1表 教宗派教団数

系 統		年 度							
		1945年	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1953年	1954年
神	道	14	73	97	131	170	-	141	142
仏	教	28	79	100	126	163	-	166	170
キ	リ	2	12	13	21	33	-	36	36
リ	ス	0	8	14	34	64	-	28	28
ス	ト								
諸	教								
計		44	172	224	312	430	604	371	376

文部省宗務課資料

第2表 宗 教 法 人 数・信 徒 教

(1954年)

宗 教 別	法人・信徒数		信 徒 総 数	
	神社寺院教会数	(同 左 概 算)	(同 左 概 算)	(同 左 概 算)
神	111,072	11万余	90,445,309	9千万余
仏	82,490	8万余	48,426,106	4千8百万余
キ	2,147	2千余	603,536	60万余
リ	529	5百余	3,393,471	340万
ス				
ト				
諸				
計	196,238	20万	142,868,422	1億4千万余

宗教年鑑，文部省編，1955年

注：1) 神社寺院教会は前年に比し計において約2万増加。

2) 信徒数は前年に比し神道が1千万増加，キリスト教10万増加，他は略同じ，計が日本の総人口より多いがこれは氏子数の調査が困難であり，かつ，諸法人に重複して属している者を含む為と考えられる。

第 3 表 主なる新興宗教教勢

(1954年)

宗 教 別	法人, 信徒数	宗 教 法 人 数 (神社寺院教会)	信 徒 数
大 本 教		40	73,604
三 五 教		61	88,415
日蓮正宗 (創価学会を含む)		128	341,146
妙 智 会 教 団		1	515,122
立 正 交 成 会		2	1,041,124
靈 友 会 教 団		3	2,284,172
生 長 の 家 教 団		33	1,461,604
世 界 メ シ ヤ 教		45	373,173
P L 教 団		127	500,950
天 地 公 道 善 隣 会		33	404,157
天照皇大神宮教 (隔る宗教)		12	89,374

宗教年鑑, 文部省編, 1955年

18. 産業における精神衛生

Mental Health in Industry

近代社会においては、産業における精神衛生は重要課題であるが、現実にはいまだこの方面の関心は低く、科学的な分析方法、整理方法も確立していないために、精密な統計資料などを揃えることも困難である。そこで今回はとりあえず、国鉄の事故原因に関する統計、労災病院関係資料、近江絹糸の争議調査資料から引用することに止めた。次号ではもつと整備したいと思うので、関心ある各位の御協力をお願いしたい。

(横山定雄, 片口安史)

(a) 国鉄運転事故素因分類

(1955年度全期)

第1表 運転事故素因分類表

素因別	職名別	駅					車掌区	機関区			電車区	客貨車区	保線区	信号通信区	電気関係	その他職員	合計
		運転信号係	操車係	転てつ手	その他	小計		機関士	その他	小計							
精神力の欠如	仮	1	-	1	-	3	-	1	1	2	1	-	1	-	-	-	7
	錯	9	4	14	-	31	2	3	-	3	-	-	-	1	-	37	
	失	2	1	8	-	16	1	3	1	4	1	1	2	-	1	-	26
	精神弛緩	6	12	6	1	41	5	7	4	11	6	-	7	2	1	1	78
	小計	18	17	29	1	91	8	14	6	20	8	1	10	2	3	1	148
実行力の欠如	打合せの欠陥	-	8	1	-	9	-	1	2	3	-	-	2	-	1	-	15
	確認粗漏	5	14	11	2	41	13	3	13	16	2	1	3	4	1	-	85
	怠慢	4	12	12	-	38	2	3	4	7	1	-	3	1	-	-	52
	不正	2	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	10
	憶測	3	1	3	-	9	-	1	1	2	-	2	2	1	-	-	16
	独断	4	3	3	1	14	3	-	-	-	1	-	1	1	-	-	20
	指示方不良	4	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	15
小計	22	39	30	3	126	18	8	20	28	4	3	16	7	6	-	218	
教養の欠如	知悉右不充分	-	-	-	-	2	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	8
	技倆拙劣, 未熟	-	1	-	-	4	1	12	1	13	-	-	1	-	-	-	19
	小計	-	1	-	-	6	3	15	1	16	-	-	1	-	-	-	27
その他	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	6	
監督力の欠陥	監督の不充分	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	8
	無資格者の取扱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	8
計画上の欠陥	2	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	3	1	1	1	18	
合計	42	57	60	4	229	29	38	27	65	13	4	31	10	11	2	408	

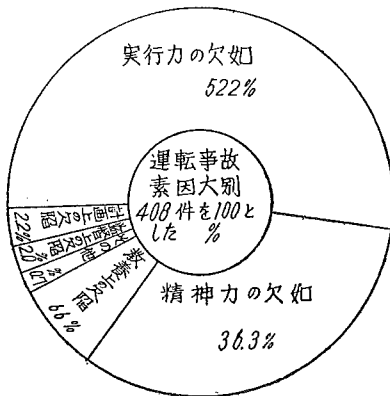
(国有鉄道運転局保安課)

(1956年上半期)

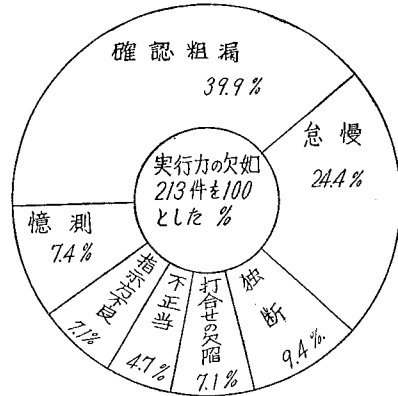
素因別	職名別	駅					車掌区	機関区			電車区	客貨車区	保線区	信号通信区	電気関係	その他職員	合計	
		運転信号係	操車掛	転てつ手	その他	小計		機関士	その他	小計								
精神力の欠如	仮	-	-	-	-	-	-	2	2	4	-	-	2	-	-	-	6	
	錯	2	2	4	5	13	-	4	-	4	-	-	1	-	-	-	18	
	失	3	4	6	9	22	1	1	-	1	-	-	4	-	-	-	28	
	精神弛緩	1	8	1	7	17	2	3	4	7	1	-	2	1	-	-	-	29
	小計	6	14	11	21	52	3	10	5	15	1	-	9	1	-	-	-	81
実行力の欠如	打合せの欠陥	1	11	-	1	13	-	3	-	3	-	-	-	1	-	-	16	
	確認粗漏	5	9	8	4	26	7	4	2	6	-	5	2	-	-	1	48	
	怠慢	1	1	5	7	14	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	15	
	不正当	-	1	-	2	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	
	憶測	2	3	1	2	8	3	1	-	1	1	-	-	-	-	-	14	
	独断	2	1	1	-	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	5
	指示方不良	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	-	5
小計	11	26	15	17	69	11	9	2	11	1	6	5	1	2	1	-	107	
教養の欠如	知悉右不充分	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	
	技術拙劣, 未熟	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	1	-	-	-	7	
	小計	-	-	-	1	1	-	6	-	6	-	-	1	1	-	-	9	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	
監督力の欠陥	監督の不充分	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6	
	無資格者の取扱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6	
	計画上の欠陥	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	4	-	-	-	6	
	合計	17	40	26	42	125	14	25	8	33	2	6	20	3	3	4	211	

(国有鉄道運転局保安課)

第1図 運転事故素因別分類表 (1955年)



第2図 運転事故素因別分類表 (1955年)



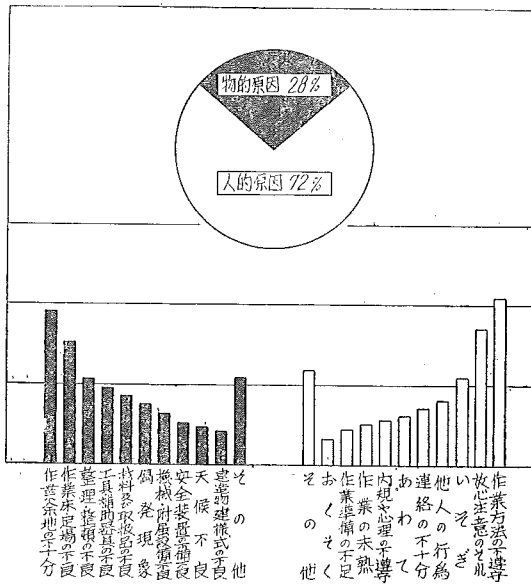
(b) 国鉄現場職員の傷害

第2表 年次推移

(国有鉄道厚生局保健管理室)

年度別	死亡	機能障害を残したもの	機能障害を残さぬもの	計
1953	175	544	9,346	10,065
1954	142	661	8,574	9,377
1955	136	645	7,799	8,580

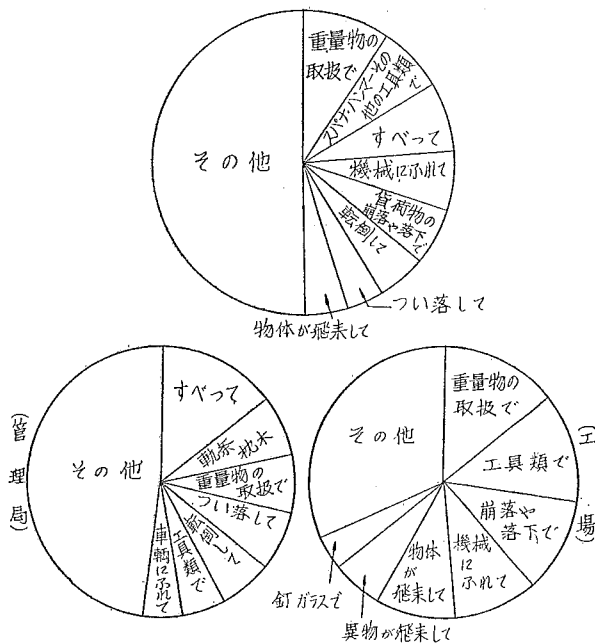
第3図 原因別頻度



第3表 災害原因比率

	1941年度	1952年度	1953年度	1954年度	計
人的原因	86.4	79.05	80.31	80.32	71.69
物的原因	13.6	20.95	19.69	19.68	28.31
計	100.0	100.00	100.00	100.00	100.00

第4図 様因別死傷頻度



(c) 争議と精神衛生

昭和29年(1954)6月から9月に至る近江絹糸津工場(従業員2000余名)における労働争議について、三重県立高栄屋病院と同県精神衛生協議会が実施した各種精神衛生調査は、われわれに重要な示唆を与えてくれると思われるので、争議中と争議終了直後の質問紙法による調査結果の一部をかげることとする、

1) 争議中の調査

時期 29年(1954)8月, 対象 965名(第2組合員の45%弱)

第4表 争議中における心的葛藤または不安

	質問事項	回答事項	男	女	計
職場 の 対 人 関 係	争議で上役を敵にしなければならぬことについて	裏切るのは苦しい	8	7	7
		少し苦痛だが止むを得ない	49	41	41
		何も感じない	20	20	20
		上役をやつつけることをよろこんだ	19	18	17
	親しい友達と飲味方の関係に立つことについて	悲しく思つた	22	33	30
		苦痛にかんじた	23	20	20
		友達との間にそれがなかつた	50	42	42
	家に帰つた友達に対して	卑怯だ	25	48	93
		憎いと思う	10	9	4
		自分もそうできねばと思う	6	4	4
軽蔑する		2	5	4	
	別になんとも思わない	47	30	32	
家への仕送りの不能になつた時の気持	非常に苦痛	23	31	29	
	少し苦痛	25	26	24	
	大して気にならぬ	40	38	38	
家からの援助がなくなつて	困つた	20	13	14	
	困らない	63	66	66	
両親兄弟が心配しているのが	非常に苦痛	30	46	43	
	少し苦痛	35	30	31	
	それほどでもない	33	11	24	
会社側の通知で家人が誤解したり心配したりするのが気になるか	非常に苦痛	8	7	7	
	くしい	16	16	15	
	何とか真実を知つてほしい	36	35	34	
	面会手紙でよく分つてくれたので安心	44	37	38	
	面会手紙でよく分つてくれないのは苦しい	0	2	1	
家へ帰りたいと	思う	14	11	11	
	郷里でクビになつたと思われるから辛稼する思わない	3	2	2	
		13	7	8	
	あくまで斗争するのが正しい	70	80	78	
争議のやり方について	手ぬるい	9	4	5	
	どうでもよでもからもつと早く解決を	11	10	10	
	長引いてもよいから徹底的に	63	67	65	
	集団活動のだらけ	22	31	28	
	これでよい	2	2	2	

数字は%を示す

第5表 争議による意識の変化

質 問 事 項	回 答 事 項	男	女	計
争議に参加して気分が	らくなつた	35	34	34
	不安がつよくなつた	16	13	13
	特に生活の不安がつよい	22	27	26
	将来のことが気になる	27	19	20
				59
社長や幹部に対してどの様に変化したか	殺してもあきたらぬ程憎い	29	40	36
	争議前より憎らしい	36	32	32
	それほど憎らしいと思わぬ	5	6	6
	バカだと思ふ	14	13	13
	気の毒だ	12	12	12
争議を通じて会社の建物や品物に対する感じ	たたきこわしてやりたい	8	9	9
	急ににくらしくなつた	12	33	30
	別に変りにない	70	55	56
				39
争議を通じてどんなことを学んだか	世の中を見る目の向上	23	25	24
	自分たちの生活を斗いとる道をしる	26	25	24
	組合活動の重要性をしる	52	58	57
	人生を学び直した感	11	16	15
自殺したい気が変になつたりした人のことについて	しつかりしていないからだ	34	16	18
	自分もいつそ、なるかと心配	6	7	7
	会社のやり方がひどいから当然	50	72	66
	別に何にも	4	4	4

第6表 自分も自殺したり精神病になりそうだと答えた者の分析

事 項	%	自殺しそうだ 精神病になりそう	と答えた者のうち 各項目は何%占める か	各項目が全体に対して何%を占めるか
勤 務 年 限 2 ～ 3 年		34.0		12.5
商 家 出 身 者		12.0		7.0
父 な し 子		14.0		10.0
長 子		28.0		17.0
上役をやつつけることをよるこぶ		24.0		18.0
親しい友と新田両組合にわかれる事を悲しく思う		36.0		30.0
家族が心配してくれるのが苦痛		48.0		43.0
スト参加で気分が楽になる		12.0		34.0
スト参加で生活が不安		40.0		26.0
スト参加で将来が気になる		30.0		19.0
どうでもよいから早く解決してほしい		20.0		1.0

2) 争議後の調査

時期 30年(1955)2月, 対象 男 110名 女 637名

第 7 表

質 問 事 項	回 答 事 項	女(%)	男(%)	計(%)
争議についてどの様な感をもつたか	イ) やつてよかつた	6.10	57.3	60.0
	ロ) 無駄だ	0	0	0
	ハ) 面丑かつた	1.0	1.0	1.0
	ニ) 苦しい	19.0	7.0	17.2
	ホ) 二度とやりたくない	16.3	3.0	14.8
	ヘ) 自分達の力に自信をえた	41.1	23.0	41.0
	ト) 不 解	12.8	7.0	9.9
	チ) のその他	2.0	2.0	2.0
争議後職場の空気が明るくなつたと思えますか	イ) 思わない	16.2	10.9	15.2
	ロ) 思 う	58.0	70.0	59.5
	ハ) 返つて暗くなつた	2.6	1.8	2.5
	ニ) だらけた	19.3	6.3	17.4
	ホ) その他	6.7	11.0	7.4
現在の仕事の能率を争議前と較べてどう思えますか	イ) 非常によくあがる	7.8	16.0	10.5
	ロ) 少しあがつてきた	49.0	45.0	48.5
	ハ) 変りがない	21.0	28.0	30.6
	ニ) 下つた様にかんずる	4.5	10.0	5.8
	ホ) その他	1.2	1.0	1.5
	ヘ) 何故でしょう	-	-	-
争議後お友達との関係が変りましたか	イ) 親しい友がふえた	27.0	41.5	28.5
	ロ) 以前の友からはなれて新しい友とつき合う	7.5	13.0	8.1
	ハ) 親しい友がへつた	3.4	3.0	3.4
	ニ) 誰とも親しめる	46.8	21.0	37.5
	ホ) 変らない	21.5	14.5	20.5
	ヘ) 新旧組合の対立で苦しんだ	15.4	7.0	14.2
	ト) その他	1.1	0	1.1

第 8 表

質 問 事 項	回 答 事 項	女	男	計	
上 役 に 対 し て ど う 思 う か	社 長 に 対 し て	イ) やはり憎しみをかんずる	35.0	42.0	37.0
		ロ) 以前より一層憎い	51.1	39.0	47.7
		ハ) 親しみをかんずる	1.5	2.0	1.6
		ニ) 変わらない	11.0	15.0	12.0
		ホ) その他	1.4	3.0	1.6
	工 場 長 に 対 し て	イ) やはり憎しみをかんずる	34.0	31.2	33.5
		ロ) 以前より一層憎い	13.9	13.5	13.9
		ハ) 親しみをかんずる	8.1	10.3	8.4
		ニ) 変わらない	43.6	39.9	43.0
		ホ) その他	0.4	5.1	1.1
	そ の 他 の 上 役 に 対 し て	イ) やはり憎しみをかんずる	16.4	17.5	17.8
		ロ) 以前より一層憎い	5.2	10.2	6.0
ハ) 親しみをかんずる		21.6	18.6	19.8	
ニ) 変わらない		56.6	51.7	55.9	
ホ) その他		0.2	3.0	0.5	
担 任 係 長 に 対 し て	イ) やはり憎しみをかんずる	8.8	18.8	10.0	
	ロ) 以前より一層憎い	4.0	6.3	4.1	
	ハ) 親しみをかんずる	41.8	36.5	39.4	
	ニ) 変わらない	44.2	35.4	44.0	
	ホ) その他	1.2	3.0	1.5	
仕 事 の や り が い を かん じ ます か	イ) 感じない	6.1	16.0	7.5	
	ロ) 生産があがれば自分達の賃金もあがる希望がてた	34.5	25.0	32.0	
	ハ) 組合のためになると思つてやる気がてた	22.0	16.0	21.2	
	ニ) 何となくやり甲斐をかんじる	17.4	21.0	18.1	
	ホ) 出来れば紡績以外の仕事をしたい	19.0	15.0	18.6	
	ヘ) その他	1.2	7.0	1.8	
	その他				
自 分 が 労 働 者 であるに つ い て だ う 思 う か	イ) 団結が大切	78.0	63.0	75.9	
	ロ) よりよい社会を作るものだ	24.5	12.5	22.5	
	ハ) みじめだ	2.2	4.0	2.4	
	ニ) 自分等の世の中になつた	1.0	0	1.2	
	ホ) 生きる喜びを知つた	8.2	12.0	12.2	
	ヘ) 弱いものだ	0.3	2.0	0.6	

第 9 表

質 問	回 答	女	男	計
争議後の男女関係についてどう感じますか	イ) よくなった	2.0	9.0	2.9
	ロ) 自由に交際できてうれしい	2.8	11.0	3.9
	ハ) もつと真面目に交際したい	34.5	12.0	30.5
	ニ) だらしなくて残念だ	53.2	30.0	35.5
	ホ) やはり窮屈だ	4.5	12.0	5.5
	ヘ) 愛情があれば肉体関係もやむをえない	0.2	3.0	0.5
	ト) 結婚まで異性と肉体関係をもたたくない	27.5	9.0	24.5
	チ) 個人の自由だからまかせておけばよい	2.5	6.0	3.9
	リ) その他	3.6	8.0	4.1
これからの事についてどう考えるか	イ) このまま此処で働く	35.0	29.0	34.4
	ロ) もつと待遇のよい所へかわる	13.6	14.0	13.6
	ハ) 郷里へ早くかえりたい	16.8	5.0	15.6
	ニ) 将来性がないから転職する	9.7	19.0	10.4
	ホ) 別に考えない	20.9	13.0	20.0
	ヘ) 技術を修得して上役に	2.0	20.0	4.4
争議後悪い事件が何故おこつたと思うか	イ) 気がゆるんだから	56.5	36.0	53.0
	ロ) 監督がきびしくなつて	6.4	0.9	5.6
	ハ) 生活が派手になつて	8.5	3.6	7.9
	ニ) 男女の交際が自由になつた	24.0	10.0	22.0
	ホ) 金にこまる	17.4	31.5	19.2
	ヘ) その人が悪いから	19.3	12.6	16.8
	ト) その他	3.8	5.4	3.9

(d) 災害神経症統計

労働者災害補償保険法施行規則において、身体障害等級が規定されているが、災害神経症は12級12号或は14級9号のいずれかに評価されており、前者は後者より重い症状をもつものに対して与えられている。第7表は、1951年から1953年までの3年間における災害患者を、等級別に分類したものであるが、このうち神経症状を呈するものは、全体の18.71%を占めていることが分る。以下これらの患者の治癒の程度を、次の7段階に評定して、職業、職場、収入、年齢などとの関連においてみてゆく。(以下の資料は、高橋正義著「労働災害とその補償」による)

- (イ) 大変よくなった
- (ロ) かなりよくなった
- (ハ) 少しよくなった
- (ニ) わるくなった
- (ホ) 変らない
- (ヘ) 分らない
- (ト) 記入のないもの

第10表 1951~1953年度3年間の障害等級及び号別障害件数 (総計130,272件)

等級 号	1級	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1号	42	16	10	13	26	37	138	* 1,651	* 218	595	34	156	1,818	126
2	9	9	1	4	* 388	40	64	△ 1,242	380	164	19	51	70	2,349
3	12	* 15	53	10	** 362	28	145	645	16	83	17	484	* 36	428
4	34	19	30	* 313	* 188	△ 442	* 186	* 224	12	127	337	55	* 615	511
5	109	0	* 10	* 300	** 107	* 201	746	* 1,951	33	* 1,885	△ 1,253	1,145	* 1,068	* 3,387
6	* 6	0	0	* 21	** 5	** 177	* 852	** 82	54	* 7,314	* 1,562	* 2,198	* 2,421	* 3,748
7	* 15	0	0	** 10	0	* 299	** 114	* 1,009	115	** 254	* 9,854	* 3,911	* 2,887	* 5,240
8	13	0	0	0	0	0	** 31	** 1,729	* 1,947	** 252	** 544	869	** 162	** 1,275
9	54	0	0	0	0	0	84	* 54	* 522	** 1,922	573	* 3,439	** 291	18,573
10	0	0	0	0	0	0	8	** 64	** 79	** 2,439	0	** 153	** 1,019	3,260
11	0	0	0	0	0	0	0	** 38	** 234	0	0	** 3,132	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0	157	117	0	0	5,798	0	0
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,468	0	0
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	241	0	0
合併及不明	31	40	107	172	278	394	1,210	295	1,049	443	988	220	62	103
計	325	99	211	843	1,356	1,548	3,608	9,141	4,801	15,478	15,181	28,227	10,449	38,000

(注) 例 。眼 * 上肢 △ 脊推 ** 下肢
 部位別障害件数 眼部 4.22% 上肢及び指 46.52% 神経症状 18.71% 計 100%
 比較表 脊推 2.25% 下肢及び趾 12.94% その他 15.36%

(b) 不明

(1) 等級と病後歴

第8表から云えることは、8級以上では治りにくい、13~14級になると治癒率が高くなり、ことに12級12号、14号9号では不変群が少く、軽快しているものが多くなっている。

第11表 等級と病後歴

	4～8級	9～11級	12級	13～14級	12級12級 14級9級	計
(イ)	6.86%	10.83%	14.85%	16.22%	15.91%	13.59%
(ロ)	15.64	17.76	23.08	16.52	26.13	20.18
(ハ)	19.72	15.95	15.96	11.88	19.91	16.31
(ニ)	4.85	5.56	3.37	4.12	2.68	3.15
(ホ)	47.30	48.55	39.14	46.73	31.30	42.24
(ヘ)	3.10	2.18	1.59	2.59	1.53	2.11
(ト)	2.45	1.22	1.93	1.72	2.48	1.89
計	1,834	4,245	3,256	4,041	4,022	17,398

(2) 職業と病後歴

第12表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
事務, 運転手, その他	12.76%	23.40%	19.14%	4.25%	31.91%		8.51%	47
工 員	12.54	21.96	23.52	4.70	29.41	3.52	4.31	255
炭 鉱 夫	12.35	24.70	25.64	3.72	31.23	1.63	0.69	429
日 雇	6.06	3.03	3.03	1.51	9.09			66
不 明								0
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
事 務	26.76%	16.90%	15.49%	4.22%	29.57%	1.40%	5.63%	71
運 転 手 其 他	14.51	16.92	16.29	1.62	33.48	3.22	14.51	62
工 員	18.83	26.01	18.05	2.71	30.48	1.65	2.23	1,030
炭 鉱 夫	15.61	23.96	19.56	2.21	32.01	0.95	0.65	1,671
日 雇	14.88	22.97	20.36	2.08	32.63	2.08	4.96	383
不 明	12.50	12.50			25.00		50.00	8
計	16.77	26.75	18.97	2.33	31.55	1.36	2.17	3,225

(3) 職業の適否と病後歴

第13表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
適	14.18%	26.17%	22.90%	3.27%	30.72%	1.99%	0.72%	550
否	4.28	19.99	25.71	7.14	37.14	5.71	14.68	70
不 明	10.16	18.07	25.42	4.51	25.42	1.69	3.76	177
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
適	19.44%	28.31%	18.33%	1.94%	30.33%	0.91%	0.63%	2,523
否	5.58	20.30	27.41	6.09	38.57	1.51	0.50	197
不 明	7.72	21.38	18.81	3.16	34.84	3.56	10.49	505
計	16.77	26.75	18.79	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

現在の職業が自分に適しているか否かということと、病後歴との間には、大体平行関係がみられるようである。即ち、適しているものは、軽快しているものに多い。

(4) 職業の能率と病後歴

第14表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
ふつうにできる	17.83%	25.98%	20.91%	3.30%	29.28%	1.98%	0.66%	454
どうにかできる	6.55	23.35	28.27	5.73	32.37	2.04	1.63	244
あまりできない	9.09	9.09	36.36	4.54	40.94			22
できない		42.25	28.57			14.78	14.28	7
不 明		14.28	21.42	1.42	27.14	4.28	31.24	70
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
ふつうにできる	20.91%	28.84%	17.50%	1.57%	29.60%	0.97%	0.46%	2,345
どうにかできる	4.28	23.05	25.69	4.28	39.85	1.64	1.15	607
あまりできない	4.76	9.52	16.66	9.52	49.99	7.14	2.38	42
できない	8.33	8.33	33.33	8.33	24.99	8.33	8.33	12
不明	9.58	18.72	15.52	4.10	26.02	3.19	22.83	219
計	16.77	26.75	18.97	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

(5) 収入と病後歴

第15表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
1万円以下	16.66%	23.80%	14.28%	2.38%	35.71%	7.14%	%	42
1.5万円以下	14.79	24.25	26.03	5.32	26.03	1.77	1.77	169
2万円以下	14.59	23.17	22.74	4.72	31.75	1.28	1.71	233
2.5万円以下	10.62	23.75	25.00	3.12	33.75	3.12	0.62	160
2.5万円以上	9.75	30.89	24.39	3.25	30.08	1.62		123
不明	5.71	12.85	22.85	1.42	22.85	2.85	31.42	70
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
1万円以下	17.11%	23.87%	17.11%	1.80%	36.48%	2.25%	1.35%	222
1.5万円以下	15.26	26.42	22.30	3.08	30.02	1.88	1.02	583
2万円以下	16.94	30.12	18.49	2.01	30.03	1.97	1.00	1,092
2.5万円以下	15.13	27.30	18.72	2.49	35.25	0.31	0.78	641
2.5万円以上	20.66	23.06	19.55	2.02	33.21	0.73	0.73	542
不明	13.79	18.62	11.03	4.13	19.31	4.82	28.27	145
計	16.77	26.75	18.97	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

(6) 年齢と病後歴

第16表 (1) 12級12号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
0 ~ 29 才迄	15.04%	21.23%	16.86%	4.86%	31.14%	1.76%	4.86%	226
30 ~ 39	11.47	22.53	25.46	4.91	31.14	1.63	2.86	244
40 ~ 49	10.16	26.69	25.84	2.11	30.08	2.56	2.54	236
50 才以上	14.28	27.27	22.07	1.29	24.67	3.89	6.49	77
不明	14.28	21.42	14.28	14.28	21.42	7.14	7.14	14
計	12.41	23.82	23.70	3.88	30.09	2.25	3.76	797

(2) 14級9号

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	計
0 ~ 29 才迄	15.09%	26.85%	17.87%	1.85%	34.36%	1.74%	2.67%	861
30 ~ 39	16.63	31.09	16.09	1.98	31.64	1.35	1.08	1,105
40 ~ 49	18.77	22.45	22.35	3.08	30.16	1.08	2.06	921
50 才以上	16.10	23.82	22.14	3.35	28.18	1.34	5.03	298
不明	15.00	35.00	20.00	2.50	25.00		2.50	40
計	16.77	26.75	18.97	2.38	31.55	1.36	2.17	3,225

Ⅲ 施設および職員

Institutions and Professional Staff

19. 精神病院

Mental Hospital

(a) 精神病院 1954年度の概況

厚生省大臣官房統計調査部より1954年度の病院統計の年間分が発表されたので、同報告書より精神病院に関する分を抜萃して紹介する（1953年度分は精神衛生資料第3号にあり）。（岡田敬蔵）

* 1954年病院年報，厚生省大臣官房統計調査部による。

a) 年間の施設の増減

1954年度中に精神病院，精神病床はそれぞれ37施設（19.8%），6,400床（20.4%）ずつ増加し，その増加率は各種病院中で最も高い率を示している。しかし年末現在において精神病院数では全病院数の4.7%（224施設）であり，病床数では全病床の8.2%（37,849床）にすぎない。

第1表 年間病院増減数，病院の種類

(1954年)

種別	全病院	精神病院	結核療養所	らい療養所	伝染病院	その他の病院
増減率(%)	7.2	19.8	19.4	7.7	2.7	5.0
増減数	323	37	99	1	2	134

第2表 人口10万対年末病床数

(1950-1954年)

年次	全病床	全精神病床
1950年	331.5	24.0
1951年	370.6	26.1
1952年	417.3	30.0
1953年	469.3	36.3
1954年	523.1	42.9

人口10万対病床数は，1954年末には42.9と，1950年以来年々増加している。

b) 経営主体別

次に病院の経営主体別をみると，精神病院では「個人」が多く，病院数では総数の51%，病床数では32%（約12,000床）をしめており，結核療養所，らい療養所，伝染病院およびその他の病院のいずれに比しても，精神病院，精神病床では個人立の占める割合が最も高い。またこの年度中に増した6,400床のうち2,600床（40.7%）は個人立である。

第3表 病院構成，病院の種類，経営主体別（百分率）

(1954年末)

病院の種類	総数	国(厚生省)	都道府県	市町村	公益法人	医療法人	その他の人 法	個人
全病院	100.0	5.8	5.6	14.5	5.4	13.9	3.7	31.7
精神病院	100.0	1.8	9.8	1.3	12.9	20.1	2.7	51.3

第4表 病床の構成，病床の種類，経営主体別

(1954年末)

病床の種類	総数	国		都道府県	市町村	日赤	済生会	農協	社会保険 関係団体	公益 法人	医療 法人	会社	その他 法人	個人
		厚生省	その他											
全病床	100.0	22.8	4.9	9.0	13.2	3.8	1.0	3.1	3.9	7.3	8.2	5.1	5.0	12.3
総数	100.0	7.9	3.1	16.1	0.9	-	-	0.0	-	17.9	17.4	-	4.3	32.3
精神病院	100.0	6.1	-	17.2	1.0	-	-	-	-	19.6	16.5	-	3.5	36.2
その他の病院	100.0	15.3	16.0	11.6	0.6	-	-	0.2	-	11.1	21.0	-	7.9	16.4

c) 病院の規模

年末現在の病院規模（1病院当り平均病床数）は精神病院では136床で、らい療養所(1,003床)、結核療養所(186床)、に次いで第三位である。病院の規模別では、精神病院では、50—99床のものが76施設(33.9%)で最も多く、50—149床の病院が全体の53%を占めている。病床数について、それと病院の規模との関係を見ると、200—299床の病院の病床が最も多く、全体の19.5%を占め、全体として病床数の95%は50床以上の病院に属している。

第5表 年末病院構成，病院の種類，規模別（百分率）

(1954年末)

病院の種類	総数	20~29床	30~39	40~49	50~99	100~149	150~199	200~299	300~399	400~499	500床以上
全病院	100.0	33.1	11.7	7.7	19.5	9.8	6.0	6.2	2.4	0.9	2.6
精神病院	100.0	5.4	8.0	6.7	33.9	19.2	8.0	10.7	1.3	3.6	3.1

第6表 病床数，病院の種類，規模別

(1954年末)

病院の種類	総数	20~29床	30~39	40~49	50~99	100~149	150~199	200~299	300~399	400~499	500床以上
実(全病院)	461.9	35.4	18.8	16.0	65.1	56.6	48.9	71.2	38.7	19.1	92.1
数(精神病院)	30.4	0.3	0.6	0.7	5.6	5.2	3.1	5.9	1.0	3.4	4.7
百分(全病院)	100.0	7.7	4.1	3.5	14.1	12.2	10.6	15.4	8.4	4.1	19.9
率(精神病院)	100.0	0.9	2.0	2.2	18.3	16.9	10.1	19.5	3.4	11.2	15.4

d) 在院患者数

1954年1年間の全病院の在院患者延数は135,250,000人であるが、全精神病床の年間在院患者延数は13,977,208人で人口10万対延数は15,829.2である。全精神病院の1日当り平均在院患者数は、30,772人で全病院の1日当り平均在院患者数(370,535)の12.0%である。

第 7 表 精神病床の年間在院患者延数

(1952~1954年)

病床の種類	在院患者延数		
	年間延数	人口10万対	
全精神病床	1952	9,583,211	10,853.0
	1953	11,461,104	12,979.7
	1954	13,977,208	15,829.2

e) 新入院, 退院患者数および外来患者数

全精神病床の年間の新入院患者数は54,969人で全病院の新入院患者総数の3%に当る。退院患者数は48,886人である。

全精神病院の外来患者延数は440,167人で全病床の外来患者延数(171,233,000人)の0.23%で、いうに足りない。

f) 病床利用率

年間病床利用率 $\left(\frac{\text{在院患者1日当り平均数}}{\text{年間病床数}}\right)$ は全病床では84.7%であるが精神病床は110.4%で定員以上に、患者を収容しており結核病床(94.9%), らい病床(82.5%), 伝染病床(30.6%), その他の病床(73.6%)のいずれに比しても最も高い率を示しており、精神病床の不足ぶりを物語っている。年間平均病床利用率の年次推移をみると、1950年以来と共に利用率が高くなる傾向があつたが、1954年(110.4%)には1953年(112.8%)より多少低くなつている。

月末病床利用率 $\left(\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}}\right)$ の月別変動をみると年間を通じて大した変動はないが7月が最も高く12月が最も低い。経営主体別の病床利用率をみると、全精神病床の利用率では「法人立」が120.3%の最も高い率を示している。

国立地方公共団体立では精神病床の総数では90%台の利用率で定員以下の患者を収容していることになるが、この中には「その他の病院」の精神病床も含まれているので、それを除いて国立および都道府県別の精神病院の病床利用率をみるとやはり100%以上となる。

第 8 表 病床利用率, 病床の種類別

(1950~1954年)

年次	全病床	精神病床	結核病床	らい病床	伝染病床	その他の病床
1950	74.1	90.0	94.5	97.3	...	57.2
1951	79.4	104.7	95.6	92.8	32.0	65.1
1952	81.8	109.2	96.2	90.8	35.5	67.6
1953	84.1	112.8	96.1	86.1	33.4	71.6
1954	84.7	110.4	94.9	82.5	30.6	73.6

第 9 表 精神病院，精神病床の病床利用率，月別

月 別	精 神 病 院		全 精 神 病 床	
	病 床 数	病 床 利 用 率	病 床 数	病 床 利 用 率
1 月	25,472	111.1	32,006	110.0
2 月	25,737	112.3	32,248	111.5
3 月	26,069	113.4	32,834	112.6
4 月	26,476	114.4	32,619	112.4
5 月	26,701	115.3	33,901	112.8
6 月	27,357	114.3	34,688	112.2
7 月	27,472	114.6	34,917	113.1
8 月	28,491	112.9	35,789	111.6
9 月	29,043	111.3	36,415	110.3
10 月	29,461	109.7	36,941	108.6
11 月	30,006	108.1	37,552	107.6
12 月	30,447	104.8	37,849	104.3

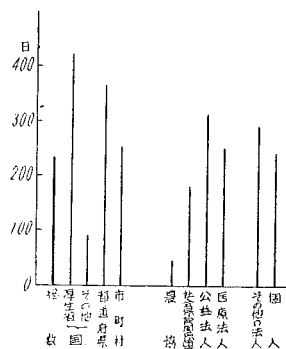
第 10 表 精神病床の経営主体別，病床利用率

病 床 の 種 類	総 数	国 立		地 方 公 共	法 人 立	そ の 他		
		厚 生 省	そ の 他	団 体 立				
精 神 病 床	総 数	1952	109.2	103.4	86.8	99.2	117.8	112.9
		1953	112.8	109.8	90.1	599.5	116.4	119.1
		1954	110.4	96.8	98.3	101.6	120.3	112.1
	精 神 病 院	1952	111.3	104.8	-	100.0	118.6	113.4
		1953	114.1	133.0	-	99.0	114.9	119.0
		1954	112.5	107.2	-	103.5	121.3	112.4
	そ の 他 の 病 院	1952	92.0	101.5	86.8	87.1	97.1	76.0
		1953	604.0	59.8	90.1	606.5	131.8	121.6
		1954	102.6	86.2	98.3	91.3	116.0	110.0

g) 平均在院日数

入院患者の平均在院日数 $\left(\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 (\text{年間の新入院患者数と退院患者数の和})} \right)$ は全病院では66.5日であるが，精神病床は269日で，結核病床の402日よりもはるかに少ない。同じ精神病床でも専門の精神病院に在院するものでは269日で，「その他の病院」の精神病室の患者では191日となっている。平均在院日数を経営主体別にみると，国立（厚生省所管）の精神病院が1,102日と最も長く，ついで地方公共団体立が445日で，その他の施設では400日以内である。

第 1 図 平均在院日数，経営主体別



第 11 表 平均在院日数，経営主体別

(1952～1954年)

病床の種類	年	総数	国 立		地方公共 団体立	法人立	その他
			厚生省	その他			
全 病 床	1951	58
	1952	62	219	44	43	53	42
	1953	65	226	44	48	58	46
	1954	67	229	44	52	63	49
精 神 病 院 総 数	1951	221
	1952	248	349	83	351	279	234
	1953	251	376	89	354	294	228
	1954	269	420	92	360	309	248
精 神 病 院 精神病院	1951	250
	1952	284	723	-	403	310	237
	1953	283	843	-	408	317	234
	1954	299	1,102	-	445	338	243
精 神 病 院 その他の病院	1951	111
	1952	110	204	83	108	166	117
	1953	137	215	89	133	177	143
	1954	191	285	92	165	221	276

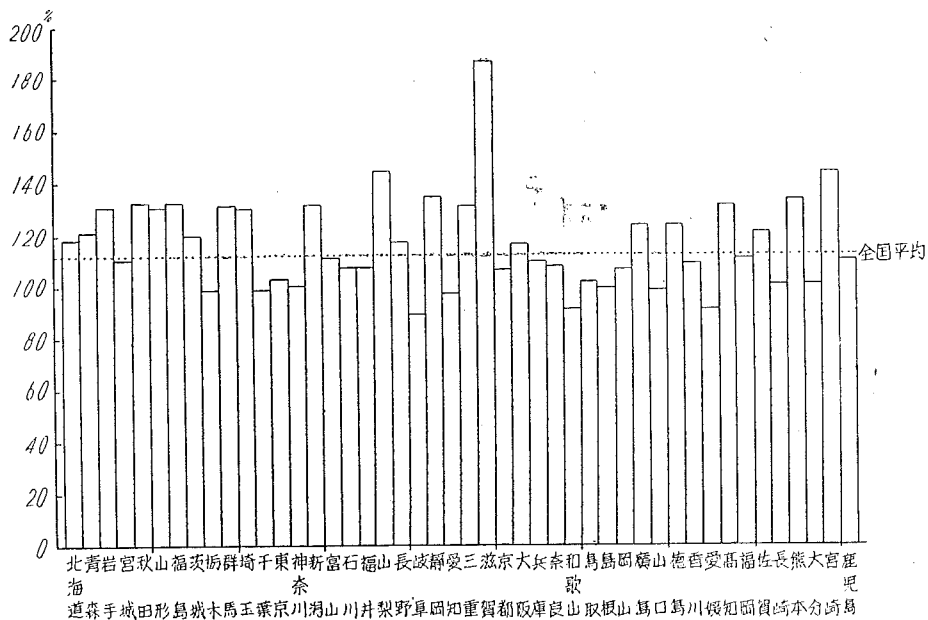
h) 外来患者数

在院患者に対する外来患者の比は全病院では1:1.27であるが，精神病院では1:0.04というに足りぬ数である。なお精神病院の年間外来患者延数は440,157人で1日平均1,206人である。

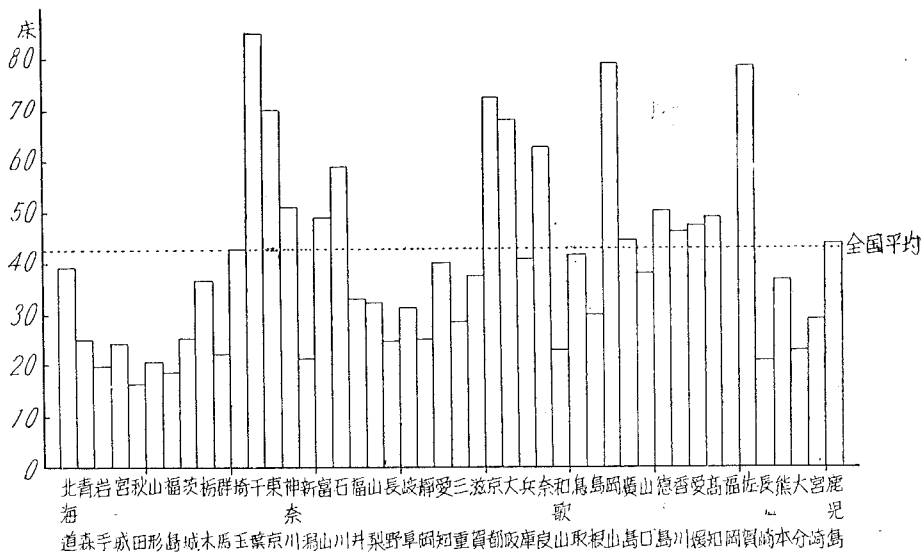
i) 都道府県別統計

都道府県別の人口10万に対する病床数および病床利用率と図示しておく。

第2図 都道府県別、人口10万に対する精神病床数



第3図 都道府県別精神病床利用率



第 12 表 都道府県別，精神病床数

都 道 府 県	精 神 病 床							
	総 数				精 神 病 院		その他の病院(精神病室)	
	年始現在	年末現在	年間増減	人口10万 対年末数	年始現在	年末現在	年始現在	年末現在
全 国	31,449	37,849	6,400	42.9	25,004	30,447	6,445	7,402
北海道	1,143	1,861	718	40.0	842	1,519	301	342
青森	252	328	76	24.2	116	184	136	144
岩手	317	280	-37	19.8	317	280	-	-
宮城	321	393	72	23.0	236	280	85	113
秋田	180	213	33	16.0	180	213	-	-
山形	259	277	18	20.5	259	277	-	-
福島	277	387	110	18.5	191	351	86	36
茨城	370	513	143	24.8	353	496	17	17
栃木	546	553	7	35.6	525	532	21	21
群馬	508	508	0	31.4	468	468	40	40
埼玉県	884	959	75	42.7	319	243	565	716
千葉県	1,520	1,861	341	84.8	1,068	1,363	452	498
東京都	4,818	5,410	592	70.0	3,971	4,434	847	976
神奈川県	1,369	1,455	86	51.2	873	1,026	496	429
新潟県	488	517	29	20.9	115	115	373	402
富山県	398	492	94	48.0	398	488	-	54
石川県	449	563	114	58.5	173	284	276	279
福井県	251	251	0	33.4	250	250	1	1
山梨県	188	262	79	32.4	183	262	-	-
長野県	423	482	59	23.7	302	322	121	160
岐阜県	371	477	106	30.1	371	477	-	-
静岡県	581	640	59	24.5	448	468	133	172
愛知県	1,349	1,513	164	40.9	1,275	1,402	74	111
三重県	369	403	34	27.0	369	403	-	-
滋賀県	298	320	22	37.3	298	320	-	-
京都市	1,052	1,368	311	71.7	559	887	493	476
大阪府	2,573	3,099	526	68.9	2,248	2,578	325	521
兵庫県	1,400	1,476	76	41.2	1,400	1,476	-	-
奈良県	378	494	116	63.7	270	386	108	108
和歌山県	194	214	20	21.4	-	-	194	214
鳥取県	195	254	59	41.6	150	207	45	47
島根県	180	270	90	29.2	111	151	69	119
岡山県	818	1,332	519	78.7	744	1,261	69	71
広島県	922	958	36	44.7	862	898	60	60
山口県	328	597	269	37.3	308	460	20	137
徳島県	400	439	39	49.9	242	241	158	198
香川県	279	427	148	45.3	188	239	91	188
愛媛県	606	710	104	46.1	606	710	-	-
高知県	369	423	54	48.0	148	198	221	225
福岡県	1,360	1,621	261	42.2	961	1,257	399	364
佐賀県	562	761	199	77.9	562	761	-	-
長門県	346	346	0	19.9	246	251	100	95
熊本県	458	674	216	36.0	397	606	61	68
大分県	213	279	66	22.0	213	279	-	-
宮崎県	199	311	112	27.6	199	311	-	-
鹿児島県	698	883	185	43.7	690	883	8	-

第 13 表 全病院の病院種別病院数, 病床数, 患者数

病院種別	病 院 数		病 床 数		在 院 患 者 延 数	
	年 末 現 在	年 間 増 減	年 末 現 在	年 間 増 減	年 間 延 数	1 日 当 り 平 均 数
全 病 院	4,779	323	461,927	53,456	135,245,316	370,535.1
精 神 病 院	224	37	30,447	5,443	11,231,842	30,772.2
結 核 療 養 所	610	99	113,640	19,661	34,275,872	93,906.5
ら い 療 養 所	14	1	14,045	1,998	3,825,234	10,480.1
伝 染 病 院	77	2	6,288	22	763,170	2,090.9
そ の 他 の 病 院	3,854	184	297,507	26,376	85,149,198	233,285.5

病 院 種 別	新 入 院 患 者 数		退 院 患 者 数		外 来 患 者 延 数		病 床 利 用 率	平 均 在 院 日 数
	年 間 総 数	1 日 当 り 平 均 数	年 間 総 数	1 日 当 り 平 均 数	年 間 延 数	1 日 当 り 平 均 数		
全 病 院	2,028,471	5,557.5	2,036,574	5,579.7	171,232,851	469,131.1	84.7	66.5
精 神 病 院	39,962	109.5	35,219	96.5	440,157	1,205.9	112.5	298.8
結 核 療 養 所	65,649	179.9	58,955	161.5	3,253,467	8,913.6	94.1	550.2
ら い 療 養 所	585	1.6	453	1.2	-	-	82.5	7,370.4
伝 染 病 院	39,581	108.4	39,519	108.3	46,249	126.7	35.9	19.3
そ の 他 の 病 院	1,882,694	5,158.1	1,902,428	5,212.1	167,492,978	458,884.9	79.9	45.0

第 14 表 全病床, 精神病床の在院患者延数, 新入院患者数, 退院患者数, 外来患者延数

病 院 種 別	全 病 床	精 神 病 床		
		総 数	精 神 病 院	その他の病院(精神病室)
在 院 患 者 延 数	135,245,316	13,977,208	11,231,842	2,745,366
新 入 院 患 者 数	2,028,471	54,969	39,962	15,007
退 院 患 者 数	2,036,574	48,886	35,219	13,667
外 来 患 者 延 数	171,232,851	-	440,157	-

ここにかかげた全国精神病院は 1954 年 12 月末現在, 病院月報, 厚生省統計調査部報告により公衆衛生局精神衛生課で経めたものである。

(b) 精神病院一覽表

ここにかけた全国精神病院は昭和31年3月末現在「病院月報」厚生省(統計調査部)報告により
公衆衛生局精神衛生課で纏めたものである。

都道 府県別	経営 主体別	病 院 名	院 長 名	所 在 地	精 神 病床数	その他 の病床	総病 床数
北海道	国立 (厚生省)	国立札幌病院	山本修吾	札幌市南水西町14	15	285	300
	国立	北海道大学医学部 附属病院	山田豊治	札幌市北14条西5丁目	84	751	835
	道立	札幌医科大学 附属病院精神科分院	中川秀三	札幌市南9条西26丁目	172	0	172
	道立	道立緑ヶ岡病院	渡辺寛一	帯広市西17条南4丁目	145	0	145
	道立	道立向陽ヶ岡病院	吉川万雄	網走市向陽ヶ丘	90	0	90
	市立	市立札幌病院 附属静療院	小野豊利	札幌郡豊平町字平岸910	190	0	190
	市立	市立小樽静和病院	木下豊	小樽市幸町41	106	0	106
	市立	函館市立柏木病院		函館市柏木町468	139	0	139
	医療法人	渡辺病院	渡辺栄一	函館市鯉川町68	106	134	240
	個人	札幌花園病院	谷口憲郎	札幌市南15条西15丁目	71	0	71
	個人	石橋病院	石橋猛雄	小樽市長橋町43	160	0	160
	市立	国保病院		江別市緑町西1丁目	77	216	293
	日赤	旭川赤十字病院		旭川市曙1条1丁目	100	305	405
	個人	佐藤病院		苫小牧市矢代町57	33	10	43
	個人	相川病院	相川正義	旭川市大町15丁目	85	0	85
	個人	太田病院	太田清之	札幌郡琴似町西山手207	140	0	140
	個人	平松精神病院	平松勤	札幌市南22条西14丁目	132	0	132
	医療法人	中江病院	中江孝治	札幌市北22条西7丁目	400	0	400
	医療法人	中江病院分院	中江孝治	札幌市北9条西4丁目	30	0	30
	個人	富田病院	富田恭	函館市駒馬町20	61	62	123
個人	西病院	西信次	小樽市花園町西1丁目	10	25	35	
個人	木下病院		小樽市新光町77	57	0	57	
個人	恵愛病院		幌別郡幌別町字鷺別127	50	0	50	
青森	国立	弘前大学医学部 附属病院	片桐圭一	弘前市本町52	31	470	501
	県立	青森県立精神病院	小川信一	青森字大字道造八重田	95	576	671
	社団法人	青森精神医学研究所 附属青森精神病院	石田正三	東津軽郡野内村字浅虫	115	0	115
	医療法人	愛成会安原病院	芦谷博布	弘前市大字取上字三獄 9/3	114	0	114
	個人	斎藤内科病院	斎藤周蔵	弘前市大字元長町16	18	54	72
	公益法人	緑ヶ岡病院		三本木市大字三本木 字西金崎337	20	0	20

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神 病床数	その他 の病床	総病 床数	
岩手	財団法人	岩手済生会 岩手保養院	三浦信之	盛岡市加賀野山根1	210	0	210	
	個人	盛岡精神病院	堀内憲政	盛岡市上田箱清水49	88	0	88	
	県立	県立南光病院		一関市八目沢297	100	0	100	
秋田	医療法人	回生会秋田脳病院	細越正一	秋田市中島町 大野中道上段62	324	0	324	
	個人	横手興生院	杉田孝	横手市上根岸19	76	501	76	
宮城	市立	公立大館病院		大館市字大館120	50	511	561	
	国立	東北大学附属病院	佐野保	仙台市北4番町85	85	965	1,050	
	財団法人	国見台病院	松川金七	仙台市長者荘150	89	0	89	
	医療法人	東北会東北脳病院	鈴木秀	仙台市北7番町97	135	0	135	
	個人	春日療養園	吉田重三郎	仙台市中田町字西川内	105	0	105	
	個人	移川病院	移川二郎	本吉郡階上村字長磯 七半沢64	28	0	48	
	個人	共立病院		仙台市御立場町70	20	8	28	
	山形	県立	県立療養所金峰園	池田申次	鶴岡市大字高坂	144	0	144
		個人	山形脳病院	二本松修蔵	山形市香澄町桜小路	177	0	177
		個人	光ヶ丘病院		酒田市大字高砂	29	0	29
福島	県立	県立若松精神病院		若松市栄町866	52	405	52	
	県立	県立医科大学 附属病院	若林俊一	福島市杉妻町14	30	475	505	
	公益法人	竹田綜合病院		若松市栄町49	102	473	575	
	公益法人	郡山精神病院	金森五郎	安積郡大槻町字天正壇	246	0	246	
	公益法人	穴沢病院	穴沢養一	若松市栄町530	6	0	139	
	その他の 法人	新田目病院	新田目五郎	平市極道小路24	50	133	50	
	茨城	個人	福島精神病院	伊予田成	伊達郡上保原村 大字上保原字羽山1	94	0	94
			矢吹精神病院		西白河郡矢吹町大字矢吹 字八幡29	100	0	100
			星第一病院附属 茶旧館分院	星一郎	郡山市茶旧館45	50	0	50
		国立 (厚生省)	国立霞ヶ浦病院	伊藤正義	土浦市大字下高津760	17	433	450
茨城	国立	茨城県立 内原精神病院	古川復一	東茨城郡内原村大字鯉淵	236	0	336	
	医療法人	報恩会石崎病院		東茨城郡石崎村 大字上石崎4ノ698	41	0	41	
	医療法人	土浦精神病院	後藤平	土浦市大字中高津町201	99	0	99	
	個人	精神神経科大原病院	大原重雄	日立市水木町大甕駅前	48	0	48	
	個人	豊後荘病院	鈴木豊	新治郡八郷町 大字部原648	63	0	63	
	個人	田余精神病院	佐賀正雄	新治郡玉里村大字上玉里	23	0	23	
	個人	常総精神病院		北相馬郡取手町 大字下高井2,054	22	0	22	
	個人	丸山荘病院	滝田欣一	新治郡八郷町柿岡 字高友4,041	35	0	35	

都 道 府 県 別	経 営 主 体 別	病 院 名	院 長 名	所 在 地	精 神 病 床 数	そ の 他 の 病 床	総 病 床 数	
茨 城 栃 木	医療法人	宮崎精神病院			83	0	83	
	医療法人	秋山会両毛病院	秋 山 学	佐野市堀米1,648	97	0	97	
	医療法人	生々堂厚生会森病院	森 玄 俊	宇都宮市西原町2,627	60	0	60	
	医療法人	源祐会直井病院	直 井 富 美	宇都宮市峰町274	152	0	152	
	医療法人	至誠会滝沢病院	滝 沢 テ ル	宇都宮市花房町1,841	138	0	138	
	個 人	青 木 病 院	青 木 信 夫	足利市本城1の560	34	0	34	
	個 人	大 平 下 病 院	藤 沼 文 栄	下都賀郡富山村 字富田1,665	28	6	34	
	医療法人	住々堂厚生会 森病院誠山分院		宇都宮市飯田町419	149	0	149	
	国 立	群馬大学医学部 附属病院	松 村 龍 雄	前橋市岩神町前280	40	357	397	
	社団法人	前橋積善会厩橋病院	前 田 忠 重	前橋市江木町1,241	400	0	400	
群 馬	医療法人	慈光会山崎病院	山 崎 宏	高崎市上佐野町501	97	0	97	
	医療法人	岸 会 岸 病 院		桐生市相生町2の277	52	0	52	
	社会福祉 法 人	毛呂精神病院	丸 木 清 美	入間郡毛呂山町 大字毛呂本郷38	403	235	638	
	社会福祉 法 人	毛呂精神病院分院	丸 木 清 美	北足立郡与野町与野	64	0	64	
	財団法人	熊 谷 脳 病 院	西 田 健 次	熊谷市石原町572	202	8	210	
	医療法人	川 越 脳 病 院	佐 藤 又 蔵	川越市大字新宿11	118	0	118	
	医療法人	慈光会東武神経病院	丸 山 俊 男	北葛飾郡幸手町 上高野3,542	87	4	91	
	医療法人	川 口 病 院	高 橋 角 次 郎	川口市仲野3の212	106	0	106	
	個 人	浦 和 保 養 院	川 越 太 三 郎	浦和市白幡1,698	87	4	91	
	個 人	山 口 病 院	山 口 秋	川越市脇田町64	46	18	64	
埼 玉	個 人	小 島 病 院		川口市青木町3の308	18	8	26	
	個 人	辻 病 院	辻 治 雄	浦和市辻2,487	36	0	36	
	国 立 (厚生省)	国立下総療養所	豊 泉 太 郎	千葉郡誉田村遍田578	515	0	515	
	国 立 (厚生省)	国立国府台病院	黒 沢 良 臣	市川市国府台1の2	408	382	790	
	国 立	千葉大学医学部 附属病院	竹 内 勝	千葉市玄鼻町313	68	595	663	
	財団法人	復光会総武病院	竹 山 恒 寿	船橋市宮本町4の1,843	319	0	319	
	医療法人	静明会中山病院	作 田 淳	市川市中山229	231	0	231	
	医療法人	中 村 病 院	諏 訪 敬 三 郎	千葉市千葉寺町188	131	0	131	
	医療法人	東 条 病 院	橋 本 鐘 爾	安房郡鴨川町広場1,665	22	148	170	
	個 人	式 場 病 院	式 場 隆 三 郎	市川市国府台3の2,418	74	0	74	
千 葉	個 人	木 村 病 院	木 村 直 樹	千葉市東本町7	35	0	35	
	医療法人	白百合会鶴岡病院 上原精神科分院		夷隅郡大多喜町上原786	48	0	48	
	国 立 (厚生省)	国立東京第一病院	坂 口 康 蔵	新宿区戸山町1	21	550	571	
	東 京							

都 道 府県別	経 営 主体別	病 院 名	院 長 名	所 在 地	精 神 病床数	その他 の病床	総病 床数	
東 京	国 立	東京大学医学部 附属病院	美 甘 義 夫	文京区本富士町1	39	831	870	
	国 立 (厚生省)	国立武蔵療養所	関 根 真 一	北多摩郡小平町小川	700	0	700	
	国 立	自衛隊中央病院		世田谷区池尻町9	39	461	500	
	国 立	東京医科歯科大学 附属病院	柳 金 太 郎	文京区湯島3の1	2	196	198	
	都 立	東京都立松沢病院	林 昭 暲	世田谷区上北沢3の1,048	974	0	974	
	都 立	東京都立梅ヶ丘病院	斎 藤 西 洋	世田谷区松原町4の300	226	0	226	
	学校法人	東京女子医科大学 病院	吉 田 正 明	新宿区河田町1	30	499	529	
	学校法人	日本医科大学 附属第一病院	石 川 正 臣	千代田区飯田町2の10	6	209	215	
	学校法人	昭和医科大学 鳥山病院	森 崎 半 次	世田谷区鳥山町1,796	356	0	356	
	学校法人	東京慈恵会医科大学 附属東京病院	樋 口 一 成	港区芝田村町5の1,016	13	454	467	
	学校法人	順天堂大学医学部 附属順天堂病院	有 山 登	文京区湯島2の9	18	335	353	
	学校法人	順天堂大学医学部 附属順天堂滝ノ川分院	中 島 紀 行	北区西ヶ原町3の2	30	57	87	
	学校法人	慶 応 病 院	大 森 憲 太	新宿区信濃町35	30	1,145	1,175	
	公益法人	社会事業協会 桜ヶ丘保養院	植 松 七 九 郎	南多摩郡連行寺2,540	472	0	472	
	公益法人	精神医学研究所 東京武蔵野病院	上 田 守 長	板橋区茂呂町3,639	356	0	356	
	公益法人	井 の 頭 病 院	元 吉 功	三鷹市上連雀548	424	0	424	
	公益法人	高 尾 保 養 院	広 濟 憲 三	南多摩郡浅川町2,187	86	0	86	
	医療法人	財団駒木野会 小林病院	小 林 郷 三	南多摩郡浅川町 上長房273	295	20	315	
	医療法人	財団緑雲会多摩病院	持 田 治 郎	八王子中野町2,083	175	0	175	
	医療法人	慈 雲 堂 病 院	田 辺 子 男	練馬区関町4の甲723	599	0	599	
	医療法人	大 泉 病 院		練馬区大泉学園748	200	3	203	
	医療法人	松 見 病 院		北多摩郡小平町小川 字前沢道外2,786	72	0	72	
	学校法人	東 邦 大 学 病 院		大田区大森5の62	24	639	663	
	学校法人	日本大学医学部 附属板橋病院		板橋区大谷口町725	34	546	580	
	個 人	根 岸 国 立 病 院	松 村 英 久	府中市本宿5,451	258	0	258	
	個 人	東京精神医学研究所 青森病院	懸 田 克 躬	練馬区関町1の35	38	0	38	
	個 人	宇 田 病 院	宇 田 儉 一	府中市是政2,139	58	0	58	
	個 人	吉 祥 寺 病 院	塚 本 陽 一	調布市深大寺1,980	121	0	121	
	個 人	武蔵野中央病院		武蔵野市小金井町 梶野新田南梶野68	59	9	68	
	個 人	金 原 病 院		北区西ヶ原町2の46	38	21	59	
	神奈川	県 立	神奈川県立芹香院	菅 修	横浜市南区下永谷町 1,054	336	0	336
		市 立	市立横浜医科大学 病院	有 田 不 二	横浜市南区浦舟町4の57	21	420	441
		財団法人	聖マリアンナ会 東横第二病院	明 石 嘉 門	川崎市今井仲町288	52	16	68

都道 府県別	経営 主体別	病 院 名	院 長 名	所 在 地	精 神 病床数	その他 の病床	総病 床数
神奈川	医療法人	愛光病院		厚木市厚木10	97	0	97
	個人	横浜脳病院	土井正夫	横浜市神奈川区 神大寺町923	210	0	210
	個人	曾我脳病院	石川準子	小田原市曾我岸148	316	13	229
	個人	鎌倉脳病院	石井清	藤沢市藤沢小塚383	221	0	221
	個人	鶴見西井脳病院	西井烈	横浜市鶴見区 北寺尾町1,381	99	0	99
	個人	国府津脳病院	林能昭	小田原市田島35	179	0	179
	個人	誠心会 神奈川精神病院	塚本光夫	横浜市保土ヶ谷区 川井町2,528	98	0	98
	個人	栗田病院	栗田正文	川崎市小倉町1,265	93	6	99
	個人	大和病院	石井正明	高座郡大和町深見1,467	106	0	106
	個人	多摩川保養院		川崎市下野尾946	36	19	55
新潟	国立	新潟大学医学部 附属病院	野崎秀美	新潟市旭町1	84	461	545
	県立	新潟県立療養所 悠久荘	古関朔郎	長岡市蔵王町	198	0	198
	医療法人	新潟精神病院	長谷川換	西蒲原郡坂井輪村 平島174	293	9	302
	医療法人	高田西城病院	川室道隆	高田市西城町2の7	115	0	115
富山	個人	黒川病院	馬場金太郎	北蒲原郡黒川村	29	8	37
	個人	南浜病院	鈴木保穂	新潟市島見町字荷替坂 4,331	59	0	59
	県立	県立中央病院	多賀一郎	富山市西長江220	54	533	587
	市町村立	礪波厚生病院	大井敏雄	東礪波郡木波町中神523	54	212	266
	個人	谷野呉山病院	谷野亮一	婦負郡長岡村北代5,585	162	0	162
	個人	川田病院	川田行雄	高岡市油町1	120	0	120
	個人	柴田病院	石黒順吉	高岡市木津町1,740	58	0	58
	個人	松岡病院	小泉馨	西礪波郡石動町 今石動町132	24	0	24
	個人	富山脳病院	福田博	富山市五福町483	133	0	133
	石川	国立	国立金沢病院	種村龍夫	金沢市下石31町76	52	598
国立		金沢大学医学部 附属病院	久留勝	金沢市土取場永町15	63	542	605
-		金沢市民生協会 常盤園	山田禎一	金沢市常盤町212	100	0	100
医療法人		十全病院	岡良一	金沢市上野本町	90	0	90
医療法人		金沢脳病院	岡部保	金沢市長坂町415の14	85	0	85
個人		松原病院	松原太郎	金沢市石31町5	158	11	169
個人		石川病院	長沢政隆	金沢市大手町2	18	13	31
個人		栗津油釜 サナトリウム	秋山澄	小松市矢田野町688	80	0	80
個人		結城病院	結城幸一	金沢市富樫町265	62	0	62
福井		県立	福井県立精神病院	猪原清	福井市志比呂町31号2	250	0

都道 府県別	経営 主体別	病 院 名	院 長 名	所 在 地	精 神 病床数	その他 の病床	総病 床数	
福 井	個 人	富 田 病 院	富 田 信 夫	福井市佐久良中町48	1	20	21	
	個 人	松原病院福井分院	松 原 太 郎	福井市町屋町17号の3	71	6	77	
山 梨	県 立	山梨県精神病院	坂 口 健 一 郎	甲府市喜吉里町838の2	50	0	50	
	医療法人	山 角 病 院	山 角 彙 晏	甲府市塩部町2,916	240	0	240	
長 野	医療法人	回 生 堂 病 院	功 刀 潔	都留市四日市場	64	0	64	
	財団法人	花 園 病 院	山 角 彙 晏	甲府市和田町2,968	48	0	48	
	個 人	峡 西 病 院	望 月 正 勉	中巨摩郡大井町下宅地 421	65	0	65	
	その他の 法人	住 吉 病 院		甲府市住吉町1,822	50	0	50	
	国 立	信州大学医学部 附属病院	星 子 直 行	松本市	30	248	278	
	医療法人	城 西 病 院	関 忠 英	松本市蟻崎4の1	109	0	109	
	医療法人	栗山会飯田病院	原 農 夫	飯田市上飯田15	100	100	200	
	医療法人	清泰会滝沢病院			21	10	31	
	個 人	上 諏 訪 病 院	井 上 武 彦	諏訪市上諏訪町1,108	14	63	77	
	個 人	鶴 賀 病 院	轟 章	長野市鶴賀居町1,750	172	0	172	
岐 阜	個 人	松本精神病院	松 岡 文 七 郎	松本市大字寿白瀬淵89	100	0	100	
	個 人	倉 田 病 院	倉 田 吉 清	松本市大字寿白瀬淵 1,674	71	0	71	
	県 立	岐阜医科大学 附属病院		岐阜市司町40	34	380	414	
	社団法人	岐阜精神病院	山 村 道 雄	岐阜市日野3,967の151	449	0	449	
	医療法人	慈恵中央病院		郡上郡美並村大原1の1	148	0	148	
	静 岡	財財法人	復康会沼津精神病院	酒 井 由 夫	沼津市上香貫沢東久保 2,395	101	86	187
		個 人	三方原脳病院	渡 辺 一 忠	浜松市泉町837	82	0	82
	個 人	駿 府 病 院	溝 口 正	静岡市沓谷1の327	263	0	263	
	個 人	神経科浜松病院	川 口 方 市	浜松市広沢町93	116	0	116	
	個 人	清水駿府病院	溝 口 正	清水市村松766	25	73	98	
個 人	千本精神病院	庄 司 辰 雄	沼津市松下町871	46	38	84		
愛 知	国 立 (厚生省)	国立名古屋病院	伊 藤 吉 孝	名古屋市中区南外堀町 6の1	57	493	550	
	国 立	名古屋大学医学部 附属病院	宇 佐 美 健 一	名古屋市昭和区鶴舞町65	30	470	500	
	県 立	愛知県立城山病院	浅 井 保	名古屋市千種区春里町4	250	0	250	
	市 立	名古屋市立大学病院	戸 谷 銀 三 郎	名古屋市瑞穂区 瑞穂通り1の27	25	365	390	
	医療法人	精 治 療 病 院	岩 田 有 弘	名古屋市昭和区洲原町 5の1	146	0	146	
	医療法人	笠寺精治療病院	岩 田 有 弘	名古屋市南区笠寺町 柚の木3	67	0	67	
	医療法人	愛 精 病 院	加 藤 正 博	名古屋市南区曾池町 4の28	170	0	170	
	医療法人	守 山 荘 病 院	川 島 保 之 助	東春日井郡守山町 字北山6	127	0	127	

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神 病床数	その他 の病床	総病 床数
愛知	医療法人	同潤会杉田病院	小沢保清	名古屋市千種区 田代町字瓶弘	93	0	93
	医療法人	三河病院	山田悠紀男	岡崎市戸崎町牛転2	79	0	79
	個人	岩屋病院	柴山茂	豊橋市岩屋下1番地の2	255	0	255
	個人	北林病院	石川誠司	名古屋市中村区中村町 7,616	130	0	130
	個人	岡田病院	岡田弘	岡崎市羽根町陣場1	106	0	106
	個人	一の草病院	斎藤喜久治	半田市長根町3の1	148	0	148
	個人	竹内病院		拳母市高畑38	3	29	32
三重	国立 (厚生省)	国立津病院神原分院	梅原亨	一志郡久居町字神原	190	0	190
	県立	県立高茶屋病院	井上正吾	津市小森上野705	330	0	330
	個人	多度病院	滝沢宏郎	桑名郡多度	80	0	80
滋賀	医療法人	日永病院	藤田貞雄	四日市市大字日永5,039	168	0	168
	社団法人	水口病院	青木亮貫	甲賀郡水口町 大字水口2,550	395	0	395
京都	財団法人	八幡精神病院	青木潔	蒲生郡金田村大字 鷹鳥飼744	73	0	73
	国立 (厚生省)	国立舞鶴病院	角本永一	舞鶴市字行永	180	690	870
	国立	国立京都医療少年院	山中麟次郎	宇治市木幡町平尾4	104	124	228
	国立	京都大学医学部 附属病院	井上硬	京都市左京区聖護院 川原町53	130	884	1,014
	府立	府立洛南病院	小松良彦	宇治市五ヶ庄	230	0	230
	府立	京都府立医科大学 附属病院花園分院	細田孟	京都市上京区大將軍 鷹司町6	168	0	168
	財団法人	長岡病院	山本録次	乙訓郡長岡町大字友園 小字山王14	163	0	163
	財団法人	川越病院	久保喜才	京都市左京区浄土寺 馬場町165	121	11	132
	医療法人	双岡病院	赤木弘	京都市右京区 常盤古御所町2	164	0	164
	個人	岩倉病院	吉田真澄	京都市左京区 岩倉上蔵町105	311	0	311
大阪	個人	北山病院		京都市左京区 岩倉上蔵町124	109	0	109
	国立 (厚生省)	国立大阪病院	佐谷有吉	大阪市東区法円坂町1の2	20	560	580
	国立 (厚生省)	国立大阪病院 長野分院	久家保義	河内長野市木戸町837	92	532	624
	国立	大阪大学医学部 附属病院	宇山安夫	大阪市福島区 堂島浜通り3の1,2合併地	23	779	812
	国立	大阪大学医学部 附属医院分院	堀見太郎	豊中市柴原町32の1	30	85	115
	府立	大阪府立病院		大阪市住吉区 万代東4の25	20	310	330
	府立	府立中宮病院	橋田賛	枚方市中宮天日 合併無番地	432	0	432
	学校法人	大阪医科大学 附属病院		高槻市古曾部350	68	434	502
	社会福祉 法人	天心会小坂病院	東武夫	布施市永和2の27	257	0	257
	財団法人	興風会北野病院	松浦篤実	大阪市北区西扇町3	15	338	353
	医療法人	清心会大阪脳病院	梁忠雄	南河内郡志紀村 大字天王寺屋129	281	0	281

都 道 府県別	経 営 主体別	病 院 名	院 長 名	所 在 地	精 神 病床数	その他 の病床	総病 床数	
大 阪	医療法人	清風会堺脳病院	高 橋 幸 雄	堺市今池町3の12	527	0	527	
	医療法人	清風会茨木病院	高 橋 清 彦	茨木市総持寺786	161	0	161	
	医療法人	浜 寺 病 院	膳 所 正 俊	北郡高石町北786	166	160	326	
	医療法人	清風会美章園病院	岩 井 豊 明	大阪市阿倍野区 美章園町3の1	101	0	101	
	医療法人	京 阪 病 院	平 畑 富 次 郎	北河内郡庭窪町 大字八雲日南10	118	0	118	
	医療法人	沢神経科 服部病院	沢 潤 一	豊中市長興寺町123	140	0	140	
	個 人	七 山 病 院	本 多 治	泉南郡熊取町大字七山 1,902	515	0	515	
	個 人	上 野 芝 病 院	本 多 弘	堺市上野芝町4の587	184	0	184	
	個 人	阪 本 病 院	阪 本 三 郎	布施市上下阪町2の56	230	17	247	
	兵 庫	県 立	県立光風寮	矢 野 賢 治	神戸市兵庫区山田町 上谷上	400	0	400
医療法人		明石精神病院	三 好 博 方	明石市藤江1,315	222	0	222	
個 人		湊 川 病 院	細 見 正 二	神戸市兵庫区湊川町3の2	339	0	339	
個 人		加 茂 病 院	東 哲 郎	加東郡滝野町713	96	0	96	
個 人		武庫川病院	森 村 茂 樹	西宮市鳴尾町小松字砂子	343	0	343	
個 人		加 古 川 病 院	森 滋 郎	加古川市平岡町字新庄塚	154	0	154	
個 人		香良精神病院	石 井 敏 明	氷上郡幸世村香良107	74	0	74	
個 人		高 岡 病 院	長 尾 茂	姫路市西今宿中山306	81	0	81	
奈 良		県 立	奈良県立医科大学 附属病院	緒 方 準 一	高市郡畷傍4条840	12	240	252
		県 立	県立橿原精神病院	金 子 仁 郎	高市郡畷傍4条840	50	0	50
	財団法人	信 貴 山 病 院	小 関 光 尚	生駒郡三郷村	286	0	682	
	医療法人	北林厚生会 五条山精神病院	北 林 忠 正	奈良市6条西町 近鉄西ノ京駅西方	85	0	85	
	医療法人	吉 田 病 院	青 木 康 次	奈良市西大寺町	119	51	170	
和歌山	県 立	和歌山県立五稜病院	本 田 正 則	有田郡御霊村30	263	37	300	
	県 立	県立医科大学 附属病院	岩 鶴 龍 三	和歌山市7番町1	6	431	437	
	個 人	宮 本 病 院		和歌山市塩屋247	65	0	65	
鳥 取	国 立	鳥取大学医学部 附属病院	奥 村 二 吉	米子市西町36の1	47	432	479	
	医療法人	広 江 病 院	広 江 和 一	米子市上後藤32	109	0	109	
	個 人	渡 辺 病 院	渡 辺 元	鳥取市東町347	90	0	90	
	個 人	幡 病 院	幡 敏 夫	鳥取市吉方251の1	51	0	51	
	島 根	県 立	島根県立中央病院		出雲市今市町116	50	368	418
個 人		杉 原 病 院	杉 原 寛 一 郎	安来市赤崎町847	68	132	200	
個 人		松 江 精 神 病 院	菅 野 一	松江市上乃木町2,971	65	0	65	
個 人		西 川 病 院	西 川 正 勝	浜田市港町445	94	0	94	

都 道 府 県 別	経 営 主 体 別	病 院 名	院 長 名	所 在 地	精 神 病 床 数	そ の 他 の 病 床	総 病 床 数	
岡 山	国 立	岡山大学 附属病院	津 田 誠 次	岡山市 関164	61	605	666	
	財団法人	河 田 脳 病 院	河 田 信 彦	岡山市 富本町167	524	0	524	
	財団法人	慈 圭 会 慈 圭 病 院	伊 原 重 彦	岡山市 浦安本町100の2	290	0	290	
	財団法人	江原積善会 積善病院	柴 田 潤 一	津山市 一方140	130	0	130	
	個 人	高 見 病 院	高 見 孝 志	津山市 田町115	109	0	109	
	個 人	万 成 病 院	小 林 滋	岡山市 万成901	70	0	70	
	個 人	松 枝 病 院	三 上 富 太	倉敷市 亀島新田31	16	28	44	
	財団法人	林精神医学研究所 附属 道倫精神神経科 病院	林 道 倫	岡山市 浜472	74	0	74	
	財団法人	仁 和 会 笠 岡 病 院	西 井 弘	笠岡市 今立2,543	84	0	84	
	個 人	倉敷仁風荘病院	大 泉 良 作	倉敷市中島一本木開 2,415の2	95	0	95	
	公益法人	熊 谷 病 院		岡山市 弓之町121	19	13	32	
	広 島	県 立	広島医科大学 附属病院 阿賀分院	小 沼 十 寸 穂	呉市 阿賀町1,466	60	0	60
		社会福祉 法 人	広島厚生事業協会 広島静養院	松 岡 龍 三 郎	安芸郡 府中町988	305	0	305
		個 人	養 神 館 病 院	宗 近 敬 正	佐伯郡 五日市町197の1	100	0	100
個 人		広 島 脳 病 院	天 野 進 作	広島市 白島中町62	41	0	41	
個 人		松 田 病 院	松 田 鎮 雄	広島市 翠町1,825	38	0	38	
個 人		長 尾 病 院	長 尾 邦 雄	呉市 阿賀町向川254	94	0	94	
個 人		神経科精神科 児玉病院	児 玉 実	安佐郡 可部町	112	0	112	
個 人		青 山 病 院	青 山 俊 三	尾道市 栗原町2,150	122	0	122	
個 人		馬 屋 原 病 院	馬 屋 原 大 輔	芦品郡 駅家町 大字 向永谷302	84	0	84	
個 人		福山仁風荘病院	大 林 新	福山市 佐波町和谷576の1	151	0	151	
山 口		国 立 (厚生省)	国立岩国病院	渡 辺 真 澄	岩国市 大字黒織419	58	739	797
		県 立	県 立 静 和 荘	中 村 敬 三	宇部市 中字部字京納 1,143の1	138	0	138
		医療法人	防 府 病 院	水 津 信 治	防府市 大字高井961	80	0	80
		医療法人	光 精 神 病 院	吉 田 三 彦	光市 大字島田2,124	83	0	83
	医療法人	下 関 病 院		下関市 大字富住756	92	0	92	
	県 立	県立医科大学 附属病院		宇部市 大字小串1,144	36	337	373	
	市町村立	吉 南 病 院		吉敷郡 鉾銭司村33	50	0	50	
	個 人	徳 山 静 養 院		徳山市 五月浴丘411	84	0	84	
	個 人	重 本 精 神 病 院	松 野 鴻 次	豊浦郡 豊浦町大字 浦田後地1の1	50	0	50	
	個 人	日 良 居 病 院	志 満 俊 雄	大島郡 橘町大字土居 1,426	40	0	40	
個 人	岩国新生病院		岩国市 関戸	50	0	50		
個 人	山口精神病院		山口市 下天神1,569	67	0	67		

都道 府県別	経営 主体別	病 院 名	院 長 名	所 在 地	精 神 病床数	その他 の病床	総病 床数	
徳 島	国 立	徳島医科大学 附属病院	北 村 義 男	徳島市蔵本町2丁目	40	525	565	
	県 立	県立中央病院		徳島市蔵本町1	50	300	350	
香 川	社会福祉 法人	阿波井島保養院	西 川 修	鳴門市瀬戸町堂ノ浦 字阿波井57	295	0	295	
	医療法人	南 海 病 院	川 端 正 男	鳴門市撫養町1	160	42	202	
	個 人	田 岡 病 院	田 岡 清 夫	徳島市東山手町1の38	10	30	40	
	国 立 (厚生省)	国立善通寺病院	荒 瀬 進	善通寺市	110	212	322	
	県 立	県立丸亀病院	丸 岡 敏 夫	丸亀市北平山町21	50	150	200	
	財団法人	大西精神衛生研究所 附属大西精神病院	大 西 義 衛	高松市上天神336	144	0	144	
	個 人	西 紋 病 院	西 紋 孝	丸亀市津森町595	50	0	50	
	個 人	三船精神病院	三 船 通 雄	丸亀市杵原町366	86	0	86	
	愛 媛	財団法人	松山精神病院	中 本 甫	松山市朝美町3の600	460	0	460
		財団法人	新居浜精神研究所 附属新居浜精神病院	久 保 田 申 司	新居浜市泉川町	124	0	124
高 知	財団法人	宇和島精神病院	渡 辺 欣 一 郎	宇和島市柿原山際1,280	62	22	84	
	個 人	大洲精神病院	藤 井 清 信	大洲市柚木	56	0	56	
	財団法人	今治精神病院		今治市大字高市甲786	25	0	25	
	県 立	県立芸陽院		安芸市西浜452	50	0	50	
	医療法人	土 佐 病 院	須 藤 五 一 郎	高知市新木町2の133	206	0	206	
	医療法人	精 華 園	下 司 孝 磨	高知市長浜257	235	6	241	
	医療法人	町 田 病 院	町 田 昌 直	高知市帯屋町13	8	130	138	
	医療法人	谷 病 院	谷 望	高知市吸江120	107	0	107	
	個 人	田 辺 病 院	田 辺 善 丸	高知市入明町78	21	5	26	
	国 立 (厚生省)	国立小倉病院	松 浦 秀 明	小倉市北方野	114	669	783	
福 岡	国 立 (厚生省)	国立筑紫病院	古 賀 秀 夫	福岡市野多目595	36	729	765	
	国 立	九州大学医学部 附属病院	遠 城 寺 宗 徳	福岡市堅粕1,276	93	1,070	1,163	
	県 立	筑紫保養院	伊 藤 篤	筑紫郡太宰字2,804	400	0	400	
	学校法人	久留米医科大学 附属病院	吉 住 好 夫	久留米市旭町67	83	658	741	
	医療法人	日 明 病 院	北 原 尊 雄	小倉市日明町1,879	133	0	133	
	医療法人	若 久 病 院	今 任 準 一	福岡市若久333	150	0	150	
	医療法人	済生会河野柏屋病院	河 野 正	粕屋郡勢門村尾仲139	86	9	95	
	医療法人	聖ルチア会 聖ルチア病院	森 一	久留米市津福本町1,202	66	0	66	
	医療法人	筑 豊 病 院	林 田 安 之 輔	飯塚市立岩1,725	95	0	95	
	医療法人	筑水会吉田山保養院		八女市長峰区吉田1,191	30	0	30	
医療法人	甘 木 療 養 所		甘木市大字小田1,317	52	0	52		

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神 病床数	その他 の病床	総病 床数
福岡	個人	大川病院	大川勤三郎	筑上郡山田村	106	0	106
	個人	福岡保養院	大村重人	筑紫郡日佐村五十川423	86	0	86
	個人	蒲池病院	蒲池格	三井郡小郡村	96	0	96
	個人	三池保養院	富松毅	大牟田市三池町外 北原855	52	0	52
	個人	奥村病院	奥村集	浮羽郡吉井町216	43	0	43
	個人	井口病院		福岡市野間寺塚827	31	0	31
	個人	香椎療養所	野田寿一郎	福岡市香椎町大字香椎 字清水田	33	0	33
	個人	堀川病院	堀川喜登	久留米市西町510	57	0	57
	個人	倉永病院	恵紙昭一	大牟田市大字吉野843	64	0	64
	個人	大牟田保養院	蓮沢孝義	大牟田市黄金町1の144	78	0	78
	個人	同仁会病院 乙金保養院	見元良臣	筑紫郡大野町乙金	47	0	47
	個人	加藤精神科 乙金保養院 神経科 病院		福岡市旭小路1,383	50	0	50
	個人	福岡病院		宗像郡福岡町向山2,310	126	0	126
	佐賀	個人	船小屋病院		山門郡東山村下長田	43	14
国立 (厚生省)		国立肥前療養所	御園巖	神崎郡東背振村大字三津	485	0	485
個人		佐賀精神病院	早田薫	佐賀市神野町1,390	81	0	81
個人		佐賀保養院	大島勇	三養基郡比茂安村	75	0	75
個人		堀田精神病院	堀田博雄	伊万里市大川町	44	0	44
個人		唐津保養院	井上安郎	唐津市鏡4,304	59	0	59
個人		白石保養院	緒方勝徳	杵島郡白石町	55	0	55
個人		進藤病院	進藤三郎	唐津市原1,015	56	6	62
国立 (厚生省)		国立大村病院	篠崎哲二郎	大村市久原郷1,001	40	722	762
国立		長崎大学医学部 附属病院	辻村秀夫	長崎市坂本町93	44	496	540
国立		長崎大学医学部 附属病院 諫早病院	辻村秀夫	諫早市永昌町210	16	110	126
県立		県立東ヶ浦病院	鈴木秀夫	大村市久原郷1,478	100	0	100
医療法人		佐世保保養院	森田恵	佐世保市瀬戸越免292	91	0	91
個人		杜葉病院	杜葉輝夫	長崎市南山手町14	98	0	98
個人	小鳥居病院	小鳥居薫	東彼杵郡下波佐見村 浜辺田郷1,021	65	0	65	
個人	松竹病院	高城省吾	島原市杉谷町乙824	20	0	20	
医療法人	田川療養所	田川段一郎	長崎市西町914	53	0	53	
医療法人	慶友会西海病院	逸見嘉彦	佐世保市権常寺免 字市場1,500	68	0	68	
大分	個人	佐藤病院	佐藤道雄	大分市南新町2,565の1	90	0	90
	個人	朝見精神病院	河内野弘孝	別府市大字別府4,251	50	0	50

都道府県別	経営主体別	病院名	院長名	所在地	精神 病床数	その他 の病床	総病 床数	
大分	個人	山本精神病院	山本哲二郎	別府市秋葉通り9の2,388	85	0	85	
	個人	加藤病院	加藤一雄	竹田市大字竹田1,855	22	0	22	
	個人	奥村日田病院	奥村集	日田市田島町500	31	0	31	
	医療法人	野口記念会 精神科野口病院	木村登	別府市大字別府1,680の1	28	46	74	
	国立 (厚生省)	国立熊本病院	山田政信	熊本市二の丸町	30	571	601	
	国立	熊本大学医学部 附属病院	宮川九平太	熊本市本庄町	38	625	663	
	県立	熊本県立小川再生院	南虎一	下益城郡小川町	100	0	100	
	財団法人	杏仁会熊本精神病院	三浦豊	熊本市大江町渡鹿	111	0	111	
	医療法人	龍田病院	池田勝	熊本市黒髪町字留毛137	105	0	105	
	医療法人	芳和会熊本保養院	平田宗男	熊本市神水町380	92	0	92	
	医療法人	高田病院		八代市豊原下町4,100	48	0	48	
	医療法人	敬愛会城山病院		熊本市城山上代町1,146	37	0	37	
	医療法人	清翠会人吉保養院	吉田精三	人吉市下城本町1,501	23	0	23	
	個人	有働病院	有働正康	荒尾市万田町476	96	0	96	
	宮崎	個人	肥後療養所	日隈和夫	熊本市春竹町萩原710	78	0	78
		県立	宮崎県立富養園	矢野正敏	児湯郡富田村大字三納代	165	0	165
医療法人		慈光会宮崎精神病院	毛利之隆	宮崎市福島町寺山3,147	50	0	50	
医療法人		永田精神科病院	永田利満	都城市五十町5,173	64	0	64	
個人		高宮病院	高宮澄男	宮崎市吉村町大町 1,961の1	63	0	63	
鹿児島		県立	県立鹿児島保養院	佐藤幹正	姶良郡重富村平松	200	0	200
	財団法人	谷山病院	尾辻達憲	鹿児島郡谷山町上福元 1,787	90	0	90	
	財団法人	鹿児島市精神衛生協会 鹿児島脳病院	横山博徳	鹿児島市永吉町200	129	0	129	
	財団法人	精神科神経科 大隅病院	野田弘毅	鹿児島市川西町船塚	72	0	72	
	医療法人	共助会三洲脳病院	日笠山純重	鹿児島市宇宿町	36	0	36	
	医療法人	共助会三洲脳病院 脇田ヶ丘分院	森園静哉	鹿児島市宇宿町2,420	71	0	71	
	医療法人	仁心会福山脳病院	松下兼知	姶良郡福山町福山771	158	0	158	
	医療法人	川内脳病院	台之尊文男	薩摩郡下東郷村中郷849	57	0	57	
	医療法人	精神科神経科 白浜病院	白浜正	鹿児島市常盤町311	64	0	64	
	医療法人	和風会内山田病院	小牟田清博	加世田市内山田2,397	32	0	32	
	個人	阿多精神神経科病院	橋口茂	日置郡阿多村花瀬1,929	59	0	59	
	個人	大口病院		大口市太田	20	0	20	
	個人	中江病院		鹿児島市西千石町138	2	46	48	

20. 世界各国における精神病院数および精神病床数

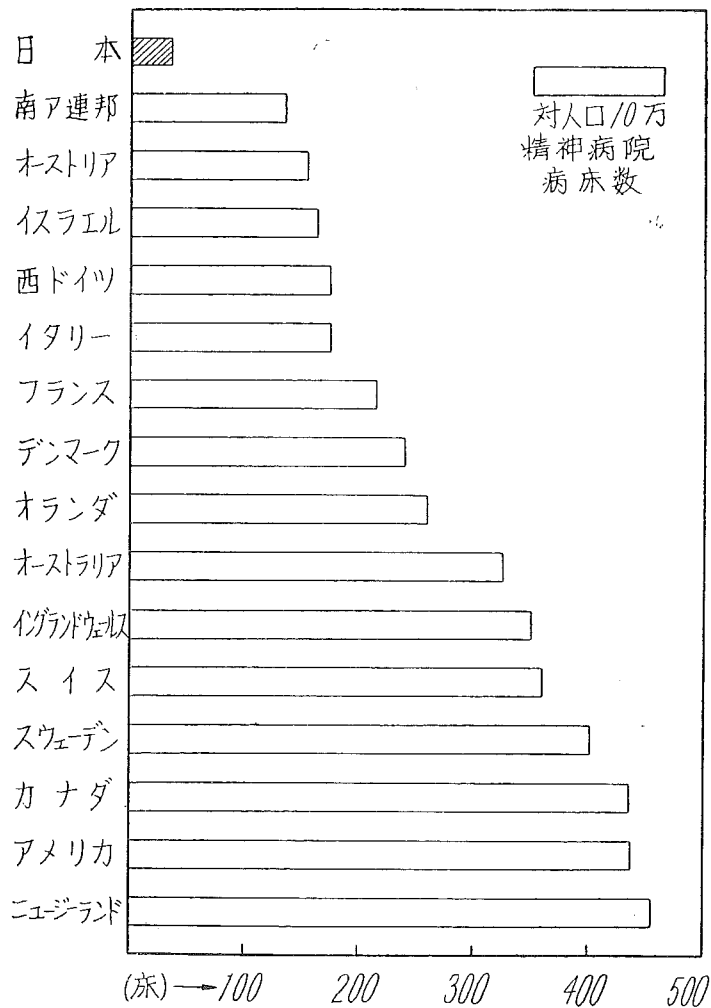
Number of Mental Hospitals and their Beds

in various Countries of the World

この資料は世界各国の医療施設に関する世界保健機構（W.H.O）の報告書に基いているが，表に示されるとおり，我国の人口10万対の精神病床数は欧米各国のそれに比して著しく低率で，また主要国では一般およびその他の病院を除けば，わが国では結核病床が主位を占めているが，欧米各国では精神病床が主位を占めていて，結核病床と精神病床との関係は逆である。（岡田敬蔵）

* Statistics Relaing to Hospital Facilities (Nov. 1955: Medical statistics Documentation II W.H.O) による。厚生 の 指 標，特 集 国 民 衛 生 の 動 向，昭 和 31 年，厚 生 統 計 協 会 より 引 用。

第1図 世界各国における対人口10万精神病院病床数比率



第1表 特定国の病院床

区分 国名	年次	床 数						人 口 10 万 対					
		病院数	病 床 数					病 院 数	病 床 数				
			総 数	精神病院	結 核 療養所	ら い 療養所	一般及び その他の 病 院		総 数	精神 病院	結 核 療養所	ら い 療養所	一般及 びその 他病 院
南 ア 連 邦	1953	569	69,133	18,044	5,615	2,081	48,893	4.3	525.6	137.2	42.7	15.8	329.9
カ ナ ダ	1953	1,531	177,052	63,958	18,643	-	94,451	10.4	1,197.8	432.7	126.1	-	689.0
ア メ リ カ	1953	6,978	1,580,654	691,855	72,253	-	816,546	4.4	990.2	433.4	45.3	-	511.5
ア ルゼンチン	1951	1,674	114,409	(15,186)	(2,650)	(2,175)	-	9.5	649.9	(85.0)	(15.0)	(12.8)	-
イ ス ラ エ ル	1953	100	10,579	2,700	1,648 (125)	60	6,171	6.1	641.2	163.6	99.9 (7.6)	3.6	374.0
日 本	1954	4,779	461,927	30,447 (7,402)	113,640 (96,422)	14,045	303,795	5.4	523.1	34.4 (8.4)	128.7 (109.2)	15.9	344.1
オーストリア	1953	257	62,316	10,789	5,814	-	45,713	3.7	896.1	155.1	83.6	-	657.4
デンマーク	1953	-	44,680	10,561	4,056	-	30,063	-	1,022.7	241.7	92.8	-	688.2
スエーデン	1953	714	92,625	28,964 (723)	8,019 (663)	-	55,642	9.9	1,291.7	403.9 (10.1)	111.8 (9.2)	-	775.9
オランダ	1954	363	82,615	27,725 (2,055)	9,335 (988)	-	45,555	3.4	778.7	261.3 (19.4)	88.0 (9.8)	-	429.4
フランス	1953	1,108	477,200	93,000 (3,107)	36,688 (27,333)	-	347,512	9.5	1,113.4	217.0 (7.2)	85.6 (63.8)	-	810.8
西ドイツ	1953	3,118	499,475	85,630	47,767	-	366,078	6.3	1,019.5	174.8	97.5	-	747.1
スイス	1953	446	63,731	17,576	10,764	-	35,391	9.2	1,306.8	360.4	220.7	-	725.7
イタリー	1951	-	-	83,809 (2,859)	78,898 (13,501)	-	211,017	-	-	176.7 (6.1)	167.4 (28.6)	-	447.6
イングランド・ウェールズ	1953	-	478,367	155,708	30,656	-	292,003	-	1,085.0	853.2	69.5	-	662.4
スコットランド	1954	-	62,410	22,160	6,824	-	33,426	-	-	-	-	-	-
オーストリア	1952	1,471	96,590	28,316	3,181	-	65,093	17.0	1,116.8	327.4	36.8	-	752.6
ニュージーランド	1953	350	25,851	9,300	742 (944)	-	15,809	19.1	1,262.9	454.3	36.2 (46.1)	-	772.3

注：1（ ）内の数字は、一般病院にある特殊病床数を現はす。

2 日本の数値は昭和29年末病院数報告による。昭和31年（1956年）6月末日現在の日本の精神病院は398、病床数48,608、人口10万に対する51.1である。

21. 精神科関係職員

Statistics on Personnel in Mental Hospitals

(a) 精神病院における職員関係

1) 精神病院における業務種別・従事者数

この調査は医療法に定める病院および診療所のすべてについて、その分布と整備の実態を明らかにするために、昭和29年(1954)12月31日現在で、実施された医療施設調査によるものである。

調査された精神病院数は224施設(30,407床)、その全従事者数は9,550で、全病院(4,779施設、461,927床)の従事者総数(236,525)の4.0%である。

一施設当りの従事者数を病院種別で見ると、らい療養所(121.7名)が最も多く、結核療養所(66.1名)、一般病院(47.6名)、精神病院(42.6名)、伝染病院(18.4名)の順となっている。

100床当りの従事者数の最も少ないのは、らい療養所(12.1)で、次いで伝染病院(22.6名)、精神病院(31.4名)、結核療養所(35.5名)、一般病院(61.7名)となっている。

昭和28年(1953)度(7月31日現在)と昭和29年度(12月31日現在)との精神病院従事者数を比較すると、一施設当り従事者数は昭和28年(42.5名)、昭和29年(42.6名)、100床当り従事者数は昭和28年(31.8名)、昭和29年(1954)(31.4名)である。

第1表 精神病院の業務種別従事者数

(1954年12月31日現在)

業 務 種 別	全 従 事 者 数		一施設当り 従 事 者 数	100 病 床 当 り 従 事 者 数	
	実 数	%			
総 数	9,550	100.0	42.6	31.4	
医 師	総 数	1,068	11.2	4.8	3.5
	常 勤	797	8.3	3.6	2.6
	非 常 勤	271	2.8	1.2	0.9
歯 科 医 師	総 数	22	0.2	0.1	0.1
	常 勤	7	0.1	0.0	0.0
	非 常 勤	15	0.2	0.1	0.0
薬 劑 師	144	1.5	0.6	0.5	
看 護 員	総 数	4,891	51.2	21.8	16.1
	助 産 婦	7	0.1	0.0	0.0
	看 護 婦 (人)	2,598	27.2	11.6	8.5
	保 健 婦	2,286	32.9	10.2	5.7
技 術 員	総 数	319	3.3	1.4	1.0
	栄 養 士	152	1.7	0.7	0.5
	歯 科 技 工 士	5	0.1	0.0	0.0
	X 線 技 術 者	26	0.3	0.1	0.1
	そ の 他 の 技 術 員	130	1.4	0.6	0.4
事 務 職 員	1,142	12.0	5.1	3.8	
そ の 他	1,964	20.6	8.8	6.5	
保 険 婦 生 徒	助 産 婦 生 徒	174	-	0.8	0.6
	看 護 婦 生 徒				
イ ン タ ー ン	15	-	0.1	0.0	

注：「その他の技術員」とは歯科衛生士、マツサージ師、化学、細菌又は病理検査員等診療部門に属する技術員をいい、医療社会事業員は、自動車運転手、汽かん火夫等管理部門に属する技術員と共に「その他」に含まれている
昭和29年、医療施設調査、厚生省大臣官房統計調査部による

2) 従事者1人当りの患者数

ここに掲げる資料は全国の病院、診療所、歯科診療所で診療を受けている患者の実態を明らかにすることを目的として、昭和30年(1955)7月13日(水曜日)に扱った入院外来往診の全患者について行つた患者調査の一部である。

昭和30年患者調査、厚生省大臣官房統計部の資料である。

第2表 従事者1人当りの患者数, 入院外来・業務の種類・病院

(1955年9月13日現在)

業務の種類・入院～外来		病 院				
		総 数	精 神 病 院	結 核 療 養 所	伝 染 病 院	一 般 病 院
医 師 歯科医師	総 数	19.1	35.0	25.4	11.6	18.3
	入 院	7.9	32.8	23.2	11.6	6.1
	外 来	11.2	2.2	2.2	-	12.2
	往 診 (再)	0.2	0.1	0.1	-	0.2
薬 剤 師	総 数	148.9	315.2	157.9	27.6	146.4
	入 院	61.9	295.5	144.3	27.6	78.7
	外 来	87.0	19.6	13.6	-	97.7
保 健 婦 助 産 婦 看 護 師	総 数	9.2	7.0	6.6	4.0	9.9
	入 院	3.8	6.6	6.0	4.0	3.3
	外 来	5.4	0.4	0.6	-	6.6
事 務 員 其 他	総 数	9.2	12.3	5.9	2.7	9.8
	入 院	3.8	11.6	5.4	2.7	3.3
	外 来	5.4	0.8	0.5	-	6.5

(b) 精神科・神経科専門医師数

医師法第6条の届出による医師調査(毎年12月31日現在)によると最近5ヶ年間の業務種別医師総数は第1表の通りである。

* 厚生省医務局総務課資料による。

第3表 年度別, 業務種別医師数

年 度 別	総 数	医 療 施 設 の 従 事 者				医 療 施 設 以 外 の 従 事 者				そ の 他
		総 数	医 療 施 設 の 開 設 者	医 育 機 関 附 属 以 外 の 医 療 施 設 の 勤 務 者	医 療 施 設 の 勤 務 者	総 数	臨 床 以 外 の 医 学 教 育 又 は 研 究	衛 生 行 政 又 は 保 健 衛 生 業 務	生 活 保 健 業 務	
1951	84,091	71,051	41,085	29,966	29,966	10,663	8,022	2,641	3,377	
1952	85,374	77,776	41,564	28,734	7,478	5,146	2,470	2,676	2,452	
1953	89,889	81,594	42,645	29,387	9,562	5,955	2,826	3,129	2,386	
1954	92,442	84,099	44,017	30,862	9,220	5,731	2,937	2,794	2,612	
1955	94,563	86,244	44,642	32,539	9,063	5,626	3,004	2,622	2,653	

医療施設に従事している医師のうち，精神科，精神科医師数を第4表に示す。

第4表 医療施設に従事している精神科，精神科医師数

年 度 別	総 数	男	女
1954	1,067	978	84
1955	1,167	1,085	82

(c) 精神衛生鑑定医数

第5表 精神衛生鑑定医数

北海道	42	埼玉県	11	岐阜県	10	鳥取県	10	佐賀県	15
青森県	9	千葉県	50	静岡県	12	島根県	7	長崎県	17
岩手県	4	東京都	84	愛知県	40	岡山県	17	熊本県	10
宮城県	9	神奈川県	33	三重県	16	広島県	20	大分県	11
秋田県	4	新潟県	22	滋賀県	9	山口県	14	宮崎県	10
山形県	10	富山県	6	東京都	29	徳島県	13	鹿児島県	22
福島県	11	石川県	20	大阪府	47	香川県	7		
茨城県	14	福井県	6	兵庫県	26	愛媛県	7		
栃木県	6	山梨県	10	奈良県	11	高知県	6		
群馬県	7	長野県	12	和歌山県	10	福岡県	50	計	816

22. 精神衛生相談所

Names and Numbers of Mental Hygiene Clinics

(a) 精神衛生相談所数

1956年度中に新設した相談所は県立では佐賀県，市立は函館，仙台，神戸市の4ヶ所である。

私立精神衛生相談所は4ヶ所あつたが，1954年6月1日法律第136号による厚生省関係法令に関する法律第2条による改正である。すなわち行政事務の簡素化による廃止であつて，従来の精神衛生法第9条に規定されていた，民間の精神衛生相談所を設置する場合の，厚生大臣の許可規定が削除された。この表のうち都道府県立単独が1ヶ所減じているのは大阪府は単独の相談所であるが，業務は児童相談所同一庁舎のため併設されている。県立兵庫県精神衛生は豊岡保健所内より洲本保健所に移る予定である。この資料は1957年2月末日現在，厚生省公衆衛生局精神衛生課による。

(竹村和子)

第1表 精神衛生相談所数

年 度	都 道 府 県 立		政 令 市 立	私 立	合 計
	単 独	併 設			
1952年	3	21	-	1	25
1953年	3	27	-	3	33
1954年	3	28	2	4	37
1955年	3	28	3	4	38
1956年	2	30	6	-	38

(b) 精神衛生相談所一覽表

都道府県	經 營 主 体 別	名 称	所 長 名	所 在 地	開所年月日
北海道	北海道	網走精神衛生相談所(单独)	内田 孝治	網走市字向陽	1952. 4. 1
"	"	北海道帯広精神衛生相談所	清水 敏	帯広市東三条西1丁目(帯広保健所内)	1953.10. 1
"	函館市	市立函館市精神衛生相談所	重野 謙次	函館市西川町1(函館保健所内)	1957. 1.
青森県	青森県	県立精神衛生相談所	天野 正也	八戸市大字類家(八戸保健所内)	1952. 8. 1
宮城	仙台市	仙台市精神衛生相談所	三神 正蔵	仙台市東二番丁(仙台市中央保健所内)	1956. 5. 2
山形	山形県	山形保健所併設精神衛生相談所	小関 清松	山形市六日町(山形保健所内)	1951.11.
茨城	茨城県	茨城県精神衛生相談所	福沢 茂	水戸市五軒町(水戸保健所内)	1952.—
栃木	栃木県	栃木県精神衛生相談所	富永 慶順	宇都宮市旭町(宇都宮保健所内)	1952. 1.
群馬	群馬県	群馬県臨時精神衛生相談所	滝沢 敏夫	前橋市比曲輪町(前橋保健所内)	1951.10.
埼玉	埼玉県	県立精神衛生相談所	竹谷 精一	大宮市吉鋪3丁目(大宮保健所内)	1952. 1.
千葉	千葉県	千葉精神衛生相談所	田部 正孝	千葉市登戸町(千葉中央保健所内)	1951.10.
神奈川	横浜市	横浜市中精神衛生相談所	山田 秀一	横浜市中区山下町(横浜市中保健所内)	1594.12. 2
新潟	新潟市	新潟市精神衛生相談所	高橋 英雄	新潟市流作場宮浦町(新潟市保健所内)	1954.12. 2
富山	富山県	富山精神衛生相談所	伊藤 悟	富山市総田輪(富山保健所内)	1952. 2.
福井	福井県	福井精神衛生相談所	円山 旗雄	福井市松陰町(福井保健所内)	1951.10. 1
長野	長野県	松本精神衛生相談所	平林 達郎	松本市(松本保健所内)	1951.12. 1
愛知	愛知県	県立臨時精神衛生相談所	松井 良勝	西春日井郡西枇杷島町(西枇杷保健所内)	1951. 4. 1
三重	三重県	三重県精神衛生相談所	加藤 了	津市丸の内本町(津保健所内)	1951. 4. 1
滋賀	滋賀県	県立大津精神衛生相談所	富田 憲之亮	大津市長花川町(大津保健所内)	1952.11.
京都	京都府	舞鶴精神衛生相談所	広瀬 朝夫	舞鶴市字堀上(舞鶴保健所内)	1951.11.
"	"	府立宇治精神衛生相談所	鈴木 一夫	宇治市宇治町(宇治保健所内)	1952. 4.
大阪	大阪府	大阪府精神衛生相談所	渡辺 融吉	大阪市天王寺区生玉前町38	1952. 8. 1
兵庫	兵庫県	兵庫県精神衛生相談所	宮本 正人	豊岡市新屋敷(豊岡保健所内) 洲本保健所併設の予定	1953.11.
"	神戸市	神戸市立兵庫精神衛生相談所	和田 秀雄	神戸市兵庫区東山町(兵庫保健所内)	1956. 5.
奈良	奈良県	奈良県精神衛生相談所	相良 丈夫	高市郡畷傍町(橿原精神病院内)	1953.10.
和歌山	和歌山県	和歌山県精神衛生相談所	加藤 正一郎	和歌山市七番町(和歌山県立医科大学附属病院内)	1951.10.
鳥取	鳥取県	鳥取県精神衛生相談所	樋口 田雄	米子市角盤町(米子市保健所内)	1951. 3. 1
島根	島根県	県立精神衛生相談所	小谷 勉	松江市東朝日町(松江保健所内)	1951.10.
岡山	岡山県	岡山精神衛生相談所(单独)	伊藤 富久	岡山市大供250番地	1951.10.
広島	広島県	尾道精神衛生相談所	安東 晃	尾道市久保(尾道保健所内)	1951.10. 1
山口	山口県	宇部精神衛生相談所	野瀬 善勝	宇部市東区(宇部標準保健所内)	1951.10. 1
"	"	岩国精神衛生相談所	宮原 精二	岩国市今津(岩国保健所内)	1951.10. 1
徳島	徳島県	徳島県精神衛生相談所	樋口 田鶴	徳島市新蔵町(徳島保健所内)	1953.10.
香川	香川県	県立精神衛生相談所	香川 清	高松市松島町(高松保健所内)	1951.12.
高知	高知県	県立中央保健所併設精神衛生相談所	中屋 逸郎	高知市北門脇(県立中央保健所内)	1951.12. 1
福岡	福岡県	福岡県精神衛生相談所	村田 豊次	福岡市薬院掘端7	1951. 4. 1
佐賀	佐賀県	佐賀県精神衛生相談所	武藤 忠次	佐賀市水ヶ江町(佐賀保健所内)	1956. 7.
長崎	長崎県	長崎県精神衛生相談所	大利 茂久	長崎市酒屋町(長崎市中央保健所内)	1455. 8.11

(c) 私立精神衛相談所一覽表

県 別	経 営 主体別	名 称	所 長 名	別 在 地
新 潟	私 立	新 潟 精 神 衛 生 相 談 所	上 村 晟	新 潟 市 関 屋 金 衛 町 1 丁 目 上 村 医 院 内
広 島	"	福 山 精 神 衛 生 相 談 所	浜 野 浩 枝	福 山 市 三 の 丸 町 甲 73 馬 屋 原 病 院 福 山 診 療 所 内
香 川	"	三 船 精 神 衛 生 相 談 所	三 船 通 雄	丸 亀 市 杵 原 町 366
鹿 児 島	"	鹿 児 島 精 神 衛 生 相 談 所	横 山 鉄 夫	鹿 児 島 市 山 之 口 町 71

23. 児 童 相 談 所

Child Guidance Clinics

資料第4号に児童相談所長について学歴前歴別、精神科、小児科医の活動状況を紹介したが、本号では、各相談所における職員の配置状況および、心理担当職員と社会事業担当員の学歴について調査した結果を紹介する。

表(a)は、各児童相談所の職員の構成を示す。各専門分野からなる職員構成を持つ児童相談所が二、三ある一方事務職員だけで業務が運営されているようなところもある。バランスがとれずに一つの専門分野に職員が偏在している児童相談所も散見される。

次に、表(b)は児童相談所を構成する職員のうち、心理担当職員および社会事業担当職員の学歴を示す。(柏木昭, 田村満喜枝)

(a) 全国児童相談所の職員構成

県別名称	職 員								
	総 数	所 長	事務職員	精神医学 専門職員	医 師	心理学専 門 職 員	社会事業 職 員	看護婦及 び保健婦	そ の 他
全 国	1,170	115	277	28	51	123	452	21	103
北海道中央児童相談所	18	1	3	-	-	2	10	-	2
函 館	14	1	2	1	-	2	8	-	-
旭 川	12	1	4	-	-	1	5	-	1
釧 路	11	1	2	-	-	1	6	-	1
帯 広	9	1	2	-	-	1	4	-	1
北 見	9	1	1	-	-	2	3	1	1
岩 見 沢	9	1	2	-	-	2	4	-	-
青森県中央児童相談所	10	1	3	-	1	1	2	-	2
弘 前	6	1	1	-	-	-	1	-	3
八 戸	9	1	2	-	1	1	3	-	1
岩手県中央児童相談所	8	1	4	-	2	-	-	-	1
宮 古	2	1	1	-	-	-	-	-	-
宮城県中央児童相談所	32	1	2	1	1	3	20	1	3
秋田県中央児童相談所	7	1	1	1	1	1	-	-	2
山形県中央児童相談所	8	1	3	-	-	1	3	-	-
米 沢	3	1	1	-	-	-	1	-	-
鶴 岡	2	1	-	-	-	-	1	-	-
福島県中央児童相談所	10	1	5	1	1	1	-	1	-
平	11	1	1	1	1	1	4	-	2
茨城県中央児童相談所	21	1	1	-	-	2	16	-	1
栃木県中央児童相談所	10	1	3	-	1	2	2	-	1
群馬県中央児童相談所	24	1	3	1	2	3	12	-	2
埼玉県中央児童相談所	15	1	2	1	-	2	7	1	1
熊 谷	10	1	2	1	-	1	5	-	-
千葉県中央児童相談所	16	1	4	-	1	1	8	-	1
市 川	6	1	1	-	-	1	3	-	-
東京都中央児童相談所	23	1	14	1	1	4	-	1	1
台 東	7	1	4	-	-	1	-	-	1
墨 田	6	1	4	-	-	1	-	-	-
荒 川	5	1	3	-	-	1	-	-	-
品 川	4	1	2	-	-	1	-	-	-
杉 並	4	1	2	-	-	1	-	-	-
立 川	4	1	2	-	-	1	-	-	-
神奈川県中央児童相談所	22	1	2	-	1	4	13	-	1
横 須 賀	10	1	3	-	-	1	4	-	1
川 崎	10	1	3	-	-	1	4	-	1
小 田 原	5	1	1	-	-	1	2	-	-
新潟県中央児童相談所	18	1	6	1	-	1	7	-	2
中 越	4	1	-	-	-	-	3	-	-
上 越	5	1	-	-	-	-	4	-	-

県 別、名 称	職 員								
	総 数	所 長	事務職員	精神医学 専門職員	医 師	心理学専 門 職 員	社会事業 職 員	看護婦及 び保健婦	ぞ の 他
富山県中央児童相談所	7	1	1	-	1	1	3	-	-
高 岡	9	1	2	-	1	1	3	1	-
石川県中央児童相談所	13	1	2	1	1	1	5	1	1
七 尾	5	1	1	-	-	1	1	1	-
福井県中央児童相談所	8	1	2	1	1	1	-	-	2
敦 賀	3	-	1	-	1	1	-	-	-
山梨県中央児童相談所	25	1	7	-	2	1	10	1	3
長野県中央児童相談所	19	1	2	-	2	2	9	-	3
松 本	8	1	-	-	2	1	3	-	1
諏 訪	11	1	1	-	3	1	3	1	1
岐阜県中央児童相談所	9	1	5	-	-	2	1	-	-
大 垣	7	1	3	-	-	2	1	-	-
高 山	7	1	4	-	1	-	-	-	1
多 治 見	5	1	3	-	-	-	-	-	1
静岡県中央児童相談所	15	1	3	-	1	3	6	-	1
沼 津	8	1	1	-	-	1	4	-	1
浜 松	8	1	2	-	-	1	3	-	1
愛知県中央児童相談所	22	1	1	1	-	2	13	1	3
豊 橋	5	1	1	-	-	-	-	-	3
岡 崎	8	1	5	1	-	-	-	-	-
一 宮	2	1	1	-	-	-	-	-	-
三重県中央児童相談所	7	1	2	-	1	1	2	-	-
滋賀県中央児童相談所	22	1	8	-	1	1	8	1	2
京都府中央児童相談所	15	1	2	1	1	1	7	1	1
伏 見	7	1	-	-	1	1	5	-	-
福 知 山	3	1	-	-	-	-	2	-	-
舞 鶴	4	1	-	-	-	-	3	-	-
大阪府中央児童相談所	38	1	14	2	-	2	16	-	3
梅 田	9	1	3	-	-	-	5	-	-
布 施	6	1	2	-	-	-	3	-	-
堺	8	1	3	-	-	-	4	-	-
吹 田	5	1	2	-	-	-	2	-	-
富 田 林	6	1	1	-	-	-	3	-	-
兵庫県中央児童相談所	8	1	2	-	-	2	3	-	-
播 磨	5	1	1	-	-	1	1	-	1
撰 田	5	1	1	-	-	1	1	-	1
但 馬	5	1	1	-	-	1	1	-	1
奈良県中央児童相談所	10	1	-	1	1	1	5	1	-
和歌山県中央児童相談所	13	1	2	1	1	2	5	1	-
鳥取県中央児童相談所	10	1	2	-	-	1	3	1	2
倉 吉	5	1	2	-	-	-	2	-	-
米 子	4	1	2	-	-	-	1	-	-
島根県中央児童相談所	4	1	1	-	-	1	1	-	-
浜 田	3	1	1	-	-	-	1	-	-

県別名称	職 員								
	総数	所長	事務職員	精神医学 専門職員	医 師	心理学専 門職員	社会事業 職員	看護婦及 び保健婦	その他
岡山県中央児童相談所	14	1	4	-	-	2	6	-	1
津山	7	1	1	-	-	1	1	-	3
玉島	8	1	1	-	-	-	3	-	3
広島県中央児童相談所	13	1	2	-	1	4	4	1	-
呉	4	1	1	-	-	-	2	-	-
尾道	6	1	2	-	-	-	3	-	-
三次	3	1	1	-	-	-	1	-	-
山口県中央児童相談所	13	1	2	-	-	2	7	-	1
下関	7	1	1	-	-	1	3	-	1
徳山	8	1	1	-	-	1	5	-	-
萩	4	1	1	-	-	-	2	-	-
徳島県中央児童相談所	11	1	1	1	1	1	5	1	-
香川県中央児童相談所	15	1	3	1	1	1	2	1	5
丸亀	8	1	1	-	1	1	1	-	3
愛媛県中央児童相談所	11	1	1	1	1	2	5	-	-
東予	9	1	1	1	1	1	3	-	1
南予	7	1	1	1	1	1	2	-	-
高知県中央児童相談所	11	1	2	-	2	2	4	-	-
幡多	7	1	1	1	-	1	1	-	2
福岡県中央児童相談所	25	1	5	-	1	2	16	-	-
八幡	13	1	4	-	-	1	7	-	-
久留米	13	1	3	2	-	1	6	-	-
大牟田	6	1	4	-	-	-	1	-	-
田川	9	1	2	-	1	1	4	-	-
佐賀県中央児童相談所	15	1	5	1	1	1	5	-	1
長崎県中央児童相談所	12	1	2	-	1	1	6	-	1
佐世保	9	1	4	-	1	-	2	-	1
熊本県中央児童相談所	19	1	3	-	-	1	12	1	1
八代	8	1	2	-	-	-	3	-	2
大分県中央児童相談所	11	1	2	-	-	1	2	-	5
宮崎県中央児童相談所	23	1	9	-	-	3	7	-	3
鹿児島県中央児童相談所	11	1	1	-	1	1	6	1	3

社会事業担当および心理学担当職員の学歴

	大学卒	専門卒	中高女卒	師範卒	高校卒	新制中卒	高小卒	その他	合計
社会事業員	100	96	130	91	6	6	21	14	460
百分比	21.7	20.9	28.3	19.8	1.3	0.4	4.5	3.1	107%
心理学職員	86	14	6	1	-	-	-	-	107
百分比	80.4	13.1	5.6	0.9	-	-	-	-	100%

注：* その他は社大研修所で教員講習所，青年学校養成所
なお大学卒の中には中退を含めてある

(b) 児 童 相 談 所 一 覧 表

(1957年1月1日現在)

県 別	名 称	所 長 名	所 在 地	区 域 別
北海道	中央児童相談所	長野 襄	札幌市南4条東4丁目	石狩市, 後志市, 日高市, 担振支庁市, 札幌市, 小樽市, 苫小牧市, 室蘭市
	旭川児童相談所	杉山 義雄	旭川市中常盤町3丁目	上川市, 留萌市, 宗谷支庁及び旭川市雅内市名寄市, 士別市
	函館児童相談所	佐藤 兼橋	函館市中島町135	函館市, 渡島檜山兩支庁
	帯広児童相談所	岩崎 晃	帯広市東5条13丁目1	帯広市, 十勝支庁
	釧路児童相談所	田中 範義	釧路市住吉町82	釧路口支庁, 根室支庁, 釧路市
	北見児童相談所	戸田 隆三	北見市幸町245	網走支庁管内全域
	岩見沢児童相談所	須藤 博	岩見沢市1217の1	空知支庁, 岩見沢市, 夕張市, 美唄市, 芦別市, 赤平市
青 森	中央児童相談所	中部幸一郎	青森市寺町46	青森市, 東津軽郡, 下北郡
	弘前児童相談所	丹藤 信吉	弘前市元寺町65	弘前市, 黒石市, 五計川原市, 中南西北各津軽郡
	八戸児童相談所	天野 初男	八戸市類家玄中寺下301	八戸市, 三戸市上北郡
岩 手	中央児童相談所	高橋 六介	盛岡市内丸83	釜石市, 宮古市, 上閉伊郡, 上閉伊郡の一部を除く全県
	宮古児童相談所	田崎 信治	宮古市藤原第14別字茶原	釜石市, 宮古市, 大木遺町, 下閉郡(普代村を除く)
宮 城	中央児童相談所	小川 芳雄	仙台市北八番丁2016	県下一円
秋 田	中央児童相談所	横山 一成	秋田市中亀の丁上丁22	県下一円
山 形	中央児童相談所	永室 寿蔵	山形市旅籠285	山形市, 上の山市, 村山市, 新居市南村山郡東村山郡, 北村山郡, 西村山郡, 最上郡
	米沢児童相談所	金沢 清	米沢市今町1725	米沢市, 長井市, 東置賜郡, 南置賜郡, 西置賜郡
	鶴岡児童相談所	窪田 忠言	鶴岡市家中新町字百軒端103	鶴岡市, 酒田市, 東田川郡, 西田郡, 飽海郡
福 島	中央児童相談所	橋本 正幸	福島市森合町14	浜三郡(平相談新管轄)を除く全部
	平 児 童 相 談 所	溝井 義男	平市堂根町24	石城郡, 双葉郡, 相馬郡及び平市原町市, 相馬市, 常磐市, 磐城市, 勿来市
茨 城	中央児童相談所	今宮 千勝	水戸市南三の丸102	県下一円
栃 木	中央児童相談所	小林 丈夫	宇都宮市西原町2569	県下一円
群 馬	中央児童相談所	高野栄次郎	前橋市小柳町40	県下一円
埼 玉	中央児童相談所	新藤十三蔵	浦和市仲町2の15	県南地域
	同上一時保護部		北足立郡与野町中里33	

県別	名称	所長名	所在地	区域別
埼玉	熊谷児童相談所	曷川 義光	熊谷市大字熊谷1030	賀須市, 羽生市, 行田市, 熊谷市, 東松山市, 添谷市, 本庄市, 秩父市, 北埼玉郡, 大里郡, 比企郡, 児玉郡, 秩父郡
千葉	中央児童相談所	山本 禄瑞	千葉市作草部町938	市川市, 船橋市, 松戸市, 野田市, 柏市, 東葛飾郡を除く全県
	市川児童相談所	塚本 伴治	市川市市川町3の484	市川市, 船橋市, 松戸市, 野田市, 柏市, 東葛飾郡
東京	中央児童相談所	石川 秀雄	東京都新宿区市ケ谷河田町17	千代田区, 港区, 豊島区, 練馬区, 板橋区, 渋谷区, 世田谷区, 島岐
	同上一時保護部		豊島区巢鴨3の858	
	台東児童相談所	志田 直次	台東区入谷町5	台東区, 文京区, 足立区, 中央区, 葛飾区
	同上一時保護部		台東区山伏町59	
	墨田児童相談所	中西 米蔵	墨田区緑町2の121	墨田区, 江東区, 江戸川区
	北児童相談所	佐貫 未次	北区王子町3丁目7	荒川区, 北区
	品川児童相談所	江崎 正好	品川区北品川2の151	品川区, 目黒区, 太田区
	杉並児童相談所	吉田 善吾	杉並区萩窪4の33	杉並区, 中野区, 武蔵野市, 三鷹市
	立川児童相談所	立山 広士	立川市柴崎町1の249	北多摩郡, 西多摩郡, 南多摩郡, 立川市, 八王子市, 青梅市, 府中市, 昭島市, 調布市
	神奈川	中央児童相談所	海孝名正吾	横浜市神奈川区高島台町9の1
川崎児童相談所		田浦 秀昭	川崎市富士見町547	川崎市全域
横須賀児童相談所		大城 泰明	横須賀市三春町4の28	横須賀市, 鎌倉市, 逗子市, 三浦市, 三浦郡
小田原児童相談所		城浦満之助	小田原市幸1の900	小田原市, 手塚市, 秦野市, 足柄上下郡, 中郡
新潟	中央児童相談所	比護 賢男	新潟市川岸町1の52の1	新潟市, 新潟市, 五泉市, 新発田市, 村上市, 燕市, 雨津市, 中蒲原郡, 東蒲原郡, 北蒲原郡, 南蒲原郡, 佐渡郡, 岩船郡
	上越児童相談所	山田二三男	高田市大手町98	上越全域
	中越児童相談所	橋本礼一郎	長岡市今朝日町1の1051	中越全域
富山	中央児童相談所	藤齋 常夫	富山市総曲輪405	富山市, 魚津市, 黒部市, 滑川市, 婦負郡, 中新川郡, 下新川郡
	高岡児童相談所	松田 富雄	高岡市三泉36の2	高岡市, 氷見市, 新湊市, 礪波市, 東礪波郡, 西礪波郡, 射木郡
石川	中央児童相談所	中本 長吉	金沢市賢坂辻通35	七尾市, 輪島市, 珠洲市, 鹿島郡, 鳳至郡, 珠洲郡を除く全県
	十尾児童相談所	山崎 経度	十尾市魚町109	七尾市, 輪島市, 珠洲市, 鹿島郡, 鳳至郡, 珠洲郡

県別	名称	所長名	所在地	区域別
福井	中央児童相談所	吉田 秀尾	福井市上上町87	福井市, 大野市, 勝山市, 鯖江市, 武生市, 坂井郡, 大野郡, 吉田郡, 足羽郡, 今立郡, 丹生郡, 南条郡
	敦賀児童相談所	奥部 せん	敦賀市北津内一152	敦賀市, 小浜市, 大飯郡, 遠敷郡, 三方郡
山梨	中央児童相談所	桜 健治	甲府市百石町 1	県下一円
	同上一時保護部		甲府市百名町105	
長野	中央児童相談所	伝田清一郎	長野市大字鶴賀町1908	下水内郡, 上水内郡, 下高井郡, 更級郡, 埴科郡, 小県郡, 北佐久郡, 南佐久郡, 飯山市, 中野市, 須坂市, 長野市, 上田市, 小諸市
	松本児童相談所	島田 四郎	松本市若松町1647	松本市, 大町市, 東筑郡, 西筑郡, 北安郡, 南安郡
	諏訪児童相談所	宮沢 才剛	諏訪市大字上諏訪2990	諏訪市, 岡谷市, 飯田市, 諏訪郡, 下伊那郡, 上伊那郡, 伊那市, 駒ヶ根市
岐阜	中央児童相談所	安藤 直臣	岐阜市青柳町 1	岐阜市, 関市, 美濃市, 美濃加茂市, 羽島市, 稲葉郡, 羽島郡, 山県郡, 本巣郡, 武儀郡, 郡上郡, 加茂郡
	多治見児童相所	加藤 寛三	多治見市明治町 2 丁目	多治見市, 中津川市, 瑞浪市, 土岐市, 恵那市, 土岐郡, 恵那郡, 多児郡
	大垣児童相談所	安藤伊佐雄	大垣市丸の内127の 1	大垣市, 海津郡, 養花郡, 不破郡, 安入郡, 揖斐郡
静岡	高山児童相談所	瀬木 繁造	高山市上一元町	高山市, 大野郡, 吉城郡, 益田郡
	中央児童相談所	高橋清一郎	静岡市追手町44	静岡市, 清水市, 焼津市, 藤枝市, 榛原郡, 志太郡, 安倍郡, 庵原郡
	沼津児童相談所	平田 幹	沼津市大田町197	静岡県車部 7 市 4 郡
	浜松児童相談所	藤下 正男	浜松市葵町34	浜松市, 磐田市, 掛川郡, 浜名郡, 引佐郡, 磐田郡, 周智郡, 小笠郡
愛知	中央児童相談所	丹羽 甚海	名古屋市中区王子町2の4	名古屋市, 津島市, 米田市, 中山市, 常滑市, 瀬戸市, 春日井市, 小牧市, 知多郡, 海部郡, 愛知郡, 東春日井郡, 西春日井郡
	豊橋児童相談所	杉浦 貫次	豊橋市花田町黒福 1 の 1	豊橋市, 豊川市, 蒲郡市, 渥美郡, 宝飯郡, 北設郡, 南設郡, 八名郡
	岡崎児童相談所	石川四十一	岡崎市巾屋敷裏 3	岡崎市, 碧南市, 刈谷市, 拳田市, 西尾市, 安城市, 碧海郡, 幡豆郡, 額田郡, 西加茂郡, 東加茂郡
	一の宮児童相談所	山田 光遭	一の宮市金町 1 の 11	一の宮市, 大江市, 江南市, 尾西市, 中島郡, 丹羽郡, 華栗郡
三重	中央児童相談所	今西 哲英	津市広明町354	県下一円
滋賀	中央児童相相所	福田 呆正	大津市東浦 1 番町	県下一円
京都	中央児童相談所	松本 芳郎	京都市左京区吉田近衛町26	京都市の内北, 上, 左, 右, 東の六区, 色岡市, 乙訓郡, 南桑田郡, 北桑田郡, 船井郡

県別	名称	所長名	所在地	区域別
京都	伏見児童相談所		京都市伏見区舞台町37	京都市の内下京、南、伏見の各区 宇治市、綴喜郡、相楽郡、久世郡
	舞鶴児童相談所	山田 栄	舞鶴市南田辺二の丸一 年地	舞鶴市、宮津市、加佐郡、与謝郡 中郡、熊野郡、竹野郡
	福知山児童相談所	中村 弘	福知山市緑ヶ丘無香地	福知山市、綾部市、矢田郡、何鹿 郡
大阪	中央児童相談所	滝川 芳男	大阪市天王寺区生玉前町 38	大阪市内14区、守口市、枚方市、 寝屋川市、大東市、北河内郡
	梅田児童相談所	杉本好太郎	大阪市北区芝田町113	大阪市8区、豊中市、池田市、豊 能郡
	堺児童相談所	上田 宏猷	堺市鳳東4の275	堺市、泉太田市、岸和田市、貝塚 市、泉佐野、泉北郡、泉南郡
	布施児童相談所	桜井 暉	布施市永和1の23	布施市、八尾市、松原市、枚岡市 河内市、中河内郡
	吹田児童相談所	藤井 宏造	吹田市2783	吹田市、高槻市、茨木市、三島郡
	富田林児童相談所	藤田 広作	富田林毛入谷39(市役所 内)	富田林市、河内市、長野市、南河 内郡
	兵庫	中央児童相談所	堀口潤一郎	神戸市生田区楠町7の1314
摂津児童相談所		高畑 穰	西宮市六基寺町101	西宮市、尼崎市、芦屋郡、宝塚市 川西市、伊丹市、氷上郡、多紀郡 有馬郡、美嚢郡
播磨児童相談所		出田 次男	姫路市本町68	姫路市、相生市、赤穂市、龍野市 、加石川市、高砂市、加西郡、加 古郡、印南郡、神崎郡、飾磨郡、 穴栗郡、佐田郡、赤穂郡
奈良	但馬児童相談所	木原 栄一	豊岡市新屋敷	但馬地区一円
	中央児童相談所	真田 昇連	奈良市登大路町48	県下一円
和歌山	中央児童相談所	藤本 綾子	和歌山市湊通り丁北1の1	県下一円
	鳥取	中央児童相談所	谷本 富蔵	鳥取市片原町1の63
倉吉児童相談所		福山 薫	倉吉市仲之町3445	倉吉市、東伯郡
米子児童相談所		金田 滝蔵	米子市角盤町3丁目	米子市、境港市、西伯郡、日野郡
島根	中央児童相談所	野津 盛生	松江市殿町8	松江市、能義郡、仁多郡、安来市 出雲市、平田市、八東郡、倉石郡 簸川郡、隠岐大原郡
	浜田児童相談所	橋本 昂	浜田市朝日町36	浜田市、太田市、江津市、益田市 辻摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡 鹿見郡
岡山	中央児童相談所	竹内 道真	岡山市下石井75	岡山市、倉敷市、玉野市、西大寺 市、児島市、総社市、御津郡、児 島郡、都窪郡、浅口郡、上道郡、 赤磐郡、邑久郡、和気郡、吉備郡
	玉島児童相談所	須見 善六	玉島市阿賀崎字晩の須	玉島市、笠岡市、井原市、高梁市 新見市、浅口市、小田郡、後月郡 川上郡、阿哲郡

県別	名称	所長名	所在地	区域別
岡山 広島	津山児童相談所	伊吹 希三	津山市山下29	一市五郡
	中央児童相談所	迫 重省	広島市基町1	広島市, 大竹市, 佐伯市, 山県市 安佐市, 安芸郡, 賀茂郡
	三次児童相談所	藤川 正則	三次市三次町1828	高田郡, 双三郡, 世羅郡, 甲奴郡 比婆郡, 庄原市, 三次市
	呉児童相談所	西川 正平	呉市海岸通3丁目	呉市, 安芸郡, 賀茂郡, 豊田郡の 各一部
山口	尾道児童相談所	上神 良人	尾道市栗原町本通	6市7郡
	中央児童相談所	山元 公道	山口市上堅小路葉山103	山口市, 防府市, 宇部市, 小野田 市, 美科市, 美科郡, 佐波郡, 吉 敷郡, 阿武郡, 厚狭郡
	下関児童相談所	中所 泰	下関市新町3丁目	下関市, 豊浦郡
	徳山児童相談所	高林 俊夫	徳山市御弓町	徳山市, 下松市, 光市, 柳井市, 岩国市, 都濃郡, 熊毛郡, 大島郡 玖珂郡,
徳島 香川	萩児童相談所	佐田 三郎	萩市江向三区	萩市, 長門市, 大津郡, 阿武郡
	中央児童相談所	仁木 国秋	徳島市新蔵町3丁目	県下一円
	中央児童相談所	岡田 潮美	高松市中野町233	高松市, 大川郡, 木田郡, 香川郡 小豆郡, 綾歌郡の一部
愛媛	丸亀児童相談所		丸亀市大平町	丸亀市, 善通寺市, 観音寺市, 仲 多度郡, 三豊郡, 綾歌郡, の一部
	中央児童相談所	塚田 俊夫	松山市西堀端町14	松山市, 今治市, 伊予市, 大州市 八幡浜市, 越智, 温泉上浮穴郡, 伊予郡, 喜多郡, 西宇和郡
	東予児童相談所	桜井 武夫	新居浜市内所町	西条市, 新居浜市, 伊予三島市, 川の江市, 新居郡, 周桑郡, 宇摩 郡
高知	南予児童相談所	武田 哲夫	宇和島丸の内1の164	東宇和郡, 北宇和郡, 南宇和郡, 宇和島市
	中央児童相談所	元吉 正文	高知市愛宕町2の52	高知市, 安芸市, 須崎市, 安芸郡 香美郡, 土佐郡, 長岡郡, 吉川郡 高岡郡
	幡多児童相談所	田中 芽	中村市中村月の出町	中村市, 宿毛市, 土佐清水市, 幡 多郡
福岡	中央児童相談所	新関 長英	福岡市簗子町62	福岡市, 糸島郡, 宗像郡, 粕屋郡 筑紫郡, 早良郡
	八幡児童相談所	草野 住	八幡市大釜釜1883	門司市, 小倉市, 戸畑市, 若松市 遠賀郡
	大牟田児童相談所	古賀 鉄蔵	大牟田市小浜町44	大牟田市, 柳川市, 山門郡, 三池 郡
	久留米児童相談所	光益 新藤	久留精市呉服町27	久留米市, 甘木市, 八女市, 筑後 市, 大川市, 朝倉郡, 三井郡, 浮 羽郡, 八女郡, 三潞郡
	田川児童相談所	佐々木 静	田川市西区蓮池町1604	筑豊地区6市5郡
佐賀	中央児童相談所	溝口好太郎	佐賀市神野町平島745	県下一円

県別	名称	所長名	所在地	区域別
長崎	中央児童相談所	永礼 正治	長崎市橋口町91	長崎市, 諫早市, 大村市, 島原市, 藤江市, 西彼杵郡, 南高来郡, 北高来郡, 南松浦郡
	佐世保児童相談所	源城 鉄男	佐世保市上町65	佐世保市, 平戸市, 松浦市, 東彼杵郡, 北松浦, 壱岐対馬
熊本	中央児童相談所	田川 接喜	熊本南千反畑33	熊本市, 荒尾市, 玉名市, 山鹿郡, 牛添市, 飽託郡, 玉名郡, 玉名郡, 鹿本郡, 菊地郡, 阿蘇郡, 上益城郡, 宇土郡, 下益城郡, 天草郡
	八代児童相談所	穴戸 春雄	八代市西松江城町北の丸40	八代市, 水俣市, 人吉市, 八代郡, 芦北郡, 球摩郡
大分	中央児童相談所	利光 六郎	大分市荷揚町136	県下一円
	宮崎	中央児童相談所	松田 清	宮崎市原町55の1
宮崎	都城児童相談所	神田 足水	京城市姫城町4008	都城市, 串間市, 小林市, 日南市, 北諸郡, 西諸郡, 県郡, 南阿那郡
	延岡児童相談所	松田 清	延岡市本小路東128	延岡市, 日向市, 東伯杵, 西伯杵郡
鹿児島	中央児童相談所	日高 哲志	鹿児島市郡之町2619	鹿児島県内の鹿屋市, 月千付郡, 唄曾於郡を除く
	鹿島児童相談所		鹿島市共栄町7079	鹿屋市, 月千付郡, 唄曾於郡

市立児童相談所

現在各都道府県に122ヶ所の児童相談所があるが、「地方自治法施行令の一部を改正する政令1956年政令第253号）によつて、指定都市は1956年11月1日以後児童相談所の義務を負う」ことになった。この政令により次の都市に5ヶ所新設された。

県別	经营主体別	施設名	所長名	所在地
神奈川	横浜市	横浜市児童相談所	佐藤 三郎	横浜市神奈川区高島台9の1 神奈川県中央児童相談所内
愛知	名古屋市	名古屋市児童相談所	遠藤 邦三	名古屋戸昭和区白金町3の11
京都	京都市	京都市児童相談所	田寺 篤雄	京都市上京区千本通竹屋町東入主税町910
大阪	大阪市	大阪市中央児童相談所	林 脩三	大阪市東区本町1の25 東区役所内
兵庫	神戸市	神戸市児童相談所	石井 一郎	神戸市生田区楠町7の13 兵庫県立児童相談所内

24. 児童福祉施設

Institutions for Children

第1表は児童福祉施設数、収容定員数および収容現在人員数の1947年と1955年との比較である。

第2表は公私立別、年令別による児童福祉施設の収容現在人員数を示す。(柏木昭, 田村満喜枝)

第1表 児童福祉施設数・収容定員数および収容現在人員数

施設別	施設数				収容定員		収容現在数	
	公立		私立		総計		総計	
	1947年	1955年	1947年	1955年	1947年	1955年	1947年	1955年
助産施設	10	71	43	215	1,166	1,166	708	820
乳児院	0	51	12	81	297	3,525	170	2,755
母子寮	41	498	116	120	4,089	13,100	12,329	35,898
保育所	395	4,232	1,223	4,089	164,510	668,668	151,319	658,727
養護施設	53	110	253	418	18,143	32,852	9,840	32,944
精神薄弱児施設	3	39	13	36	604	4,281	444	4,382
盲児施設	}	20	1	9	110	1,496	91	1,550
ろうあ児施設		22	-	14	-	2,586	-	2,814
虚弱児施設		9	9	7	12	1,040	1,114	1,158
肢体不自由児施設	1	11	3	5	288	927	98	1,029
教護院	48	50	2	2	3,426	5,264	2,366	4,824
計	562	5,113	1,673	5,001	193,690	736,347	178,513	741,773

第 2 表 児童福祉施設の公私立別・年齢別収容現在人員数

施設別	1才未満	1才	2才	3才～5才	6才～11才	12才～14才	15才～17才	18才～19才	20才以上	計
里親に委託されている児童	64		251	1,134	2,519	2,529				8,494
乳児院	公	484	526	105	34	-	-	-	-	1,149
	私	552	829	238	70	-	-	-	-	1,689
母子寮	公	43	269	607	2,575	7,618	4,409	1,963	282	26,249
	私	8	28	89	577	2,056	1,359	623	151	7,187
保育所	公	102	688	7,822	236,785	70,966	69	-	-	316,432
	私	232	948	6,705	225,926	75,002	100	-	-	308,913
養護施設	公	-	39	168	1,007	3,587	2,382	973	106	8,262
	私	-	173	970	4,129	9,658	5,668	2,517	417	23,532
精神薄弱施設	公	-	-	-	58	739	707	445	78	2,027
	私	-	-	-	50	593	583	387	108	1,721
虚弱児施設	公	-	2	3	47	161	51	10	-	274
	私	-	4	16	98	340	166	50	2	676
肢体不自由児施設	公	-	1	3	61	181	120	53	6	426
	私	-	2	1	12	101	142	15	1	174
盲児施設	公	-	-	-	1	337	324	323	177	1,162
	私	-	-	1	8	97	665	84	28	323
ろうあ児施設	公	-	-	-	7	884	596	421	90	1,998
	私	-	-	1	21	280	193	132	26	653
教護院	公	-	-	-	48	1,041	2,420	1,039	49	4,597
	私	-	-	-	-	21	89	69	10	189
一時保護所	-	8	26	157	353	246	146	3		942
合計	公	630	1,525	8,708	240,623	85,514	11,078	5,227	788	362,576
	私	792	1,934	8,021	230,871	88,148	8,305	3,877	743	345,057

注：母子寮における収容定員数は世帯定員である。

教護院には、表の外に国立教護院1か所あり、収容定員150名、収容実人員142名であり、病的性格等、性状特に不良なる児童を入院させている（名称、武蔵野学院、場所埼玉県北足立郡大門村）

上表には含まれているがその他児童厚生施設が286ヶ所（公立77、私立209）あるが、これは児童遊園地、児童会館等の総称である、これらの利用定員は41,303名（公立14,991、私立26,312）である。

25. 精神薄弱児施設

Institutions for the Feebleminded

(a) 精神薄弱児通園センター

この施設は、就学猶予または免除をうけた学令児童で、身体上ならびに性格上著しい欠陥を有しない、魯鈍級または軽度の痴愚級の児童で、保護者のもとから通園可能の範囲内に居住している、おおむね6才以上の児童を、個別的ならびに集団的に生活指導をおこなう。

精神薄弱児通園施設が、全国の主要都市に6ヶ所新設されつつあり、昭和32年(1957)度中には全国に14ヶ所設置される予定である。

次の6ヶ所は本年4月に開かれる。

県別	経営主体別	施設名	所在地	児童収容定員
東京	都立	東京都立北学園(仮称)	東京都北区豊島町 3の7	60
神奈川	市立	保土ヶ谷学園	横浜市保土ヶ谷区常盤台 145の5	30
新潟	市立	新潟市立明生園	新潟市水道町 3	30
愛知	市立	名古屋市立みどり学園	名古屋市昭和区下構 1の3	30
大阪	府立	大阪府立旭ヶ丘学園	大阪府堺市旭ヶ丘 980	30
福岡	市立	小倉市通園指導センター(仮称)	小倉市北方仲町 920	30

(b) 国立精神薄弱児施設

現在厚生省児童局で国立精神薄弱児施設設置の段階にある。対象児童は、(1) 重度の痴愚級または白痴級の児童。(2) 痴愚級または白痴級の児童であつても盲、ろうあのもの。以上のいずれかに該当するものであつても、社会生活に順応することのできる見込のないものを除く。これらの児童に対して、社会に復帰するに必要な能力をもつに至るまでの期間保護指導をおこなうことを目的とし、その設置所在地や収容定員数については確定しないが、本年度中に開所する予定である。

(今田芳枝)

26. 殊特学級および特殊学校

Special Education for Mental Retarded

— School and Class —

ここにかかげた全国特殊学級一覧表は、昭和30年(1955)5月現在、各都道府県教育委員会から提出された資料にもとづいて、文部省で纏めたものである。この表のうち、学校の種類を小学校、中学校、その他の学校にわけたが、その他の学校とは盲学校、養護学校または学園をいう、その他の学校の区分は種類項目で括弧にて示してある。

学級種別は対象児童・生徒の障害別により分類し、精薄(精神薄弱)、身虚(身体虚弱)、肢不(肢体不自由)、言障(言語障害)、性異(性格異常)、弱難(盲・ろう・弱視・難聴)、その他、混合の8分類よりなっている。(今田芳枝)

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
北海道	精薄	琴似小学校	札幌市琴似町川添西	1	15
	"	岩内西小学校	岩内郡岩内町高台8	1	8
	"	太櫓小学校	瀬棚郡北松山町大字太櫓村	1	9
	"	港小学校	函館市港町289	1	10
	"	白神小学校	松前郡松前町字白神	1	12
	"	森小学校	茅部郡森町字清澄町1	1	13
	"	浦河小学校	浦河郡浦河町常盤町	1	5
	"	夕張第一小学校	夕張市本町5の53	1	12
	"	夕張第二小学校	夕張市福住7	1	13
	"	若菜小学校	夕張市若菜5	1	11
	"	鹿島小学校	夕張市鹿島1	1	7
	"	栄小学校	美瑛市落合町栄町	1	9
	"	滝川第一小学校	滝川町学1の坂町	1	16
	"	青雲小学校	旭川市曙1条2丁目	1	12
	"	東剣淵小学校	上川郡剣淵村字ビバカルウン	1	10
	"	網走小学校	網走市桂町	1	10
	"	北斗小学校	根室郡根室町北斗町	1	10
	"	新得小学校	上川郡新得町	1	8
	"	東五条小学校	旭川市東5条5丁目	1	14
	"	北辰小学校	空知郡江部乙町東12丁目	1	25
	身虚	名寄南小学校	名寄町2条9丁目	1	17
	"	日章小学校	旭川市6条通5丁目	1	15
	"	柏小学校	帯広市東8条10丁目	3	57
	"	砂原小学校	茅部郡砂原村字四軒町	1	17
	"	福島小学校	松前郡福島町字月崎357	1	18
	"	東川小学校	函館市東川町19	3	56
	"	千代ヶ岱小学校	函館市千代ヶ岱町17	3	38
	"	柏野小学校	函館市松蔭町162	3	49
	"	大通小学校	札幌市大通西11丁目	1	22
	混合	国縫小学校	山越郡長万部町国縫	1	8
	"	北本町小学校	岩見沢市北本町	1	15
	"	雄武小学校	紋別郡雄武町日の出町	1	21
精薄	鶴ヶ崎中学校	室蘭市輪西町255	1	12	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
北海道	精薄	湖見中学校	函館市汐見町24	1	15
	"	琴似中学校	琴似町川添西琴似小学校内	1	9
	"	美香保中学校	札幌市北17条東6丁目	1	20
	混合	東明中学校	美唄市東明町	1	15
	(身虚)	有珠有健学園	有珠郡伊達町字有珠	4	65
	(肢不)	琴似整肢学院	札幌市琴似町山手46の5	4	44
		合計 39校		54	742
青森	精薄	浪打小学校	青森市浪打494	2	30
	"	朝陽小学校	弘前市大字在府町67	1	12
	"	田川小学校	五所川原市大字田川字藪里28	1	
	"	板柳小学校	板柳町大字灰沼字岩井61	1	11
	"	三本木小学校	三本木市寺向	1	11
	"	三条小学校	八戸市大字尻内町字3条目	1	10
	身虚	三本木小学校	三本木市寺向	3	68
	"	和徳小学校	弘前市大字代官町107	1	15
	"	第二大成小学校	弘前市大字品川町71	1	8
	"	千年小学校	弘前市大字小栗山	1	15
	混合	桔梗野小学校	弘前市富田字桔梗野	1	13
	"	五所小学校	中郡相馬村大字五所	1	12
	"	城西小学校	弘前市五十石町	1	10
	精薄	第四中学校	弘前市富田字桔梗野185,1	1	12
	"	千年中学校	弘前市大字原ヶ平字中野15	1	12
	合計 15校		18	247	
岩手	精薄	仁王小学校	盛岡市三ツ割上名須川	1	6
	"	岩谷堂小学校	江刺郡江刺町岩谷堂子館下	1	11
	"	水沢小学校	水沢市表小路1	1	9
	"	盛小学校	大船渡市盛町字津之沢	1	8
	"	宮古小学校	宮古市宮古3の黒田123	1	13
	"	中里小学校	一関市中里字太手山5	1	8
	"	福岡小学校	二戸郡福岡町下川又15	1	11
	"	花巻小学校	花巻市花城町	1	25
	"	釜石小学校	釜石市天神町	1	9
	"	長坂小学校	東磐井郡東山村長坂字柴宿32	1	9

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
岩手	身虚	摺沢小学校	磐井郡大東町摺沢字観音堂	1	7
	"	大慈寺小学校	盛岡市大慈寺前1番地	1	23
	混合	厨川小学校	盛岡市館坂	1	12
	"	一関小学校	一関市字広街45	1	16
	"	花巻小学校	花巻市花城町	2	55
	"	黒沢尻小学校	北上市黒沢尻町	3	64
	精薄	上田中学校	盛岡市上田西繩手18	1	17
	"	下橋中学校	盛岡市馬場小路1	1	14
	"	赤崎中学校	大船渡市赤崎町字山口	1	7
		合計 19校		22	324
宮城	精薄	福岡小学校	白石市福岡蔵本字陣場48	1	16
	"	大衡小学校	黒川郡大衡村大衡字亀岡	1	21
	"	槻木小学校	柴田郡槻木町大字入間野字下町北浦4	5	75
	身虚	中新田小学校	加美郡中新田町字西田4	2	53
	"	石越小学校	登米郡石越村北郷字長根134	1	40
	"	岩ヶ崎小学校	栗原郡栗駒町	3	71
	混合	岩沼小学校	名取郡岩沼町字南館下1	2	95
	"	材木町小学校	仙台市南材木町84	2	77
	"	木町通小学校	仙台市北四番丁50	2	62
	"	登米小学校	登米郡登米町寺池桜小路6	2	73
	"	築館小学校	栗原郡築館町小山5	2	54
	その他	中新田小学校	加美郡中新田町字西田4	1	40
	"	新田小学校	登米小迫町新田上字葉ノ木沢	1	5
	精薄	白石中学校	白石市北寺前28	5	162
	その他	新田中学校 葉ノ木沢分校	登米郡迫町新田字葉ノ木沢1	1	4
	合計 15校		31	818	
秋田	精薄	日新小学校	秋田市新屋町	1	10
	身虚	湯沢西小学校	湯沢市内廊46	1	17
	"	築山小学校	秋田市榎山南新町上丁3	1	19
	"	西館小学校	北秋田郡比内町	1	11
	"	湯沢東小学校	湯沢市内廊町	1	18
	"	澗城第三小学校	能代市能代町	1	36
	混合	花岡小学校	北秋田郡花矢町	2	72

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童 生徒数	
秋 田	精 薄	秋の宮中学校	雄勝郡集勝町	1	18	
		合計 8校		9	201	
山 形	精 薄	左 沢 小 学 校	西村山郡左沢町	1	11	
		" 天 童 小 学 校	東村山郡天童町大字天童	1	10	
		" 朝 陽 第 一 小 学 校	鶴岡市馬場町十日町 1	1	10	
		" 長 井 小 学 校	長井市小出1764	1	15	
		" 日 新 小 学 校	新庄市松本 2 の 2	1	9	
		" 宮 内 小 学 校	東置賜郡宮内町	1	8	
		身 虚	湯 田 川 小 学 校	鶴岡市大字湯田川字田川湯	1	12
		混 合	第 五 小 学 校	山形市地藏町126	1	14
		"	東 根 小 学 校	北村山郡東根町大字東根	1	25
		"	北 部 小 学 校	米沢市北寺町西ノ丁番外地	1	31
		"	浜 田 小 学 校	酒田市浜田堀南39	1	23
		合計 11校		11	168	
福 島	精 薄	小名浜第一小学校	磐城市字蛭川南 5	2	27	
		" 福 島 第 四 小 学 校	福島市天神町44	2	21	
		" 白 河 第 三 小 学 校	白河市字寺小路 1	1	8	
		肢 不	第 四 小 学 校	平市下窪諸荷65	2	27
		混 合	二 本 松 小 学 校	安達郡二本松町字亀谷 2 の 13	1	9
		"	原 町 第 一 小 学 校	原町市南新田字東原120	1	21
		"	棚 倉 小 学 校	東白川郡棚信町大字棚信	1	15
		"	第 一 小 学 校	喜多方市字水上6859	2	31
		"	第 一 小 学 校	白河市字八幡小路 7	1	5
		精 薄	第 四 中 学 校	福島市天神町44	1	9
		"	大 笹 生 中 学 校	福島市大笹生字緑田 1	1	12
		合計 11校		15	185	
茨 城	精 薄	静 小 学 校	猿島郡境町塚崎704	1	15	
		" 浜 田 小 学 校	水戸市浜田町74	1	11	
		" 斗 利 出 小 学 校	新治郡斗利出村高岡	1	12	
		" 結 城 小 学 校	結城市大字結城2761	2	39	
		" 結 城 中 学 校	結城市大字小田林	1	21	
		合計 5校		6	98	
栃 木	精 薄	馬 頭 小 学 校	那須郡馬頭町大字馬頭169	1	15	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
栃木	精薄	阿久津小学校	塩谷郡阿久津町宝積寺1178	1	13
	"	今市小学校	今市市今市531	1	12
	"	戸祭小学校	宇都宮市戸祭町1898	1	14
	身虚	今市小学校	今市市今市531	4	220
	混合	今市小学校	今市市今市531	3	144
	精薄	那須野中学校	那須郡西那須野町	1	15
	"	日光中学校	日光市久治良町2096の1	1	20
	"	茂木中学校	芳賀郡茂木町大字茂木1622	1	20
	"	東中学校	鹿沼市府中町393	1	17
	"	足尾中学校	上都賀郡足尾町2449	1	20
	混合	一条中学校	宇都宮市一条町1175	2	26
		合計	12校		18
群馬	精薄	桃井小学校	前橋市南曲輪町22	1	13
	"	岩神小学校	前橋市岩神町829	1	12
	"	天川小学校	前橋市天川町2の2	1	11
	"	南小学校	高崎市八島町70	1	12
	"	北小学校	桐生市本町2丁目278	1	22
	"	太田小学校	太田市大字太田441	1	7
	"	北小学校	高崎市請地町20	1	15
	"	北小学校	渋川市並木町681	1	12
	"	南小学校	伊勢崎市上泉町310	1	11
	"	北小学校	伊勢崎市栄町7	1	11
	身虚	北小学校	高崎市請地町20	1	37
	混合	桃井小学校	前橋市南曲輪町32	3	76
	"	北小学校	高崎市請地町20	2	86
	"	昭和小学校	桐生市美原町1086	1	9
	その他	草津小学校第一分校	吾妻郡草津町大字草津	1	6
	精薄	第二中学校	前橋市一毛町330	1	9
	"	第二中学校	高崎市高松町1	1	6
	その他	草津中学校第一分校	吾妻郡草津町大字草津	1	10
	(肢不)	嫩葉学園	群馬郡群馬町大字足門	4	50
	合計	19校		25	415
埼玉	精薄	幸手小学校	北葛飾郡幸手町	1	16

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
埼玉	精薄	第二小学校	川越市郭町	1	11
	"	粕壁小学校	春日部市大字粕壁1792	1	10
	混合	埼玉小学校	行田市埼玉4610	3	62
	"	北小学校	入間郡西武町野田512	1	14
	"	本庄東小学校	本庄市3450	2	69
	精薄	常盤中学校	浦和市針ヶ谷4の165	1	17
		合計 7校		10	199
千葉	精薄	三里塚小学校	成田市三里塚	2	43
	"	船橋小学校	船橋市本町4の1272	1	6
	"	南部小学校	松戸市小山128	1	8
	"	中根小学校	夷隅郡長者町字中滝古川954	1	10
	"	片貝小学校	山武郡九十九里町片貝	1	4
	"	東小学校	香取郡千漣町万歳惣掘番外2	1	13
	"	市川小学校	市川市市川3の454	1	8
	"	真間小学校	市川市真間町1の717	2	19
	"	牛久小学校	市原郡南総町皆吉936	1	10
	身虚	葛飾小学校	船橋市葛飾町2の296	1	28
	混合	大森小学校	千葉市大森町268	1	14
	"	生浜小学校	千葉市浜野町1335	1	20
	精薄	千倉中学校	安房郡千倉町南朝夷1500	1	40
	"	末広中学校	千葉市末広町2の7	1	9
	"	市川市養護学校	市川市須和田町2の430	—	—
	合計 15校		16	232	
東京	精薄	東京教育大学教育学部附属小学校	文京区大塚窪町24	2	12
	"	柴又小学校	葛飾区柴又町	2	15
	"	松沢小学校	世田谷区松原町3の903	1	10
	"	尾山台小学校	世田谷区玉川等々力町1の6	1	11
	"	板橋第二小学校	板橋区板橋町2の82	1	11
	"	千寿第四小学校	足立区千住旭町58	1	8
	"	関原小学校	足立区本木町2の1797	2	24
	"	第二小学校	八王子市八木町70	1	13
	"	第一小学校	立川市柴崎町2の65	1	11
"	緑小学校	墨田区緑町2の8	1	14	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
東京	精薄	神龍小学校	千代田区神田鎌倉町4	3	27	
	"	明石小学校	中央区明石町42	2	28	
	"	黒門小学校	台東区西黒門町48	1	13	
	"	中小岩小学校	江戸川区小岩町5の551	1	7	
	"	第二寺島小学校	墨田区寺島町5の70	1	12	
	"	外手小学校	墨田区厩橋4の14	1	16	
	"	第三寺島小学校	墨田区寺島町6の14	1	14	
	"	中延小学校	品川区中延1の270	3	36	
	"	碑小学校	目黒区碑文谷1の1104	2	28	
	"	入新井第一小学校	大田区入新井6の80	1	12	
	"	弦巻小学校	世田谷区弦巻町1の9	1	8	
	"	大和田小学校	渋谷区桜丘町53	1	15	
	"	西原小学校	渋谷区代々木西原町963	1	13	
	"	桃園小学校	中野区朝日ヶ丘26	2	18	
	"	長崎小学校	豊島区長崎2丁目38	1	16	
	"	大塚台小学校	豊島区西巣鴨1の3277	1	15	
	"	王子第一小学校	北区王子5丁目7	1	8	
	"	大門小学校	荒川区尾久町1の1260	1	12	
	"	武蔵野第一小学校	武蔵野市吉祥寺1855	1	7	
	"	武蔵野第二小学校	武蔵野市境463	1	7	
	肢不 混合		光明小学校	世田谷区松原町4の272	6	96
	"		二上小学校	葛飾区上平井町845	2	23
	"		渋江小学校	葛飾区本田渋江町740	2	32
	"		小名木川小学校	江東区北砂町3丁目385	1	16
	"		新田小学校	足立区南鹿浜町36	1	8
	"		千寿第七小学校	足立区千住桜木町11	1	6
	"		大野田小学校	武蔵野市吉祥寺1463	1	13
	"		明石小学校	中央区明石町42	1	13
	"		四ツ谷第七小学校	新宿区花園町10	1	18
	"		金龍小学校	台東区浅草芝崎町3の5	1	12
	"		元加賀小学校	江東区深川白河町4の6	2	31
	"		東調布第一小学校	大田区田園調布1の40の1	1	14
"		蒲田小学校	大田区本蒲田2の25	1	15	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
東京	混合	滝野川第六小学校	北区滝野川5丁目44	1	12	
		学芸大学附属中学校	文京区竹早町8	3	25	
	精薄	第七中学校	中野区江古田3の1391	2	19	
		亀戸中学校	江東区亀戸町7の269	1	10	
		深川第四中学校	江東区深川千石町1の7	1	20	
		新宿中学校	葛飾区新宿町2の1550	1	15	
		第三中学校	八王子市市安町541	1	13	
		上平井中学校	葛飾区上平井町168	1	11	
		旭丘中学校	練馬区江古田町1875	1	11	
		神龍小学校(中学部)	千代田区神田鎌倉町4	1	13	
		第一中学校	足立区千住河原町1	1	8	
		大和田小学校中学部	渋谷区桜丘町53	1	13	
		第七中学校	足立区本木町2の1508	3	22	
		第一中学校	荒川区三河島2の2574	2	24	
		巢鴨中学校	豊島区西巢鴨2の1952	1	18	
		浜川中学校	品川区大井北浜川町1147	2	16	
		青鳥中学校	世田谷区松原町4の272	6	96	
		下谷中学校	台東区入谷154	1	17	
		寺島中学校	墨田区寺島町8の31	1	9	
		吾孺第一中学校	墨田区吾孺町5の96	1	13	
		本所中学校	墨田区東駒形3の24	1	12	
		堅川中学校	墨田区堅川4の6	1	10	
		八幡中学校	世田谷区玉川等々力町3の14	1	6	
		身虚	深川第一中学校	江東区深川高橋4の8	1	58
			光明中学校	世田谷区松原町4の272	3	50
		肢不	四ツ谷第二中学校	新宿区内藤町1	1	18
			紅葉中学校	北区滝野川	1	13
		混合	深川第一中学校	江東区深川高橋4の8	1	60
			(精薄) 旭出学園	豊島区目白町4の41	3	29
	(〃)	済美教育研究所	杉並区堀之内2の538	5	71	
	(〃)	愛育養護学校	港区麻布盛岡町1の5	3	44	
	(〃)	あおば学園	文京区柳町27	3	30	
		合計	35校		117	1524

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
神奈川県	精薄	住吉小学校	川崎市木月1の289	1	13
	"	小田小学校	川崎市南小田原町2の95	1	8
	"	久本小学校	川崎市久本255	1	22
	"	第一小学校	鎌倉市大町久保41	1	7
	"	花水小学校	平塚市平塚	1	15
	"	本町小学校	泰野市曾屋	3	60
	"	国府小学校	中郡大磯町生沢192	1	15
	"	伊勢原小学校	中郡伊勢原町田中徳17	1	15
	"	城内小学校	小田原市幸1丁目900	1	13
	"	下末吉小学校	横浜市鶴見区下末吉町778	1	12
	"	幸ヶ谷小学校	横浜市神奈川区幸ヶ谷16	1	11
	"	東小学校	横浜市西区東ヶ丘59	1	12
	"	大鳥小学校	横浜市中区本牧町	1	20
	"	磯子小学校	磯子区磯子町広地298	1	12
	"	金沢小学校	横浜市金沢区町屋町	1	17
	"	菊名小学校	横浜市港北区菊名町590	1	16
	"	戸塚小学校	戸塚市戸塚区3の132	1	14
	"	国府津小学校	小田原市国府津2485	1	10
	身虚	久里浜小学校	横須賀市内川新田1880	3	116
	"	公郷小学校	横須賀市公郷町4の53	3	136
	"	衣笠小学校	横須賀市小矢部町E94	1	43
	"	武山小学校	横須賀市太田和中尾	3	125
	"	浦賀小学校	横須賀市芝生255	1	45
	"	久本小学校	川崎市久本255	2	47
	"	宮前小学校	川崎市宮前町44	2	61
	"	玉川小学校	川崎市北谷町32	1	39
	"	御幸小学校	川崎市遠藤町700	2	48
	"	川崎小学校	川崎市見染町43	2	54
	"	富士見小学校	平塚市平塚1295	1	23
	"	東小学校	泰野市寺山512	2	39
	"	芦子小学校谷津分校	小田原市谷津422	1	19
	"	福沢小学校	足柄上郡南足柄町千津島632	1	12
	"	大師小学校	川崎市東門前2の12	1	21

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
神奈川	身 虚	殿 町 小 学 校	川崎市上殿町5211	1	54
		" 本 町 小 学 校	横浜市中区花咲町3の86	1	26
		" 大 道 小 学 校	横浜市金沢区天浦町2455	1	34
		" 生 麦 小 学 校	横浜市鶴見区生麦町707	3	155
		" 追 浜 小 学 校	横須賀市鷹取町2の95	3	137
		" 田 浦 小 学 校	横須賀市田浦町3の55	4	172
		" 逸 見 小 学 校	横須賀市逸見町1の14	3	149
		" 逸 見 小 学 校	横須賀市逸見町1の14		
		" 鶴 久 保 小 学 校	横須賀市不入斗町1の1	9	426
		" 坂 本 小 学 校	横須賀市坂本町2の39	3	147
		" 田 戸 小 学 校	横須賀市米ヶ浜通2の12	5	244
	混 合	二 宮 小 学 校	中郡二宮町二宮872	1	31
		" 厚 木 小 学 校	厚木市厚木八反田1621	1	31
		" 日 吉 小 学 校	川崎市北加瀬1365	1	25
		" 南 吉 田 小 学 校	横浜市南区高根町2の14	1	15
		" 保 土 ヶ 谷 小 学 校	横浜市保土ヶ谷区月見台	1	19
		" 田 戸 小 学 校	横須賀市米ヶ浜通2の12	1	45
		" 衣 笠 小 学 校	横須賀市矢部町594	5	246
		" 大 津 小 学 校	横須賀市大津町3の25	2	88
		" 武 山 小 学 校	横須賀市太田和中尾	2	94
		" 山 崎 小 学 校	横須賀市三春町6の4	1	40
		" 久 本 小 学 校	川崎市久本255	1	27
		" 川 中 島 小 学 校	川崎市大師川中島町113	1	35
		" 高 津 小 学 校	川崎市溝の口1209	3	113
		" 玉 川 小 学 校	川崎市北谷町32	1	45
		" 三 浦 第 一 小 学 校	三浦市川崎町六合3585	1	30
		" 崇 善 小 学 校	平塚市新宿695	2	42
		" 南 毛 利 小 学 校	厚木市長谷1085	1	43
		" 中 央 小 学 校	相模原市上溝5320	1	14
		" 桜 本 小 学 校	川崎市桜本町3の26	1	46
		" 間 門 小 学 校	横浜市中区間門町2の222	4	189
		" 大 道 小 学 校	横浜市金沢区六浦町2455	2	82
		" 平 沼 小 学 校	横浜市西区平沼町5の176	3	135

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
神奈川県	混合	浦郷小学校	横須賀市追浜東2丁目14	4	186
	"	船越小学校	横須賀市船越町5の34	6	253
	"	田戸小学校	横須賀市浜通2の12	2	96
	精薄	宮田中学校	横浜市保土ヶ谷区宮田町	1	16
	"	田浦中学校	横須賀市船越町7の66	1	27
	"	富士見中学校	川崎市富士見町180	1	6
	"	橘中学校	川崎市千年1300	1	6
	"	大船中学校	鎌倉市大船1004	1	14
	"	白鷺中学校	小田原市網一色290	1	15
	"	浜岳中学校	平塚市平塚3450	1	17
	身虚	東中学校	泰野市寺山509	1	32
	(精薄)	横浜市立盲学校	横浜市神奈川区西寺尾町	1	7
		合計 77名		136	4738
	新潟県	精薄	村上小学校	村上市大字本町	2
"		吉井小学校	佐渡郡金井村大字三瀬川351	1	12
"		新町小学校	長岡市西新町2丁目	1	21
"		比角小学校	柏崎市大字比角	2	36
"		燕西小学校	燕市大字東太田3682	1	17
"		東小千谷小学校	小千谷市旭町	1	13
"		葛巻小学校	見附市反田町10	1	11
"		五泉小学校	立泉市	2	44
身虚		三条小学校分校	南蒲原郡福島村今井(三条療養学園内)	3	57
"		相川小学校	佐渡郡相川町大字馬町	2	65
"		阪之上小学校	長岡市東坂之上町1丁目	3	147
"		礎小学校	新潟市礎町3	2	101
混合		五泉小学校	五泉市	4	149
"		小出小学校	北魚沼郡小出町大字小出島	2	87
"		真野小学校	佐渡郡真野町大字吉岡	3	114
"		柏崎小学校	柏崎市西学市町	3	114
"		加茂小学校	加茂市大字加茂	2	44
"	村上小学校	村上市大字本町	6	228	
"	新穂小学校	佐渡郡新穂村大字上新穂	3	89	
"	湊小学校	新潟市古町13番町	2	65	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
新潟	混合	大手町小学校	高田市大手町	2	56
	"	新井小学校	新井市大字小出雲1580	3	109
	"	糸魚川小学校	糸魚川市大字七間84	3	102
	"	表町小学校	長岡市下中島町2丁目	1	22
	精薄	川口中学校	北魚沼郡北口村川口	1	7
	"	五泉中学校	五泉市吉沢1183	1	15
	身虚	第一中学校分校	南蒲原郡福島村今井(三条療養学園内)	2	31
	混合	舟栄中学校	新潟市栄町3	1	25
		合計 28名		60	1787
	富山	精薄	博労小学校	高岡市博労町4349	1
"		堀川小学校	富山市堀川小泉町225	1	11
"		小杉小学校	射水郡小杉町	1	12
"		魚津西部中学校	魚津市友道212の12	2	55
		合計 4校		5	90
石川	精薄	石引町小学校	金沢市飛梅町57	1	54
	虚弱	芦城小学校	小松市西町25	2	71
	"	材木町小学校	金沢市又五郎町	1	41
	混合	新堅町小学校	金沢市新堅町3の25	1	40
	"	材木町小学校	金沢市又五郎町1	5	227
	"	高岡町中学校	金沢市高岡町99	1	32
	"	泉中学校	金沢市彌生町ネ2番地	1	25
	合計 7校		12	450	
福井	精薄	武生東小学校	武生市浪花1	1	10
	"	惜陰小学校	鯖江市南小路	1	10
	虚弱	惜陰小学校	鯖江市南小路	1	25
	"	武生南小学校	武生国南元町15の33	1	31
	混合	惜陰小学校	鯖江市南小路	1	30
	"	武生西小学校	武生市高瀬町27の10	2	79
	"	武生南小学校	武生市南元町15の33	1	38
	"	三国中学校	坂井郡三国町	1	31
	合計 8名		9	254	
山梨	精薄	八田小学校	中巨摩郡白根町土八田	3	53
	"	島田小学校	北都留郡上野原町	1	11

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
山梨	"	増穂小学校	南巨摩郡増穂町	5	155
	"	韭崎小学校	韭崎市韭崎町	1	12
	混合	韭崎小学校	韭崎市韭崎町	2	27
	精薄	北中学校	甲府市緑か丘1591	3	40
		合計 6校		15	298
	長野	精薄	野岸小学校	小諸市野岸	1
"		北小学校	上田市大字上田2390	1	12
"		通明小学校	更級郡篠の井町大字御弊川	1	12
身虚		城南小学校	諏訪市	1	20
"		高島小学校	諏訪市	1	20
"		座光寺小学校	下伊那郡座光寺村大字宮の前	2	56
"		伊那小学校	伊那市大字伊那3221	1	24
混合		美篤小学校	伊那市大字美篤	3	83
"		伊那小学校	伊那市大字伊那3221	3	60
"		源池小学校	松本市県町南区	3	71
"		開智小学校	松本市南深志本町172の2	3	77
"		若槻小学校	長野市若槻東条	1	44
精薄		西中学校	小諸市袋町丁41	1	12
身虚		御代田中学校	北佐久郡御代田村	1	27
	合計 14校		23	536	
岐阜	精薄	安桜小学校	関市伊呂波町	2	13
	"	古川小学校	吉城郡古川町殿町	1	6
	"	西小学校	高山市総和町2丁目25	1	7
	"	八百津小学校	加茂郡八百津町八百津	1	9
	"	大野小学校	揖斐郡大野町黒野	1	14
	"	精華小学校	多治見市19田町	1	7
	"	南小学校	高山市名田町5丁目95番地	1	20
	"	興文小学校	大垣市西外侧町	2	21
	"	加納小学校	岐阜市加納西丸町	2	13
	身虚	徹明小学校	岐阜市金宝町1丁目	2	32
	"	昭和小学校	多治見市脇之島3868	1	17
	"	東小学校	大垣市鶴見町	2	52
	合計 12		17	211	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
静岡	精薄	第一小学校	熱海市熱海比良112	1	16
	"	東小学校	三島市宮倉2丁目	1	16
	"	磐田北小学校	磐田市二番町無番地	1	15
	"	曳馬小学校	浜松市曳馬町	1	13
	混合	伝法小学校	吉原市上中町	1	18
	"	清水小学校	清水市松井町914	1	13
	精薄	第一中学校	吉原市瓜市富101	1	8
	"	富士宮第二中学校	富士宮市大宮1607	1	10
	"	第三中学校	北矢部三光258の1	1	12
	混合	島田第一中学校	島田市河原町	3	64
		合計 10校		12	185
愛知	精薄	飯田小学校	名古屋市北区指金町14	1	10
	"	松栄小学校	名古屋市昭和区長戸町2の1	1	6
	"	常盤小学校	名古屋市中川区小本町	1	11
	"	八事小学校(分校)	名古屋市昭和区	1	21
	"	巾下小学校	名古屋市西区掘詰町3の21	1	16
	"	宮西小学校	一宮市宮西通5丁目1	1	14
	"	大志小学校	一宮市川田町4丁目6	1	12
	"	長久手小学校	長久手村大字岩作字中継手	1	11
	"	内山小学校	名古屋市千種区都通12の2	1	14
	身虚	常滑小学校	常滑市字屋敷田3番町	2	59
	"	南部小学校	蒲郡市	2	82
	"	大府小(大府荘分校)	知多郡大府町大字森岡字源吾	1	24
	"	武豊小学校	知多郡武豊町高野前1	1	29
	"	羽根井小学校	豊橋市花田町西郡7	2	52
	"	連尺小学校	岡崎市康生町174	7	343
	精薄	連尺小学校	岡崎市康生町174		
	混合	稲橋小学校	北設楽郡稲武町大字稲橋	1	16
	"	田原中部小学校	渥美郡田原町大字田原字殿町	1	30
	"	甚時小学校	海部郡甚時町大字甚時々西	1	27
	"	起小学校	尾西市起35	3	125
"	新川小学校	西春日井郡新川大字須ケ口中案土野	3	75	
"	大治小学校	海部郡大治村大字馬島	2	78	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童 生徒数
愛知	混合	鷺塚小学校	碧南市鷺塚字河岸浜5	1	26
	"	横須賀小学校	知多郡浜須賀町大字高横須賀	1	22
	"	大府小学校	知多郡大府市大字大府字ガンジ山	2	64
	"	新川小学校	豊橋市吉田町156	2	118
	"	千郷小学校	南設楽郡新城町杉山字前野	6	176
	精薄	守山東中学校	守山市大字小幡2996	1	19
	"	菊井中学校	名古屋市西区南駅町24	1	19
	"	川名中学校(分校)	名古屋市昭和区川名山町149	1	17
	身虚	大府中(大府荘分校)	知多郡大府町大字森岡字源吉	1	18
	混合	幡山中学校	瀬戸市大字菱野字大草洞32	1	11
		合計	31校		52
三重	精薄	益世小学校	桑名市江場1875の1	1	10
	"	楠小学校	三重郡楠町大字北五味塚	1	13
	"	敬和小学校	津市井河原町南浦445	1	9
	"	誠之小学校	一志郡久居町西鷹跡町	1	19
	"	第一小学校	松阪市殿町1349	1	16
	"	四郷小学校	伊勢市楠部町	1	25
	身虚	尾鷲小学校	尾鷲市	2	38
	混合	波切小学校	志摩郡大王町波切	1	13
	"	鶉殿小学校	南牟婁郡鶉殿村	1	17
	精薄	東橋間中学校	津市中河原	1	14
	"	双川中学校	一志郡白山町川口	1	13
	合計	11校		12	187
滋賀	精薄	虎姫小学校	東浅井郡虎姫町五村	1	13
	"	泰荘東小学校	愛知郡泰荘町大字東出25	1	5
	"	山田小学校	草津市大字南山田町678	1	9
	"	膳所小学校	大津市膳所大工町401	1	15
	"	南郷里小学校	長浜市南田附町	1	28
	"	八幡小学校	近江八幡市本町5丁目	1	17
	混合	八日市小学校	八日市市金屋町	1	10
	"	長浜市小学校	長屋市列見町18	2	65
	精薄	西中学校	彦根市金亀町30	1	20
	混合	松原中学校	草津市上笠町	1	10

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
滋賀	混合	浅井中学校	東浅井郡浅井町字内保	1	12	
		合計 11校		12	204	
京都	精薄	下夜久野小学校	天田郡下夜久野村字井田	1	15	
	"	惇明小学校	福知山市内記5丁目	1	8	
	"	網野小学校	竹野郡網野町	1	35	
	"	桑飼小学校	与謝郡加悦町字明石2120	1	10	
	"	明倫小学校	舞鶴市字北田辺128	1	7	
	"	舞鶴小学校	舞鶴市字浜1200	1	10	
	"	倉梯小学校	舞鶴市字行永中仁田290	1	8	
	"	三笠小学校	舞鶴市桃山町15番地の1	1	12	
	"	明德小学校	京都市左京区岩倉忠在地町37	1	6	
	"	砂川小学校	京都市伏見区深草塚本町	1	13	
	"	嵯峨小学校	京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町	1	16	
	"	小川小学校	上京区油小路今出川下ル	1	8	
	"	仁和小学校	上京区御前通一条下ル東堅町	1	14	
	"	植柳小学校	下京区西洞院通正面	1	8	
	"	崇仁小学校	下京区東七条川端町16	1	15	
	"	修学院小学校	左京区修学院中殿町1	4	35	
	"	朱雀第四小学校	中京区西ノ宮笠殿町	1	10	
	"	月輪小学校	京都市東山区本町17丁目	1	9	
	"	正親小学校	上京区浄福寺通中立売上ル菱丸町	1	13	
	身虚		藤ノ森小学校	伏見区大亀谷岩山町48の1	5	72
	混合		生祥小学校	中京区富小路通六角南入ル	1	9
	"		綾部小学校	綾部市上野町	2	29
	精薄		修学院中学校	左京区一乗寺御祭田町1	5	33
	"		綾部中学校	綾部市宮代町明智	1	5
	"		城北中学校	舞鶴市字南田辺126	1	7
	"		彌栄中学校	東山区祇園南側町	1	13
	"		蜂か岡中学校	左京区嵯峨野開町5	1	14
"		桃陵中学校	伏見区桃陵町1	1	16	
"		皆山中学校	下京区間之町七条上ル	1	15	
"		滋野中学校	上京区西洞院下立売下ル2	1	11	
"		北野中学校	中京区西ノ京仲保町15	1	14	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
京都	精薄	高野中学校	左京区中古川町	1	15
	混合	大江中学校	京都府加佐郡大江町字波美	2	40
	"	松原中学校	中京区壬生相合町1	1	18
		合計 34校		46	563
大阪	精薄	田辺小学校	東住吉区田辺本町4丁目	1	15
	"	福島小学校	福島区上福島中3丁目102	1	6
	"	元町小学校	浪速区元町1丁目773の1	1	13
	"	日東小学校	浪速区北日東町34	1	11
	"	東田辺小学校	東住吉区田辺東元町7の20	1	19
	"	神津小学校	東淀川区元今里北通1の18	1	18
	"	片江小学校	東成区大今里南之町3丁目	1	9
	"	伝法小学校	此花区伝法町北3丁目	1	14
	"	龍華小学校	八尾市太子堂248	1	10
	"	東百舌鳥小学校	堺市土塔町	1	15
	"	日根野小学校	大阪府泉佐野市日根野	1	11
	"	豊島小学校	豊中市利倉15	1	5
	"	穴師小学校	泉大津市池浦539	1	13
	"	長野小学校	河内長野市西代町	1	6
	"	埴生村立小学校	南河郡埴生村大字伊賀820	1	9
	"	北松尾村立小学校	泉北郡北松尾村	1	9
	"	箕面小学校	豊能郡箕面西町百楽町1の7	1	6
	"	水本村立小学校	北河内郡水本村字打上	1	13
	"	門真町立小学校	光河内郡門真町大字門真635	1	13
	"	田尻町立小学校	泉南郡田尻町吉見	1	13
	"	桜宮小学校	都島区東野田3の30	1	11
	"	山直北小学校	岸和田市田治米町460	1	18
	身虚	春木小学校	岸和田市春木町	1	30
	混合	九条南小学校	西区九条南通2丁目157	1	6
	"	豊川村立小学校	三島郡豊川村宿久庄	1	13
	"	北池田村立小学校	泉北郡北池田村池田下	1	14
"	堅下小学校	中河内郡柏原町大字平野	1	9	
"	東小学校	南河内郡登美丘町丈6	1	15	
"	林寺小学校	大阪市生野区林寺町3の15	2	19	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
大阪	混合	第一小学校	泉佐野市野出町	1	15
	"	春木小学校	岸和田市春本宮川町	1	19
	精薄	八尾中学校	八尾市萱振1300	1	15
	"	葛城中学校	岸和田市上生新田222	1	8
	"	第一中学校	豊中市曾根326	1	10
	"	四条町立中学校	北河内郡四条町寺川	1	25
	"	養精中学校	茨木市上中条106	1	12
	"	誉田中学校	南河内郡古市町	3	37
	"	日根野中学校	泉佐野市日根野	1	8
	"	北松尾村立中学校	泉北郡北松尾村	1	15
	"	箕面中学校	豊能郡箕面町新稻1110	1	15
	(肢不)	大阪府立盲学校	大阪市住吉区山之内町100	3	25
	(〃)	大阪府立整肢学院 (府立盲学校分校)	大阪市大淀区中津浜通1丁目	7	45
		合計 42校		53	612
兵庫	精薄	六甲小学校	神戸市灘区八幡町4丁目	1	9
	"	吾妻小学校	神戸市葺合区吾妻通4丁目3	2	32
	"	春日野小学校	神戸市葺合区宮本通7丁目	2	28
	"	園田小学校	尼崎市下食満351	1	15
	"	芦原小学校	西宮市神祇宮町62	2	23
	"	良元小学校	宝塚京小林棟方14の2	1	29
	"	崇広小学校	氷上郡柏原町683	1	10
	"	佐治小学校	氷上郡青垣町佐治282	1	14
	"	人丸小学校	明石市大蔵谷杵現の上2300	1	17
	"	大観小学校	明石市上水町1977	1	12
	"	西脇小学校	西脇市西脇町大塚	1	11
	"	翠丘小学校	芦屋市打出楠町3	9	91
	"	阿彌陀小学校	印南郡阿彌陀村阿彌陀1101	1	14
	"	赤穂小学校	赤穂市加里屋12	1	11
	"	菅生小学校	飾磨郡菅野村菅生澗797	1	14
	"	福崎小学校	神崎郡福崎町馬田	1	15
	"	香住小学校	城崎郡番住町香住1596	1	13
	"	弘道小学校	出石郡出石町内町1	1	18
"	温泉小学校	美方郡温泉町湯	1	10	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
兵庫	精薄 身虚	郡家小学校	津名郡一宮町郡家	1	12	
		豊岡小学校	豊岡市本64	1	19	
	"	龍野小学校	龍野市龍野町上霞城	2	57	
	"	兵庫小学校	神戸市兵庫区永沢町4丁目	1	48	
	"	六甲小学校	神戸市灘区八幡町4丁目	1	42	
	肢不	"	広畑小学校	姫路市広畑区広畑	1	13
		"	粟佐小学校	姫路市白浜町松原	1	13
		"	長洲小学校	尼崎市長洲東畑5	1	6
	混合	"	南小学校	伊丹市御願塚	1	15
		"	三輪小学校	有馬郡三輪町	1	15
	"	城北小学校	姫路市伊伝居	1	19	
	"	龍野小学校	龍野市龍野町上霞城	1	32	
	"	篠山小学校	多紀郡篠山町北新町5	2	58	
	"	六甲小学校	神戸市霞区八幡町4丁目	2	86	
	"	池田小学校	神戸市長田区池田上町19	2	78	
	"	船場小学校	姫路市東雲町1丁目	1	15	
	精薄	"	鷹匠中学校	神戸市灘区徳井弓ノ木24	1	12
		"	葎合中学校	神戸市葎合区野崎通8の33	1	20
	"	駒ヶ林中学校	神戸市長田区若松町7丁目	1	15	
	"	小田南中学校	尼崎市長洲中通1の5	1	13	
	"	南中学校	伊丹市御願塚南小学校内	1	4	
	"	望海中学校	明石市和坂100	1	13	
	"	志方中学校	印南郡志方町宮山	1	13	
	"	琴陵中学校	姫路市船橋町3の184	1	13	
	"	栗賀中学校	神崎郡神崎町福本	1	8	
	"	上郡中学校	赤穂郡上郡町山野里	1	7	
	"	豊岡北中学校	豊岡市龜山100	1	12	
	混合	"	浜の宮中学校	加古川市別府町新野辺754	1	18
		"	山崎中学校	宍粟郡山崎町	2	13
			合計 48校	64	1075	
	奈良	精薄	陵西小学校	北葛城郡陵西村	1	8
		"	鼓阪小学校	奈良市雑司町	1	12
		"	五条小学校	宇智郡五条町大字五条	1	14

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
奈良	混合	片塩小学校	大和高田市三倉堂	2	26	
		合計 4校		5	60	
和歌山	精薄	芦原小学校	和歌山市雄松町4の25	1	13	
		狩宿小学校	那賀郡狩宿村	1	6	
	"	紀見小学校	橋本市橋谷	1	6	
	"	箕島第一小学校	有田郡有田町箕島167	2	17	
	"	箕島第二小学校	有田町小豆島	1	12	
	"	湯浅小学校	有田郡湯浅町大字湯浅	1	10	
	"	切目小学校	日高郡切目村	1	10	
	"	田辺第三小学校	田辺元町273	2	28	
	"	田辺第二小学校	田辺市湊570	1	8	
	"	朝来小学校	西牟婁郡朝来村2824	1	16	
	身虚	田辺第三小学校	田辺市元町273	1	24	
	混合	芦原小学校	和歌山市雄松町4の25	1	13	
		"	日方小学校	海南市日方	1	5
	"	粉河小学校	那賀郡粉河町粉河	1	10	
	精薄	西和中中学校	和歌山市湊	3	48	
		"	明洋中学校	田辺市元町1799	1	12
		"	近野中学校	西牟婁郡近野村	1	10
	混合	湯浅中学校	有田郡湯浅町	1	10	
		"	西向中学校	東牟婁郡西向町	1	16
		合計 19校		23	274	
鳥取	混合	灘手小学校	倉吉市尾原	1	20	
		合計 1校		1	20	
島根	精薄	原井小学校	浜田市片庭町86の3	1	13	
		混合	母衣小学校	松江市母衣町83	1	9
	"	今市小学校	出雲市今市町	2	51	
	"	宍道小学校	八東郡宍道町大字宍道村1287	2	70	
	"	原井小学校	浜田市片庭町86の3	3	119	
	精薄	第二中学校	浜田市殿町	1	7	
	混合	第一中学校	出雲市大津町2214	1	8	
		合計 7校		11	277	
岡山	精薄	宇野小学校	玉野市宇野610	1	15	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
岡山	精薄	鹿田小学校	岡山市大供町357	1	13
	"	岡山大学教育学部 附属小学校	岡山市門田	1	15
	混合	下津井小学校	児島市田之浦818	1	13
	精薄	金浦中学校	笠岡市吉浜1502	1	15
	"	岡山大学教育学部 附属中学校	岡山市門田	1	6
		合計 6校		6	77
広島	精薄	樹徳小学校	校福山市木久庄町387の2及4	1	13
	"	筒湯小学校	尾道市	1	11
	"	瀬戸田小学校	豊田郡瀬戸田町	1	8
	"	三次小学校	三次市三次町1851	1	9
	"	三庄小学校	岡島市三庄町	1	13
	"	土生小学校	因島市土生町	3	41
	"	横路小学校	呉市広町	1	9
	"	庄原小学校	庄原市本町886の1	1	9
	"	東城小学校	比婆郡東城町	1	29
	身虚	宮島小学校	佐伯郡宮島町	1	28
	"	舟入小学校	広島市舟入川口町966	2	53
	肢不	尾長小学校	広島市尾長町	3	54
	弱難	三原小学校	三原市館町1580	1	5
	混合	三原小学校	三原市館町1580	1	9
	"	西条小学校	賀茂郡西条町大字西条444	1	29
	"	大崎東小学校	豊田郡大崎町大字中野	1	11
	"	鞆小学校	沼隈郡鞆町	1	17
	"	吉田小学校	高田郡吉田町	1	20
	"	比治山小学校	広島市東雲町	1	29
	"	上下小学校	甲好郡上下町	1	7
	"	天満小学校	広島市天満町水入536	1	14
	"	霞小学校	福山市西霧町370	1	27
	精薄	阿賀中学校	呉市阿賀町小倉新開	1	13
"	土生中学校	因島市土生町	1	10	
肢不	二葉中学校	広島市尾長町17	2	17	
混合	二葉中学校	広島市尾長町17	1	27	
"	庚午中学校	広島市庚午本町	1	20	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
広島 山口		合計 27校		33	532	
	精薄	奈古小学校	阿武郡阿武町	1	16	
	"	浅江小学校	光市大字浅江	1	9	
	"	久米小学校	徳山市久米	1	15	
	"	岩国小学校	岩国市大字錦見	1	6	
	"	柳井小学校	柳井市柳井	1	15	
	"	華浦小学校	防府市三田尻	1	15	
	"	恩田小学校	宇部市沖字部下長沢	1	17	
	"	明倫小学校	萩市大字江向602	1	16	
	混合	麦川小学校	美禰市大嶺町	1	26	
	"	白石小学校	山口市東白石2341	1	12	
	"	本村小学校	下関市彦島本村町	1	9	
	"	俵山小学校	長門市俵山	1	11	
	"	楼山小学校	下関市上新地町	1	28	
	精薄	白石中学校	山口市西白石	2	23	
	"	岩国中学校	岩国市錦見五反田	1	6	
	"	第一中学校	徳山市久米院内	1	16	
	"	明経中学校	萩市土原	1	11	
	混合	華陽中学校	防府市大字上地	1	19	
	"	浅江中学校	光市浅江	1	12	
	"	常盤中学校	宇部市野中	1	13	
	"	柳井中学校	柳井市和田山4155	1	25	
	"	大嶺第二中学校	美禰市大嶺町上麦川	1	16	
	"	仙崎中学校	長門市仙崎新屋敷	1	16	
			合計 23校		24	352
	徳島	精薄	川崎小学校	麻植郡川島町	1	13
		"	上分小学校	名西郡神山町川又	1	21
"		脇町小学校	美馬郡脇町大字猪尻字西久保	1	16	
"		加茂小学校	三好郡加茂町	1	13	
"		不動小学校	徳島市不動本町3丁目	1	12	
"		鬼籠野小学校	名西郡神山町鬼籠野字東分	1	11	
"		千松小学校	徳島市田宮町田宮前	1	14	
		新野小学校	那賀郡橘町豊田字宮久保75	1	13	

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数
徳島	精薄	千代小学校	小松島市大字中田字奥林23	1	13
	"	内町小学校	徳島市寺島本町西1丁目	1	16
	"	富田小学校	徳島市中央通3の15	1	16
	混合	国府小学校	名東郡国府町中松本	1	12
	"	牟岐小学校	海部郡牟岐町	1	10
	精薄	第一中学校	鳴門市撫養町南浜字洪字浜田	1	23
	"	名東第一中学校	名東郡国府町	1	12
	"	小松島中学校	小松島市日開野	1	12
	"	見能林中学校	那賀郡富岡町大字見能方字西内	1	18
	"	津田中学校	徳島市津田町字泓	1	17
	混合	一条中学校	板野郡一条町西条岡の川原	1	15
	(盲精薄)	徳島県盲学校	徳島市南二軒屋町	1	4
		合計 20校		20	281
	香川	精薄	松島小学校	高松市松島町615	1
"		東部小学校	坂出市坂出町東新通町	2	25
混合		花園小学校	高松市花園町1240	2	62
"		引田小学校	大川郡引田町	4	151
"		山田小学校	綾歌郡綾上村大字山田上	3	123
"		四番町小学校	高松市四番町26	1	36
"		木太小学校	高松市木太町3491	1	23
その他		庵治第二小学校	木田郡庵治村6034	1	1
精薄		東中学校	丸亀市1番町	1	8
"		僑小学校(中学部)	小豆郡内海町橋	1	18
その他		庵治第二中学校	木田郡庵治村6034	1	9
	合計 11校		18	472	
愛媛	精薄	金子小学校	新居浜市久保田町	1	13
	"	長浜小学校	喜多郡長浜町大字長浜甲190	1	18
	"	平城小学校	南宇和郡御花町平城	1	18
	身虚	松野西小学校	北宇和郡松野町西松丸	1	51
	精薄	角野中学校	新居郡角野町大字角野1846	1	13
	"	川之江中学校	川之江市川之江町	1	20
	合計 6校		6	133	
高知	精薄	山田小学校	香美郡土佐山田町中町	1	8

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
高知	精薄	三里小学校	高知市仁井田194	1	13	
	"	中村小学校	中村市中村町	1	6	
	"	安芸第一小学校	安芸市安芸	1	19	
	混合	赤岡小学校	香美郡赤岡町弁天通	1	18	
	"	昭和小学校	高知市日ノ出町75	1	10	
	"	旭小学校	高知市本宮町15	1	20	
			合計 7校		7	94
福岡	精薄	諏訪小学校	大牟田市諏訪町1の111	1	13	
	"	手鎌小学校	大牟田市大字唐船丁地394	1	11	
	"	大里柳小学校	門司市大里高田町2丁目	1	16	
	"	寿山小学校	小倉市大字足原529	1	13	
	"	三郎丸小学校	小倉市三萩野	1	16	
	"	黒崎小学校	八幡市藤田長浦12	1	13	
	"	大蔵小学校	八幡市勝山町1丁目	1	13	
	"	陣山小学校	八幡市南陣山町3の574	1	11	
	"	牧山小学校	戸畑市相生町4丁目	1	10	
	"	若菜小学校	嘉穂郡穂波村枝口	1	12	
	"	大江小学校	山門郡瀬高町大字大江	1	13	
	"	東郷小学校	宗像郡宗像町田熊	1	12	
	"	福島小学校	八女市大字本町657	2	64	
	"	百道小学校松美分校	福岡市西新町804の2	5	91	
	"	鳥飼小学校	福岡市草ヶ江本町2丁目	4	65	
	"	草ヶ江分校				
	"	浜町小学校	若松市浜四番町	1	17	
	身虚	糸田小学校	田川郡糸田町	2	61	
	"	羽犬塚小学校				
	"	和泉分校	筑後市大字山の井430	3	57	
	"	光陽小学校	門司市白野江野江谷2301	6	178	
肢不	新宮小学校					
"	新光園分校	粕屋郡新宮町上府	2	29		
混合	大里東小学校	門司市大里20丁	1	23		
"	後藤寺小学校	田川市大字奈良756	1	22		
"	頃末小学校	遠賀郡水巻町大字頃末	1	20		
"	碓井小学校	嘉穂郡碓井町大字上臼井	1	18		
"	池尻小学校	田川郡川崎町大字池尻字堤下	1	30		
"	添田小学校	田川郡添田町	1	24		

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童生徒数	
福岡	混合	上山田小学校	山田市上山田柿ノ木	1	38	
	"	福島小学校	八女市大字本町657	2	88	
	"	草ヶ江小学校	福岡市草ヶ江町	2	34	
	"	楽市小学校	嘉穂郡穂波村	1	29	
	その他	勾金小学校	田川郡勾金村下高野	1	23	
	"	田川小学校	田川市大字伊田3167	1	31	
	精薄	三筑中学校	福岡市板付八幡39イ1	2	40	
	"	城西中学校	福岡市草ヶ江本町2丁目	5	87	
	"	苜田中学校	京都郡刈田町馬場	1	24	
	肢不	新宮中学校 (新光園分校)	粕屋郡新宮町	1	8	
	混合	宮田東中学校	鞍手郡宮田町大字磯光	1	17	
	"	戸畑中学校	戸畑市東本町3丁目	1	16	
	"	歴木中学校	大牟田市歴木1150	1	50	
	"	福島中学校	八女市大字本村443	2	53	
	"	糸田中学校	田川郡糸田町	1	45	
	"	大峰中学校	田川郡川崎町	1	46	
	"	八屋中学校	豊前市大字赤熊1800	1	15	
	その他	木屋瀬中学校	八幡市大字野面	1	13	
	"	松原中学校	大牟田市大正町5の27	1	29	
	"	山田南中学校	山田市上山田1222の1	1	36	
	"	東光中学校	福岡市西堅粕6丁目	2	69	
	"	川崎中学校	田川郡川崎町永井	1	57	
	"	弓削田中学校	田川市大字弓削田1222	1	30	
	"	後藤寺中学校	田川市大字奈良1036	1	38	
	"	菅生中学校	小倉市徳吉722	1	15	
		合計	51校		77	1783
	佐賀	精薄	江北小学校	杵島郡江北町大字山口	1	6
		"	福富小学校	杵島郡福富村	1	15
		"	浜小学校	鹿島市浜町1239	1	18
		"	西川副村小学校	佐賀郡西川副村大字西古賀	1	17
		"	春日小学校	佐賀郡大和村	1	15
"		大町小学校	大町々大字大町5763	2	36	
"		西与賀小学校	佐賀市西与賀町	1	8	

県別	種別	学校名	所在地	児童	
				学級数	生徒数
佐賀	精薄	相知小学校	東松浦郡相知町	1	13
	混合	北川副小学校	佐賀市北川副町大字木原20	1	18
	"	本唐津小学校	唐津市城内西338の2	5	129
	"	唐津小学校	唐津市城内西338の2	1	39
		合計 11校		16	314
長崎	精薄	口石小学校	北松浦郡佐々町	2	26
	混合	第四小学校	島原市杉谷甲374	2	53
	"	茂木中学校	西彼杵郡茂木町北浦名無番地	1	15
	"	桜馬場中学校	長崎市桜馬場町71	1	20
		合計 4校		6	114
熊本	精薄	第一小学校	菊池郡西合志村大字合生4300 (県立肥後学園内)	2	36
	"	水俣第一小学校	水俣市大字浜2099	3	73
	"	甲佐小学校	上益城郡甲佐町豊内	1	40
	混合	山鹿小学校	山鹿市大字山鹿351	6	416
	"	山鹿小学校	山鹿市大字山鹿351	11	416
		合計 5校		17	565
大分	精薄	中島小学校	大分市中島六条1丁目	2	40
	"	野口小学校	別府市大字別府1059	2	18
	"	鶴崎小学校	鶴崎市大字鶴崎401の1	1	13
	"	長洲小学校	宇佐郡長洲町長洲	1	14
	"	大分大学学芸学部 付属小学校	大分市駄之原982	1	9
	"	武蔵西小学校	東国東郡武蔵町大字麻田	1	15
	"	新生小学校	大分市大字駄原1123の2	2	23
	"	大神小学校 みのり園分校	速見郡日出町大字大神字原口	1	23
	精薄	新生中学校	大分市大字駄ノ原1123の2	1	10
	"	大神中学校 みのり園分校	速見郡日出町大字大神	1	21
		合計 10校		13	186
宮崎		設置なし			
鹿児島	精薄	入来小学校	薩摩郡入来町浦之名60	1	11
	"	鹿屋小学校	鹿屋市打馬町7439	1	20
	"	阿久根小学校	阿久根市栄町94	1	9
	身虚	朝日小学校双葉分校	名瀬市有屋1700	1	1
	"	西俣小学校星塚分校	鹿屋市星塚町4522	1	10

県別	種別	学校名	所在地	学級数	児童 生徒数
鹿児島	身虚	谷山小学校	谷山町上福元4992	1	29
	"	串木野小学校	串木野市上名536	4	213
	混合	田上小学校	鹿児島市田上町	1	16
	精薄	枕崎小学校	枕崎市枕崎2545	1	24
	身虚	朝日,中学校双葉分校	名瀬市有屋1700	1	5
	"	大始良中学校 星塚分校	鹿屋市星塚町4522	1	10
	混合	天保山中学校	鹿児島市下荒田町427	1	16
		合計 12校		15	364

27. 矯正保護施設

Institutions for Criminality and Delinquency

(a) 矯正保護施設数および職員数

矯正保護施設全般の傾向をみると、非行犯罪率の漸減（非行犯罪の項参照）とともに、施設数・職員数・収容者数もやや漸減の傾向を示している。施設においては、とくに少年院関係において分院が殆んどなくなり、完備されてきたことを示している。（田村健二）

第1表 矯正保護施設数および収容現在人員数

(1956年12月末現在)

区 分	施設数	収容者数
刑務所	56	
刑務支所	17	
拘置所	7	80,860
拘置支所	92	
少年刑務所	9	
少年院	58	9,338
少年院分院		
少年鑑別所	49	1,051
少年鑑別所支所	2	
計	293	91,249

* 法務省矯正局資料による

第2表 矯正保護施設職員数

(1956年12月末現在)

区 分	施設数	全職員数	一般医師	精神科医	心理学者	教育学者	社会学者
少年鑑別所	50(2)	1,073	20	17	103	4	6
少年院	58(3)	2,234	60	6	33	11	3
拘置所	7(92)		24	2	8	-	3
刑務所	56(17)	16,465	125	14	12	2	-
少年刑務所	9	-	12	-	-	-	-
計	130(114)	19,772	241	39	156	17	12

* 法務省矯正局資料による

注：括弧内は支所又は分院

(b) 少年院

少年院は家庭裁判所から保護処分として送致されたものを収容し、これに矯正教育を授ける施設である。初等少年院は心身に著しい故障のない、14才以上、おおむね16才以下の者を収容し、中等

少年院は同じく心身に著しい故障のない、おおむね16才以上20才未満の者を収容し、特別少年院は心身に著しい故障はないが、犯罪傾向の進んだ、おおむね16才以上23才未満の者を収容し、医療少年院は心身に著しい故障のある、14才以上26才未満の者を収容する。

第3表 少年院の種別区分

(1956年4月1日現在)

種 別	本 院		分 院		計
	男	女	男	女	
初 等	4	-	-	-	5
中 等	8	-	-	-	8
特 別	6	-	-	-	6
医 療	1	-	4	1	6
初 等・中 等	14	-	-	-	15
初 等・中 等・医 療	7	1	-	-	8
初 等・医 療・特 別・医 療	1	7	-	-	8
中 等・医 療	-	1	-	-	1
特 別・医 療	4	-	-	-	4
計	45	9	4	2	61

* 現行法規総覧 -7- 衆議院法制局, 参議院法制局による。

第4表 少年院の入出院状況

(1955年12月末現在)

年 度 別	前年から繰越人員		入 院		出 院		年 末 収 容 人 員	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1 9 4 9 年	1,399	-	6,111	627	4,569	241	2,941	386
1 9 5 0 年	2,941	386	8,300	988	6,070	625	5,180	749
1 9 5 1 年	5,180	749	12,864	1,543	8,349	1,129	9,695	1,163
1 9 5 2 年	9,695	1,163	12,116	1,231	12,476	1,238	9,335	1,156
1 9 5 3 年	9,335	1,156	10,434	1,151	10,503	1,146	9,266	1,161
1 9 5 4 年	9,266	1,161	9,992	1,138	9,851	1,089	9,407	1,210
1 9 5 5 年	9,407	1,210	9,815	1,027	10,097	1,144	9,125	1,093

* 少年矯正統計年報, 1955年, 法務省矯正局による。

第5表 種別少年院在院者数

(1955年12月末現在)

種 類 別	初 等		中 等		特 別		医 療		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
在 院 者 数	1,183	228	4,841	637	2,183	49	918	179	9,125	1,093

* 少年矯正統計年報, 1955年, 法務省矯正局による。

(c) 少年鑑別所

少年鑑別所は家庭裁判所より観護措置として送致された14才以上20才未満の犯罪少年，虞犯少年を収容観護すると共に，家庭裁判所が行う少年に対する調査，審判ならびに保護処分の執行に資するために，医学，心理学，教育学，社会学その他専門的知識に基いて少年の資質の鑑別を行う。

第6表 少年鑑別所入出状況

(1955年12月末現在)

年 度 別	前年からの繰越人員		入 所		出 所		年 末 収 容 人 員	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1 9 4 9 年	-	-	14,830	1,513	14,329	1,479	501	34
1 9 5 0 年	501	34	17,978	1,740	17,854	1,723	625	51
1 9 5 1 年	625	51	39,025	3,989	38,352	3,934	1,298	106
1 9 5 2 年	1,298	106	36,649	3,463	36,759	3,487	1,188	82
1 9 5 3 年	1,188	82	30,568	3,347	30,796	3,336	960	93
1 9 5 4 年	960	93	28,866	3,223	28,653	3,209	1,173	107
1 9 5 5 年	1,173	107	29,664	2,928	29,830	2,964	1,007	71

* 少年矯正統計年報，1955年，法務省矯正局による。

28. 更 正 保 護

Offenders Prevention and Rehabilitation Work

わが国の保護観察（プロベーション）制度は大正11年公布の少年法により、その第一歩をふみ出し、犯罪者予防更正法（昭和24年5月公布）によつて、さらに展開された。この法律は罪を犯した者の改善および更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、犯罪予防の活動を助長することを目的として制定された法律であり、このための機関として中央更生保護審査会のもとに地方更生保護委員会がある。

そして、(1)少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けた者、(2)少年院からの仮退院を許されている者、(3)仮出獄を許されている者はこの法律によつて保護観察に附される。この保護観察の実施、その他の犯罪防止のための諸活動のために全国にの保護観察所があり、保護観察を行うものとして保護観察官があり、保護司がいる。

なお、執行猶予者保護観察法（昭和29年4月公布）によつて、成人の執行猶予者に対しても裁判の言渡により、保護観察に附することができるようになった。（田村健二）

第 1 表 保護観察官および保護司の配置状況

(1955年10月1日現在)

地 方 委 員 会 別	保 護 観 察 官 定 員	保 護 司 定 員
関 東 地 方 管 内	165	16,430
近 畿 地 方 管 内	83	8,350
中 部 地 方 管 内	56	5,530
中 国 地 方 管 内	49	4,400
九 州 地 方 管 内	86	6,840
東 北 地 方 管 内	51	4,740
北 海 道 地 方 管 内	36	3,500
四 国 地 方 管 内	33	2,710
合 計	559	52,500

第 2 表 保護観察事件の受理状況

年 度	実 数
1 9 5 0 年	63,499
1 9 5 1 年	75,316
1 9 5 2 年	82,225
1 9 5 3 年	62,126
1 9 5 4 年	62,840
1 9 5 5 年	65,874

第3表 保護観察事件の青少年成人別受理および処理状況

(1955年度)

受理・処理 事件種別	受 理 人 員			本年終結人員		年 末 現 在 人 員						
	前年繰越	本年受理	計	保護観察 終 了	移 送	保護観察 実 施 中	所在不明	保護観察停止中			計	
								法第33条 第4項	法第42条 の2第1項	その他		
家庭裁判所決定	43,521	19,283	62,804	18,843	2,261	38,407	1,601	225	-	1,462	41,695	
仮 退 院	11,561	8,043	19,603	8,553	707	8,468	747	-	-	1,128	10,343	
仮出獄	青少年	2,502	3,788	6,290	3,743	238	2,129	11	-	157	8	2,129
	成人	12,510	30,054	42,564	29,174	1,253	11,007	75	-	984	71	12,137
計	15,012	33,842	48,854	32,921	1,491	13,136	86	-	1,141	79	14,442	
刑執行 猶 予	青少年	(59) 679	(4) 1,710	(63) 2,389	(36) 315	(5) 189	(20) 1,730	(1) 120	-	-	(1) 85	(22) 1,935
	成人	1,690	2,997	4,687	360	250	3,588	383	-	-	96	4,077
計	(59) 2,369	(4) 4,707	(63) 7,076	(36) 675	(5) 389	(20) 5,318	(1) 503	-	-	(1) 181	(22) 6,012	
合 計	青少年	58,263	29,693	91,086	31,463	3,345	50,734	2,479	225	157	2,683	56,278
	成人	14,200	31,582	47,251	29,534	1,503	14,595	458	-	984	167	16,214
	計	72,463	61,265	138,337	60,997	4,848	65,329	2,937	225	1,141	2,850	72,492

注：1) 青少年と成人との区別は保護観察立件の日の年齢による。

2) 旧4号観察のものについては、その数を内数として括弧内に再掲した。(ただし複雑をさけるため合計欄への記載を省略した)

3) 法第42条の2第1項による保護観察の停止：仮出獄中の者が、その居住すべき住居に居住しないため、保護観察を行うことができなくなった場合は保護観察を行う必要がないと認められた場合。

4) 法第33条第4項による保護観察の停止：もはや保護観察を行う必要がないと認められた場合。

* 法務省保護局資料による。

29. 養老および救護施設

Institutions for the Aged and the Handicapped

(a) 養 老 施 設

「養老施設は老衰のために独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする」と生活保護法第38条に規定されている。

厚生省社会局の調査（1954年11月の社会福祉統計月報による）では、60才以上の非労働者で、現に生活保護法の適用をうけており、養老施設に収容することが考えられる老人は、118,344人となっている。これらの中、1955年3月末現在で養老施設に収容されたものは、25,167人に過ぎず（この他に被保護者でない者216名が収容されている）、このような状況からしても今後とも相当数の施設の新設増設がのぞまれる。（加藤正明，須藤憲太郎，田頭寿子）

第1表 都道府県別養老施設数

区分 都道府県名	施設数	経営主体別			定員	現在員	職員数		
		都道府県	市町村	法人			総数	兼職員	
北海道	道	15	2	7	6	1,140	1,198	161	9
	青森	4	1	2	1	217	212	28	5
	岩手	1	1	-	-	100	92	10	-
	宮城	2	1	-	1	220	218	18	-
山形	秋田	10	-	9	1	357	271	60	18
	形	6	-	4	2	330	343	53	6
	福島	5	1	2	2	300	261	40	5
	茨城	4	3	1	-	240	198	24	2
	栃木	6	-	5	1	290	224	44	8
	群馬	6	-	3	3	413	334	58	10
東京都	埼玉	2	1	-	1	220	235	25	-
	千葉	11	-	7	4	374	316	51	-
	東京	18	4	1	13	2,848	3,167	575	46
	神奈川	9	1	5	3	865	838	89	3
富山	新潟	11	-	11	-	477	470	74	15
	山	3	1	2	-	250	225	26	3
	石川	3	-	1	2	528	418	57	3
	福井	6	1	4	1	296	263	42	9
	山梨	5	-	4	1	218	212	43	3
	長野	19	-	17	2	972	846	180	37
	岐阜	12	-	10	2	560	449	94	9
静岡県	静岡	14	-	7	7	470	412	94	34
	愛知	15	-	13	2	829	654	107	18
	三重	15	-	14	1	530	428	80	15
	滋賀	5	1	3	1	320	294	33	-
	京都	7	1	2	4	890	867	112	9
大阪府	大阪	24	-	10	14	1,893	1,939	270	33
	兵庫	25	1	12	12	1,246	1,176	186	21
	奈良	4	-	2	2	361	330	44	10
	和歌山	12	11	1	1	560	496	85	-
鳥取県	鳥取	5	1	4	-	215	225	33	9
	島根	6	1	4	1	330	282	39	5
	岡山	15	1	13	1	748	718	106	13
	広島	14	-	9	5	687	666	112	15
	山口	14	1	12	1	569	542	115	22
徳島県	徳島	6	1	4	1	307	250	48	15
	香川	7	-	6	1	333	330	61	6
	愛媛	19	-	16	3	716	563	122	22
	高知	4	3	1	-	303	292	39	-
	福岡	27	1	16	10	1,515	1,409	220	49
佐賀県	佐賀	5	-	1	4	256	241	34	4
	長崎	14	-	12	2	509	447	73	12
	熊本	-	-	12	3	725	735	132	18
	大分	15	-	7	2	392	432	59	3
宮崎県	宮崎	9	-	12	2	519	470	98	14
	鹿児島	7	-	6	1	268	289	47	12
計	460	29	304	127	26,706	25,617	4,096	550	

第2表 養老施設一覽表

(1955年3月1日現在)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
北海道	道	北海道静和園	脇田五郎	旭川市神居村	120	130	15
	法人	札幌養老院	大竹愛二郎	札幌市伏見町1910	200	198	23
	"	小樽育成院	小林多次郎	小樽市奥沢町5の1	200	171	21
	"	函館厚生養老院	坂本衆平	函館市高丘町15	50	66	11(1)
	"	根室隣保院	周田順応	根室郡根室町定基町3の3	65	122	19(4)
	"	釧路養老園	内田悟	釧路市柴雲台10	100	99	13
	"	釧路弟子屈分園	"	川上郡弟子屈町湯の島	30	41	6
	市	旭川市立慈恵院	市長	旭川市花咲町1丁目	30	28	4(1)
	町	余市町衆民寮	町長	余市郡余市町梅川町	50	65	7
	市	夕張市立厚生院	市長	夕張市紅葉山242	30	24	4(1)
	"	帯広市養老院	帯広市福祉事務所長	帯広市西8条南13	35	30	4
	"	函館市養老院	外崎初五郎	函館市鮫川町178	80	78	8
	"	美唄市立恵風園	市長	美唄市峰延	50	53	8(2)
	"	室蘭市敬老荘	市長	室蘭市知利別町	40	31	8
青森	道	北海道弟子屈養老院	戸田安雄	川上郡弟子屈町字別	60	59	10
	県	県立安生園	中野幸一郎	青森市石江江渡102	50	36	7
	市	市立長生園	三島利義	八戸市中居村館越山20	50	41	5
	弘前市	弘前養老院	佐々木寅次郎	弘前市富田安原63	67	91	11(5)
	黒石市	黒石市立景楓荘	高木仁衛	黒石市袋村富山59	50	44	5
岩手	弘前市	県立松寿荘	島田彬一郎	盛岡市東中野砂溜14	100	92	10
	宮城県	宮城県偕楽園	木村友誉	仙台市長町越路15	120	120	10
秋田	法人	仙台長生園	国安泰領	仙台市通丁176の2	100	99	8
	法人	秋田聖徳会養老院	菊地祐寛	秋田市寺町	62	62	11(2)
	市	大館市養老院	市長	大館市谷地町後	30	24	5(2)
	市	熊代市養老院	市社会課長	熊代市男鹿街道脇	45	40	8(2)
	町	角館町養老院	町長	仙北郡角館町岩瀬	40	37	7(2)
	町	五城目町養老院	"	南秋田郡五城目町下夕町	30	28	7(2)
	市	湯沢市養老院	市長	湯沢市湯ノ原	30	29	5(1)
	町	浅舞町養老院	町長	平鹿郡浅舞町	30	25	5(1)
	"	花輪町養老院	"	鹿角郡花輪町	30	10	5(2)
	町	阿仁合町養老院	"	北秋田郡阿仁合町	30	16	7(2)

府県別	経営 体主	施 設 名	施 設 長 名	所 在 地	定員	現在員	職員数
秋 田	市	本 荘 市 養 老 院	市 長	本荘市石脇田尻	30	—	—
	思恩会	湯 野 浜 思 恩 園	日 野 三 郎 太	西田川郡加茂町湯の浜 443-26	40	41	7(2)
山 形	市	山 形 市 養 老 院	茂 木 弘	山形市小白川町1204	50	63	8(1)
	"	酒 田 市 養 老 院	佐 藤 総 幸	酒田市新町光ヶ丘76	50	50	6
	"	新 庄 市 立 新 庄 養 老 院	市 長	新庄市十日町1317	50	48	8(1)
	米沢公会 興道会	隣 保 館	越 中 谷 賢 龍	米沢市東町851	90	93	16
	町	大 山 養 老 院	佐 藤 四 兵 衛	西田川郡大山町大宮友江 114	50	49	8(2)
	福 島 県	県 立 郡 山 養 老 園	国 分 豊 藏	郡山市香久池26	80	80	7
	福島市協 社 法 人	福 島 患 風 園	八 巻 胞 次 郎	福島市堀河町86	50	49	9(1)
	会 津 養 老 園	庄 司 元 昭	会津若松市滝沢町113	80	44	6	
	町	川 俣 町 立 光 風 園	町 長	伊達郡川俣町西戸の内53	40	38	10(3)
	市	平 市 養 老 園	光 英 博 明	平市下荒川諏訪下90	50	50	8(1)
茨 城 県	県	県 立 水 戸 市 養 老 院	檜 山 信 二	水戸市堀町1185	60	61	7
	"	県 立 土 浦 養 老 院	小 野 啓 三 郎	土浦市常名4127	80	44	5
	"	県 立 古 河 養 老 院	磯 菅	古河市古河5472	60	60	6
	市	水 戸 市 立 養 老 院	厚 生 課 長	水戸市新原町3037	40	34	6(2)
栃 木 法 人	栃 木 養 老 院	松 濤 舜 道	栃木市沼和田町442	80	67	11(1)	
	市	鹿 沼 市 養 老 院 千 寿 荘	川 田 芳 之	鹿沼市上野町245	50	33	7(1)
群 馬 法 人	"	宇 都 宮 市 ち と せ 寮	福 田 郡 平	宇都宮市今泉町2598	50	50	7(2)
	"	大 田 原 養 老 院	市 長	大田原市大田原1474	30	34	5(2)
	"	足 利 市 養 老 院 福 寿 荘	江 島 虎 男	足利市山川町1124	50	38	7(1)
	町	七 井 養 老 院	大 島 彦 信	芳賀郡益子町大沢1770	30	6	7(1)
	前 橋 養 老 院	田 辺 熊 蔵	前橋市東町3	100	100	15(1)	
	市	桐 生 市 養 老 院 (松立寮)	市 長	桐生市宮本町285の5	81	67	8(1)
	"	館 林 養 老 院	"	館林市館林1017	32	31	6(2)
	白洞社 法 人	東 光 養 老 院	千 葉 照 源	高崎市下豊岡町111	30	26	7(2)
埼 玉 県	希 望 館 養 老 院	松 沢 隼 人	高崎市江木町1093	140	113	13(3)	
	伊 勢 崎 市 養 老 院	市 長	伊勢崎市泉町5	30	—	4(1)	
	尚 和 園	松 本 貫 一	浦和市大谷口31	140	146	13	
	長 楽 園	田 中 一	熊谷市新堀1140	80	88	12	
千 葉 法 人	千 葉 養 老 院	清 水 光 聖	千葉市玄鼻町72	55	71	8	
	市	千 葉 市 立 養 老 院	新 山 清 栄	千葉市都町1302	30	31	4
	"	銚 子 市 立 養 老 院	富 沢 誠	銚子市前宿町630	30	29	5

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数	
千葉	千葉県厚生事業団	ひかり隣保館養老院	佐藤猪三郎	柏市十余二174	30	31	5	
		市 佐倉市立養老院	大塚喜作	佐倉市宮小路町12	30	29	6	
		町 天羽町立竹岡養老院	染谷佐代子	天羽町竹岡403	40	33	4	
		法人 長生共楽園	林八郎	茂原市下求吉2812	30	39	6	
		町 鴨川町立東条養老院	杉田博	安房郡鴨川町広場1310	30	26	4	
		法人 館山老人ホーム	島田智	館山市上真倉2296	39	37	5	
		町 五井町立養老院	町長	市原郡五井町玉前1306	30	2	4	
		" 大多喜町立養老院	"	夷隅郡大多喜町	30	—	—	
		法人 東京老人ホーム	本田伝喜	北多摩郡保谷町 上保谷新田168	54	72	11(2)	
		東 京	浴風会	浴風園	下松主馬	杉並区高井戸3の848	320	411
	聖母会	聖母養老院	シヤロット マルシヤル	新宿区下落合2の670	25	45	15(10)	
	児玉会 新生会 至誠舎 仁生社	新生園老人ホーム 至誠老人ホール 高砂園	児玉豊次郎 稲永ヨシ 加藤猛正	世田谷区経堂町223 立川市錦町6の174 葛飾区青戸町4の800	22 43 128	19 59 229	7(7) 7 28(1)	
	"	同上分園閑陽園	佐々木馨	千葉県習志野市 大久保町2の380	27	27	4	
	恩賜財団 東京 胞接護会	万世敬老園	桑原平吉	昭島市中神町1260	88	145	12(3)	
	都	東京都養育院本園	東京都養育院長	板橋区板橋町9の1930の1	1,005	993	132(5)	
	"	同上附属病院	村田嘉彦	板橋区板橋町4の1376	490	428	217	
	"	同上東村山分院	青木保夫	北多摩郡東村山町久米川	180	178	15	
	"	同上伊豆山老人ホーム	松井安治	熱海市伊豆山717	120	118	11	
	多摩 養育園	多摩養老院	助川捨次郎	南多摩郡川口村樽原971	87	118	19(1)	
	市	八王子市老人ホーム	八王子市 福祉事務所長	八王子市大和田町2183	24	17	7(4)	
	愛隣会	白寿荘	佐藤茂	目黒区上目黒8の967	50	60	13(3)	
	聖風会	足立養老院	近藤明	足立区花畑町1448	50	54	12(4)	
	法人	安立園	榎本高義	府中市9732	30	38	6(6)	
	東京 養老院	東京養老院藤沢分院	川瀬専之助	藤沢市鶴沼1559	105	120	20	
神奈川	県	県立箱根養老院	青木信二	足柄下郡宮城野村 オツノバ58	120	110	16	
		市 横浜市第一保護寮	畑中元蔵	横浜市金沢区平潟町140	90	98	5	
		" 横浜市阿久和寮	石井市郎	横浜市戸塚区新橋町3	100	102	7	
		" 横浜市常盤寮	本多九三郎	横浜市保土ヶ谷区 常盤台116	90	92	5	
		" 横浜市岩井寮	武田利一	横浜市保土ヶ谷区 岩井町238	60	34	7	
		" 川崎市恵楽園	遊座昌広	川崎市末長228	80	63	9	
		阿部 睦会	阿部睦会共楽荘	阿部絢子	横須賀市衣笠栄町4の14	180	200	23(3)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
神奈川	ハマノ愛生会	ハマノ愛生院	浜野登美	横浜市西区浅間台6	145	150	17
	聖母会	聖母の園養老院	一杉満枝	横浜市戸塚区原宿町75	—	—	—
新潟	市	市立新潟救護院	早見二吉	新潟市古町通13番町	40	46	7
山梨	町	南部町慈生園	松田智衛	南巨摩郡南部町南部	30	30	7
岐阜	"	上野原町楽生園	町長	北巨摩郡上野原町若宮	30	33	10(2)
	市	市立日野養老院	市長	岐阜市日野舟伏	70	59	7
	"	市立高山向陽園	伊達正夫	高山市下岡本町	50	47	7(1)
	"	多治見養老院	市長	多治見市池田町	30	16	7
	"	中津川養老院	市長	中津川市中津川	30	28	6
	"	関市養老院	増田登	関市春日	60	45	8(2)
	町	西濃西風園	小野千三	不破郡垂井町	30	27	7(2)
	村	村立本巢養老院	村長	本巢郡本巢村	30	30	6(1)
	町	町立揖斐養老院	井川金鋼	揖斐郡揖斐川町	50	29	8(2)
	村	村立郡上養老院	大和村長	郡上郡大和村	30	37	7
静岡	法人	大垣市養老華園	桑原新一	大垣市恵比寿町	80	65	14(1)
	"	岐阜養老院	高井吉兵衛	岐阜市渋谷町	70	70	12
	市	土岐市養老院	市長	土岐市駄知町	30	—	5
	法人	浜松市仏教養老院	大全大孝	浜松市鴨江町1232	40	45	8(3)
	"	長岡寮湯の家	渡辺鋭	田方郡伊豆長岡町1045	50	51	9(1)
	静岡厚生事業協会	静岡老人ホーム	菊地梅子	静岡市小鹿1	50	62	13(5)
	沼津遊亀園	沼津市立遊亀園	二の清清海	沼津市西熊堂高島586の2	30	35	7(1)
	袋井町厚生会	袋井町可睡寮	福井兼吉	磐田郡袋井町久能2871の2	30	30	6(2)
	市	島田老人ホーム	市長	島田市6158	30	14	5(2)
	"	焼津老人ホーム	"	焼津市三ヶ石1116	30	31	5(3)
新潟	"	磐田老人ホーム	"	磐田市二番町2367の1	30	33	8(3)
	村	賀茂老人ホーム	青木力之助	賀茂郡南中村下賀茂 小島15の1	30	32	6(3)
	町	金谷富士見寮	町長	榛原郡金谷町金谷 1665の1	30	23	7(3)
	市	富士市立福寿園	市長	富士市森島210の4	30	26	7(3)
	"	三条市立養老院	市長	三条市西本成寺西215	50	46	3(2)
	"	小千谷養老院	中沢宇一郎	小千谷市穉生甲1219	45	46	6
	町	水原町養老院	町長	北蒲原郡水原町水原626	42	42	8(1)
	市	直江津市立養老院老松寮	山田吉次郎	直江津市五智国分979	80	77	5
	"	長岡市長養園	市長	長岡市大島町乙47	30	27	6(1)

府県別	経営 主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
新 潟	佐 波 郡 村 組 合 中 蒲 原 町 村 組 合 市 新 潟 県 長 岡 市 三 古 長 岡 市 泊 養 老 院 組 合 柏 崎 市 刈 羽 郡 町 村 組 合	佐波郡町村組合立 養老院待鶴荘	畑 野 村 長	佐波郡畑野村菜野江1826	30	31	10(6)
		中蒲原町村養老院	村 松 町 長	中蒲原郡村松町甲2910	50	49	6(1)
		市立新発田養老院	社会福祉 事務所長	新発田市東塚1の100	30	29	6(1)
		三古長岡市養老院	長 岡 市 長	三島郡寺泊町寺泊170	50	50	8(2)
富 山	県 市 "	富山県立静雲寮	江 端 幸 儀	富山市石金	100	100	11(1)
		市立富山慈光園	富 山 市 助 役	富山市西中野	100	77	10(2)
		市立高岡長生寮	草 開 敬 吉	高岡市芳野	50	49	5
石 川	法 人 " 市	小野陽風園	井 村 重 雄	金沢市三ツ口新町イ195	298	256	31
		小松広濟舎	松 岡 慶 忍	小松市向本折町坤293	130	124	16(3)
		七尾城山園	高 部 清 盛	七尾市古屋敷町 ラントウ5	100	49	10
福 井	県 " 市 法 人	福井県雲雀ヶ丘寮 養老の家	馬 場 一 馬	坂井郡金津町藤桜	30	27	6(3)
		福井県武生寮	福井県厚生課長	武生市上太田町	36	35	5(1)
		小浜市観海寮	小浜市福祉 事務所長	小浜市湊41の11	40	35	5(1)
		大野和光園	土 肥 了 介	大野市篠座	100	74	11(1)
山 梨	法 人 市 " "	福井第一社会厚生園 「慈光寮」	平 本 智 遠	福井市松本下町13の1	60	66	10(2)
		敦賀市長安寮	敦賀市福祉 事務所長	敦賀市松島130号松原	30	30	5(1)
		甲府春風寮	窪 田 辞 文	甲府市伊勢町	90	90	13
		山梨市晴風園	福 社 事 務 所 長	山梨市大野	36	31	6
静 岡	" " 法 人	韭崎市静心寮	市 長	韭崎市韭崎町一ツ谷	32	29	7(1)
		清水市立松風荘	市 長	清水市三保出来輪田	30	25	8(3)
		奥山老人ホーム	望 月 行 義	引佐郡奥山村奥山 1570の1	30	10	5(1)
		掛川市結梗寮	市 長	掛川市垂水大坪481	30	—	—
愛 知	" " " " " 法 人 市 " "	一宮市養老院	"	一宮市北舟町2	67	68	11(1)
		名古屋市東郊寮	古 橋 金 一	名古屋市中種区 田代町瓶8	90	86	8
		南伊勢博愛寮	市 長	一宮市南伊勢町宮後	24	—	—
		岡崎市養老院	"	岡崎市上元名町木の座	55	37	7(1)
		名古屋養老院	伊 藤 繁 一	名古屋市中種区 仲田本通り	53	54	8(2)
		大山市養老院	市 長	大山市丸山	30	30	5(2)
		瀬戸市養老院	"	瀬戸市南山町80	30	31	7(2)
		豊橋市養老院	川 村 周 司	豊橋市多末町野中152	70	63	9(1)
"	碧南市養老院	市 長	碧南市鶯塚城山1	55	51	7(2)	

府県別	経営 主体	施 設 名	施 設 長 名	所 在 地	定員	現在員	職員数
愛 知	市	名古屋 市 寿 寮	村 瀬 鏡 一	名古屋市千種区 田代町瓶8	150	118	14
	市	西尾 市 養 老 院	市 長	西尾市下町蓮台	32	30	7(1)
	市	半田 市 養 老 院	市 長	半田市長根町	50	39	6(3)
	市	津島 市 養 老 院	市 長	津島市中地町4の65	45	24	7(2)
	市	青大 市 養 老 院	山 下 清 泉	名古屋市中村区深川町 3の14	48	27	6(1)
三 重	市	春日井 市 養 老 院	梶 田 賢 龍	春日井市大泉寺町1059	48	—	5
	市	高田 慈 光 院	近 藤 寛	津市一身田町	60	80	10(1)
	市	上野 市 恒 風 寮	安 場 証 吉	上野市平野	30	30	5(1)
	市	名張 養 老 院	大 原 庄 太 郎	名張市南出	50	36	7(1)
	市	伊勢 市 養 老 院	市 長	伊勢市古市町	30	33	6(2)
	市	津 市 養 老 院	奥 山 好 太 郎	津市垂水	30	30	6(1)
	市	南牟婁郡 南牟婁町村社会福祉 施設組合松濤園	土 井 亮 三	南牟婁郡市木村	30	29	5(1)
	市	四日市 市 寿 楽 園	市 長	四日市市泊村	60	30	6(2)
	市	一志 養 老 院	本 田 雄 吉	一志郡嬉野町小川	30	32	6(1)
	市	鶴 明 園	大 戸 福 太 郎	尾鷲市中井浦	30	30	4(1)
	市	松阪 市 立 延 寿 院	橋 本 智 泉	松阪市船江町	30	25	7(1)
	村	藤原 村 翌 明 院	長 屋 真 乘	員弁郡藤原村鼎	30	30	7(1)
	村	荻原 村 養 老 院	水 野 騰 賢	多気郡荻原村園	30	19	5(1)
	村	志摩 養 老 院	—	志摩郡阿光町鴉方	30	—	—
	滋 賀	市	鈴 鹿 養 老 院	—	龟山市布気町	30	—
市		安土 保 護 院	—	蒲生郡安土町小中	70	68	5
市		滋 賀 保 護 院	田 中 龍 定	大津市神出小関町	100	98	11
市		直 盛 養 老 院	—	大津市坂本本町	50	50	6
町		今 津 保 護 院	—	高島郡今津町神保	50	35	6
京 都	市	千 鳥 ケ 丘 寮	—	彦根市市岡町	50	45	5
	府	京 都 府 洛 北 寮	上 羽 友 義	京都市左京区岩倉上蔵町	250	240	21
	市	舞 鶴 市 若 宮 寮	梅 垣 武	舞鶴市余部無番地	180	178	20
	市	綾 部 市 松 寿 苑	出 口 光 平	綾部市上野町上野	30	32	6(3)
	市	同 和 園	石 井 勇	京都市伏見区醍醐 上ノ山町	230	234	26(4)
	市	寿 楽 園	亀 山 弘 応	京都市右京区嵯峨 天龍寺北造道町	70	69	21(3)
	市	洛 東 園	奥 野 康 宗	京都市東山区本町15丁目	100	100	13
大 阪	市	光 華 園	都 野 俊 芳	京都府船井郡日吉町天若	30	14	6
	市	悲 田 院 養 老 寮	清 水 英 夫	大阪府南河内郡埴生村 埴生野60の1	200	201	23(1)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数	
大阪	市	市立弘済院養老所	片山 鼎	大阪府三島郡山田村上944	208	200	21(13)	
	市	旭ヶ丘厚生寮	芝田 米吉	堺市旭ヶ丘戎通1の99	80	79	11(1)	
	天王寺薬師団 天王寺慈悲田院	四天王寺松風荘	榎場 弘映	西宮市一里山町14	100	93	13(1)	
	野会 長生会 鶴満寺 慈光園	高鷺寮	秋山 栄田	大阪府南河内郡高鷺町南宮399	120	124	18	
	府	長生院	佐野 甚七	布施市荒川2の47	150	152	20(4)	
	福生会	鶴満寺養老院	長谷川 慎元	大阪市大淀区長柄本通1の39	40	40	9(2)	
	法人	貝塚養老の家	田中 義宜	貝塚市半田海岸寺山180	200	198	23	
	法人	福生院	中辻 嘉治	大阪府泉北郡泉ヶ丘町伏尾196	140	143	17	
	法人	城南天森養老院	河野 春江	大阪府天王寺区8丁目本寺町635の4	50	50	8	
	市	大阪養老院	岩田 克夫	松原市阿保町240	70	76	12	
	法人	永楽園	吉村 信彦	豊中市野畑1643	100	100	13	
	組合	とりかい白鷺寮	園田 謙信	大阪府三島郡烏飼村中85	50	51	10(2)	
	市	河北養老院	浜田 武三郎	大阪府北河内郡四條町北条津之辺	133	164	12	
	法人	八尾市立養老院	関 誉太郎	八尾市安中83の1	40	38	7	
	市	大阪敬老院	田中 又一	河内長野市古野町173	30	37	8(2)	
	法人	枚方市立養老院	木下 正一	枚方市伊加賀852	30	30	7(4)	
	市	加賀田養老院	小柴 竹虎	河内長野市加賀田363	50	45	9	
	法人	池田市立養老院	高木 英夫	池田市畑町204	30	24	6	
	市	慶徳寺光華寮	藤井 教恵	茨木市中穂積7	35	36	6	
	市	柳生苑	柳本 泰司	富田林市東板持438	30	44	8	
	市	赤井ホーム	石崎 達二	大阪市旭区生江町2の22	30	28	9(3)	
	市	守口市立養老院	—	守江市養老院	30	—	—	
	市	吹田市立養老院	—	—	30	—	—	
	兵庫	県	県立玉津年寄の家	青木 泰	神田市垂水区玉津町吉田	100	76	18(12)
		夢前和楽園	夢前和楽園	福岡 修二	姫路市飾西	80	95	10
		市	神戸市立救護院	福寿 勝郎	神戸市須磨区養老町1丁目	82	86	14(5)
		市	白鷺園養老院	紺谷 金彦	姫路市本町68	45	44	8
市		尼崎長安寮	林 英信	尼崎市久々知東川田	70	67	8	
西宮市福祉協議会		西波止寿園	西宮市社会福祉協議会 会長	西宮市西波止場3丁目	30	28	5	
市		上ヶ原寿園	—	西宮市上ヶ原	50	45	6	
市		相生養老院	相生市福祉事務所 所長	相生市那波野大丈ヶ原	30	24	5	
市		赤穂養老院	赤穂市福祉事務所 所長	赤穂市坂越	30	26	5	
市		俱馬養老院	友田 菟爾	豊岡市塩津	60	60	7	

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
兵庫	市	洲本市立千草寮	井上喜代一	洲本市千草	20	20	4(1)
	由良厚生 事業協会	由良養老院	福田さく子	洲本市由良町	50	40	8
	町	黒井町養老院	旭海応	氷上郡黒井町	30	29	4
	法人	東播養老院	横山兵太郎	多可郡八千代村	50	70	6
	市	福寿荘	石堂恵俊	宝塚市中山寺	50	50	8
	南但町 組合	南但養老院	松田義雄	養父郡広谷町小城	48	43	6(1)
	三原郡 三村組合	三原郡養老院	田原金五	三原郡福良町	60	53	8
	法人	神戸養老院	渡辺敏子	神戸市兵庫区都由之町 2-12	50	53	9(1)
	"	神戸養老院住吉分院	"	神戸市東灘区住吉町 井神東	60	65	11(1)
	神戸報 国会議	神戸報国養老院	西谷稚孔	神戸市兵庫区熊野町 4丁目	42	47	9
	法人	神港園	高谷久二郎	神戸市生田区下山手通 8丁目	50	56	9
	"	海光園	堀内長栄	神戸市兵庫区菊水町 10丁目	60	58	8
	"	明石愛老園	矢田文一郎	明石市上の丸3丁目	35	41	10
	町	佐用養老院(朝霧院)	一	佐用郡佐用町	30	—	—
	"	大塩養老院	一	印南郡大塩町	34	—	—
奈良	法人	奈良市和楽園	西田茂増	奈良市紀寺町371	110	109	17(3)
	市	大和郡山市養老舎	市長	大和郡山市南郡山606	50	30	5(2)
	町	五条町養老舎	町長	宇智郡五条町須恵166	69	30	8(3)
	法人	大淀美吉野園老人寮	東清吉	吉野郡大淀町下淵629	131	161	14(2)
和歌山	市	和歌山市立養老院	具谷政治郎	和歌山市寺町	30	35	7
	"	上の山養老院	高恒久彦	田辺市元町	50	33	7
	"	社会館	新宮市民生課長	新宮市新宮	30	34	5
	法人	和歌山市伝教厚生会 養老院	北畠宗信	和歌山市寺町	50	49	8
	海草郡27 ヶ町組合	橘寮	神野志義隆	海草郡下津町	50	39	7
	那賀郡24 ヶ町村組合	白水園	西林邦彦	那賀郡粉河町	50	50	8
	伊都郡14 ヶ町村合	国城寮	辻政五郎	橋本市学文路町	50	48	8
	町	湯浅寮	西田利隆	有田郡湯浅町	50	29	9
	日高郡19 ヶ町村組 合	ときわ寮	柏木円雄	日高郡美浜町	70	77	10
	西牟婁郡 33ヶ町村 組合	椿園	池永節二郎	西牟婁郡東富田村	50	53	8
	東牟婁郡 26ヶ町村 組合	湯川園	太地常路	東牟婁郡那智勝浦町	50	49	8
鳥取	市	海南市立養老院	一	海南市	30	—	—
	県	鳥取県養老院	有田信雄	東伯郡羽合町土浅津99	60	58	7(1)
	市	鳥取市敬生寮	市長	鳥取市丸山町294	50	51	6(2)

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
鳥取	市	米子市米川寮	倉滝令堂	米子市車尾836	30	45	7(2)
	"	倉吉市立養老院	吉田武久	倉吉市葵町717	25	20	5(1)
	村	日野上村立養老院	村長	日野郡日野上村矢戸1201	50	51	8(3)
島根	県	県立緑ヶ丘養老院	梶谷栄市	出雲市浜町2,182	90	90	9(1)
	市	浜田市立養老院	本田行晴	浜田市原井230	50	50	9(1)
	市	矢上養老院	石橋蔵六	邑智郡矢上町	60	54	8(1)
岡山	市	松江市立浩生寮	三代治一	松江市山代町	50	49	6(1)
	法人	山陰家庭学院	広江令童	松江市内中原町190	50	39	7(1)
	市	益田養老院	市長	益田市横田967	30	—	—
	県	琴浦町	北村祝	尾島郡琴浦町	90	81	9
	市	倉敷市厚生館	市長	倉敷市向山1794	33	35	6
	"	岡山市友楽園	小橋実	岡山市北方679	100	103	8
	"	和楽園	義田四良夫	玉野市和田2611	55	49	7
	"	津山市ときわ園	市長	津山市横山481	50	36	6
	"	笠岡市敬愛園	福祉事務所長	笠岡市笠岡5522	34	34	8(3)
	"	備北養老院	梅野義俊	高梁市頼久寺町14	50	36	6
	町	和気養老院	町長	和気郡和気町999	30	36	6
	"	上寺山楽々園	"	邑久郡邑久町北島	50	50	5(1)
	"	松風園	"	吉備郡高松町1006	41	41	8(2)
	村	美和養老院	村長	直庭郡美和村	50	50	7(3)
	町	養生園	町長	勝田郡勝北町山形	34	34	7(2)
	"	作東町養老院	"	英日郡作東町	35	35	6
	"	打穴養老院	"	久米郡中央町打穴西	36	34	7(1)
広島	法人	報恩積善会	田淵はつ	岡山市津島3312	60	64	10(1)
	呉義会	呉保生院	細川志道	呉市阿賀町2170	72	77	12(2)
	静和会	府中静和寮	今城貢二	府中市土佐町1636の1	63	69	9(1)
	同胞援護財団	緑丘静養院	河野光治	安佐郡可部町中野1779	60	65	10(1)
	"	十日市水明園	小谷武志	三次市南畑敷町441	62	64	9(1)
	市	広島市喜生園	三浦益登	佐伯郡観音寺村三宅967	100	91	10(1)
	"	三原市紅梅園	渡辺庄三郎	三原市西野町1558	30	29	6(1)
	"	尾道市清風園	桑原形次郎	尾道市栗原町1166の3	48	45	7(1)
	"	福山市救護院	藤本志六	福山市東堀端町2169	30	25	5(1)
	町	久井敬老院	国広賢市	御調郡久井町江木885の1	30	32	7(1)

府県別	経営 主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数
広島	町	千代田町仁愛園	伊藤 一 登	山県郡千代田町蔵迫	42	42	6(1)
		寿 老 園	武 村 登	広島市尾長町天神谷1236	30	36	9(1)
	村	造賀村福祉園	信 原 タ カ	賀茂郡造賀村	50	53	7(1)
		因島市寿楽園	岡 田 正 寛	因島市洲江町	40	38	7(1)
	市	井原村三篠園	蜂須賀 永之助	高田郡井原村	30	—	8(1)
		岩国市養老院	岩国市福祉事務 所長	岩国市門前523	30	27	6(2)
	市	宇部市厚生館博愛寮	宇部市厚生館長	宇部市沖字部海南	50	50	9(2)
		下関市善隣館	杉 山 宇 一	下関市野棕矢呂呂883	30	25	9
	市	防府市鞠生養老院	防府市福祉事務 所長	防府市三田尻村鞠生	31	30	10(4)
		山口県徳山地方養老院	徳 山 市 助 役	徳山市金剛山3405	50	47	9(1)
	厚狭養老 院組合	厚狭地方養老院	町 長	厚狭郡厚狭町厚狭東の原	46	43	8(1)
		山口県大島寿楽園	大島社会福祉事 務所長	大島郡安下庄町東安下庄 705	50	44	6(1)
	吉佐養老 院組合	吉佐養老院秋楽園	町 長	吉敷郡萩穂町東本郷628	40	40	8(1)
		山口県下関援護館長寿園	下関援護館長	下関市新町3丁目	50	47	8(1)
萩市社会館指月園	萩市社会館指月園	萩市社会館長	萩市堀内菊ヶ浜493	50	50	8(1)	
	平生町養老院	町 長	熊毛郡平生町197の14	32	31	8(1)	
村	神玉養老院	村 長	豊浦郡神玉村神田上189	50	49	10(1)	
	山口養老院福寿園	山口市福祉事務 所長	山口市下字野令下新田779	30	28	7(2)	
玖珂地方 施設組合	山口県玖珂地方養老院	玖 珂 町 助 役	玖珂郡玖珂町河原田6830	30	31	9(4)	
	徳島	阿波養老院	宮 崎 忍 海	徳島市住吉北町1の1	70	52	10(1)
県	県立養老院	吉 田 薫	名東郡国府町南岩延811	80	71	12(10)	
	西阿養老院	重 本 賢 一	美馬郡脇町	50	32	8(3)	
市	鳴門市養老院	尾 崎 博	鳴門市里浦町里浦坂田 417の1	40	37	6	
	海部養老院	宇 佐 美 義 了	海部郡牟岐町清水132の1	37	30	6(1)	
市	小松島市立養老院	近 森 彰	小松島市立江高田68	30	28	6	
	讃岐養老院	国 東 照 太	高松市西浜新町844の7	90	90	13(1)	
市	丸亀市立亀寿園	馬 場 秀 雄	丸亀市9番丁	60	60	9	
	坂出市立長生園	市 民 生 課 長	坂出市新浜360の13	40	40	10(1)	
町	琴平町立大宮荘	町 長	中多度郡琴平町360の13	22	22	6(1)	
	三豊中央養老院	組 合 長	三豊郡上高野村1の465	45	42	8(1)	
大川敬老園	大川敬老園	村 長	大川郡松尾村109.1060 118の1	30	30	5(1)	
	小豆島養老院	組 合 長	小豆郡淵崎村上庄	46	46	10(1)	
愛媛	温泉郡第一養老院	得 能 久 吉	温泉郡浮穴村森松469	30	30	7(2)	

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数	
愛媛	町群 越路群 養老院 組合 周桑郡 養老院 組合 上浮穴 養老院 組合	大三島楠風園	町長	越智郡大三島町宮浦	30	30	6(1)	
		清流園	広川清一	越智郡下朝倉村朝倉下	30	—	7(3)	
		周桑養老院	金崎義光	周桑郡丹原町久妙寺	33	33	5	
		上浮穴養老院	高岡貞一郎	上浮穴郡久万町菅生	30	30	7(2)	
	町	あけぼの寮	町長	西宇和郡保内町宮内	30	24	5(1)	
		土居養老院	村長	東宇和郡黒瀬川村土居	30	—	5	
	村	愛生寮	町長	北宇和郡吉田町立間尻	30	29	7(1)	
		南宇和養老院	金繁実一	南宇和郡城辺町59	30	28	7(3)	
	市	松山市養老院	八島隆孝	松山市南江戸町	76	71	11	
		松山隣保館養老院	和田元市	松山市西堀端町	48	45	9	
	市	今治市養老院	市長	今治市日吉1,393	40	35	6(3)	
		明水荘	〃	十条市大町	30	26	5	
	市	新居浜市慈光園	藤田養夫	新居浜市滝ノ宮	30	31	6	
		敬寿園	神田貢	川之江市川之江町港町通	30	29	7	
	市	大州市養老院	市長	大州市大州820	30	31	7(2)	
		湯島寮	社会課長	八幡浜市五反田湯島	24	24	6(3)	
	市	鶴島寮	市長	和島市伊吹町1,004	52	51	7(1)	
		中山養老院	山内兵藏	伊予郡中山町	30	16	2	
	高知	法人 県	千松園	安岡幸栄	高知市仁井田1,660	120	113	13
			白藤園	坂本重道	中村市中村416	55	55	9
双名園			戸田満秋	高岡郡久礼町6,001	70	70	9	
玉島園			森田治作	高知市横浜4の2	58	54	8	
福岡	市	双葉養老院	鳥巢築	築紫郡太宰府町三条	200	200	14(1)	
		屋形原養老院	稲富豊雄	福岡市屋形原境	130	127	14(2)	
	法人	福岡養老院	水島劍城	福岡市市崎町3	50	50	9(2)	
		清風園	川端賢	門司市大里永黒	64	60	10(3)	
	市	西山寮	西山己喜次	小倉市東清水町	46	42	6(3)	
		長寺園	北川真隆	戸畑市中原仙水池	40	34	7(1)	
	市	若松市養老院	民生課長	若松市小石川	28	32	5(2)	
		八幡養老院	青木晃暎	八幡市宮添町1丁目	50	52	9(1)	
	法人 援助会	聖ヨゼフ養老院	メール・セント・エミール	八幡市幸神町3丁目	50	54	9(1)	
		久留米市養老院	井津鳴海	久留米市野中町1,076	50	53	9(1)	
市	大牟田市養老院	福祉事務所長	大牟田市吉野	100	46	5(2)		

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数	
福岡	市	田川市養老院	福祉事務所長	田川市夏吉	40	37	6(2)	
	"	愛生館	社会課長	飯塚市立岩	40	43	6(2)	
	町	篠栗敬光園	町長	粕屋郡篠栗町	50	36	9(2)	
	市	山田市養老院	市長	山田市下山田	30	32	7(2)	
	朝倉郡民生事業協会	朝倉養老院	井口久七郎	朝倉郡三輪村	71	73	10(1)	
	町	前原町養老院	町長	糸島郡前原町	30	29	7(2)	
	市	紅葉荘養老院	高島孝	築後市羽丈塚町	50	60	10(2)	
	村	東山養老院	村長	山門郡東山村	50	50	9(2)	
	町	添田町錦風荘	佐熊三郎	田川郡添田町	48	39	7(2)	
	"	川崎町愛光園	町長	田川郡川崎町	36	35	7(3)	
	村	筑上養老院	村長	筑上郡角田村	50	51	8(2)	
	敬手郡社会福祉協会の協力による直方市立浮羽養老院	鞍手養老院	榎本賢七	鞍手郡宮田町	50	36	8(2)	
	方市会組合	久留米聖母園	柵町正刀	久留米市蜷川町	40	36	9(3)	
	直方市会組合	直方市養老院	有松勲	直方市下境	42	34	6(2)	
	浮羽市会組合	浮羽養老院	林新悟	浮羽郡吉井町福益	40	37	8	
	佐賀	町	宗像緑風園	立石昇	宗像郡宗像町	40	31	6(1)
		社福協議会	佐賀向陽園	吉川実治	佐賀市与賀町170	65	65	8
"		伊万里向陽園	松沢光一	伊万里市大川内町丙1,956	74	74	8	
市		杵島向陽園	中野敏雄	武雄市朝日町甘久4,269	52	50	7	
法人		寿楽園	鹿毛よし子	三養基郡基山町園部2,307	50	37	6	
"		済昭園	小佐々徹宗	藤津郡五町田村甲3,449	15	15	5(4)	
長崎	市	長崎市立稲佐養老院	社会課長	長崎市稲佐町3の391	85	76	10(1)	
	"	島原市積善寮	大場勘四郎	島原市靈南町1,161	45	43	7	
	"	諫早敬老院	市長	諫早市新道町240	50	35	4(1)	
	町	町立高島養老院	町長	西彼杵郡高島町98	30	20	4	
	"	崎戸町敬老院	"	西彼杵郡崎戸町蠣の浦郷1,753	15	11	3	
	"	勝本町養老院	"	壱岐郡勝本町可須仲触1,989	30	25	4(1)	
	市	福江市立五島敬老院	市長	福江市松山郷111の1	30	18	3	
	"	平戸市養老院	山本政治	平戸市平戸町岩戸兎	32	32	5	
	"	大村市立敬老院	市長	大村市池田郷開田774	30	18	3	
	町	西有家町敬老院	町長	南高来郡西有家町2,761	30	29	51	
対馬総村組合	対馬総村組合立敬老院	島井清太郎	下県郡鶏知町鶏知甲715	30	29	8(4)		
村	村松敬老院	村長	西彼杵郡村松村村松郷1,632	32	27	3		

府県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員数	
長崎	法人	長崎養老院	堤 祐 演	長崎市寺町32	20	19	6(1)	
	"	清 風 園	川 添 謙 信	佐世保市大和町898	50	65	8(3)	
	熊 本	市	熊本市弘濟寮	林 田 正 治	熊本市谷尾崎町東谷院平	130	129	15(1)
		"	八代保寿寮	鹿 本 三 義	八代区西小路町38	40	58	9(1)
		"	人吉市延寿荘	吉 田 ユ ヲ	人吉市上蔭摩瀬町229	40	38	6(1)
		"	水俣市恵愛園	緒 方 惟 治	水俣市陣内牧ノ内	30	30	8(1)
		"	荒尾市緑風園	内 田 達	荒尾市中央区	40	46	6(1)
		"	本渡市松風園	池 田 昌 一	本渡市本渡町	70	67	9(1)
		町	隈府町養老園	隈 田 辰 平	菊地郡隈府町1,116	33	33	10(2)
		"	来民町寿楽荘	桑 原 忠 義	鹿本郡来民町	32	31	10(2)
"	矢部養老院	佐 野 剛	上益城郡矢部町	30	33	7(2)		
"	松合町松寿園	河 野 仁	宇土郡松合町	30	35	8(4)		
大 分	法人	慈愛園老人ホーム	潮 谷 総一郎	熊本市神水町375	70	70	12	
	"	聖母養老院	シヤロット・マ ルシヤル	熊本市島崎町820	50	50	13	
	"	リデルライト記念養老院	杉 村 春 三	熊本市黒髪町下立田	70	85	11	
	町	鏡町養老院	保 田 光 雄	八代郡鏡町	30	30	8(2)	
	"	小国町養老院	河 津 演 雄	阿蘇郡小国町	30	-	-	
	市	中津市養老院	市 長	中津市是則245	30	30	6(1)	
	町	宇佐養老院	町 長	宇佐郡四日市町四日市 3,517	50	57	7(1)	
	市	延寿養老院	市 長	日田市田島町堀江	50	50	6(1)	
	"	臼杵市養老院	加 島 春 生	臼杵市海添2,561の9	34	44	5	
	"	佐伯養老院	戸 高 鉄 一	佐伯市(中芳島)6,638	30	40	6	
宮 崎	法人	別府養老院	矢 野 嶺 雄	別府市別府1,295	68	68	10	
	カリスの園	別府紅葉寮	長 船 タ キ	別府市浜脇峰13	40	42	8	
	市	大分市清心園	古 長 偵	大分市下郡1,105	60	60	6	
	"	竹田養老院南山荘	川 口 泰	竹田市上角609	30	41	5	
	"	宮崎養老院	山 本 石 松	宮崎市青葉町11の1	60	63	9	
	"	宮崎市養老院	押 川 通 顕	宮崎市吉村町寺ノ下甲 2,320	50	51	8(1)	
	法人	カタリスの園養老院	アントニオ・カ オリ	宮崎市吉村町寺ノ原甲 1,534	30	34	9	
	市	都城市民生館養老院	福祉事務所長	都城市五十町1,988	42	41	7	
	"	延岡市立松風荘	"	延岡市吉富南1,726	27	31	7(3)	
	"	延岡市立愛宕荘	"	延岡市恒富南108の1	15	20	5(4)	
"	日南市立朝陽寮	市 長	日南市平山48	45	38	5(1)		

府県別	経営 主体	施 設 名	施 設 長 名	所 在 地	定員	現在員	職員数
宮 崎	市	小林市立慈敬園	市 長	小林市真方堅田原1,033	30	30	7
	"	日向市立野果寮	佐藤守人	日向市日知屋15,807	40	44	6
	"	串間市養老院	福祉事務所長	串間市北方3,710	30	27	6
	町	高鍋町養老院	町 長	光湯郡高鍋町南高鍋 11,735	45	45	7(1)
	"	真幸町養老院	"	西諸県郡真幸町水流28	45	46	8(2)
	"	西都町養老院	"	光湯郡西都町三宅4,067	30	-	7(2)
	"	高崎町養老院	"	北諸県郡高崎町大牟田 1,264の2	30	-	7
鹿児島	市	鹿児島市養老院	市 長	鹿児島市玉里町3,382	50	53	6(2)
	"	川内市立養老院	市福祉事務所長	川内市御陵下町2,720	30	32	7(2)
	"	枕崎市立養老院	"	枕崎市枕崎10,489	30	30	6(2)
	"	出水市敬老園	市 長	出水市上知識958	48	39	6(2)
	町	志布志町立養老院	町 長	贈嗹郡志布志町安川水溜 201	50	52	10(2)
	市	日当山養老院	牧元彦六	始良郡集人日当山町541	30	39	6(1)
	市	加世田市立養老院	田代歳蔵	加世田市市川有3,602	30	44	6(1)
合 計		460 施設			26,706	25,383	(550) 4,093

(b) 救 護 施 設

生活保護法第38条に救護施設とは、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設と規定されている。しかし年々増加しているもの、未だ設置されていない県も少なくなく、その施設数も(1955年3月31日現在)37ヶ所に過ぎない。

第3表 府 県 別 救 護 施 設 数

区 分 都道府県名	施設数	経 営 主 体 別			定 員	現 在 員	職 員 数	
		都道府県	市町村	法 人			総 数	兼 職 員
道	1	-	-	1	70	93	12	-
北青岩宮秋	-	-	-	-	-	-	-	-
道森手城田	-	-	-	-	-	-	-	-
山福茨栃群	2	1	-	1	66	56	12	2
形島城木馬	1	1	-	-	30	35	7	1
埼玉東神新	1	-	-	1	40	18	11	-
奈	3	1	-	2	171	173	51	11
玉葉京川鴻	2	-	1	1	40	48	3	-
富石福山長	2	-	-	2	-	-	-	3
山川井梨野	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜愛三滋	1	-	-	1	40	27	7	2
京大兵奈和	2	1	1	3	75	33	10	5
都阪陣良山	1	1	-	-	50	51	8	1
鳥島岡広山	1	-	1	-	30	23	8	3
徳香愛高福	1	-	-	1	50	50	8	-
佐長熊大宮	3	1	1	1	83	77	17	4
賀崎本分崎	3	1	1	1	211	223	35	8
鹿 児 島	1	-	1	-	83	88	35	20
鳥島岡広山	1	-	1	-	48	33	7	-
徳香愛高福	1	-	1	-	-	-	-	-
賀崎本分崎	1	-	1	-	35	27	6	1
佐長熊大宮	1	-	1	-	-	-	-	-
賀崎本分崎	1	-	1	-	40	40	7	-
賀崎本分崎	2	-	2	-	110	50	9	1
賀崎本分崎	1	-	1	-	40	-	9	-
賀崎本分崎	1	-	1	-	-	-	-	-
賀崎本分崎	1	-	1	-	112	112	12	-
賀崎本分崎	1	-	1	-	35	43	9	-
賀崎本分崎	-	-	-	-	-	-	-	-
賀崎本分崎	1	-	-	1	30	52	7	-
賀崎本分崎	-	-	-	-	-	-	-	-
賀崎本分崎	1	-	-	1	60	64	10	4
計	37	6	16	15	1,831	1,717	339	67

第4表 救護施設一覽表

県別	経営主体	施設名	施設長名	所在地	定員	現在員	職員
北海道	法人	函館共動宿泊所 救護部	越前 金一郎	函館市堀川町47	70	93	12
福島	県	県立長生園	檜山 信三	水戸市堀町1,185	30	35	7(1)
埼玉	育心会	育心寮	丸木 清美	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38	40	18	11
東京	愛隣会	目黒恵風寮	佐藤 茂	目黒区上目黒8の967	45	60	11(3)
	黎明会	澄水園	鶴目 栄八	北区岩淵町1の905	36	29	10(8)
	都	東京都養育院長浦分院	染谷 栄太郎	千葉県君津郡長浦村久保田代宿	90	84	30
神奈川	市	横浜市岩井寮	武田 利一	横浜市岩井町238	20	36	—
	鎌倉育園	鎌倉保育園 生活保護部	佐竹 昇	鎌倉市大町607	20	12	3
石川	法人	常盤園	浦上 太吉郎	金沢市常盤町212	150	186	21(3)
	"	小野陽風園	井村 重雄	金沢市三ミ口新町イ195	132	142	18
岐阜	"	大垣市牧野華園	桑原 新一	大垣市牧野町	40	27	7(2)
静岡	市	静岡市救護所	市長	静岡市田町4の16	50	29	7(3)
	"	浜松市鴨江救護所	市長	浜松市鴨江町2,350	25	4	3(2)
愛知	県	愛知県新生寮	県社会課長	半田市大字大鴉根	50	51	8(1)
三重	市	津市民生寮	民生課庶務係長	津市丸之内殿町	30	23	8(3)
滋賀	法人	滋賀保護院	田中 龍定	大津市松本本宮町	50	50	8
京都	府	京都府洛北寮	上羽 友義	京都市左京区岩倉上蔵町	50	42	5
	市	京都市和光寮	田中 万次郎	京都市伏見区醍醐日野川坂	33	35	12(4)
大阪	法人	布施救護院	東 武夫	布施市永和2の27	56	66	13(5)
兵庫	県	玉津寮救護の家	青木 泰	神戸市垂水区玉津町吉田	28	22	18(11)
	市	神戸市立救護院	福寿 勝郎	神戸市須磨区養老町1丁目	40	51	11(6)
	神戸報国義会	神戸報国救護院	西谷 雅孔	神戸市兵庫区夢野町3丁目	15	15	6(3)
和歌山	市	和歌山市救護所	坂上 儀三郎	和歌山市関戸	48	33	7
島根	"	松江救護人収容所	三代 治一	松江市北田町35	35	27	6(1)
広島	"	呉市広風園	向井 満登	呉市広町字中迫7,385	40	40	7(1)
山口	村	大和救護所	村 長	能毛郡大和村岩田2,360	50	50	9(1)
	市	萩市社会館救護所	萩市社会館長	萩市大字椿東字椎原1,448	60	—	—
徳島	"	寿楽荘	市長	徳島市沖の洲町沖の浦	40	—	9
高知	"	誠和園	白石 正親	高知市塩田町66	112	112	12
福岡	"	福岡市救護所	池田 統治郎	福岡市西堅粕569の1	35	43	9
大分	法人	光明寮	土生 米作	大野郡三重町大字秋葉	30	25	7
鹿児島	市	鹿児島市保護寮(本寮)	市長	鹿児島市薬師町1,069	15	16	5(2)
	"	鹿児島市保護寮(分寮)	市長	鹿児島市塩屋町70	45	48	5(2)
計		37施設			1,831	1,717	(104) 928

(c) 老人ホーム

生活保護法には該当しないがひとりあるいは夫婦で余生を静かに送りたい老人から有料老人ホームの必要がさげばれ、いくつかの老人ホームが運営されるに至つた。然しまだその数も少く、しかもまだその数も少く、しかもまた収容者の負担も高い。

第5表 有料老人ホーム一覧表

設置主体	名称	施設長	所在地	定員	職員
財団法人さつき会	玉川マナー(荘園)	山田 わか	世田谷区玉川瀬田町893	20	4
財団法人婦人厚生会	憩いの家	吉岡 彌生	世田谷区野沢町1の21 婦人厚生会内	30	2
—	黒光ホーム	—	杉並区高井戸	16	—
神奈川県	神奈川県 鎌倉老人ホーム	神奈川県知事	鎌倉市坂の下344	15	5
郵政省簡易保険局	簡易保険 郵便年金, 有料老人ホーム	—	熱海市平河字上の山	短期66名 アパート46名 小住宅60名	—
—	老友会老人ホーム	岩間専之助	熱海市伊豆山	—	15
社会福祉法人 静岡市厚生事業協会	鹿山荘	小田 重義	静岡市小鹿1	16	—
老人ホーム 南湯河原荘	南湯河原荘	本田勝次郎	静岡県湯河原町	13	—
社団法人 健康科学研究所	社団法人 健康科学研 究所附属老人ホーム	木代 里行	明石市太寺町3の3,338	50	4
社会福祉法人 別府養老院	老人ホーム 楽天荘	矢野 嶺雄	別府市間ヶ浜区境通3丁目	20	4
計	10施設			240	4

特 集

世界各国の精神衛生事情 (続)

Present Conditions of Mental Health in the World

ま え が き

われわれは前号(第4号; 1956年)において、英、仏、独、オランダ、ハンガリー、デンマークの精神衛生事情について、MARIA PFISTER-AMMEDNDE 編「精神衛生—その基礎と目的」によつて紹介し、さらにアジアおよび地中海東部諸国の事情については、Dr. REES の報告にもとずいて、ビルマ、タイ、日本、香港、フィリピン、シンガポール、セイロン、インド、パキスタン、レバノン、エジプト、スダンに言及しておいた。今回は、さらに1955年に出版された、同じく MARIA PFISTER-AMMEDNDE 編「精神衛生—その研究と実際」(Geistige Hygiene, Forschung und Praxis), 1955, Benno Schwabe & Co. Verlag, Basel によつて、スイス、インド、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ポーランド、ブラジルの精神衛生の事情を紹介し、さらに米国精神医学雑誌 (Amer. J. Psychiat. 1950, Vol. 107, No.6) により、イタリーの精神医学並びに精神衛生の現状を詳細に紹介することにした。

(1) ス イ ス

精神医学のみならず心理学、社会学などに関連する諸科学にわたつての、広い観点に立つた新しい精神衛生の動きは、スイスでも、その他のヨーロッパ諸国におけると同様に、米国での精神衛生の働きに強く影響されて始つた。その口火をきつたのは ANDRE REPOND である。彼はスイス精神医学会の会長として1925年にパリに開催された精神衛生関係の会合に招かれ、CLIFFORD BEERS と会い、その思想に深く共鳴して、1927年にはスイス精神衛生連盟の結成を提案し、同年スイス精神衛生委員会 (National Swiss Committee for Mental Health) が結成された。もちろんこの委員会が結成されるには、EUGEN BLEULER その他の、スイスの偉大な精神医学の歴史が大きな役割を果たしていた。

スイスでは、既にその以前から、例えば精神薄弱者、ろうあ者、非行青少年等のための多くの施設があつたが、残念ながら、精神医学者はこのような領域にあまり関心を抱かなかつた。或は精神疾患についてのいろいろの偏見もあり、或は精神衛生を論ずると、何かすべての人間を精神病扱いにしているととられたりするというようなこともあつた。精神衛生の仕事が、せまい医学の範囲のみでなく、人間の環境の諸事情にわたつて広く考えねばならないものとなると、その活動の実践

はそれぞれの問題毎に、それぞれの社会毎にちがったものでなければならない。この点、それぞれの村落、地方が言語、宗教、人種等の特色を異にしているスイスは、いはば精神衛生活動の好い実験場ともいえるであろう。

精神衛生委員会はスイス精神医学会の一分科をなして、その仕事は主に学問的な研究と一般の啓蒙に当り、具体的な実践活動は各州(Canton, スイス国は22の州の連邦である)で推進されている。

既にスイスは輝かしい病院精神医学(Anstalt Psychiatrie)の伝統をもつていたが、次第に各精神病院は地域に対する相談業務を開始し、その代表的なものはZürichのBurghölzli病院で、E. BLEULERに指導されて、病院を中心としての精神衛生活動が展開された。しかしその後、具体的な実践は、各州において、すなわち、まずWallis州で、ついでNuenburg州、Bern州と、各州で盛んに行われるようになった。1930年にはWallisでREFONDにより、アメリカの児童相談所にならつて医学教育—サービス(Services medico-pedagogiques)が始められ、この仕事は現在南部の伝説、又は伊太利語系の地域で特に活潑であるが、北部のドイツ語系の地域でも多くの児童精神医学相談所(Die kinderpsychiatrische Beratungs-und Beobachtungsstelle)が設立されている。

精神薄弱児、異常児のための施設はスイスにおいて始めて設けられたのであるが、この種の各施設、団体によつて結成されているスイス虚弱児協会(Pro Infiris)は既に精神薄弱児等の保護のために活潑な仕事をしている。例えば虚弱者のための保護司(Pro-Infirmis-Fürsorgerin)が精神科医の指導の下に働いており、虚弱児保護所(Pro-Infirmis-Fürsorgestelle)が家庭にいる虚弱者の発見と指導に当っている。

社会福祉のための諸団体も近年精神衛生活動の意義を強く認めて、両者の協力が緊密となつてきている。すなわち青少年協会(Die Gesellschaft Pro Juventute)、老人協会(Die Gesellschaft Pro Senectute)等は青少年、老人の各種の問題を精神衛生の考え方、方法をとり入れて扱っている。

1953年に公布されたスイス国刑法は特に犯罪の予防に留意し、殊に青少年犯罪に対しては広範囲にわたる教育的処遇を規定しており、REFONDはこの種の規定を「犯罪予防のための真の法典だ」と呼んでいる。

この刑法の具体的な施行の規定は各州によつて異つていて、例えばある州は特別の少年法廷をもち、ある州はこのような特別の法廷をもっていないが、多くの場合、医学—教育サービス、相談所、精神科医が青少年犯罪者の治療、教育、行刑等の実際について勧告を求められている。スイス精神衛生委員会は青少年のみならず一般の犯罪の防止に多くの努力を傾け、W. MAIERの司令の下に、犯罪学者、刑法学者、裁判官、教師等をも含めた特別の委員会が設けられた。ほとんどすべての刑

務所に精神医学診断の場が与えられ、ソーシャル・ワーカーが受刑者、その家族との接しよくを保つて、その更生指導に当っており、Wallis 州の統計は、このような受刑者に対する精神衛生対策が強力に推進されるようになってから、再犯の率が著しく低下したことを示している。

今後へのこざれている問題としては、まず第一に、産業精神衛生の仕事がある。すなわち職員、労働者の仲間同志のあつれき、上長との間のあつれき、家庭の問題が職場にはこびこまれること、労働過程の間におこる心理的な葛藤の問題、事故防止、精神身体疾患の問題についての精神衛生的な取り扱いが研究され、各職場で実践されねばならない。また学校精神衛生の仕事の中で、児童のための相談業務はかなりよく発達しているが、高等学校、大学での精神衛生相談が、次の時代を負うものの精神的健康の増進のために大に行われなければならない。

もちろん、このような広範囲の各般の問題を扱うためには、よく訓練された職員が必要であり、ソーシャル・ワーカーの数も決して十分ではなく、医師、看護職員の教育にも、精神医学だけでなく、もつと新しい精神衛生の教育が滲透されなければならない。(岡田敬蔵)

* “Die Psychohygiene-Bewegung in der Schweiz und ihre Zukunftsaussichten” von Dr. med. NORBERT BENO und Dr. med. KATE SCHUFEN, Malévoz/Wallis による。

(2) イ ン ド

インドには世界で最も富めるものと、最も貧しいものが並存している。一方では偉大な哲学と認識論があるかと思うと、他方では無知と迷信が存在している。インドの土地は富かだが、慢性の栄養不良と飢餓が拡がっている。幼児死亡率は高く、産褥熱や結核が拡がっている。だが精神身体医学の思想である、慢性の情緒的緊張が心身におよぼす影響については、古代インドの思想に述べられている。

インドの変遷過程

民族間の競争、教育の不備、言語の多様性などが、精神医学的理解を妨げている。また農業経済から工業化への転換に伴って、社会的、職業的、家族的秩序に問題が起り、不安がひき起つている。例えば紡績工は不満への反応として、昔の神の代りに、酒と映画による空想生活にはけ口を求めている。

初等教育の教育不足と、大学不足のための超満員の学生がある。また、早婚による結婚への準備不足から妊婦の精神障害が多く、精神科クリニックに訪れる患者の10%を占め、結婚相談が精神衛生プログラムの重要課題である。多産と栄養不良を防ぐには産制が必要であり、Bangalore に人口問題研究センターがつけられた。

精神障害と精神医学的施設

精神障害者の統計はできていない。現在、総人口3億7千5百万人のうち、精神障害者は大体1,000

人に2人とみなされ、ほぼ1千万人が治療を必要とするとされ、ことにてんかんは200人に1人と推定される。従つて少くとも200万床のベットが必要であるが、現在のベット数は5万床に過ぎず、20の公立病院のほか、精神科クリニックの名に値するものは僅か6ヶ所に過ぎない。これにいれられるのは、Ranchi, Poona, Madras および Bangalore 等である。さらに神経症を加えると600万床は必要である。現在のところ、狂暴患者と犯罪者だけが収容されているに過ぎず、患者の家族も警察による収容ということから、世間をはばかりている。また一般に精神病は悪魔の憑依によると考えられ、医療を求めない。精神医学の専門家も少ないが、一般医師の精神障害に対する知識も低い。上級の医学コースでも精神医学の基礎知識が教えられていない。精神障害の原因には、慢性の栄養不良、熱帯病、貧血、多産、早期の老人現象などが挙げられ、ことに栄養障害はプロテインとアミノ酸の欠乏をおこし、肝障害による錯乱、不安、分裂思考などが見られ、インシュリン・シヨック療法が危険なことがしばしばある。

工業化と都会化に伴い、青少年犯罪、組織的な犯罪、ことに窃盗、強盗、暴行などが目立ち、自殺の比率も高く、殊に Madras, Bangalore, Bombay などに多く、3分の2が精神障害を示し、半数がアルコールに帰因している。

世界の精神医学への貢献

しかし、インドには古来の精神衛生の思想がある。最近まではアメリカの精神医学が拡がり、力動的な思考が強調されてきたが、インドや極東の習慣や文化は、欧米とは異つており、インド固有の思想と、医師对患者の關係に立脚せねばならない。最近の研究は古代インド的方法から導かれた深い洞察にもとづいている。こういう基本的な態度が、世界の精神医学に貢献すると信ずる。例えば最近のヨガの思想や、サイバネティックスの基本的な考えはインドの思想からおこつている。

精神衛生サービスの組織

- 1) 栄養状態の改善、人口統制、結婚相談の必要性。
- 2) 熱帯病、結核、乳児死亡、産褥熱の防止。
- 3) 精神医学クリニックをさらに7ヶ所増設し、精神障害者のコロニーをつくること。
- 4) Bangalore の全インド精神衛生研究所の発展をはかること。
- 5) 精神医学的看護婦の養成、作業療法士の養成 (Bombay および Baroda)、臨床心理学専攻者の養成。
- 6) 幼児の問題、栄養、伝染病等の予防をはじめ、職場問題や犯罪者対策。(加藤正明)

* "Psychohygiene in Indien" von Dr. med. M. V. GOVINDASWAMY による。

(3) オーストラリア

オーストラリアの特徴

当地は一つの大陸であつて、風土の著しく異なる幾つかの州を中に含み、地理的に他の諸大陸と切離されている。人口は全土で約 900 万、その大部分は幾つかの主要都市に集中し、特に東南部の四都市には全人口の 3分の1が集つている。西部の唯一の大都市であるパース Perth の人口は約 20 万である。歴史的に新しい国であるが、気候、資源に恵まれ、広大な地域を少数の白人で独占し、人々は平穩、安逸な生活を楽しんでいる。社会施設は完備し、労働条件も良く、貧富の差は少い。

概 観

最近10年間に精神衛生の發展は著しく、各種の団体の設立、活発な活動がみられた。殊に成人教育の普及が特筆される。しかし一般に主要都市に比して地方での普及、進歩は劣つている。当地の他の文化と同様にこの分野に対してもイギリスの影響が大きいがアメリカのそれも無視できない。

精神衛生に関する専門教育

精神衛生の講座のおかれている大学はないが、精神病医のための訓練課程によつて、学生は精神衛生の諸問題を学ぶことができる。諸大学における福祉司、心理学者の訓練や教師達の訓練においては精神衛生の問題が強調される。

教育との関係

州立学校においておこなわれている“自由教育”では、その助けとして、心理学者によつて、すべてのこどもに心理テストが規則的に施行されている。これらの心理学者はまた、こども達の職業指導の仕事にもたずさわつている。この他児童の読書教育は、特に移民の問題とも深い関係があり、児童図書館や移動図書館等が整備されている。

精神遅滞児のための生活学校設置の運動も活発である。

関連諸施設、諸団体とその活動状況

a) 各種一般組織

全オーストラリア精神衛生連盟は1930年頃アメリカから来訪した Dr. R. NOBLE や C. BEERS によつて設立への気運が促進された。現在パースその他で設立への努力が行われている。

精神病患者の福祉のために病院の看護人 (Helper) の組織が作られ公認されている。

ロールシャッハ協会が設立された。

精神分析のオーストラリア研究所が1940年にメルボルンにでき、教員、社会福祉司、医師、心理学者の参加の下に教育、社会問題をとりあげて、研究や啓蒙活動が行われている。

b) 問題児、非行少年のための児童相談所——そのいくつかは児童裁判所に附属している——の他に1944年に司法児童診療所が設立された。青少年の性的違反に関する裁判所の活動や、精神衛生の部課の分類、術語の改正が論議されている。その他、問題児を都市生活に適應させるために、予め特別の田舎の家庭に預ける試みも行われている。

c) 性と結婚の問題

組織の面の進歩と相まつて、各関係分野の専門家による相談や啓蒙が行われ、その内容の一部は出版されている。相談所には多くの青年が結婚前に訪れる。例えば1951～52年の間にある相談所を訪れた195人の中75人は医学的な診察の必要を知つた。結婚の問題はまた後述する民族精神衛生とも関係をもっている。

d) 成人教育

全オーストラリアにわたつて活動している新教育団体は精神衛生知識の普及に貢献している。例えばシドニー (Sydney) では教師、医師、福祉司、教授による連続講演に150人の参加者が規則的に集まり討論にも加つている。議題は“心の健康と現代生活の諸問題”である。

また2～3年に一度催される全オーストラリア協議会によつて多くの分野の人々が、教育学の進歩と精神衛生の考え方に習熟せしめられる。

両親教育に関しても種々の方法による試みが行われつつある。

e) その他新しい活動分野としては、この国に流れこんできた何千もの移民 (New Australians) を同化させる試みが注目される。彼らがうまく適応できるかどうかは精神衛生上大きな問題であり、結婚や言語習得、その他の面で種々の試みがなされつつある。(佐治守夫)

* Einige Beobachtungen zum Thema “Psychohygiene in Australien” Von Dr. med. LOTTE A. FINK, Sydney NSW.

(4) イスラエル

イスラエル国家の急変以来、精神衛生を改善させ様とする動きが急速に発展してきた。これは、驚くべき大量移民、少くとも2倍以上のユダヤ人の人口増加の結果の故であり、この動きは公私何れの機関においても益々促進されている。

精神病の治療は非常に自由な条件の下で行われている。強制手段は稀で、多くは短期間の隔離が適用されている。大概は連続微温浴 (Dauerbad) をしなくても済み、患者の周囲に刺戟的な原因がない様に努力するのである。例えば、患者が自分の要求を全く充す事ができないとか、或は自分の家族に会えないとかいうようなことはなくなつた。その上患者の入院中に家族に対して、ケースワークが行われ、家族達は患者の状態に合せて、患者を受容れることを学ぶ。治療の重要な着眼点は正常の社会環境とできるだけ同じ様な病院環境を形造ることである。従つて患者は本来の作業療法他に、お祭やその他の準備に関心をもつのみならず自分も亦できるだけ病院で共に準備をしたり、定期的に映画や芝居を見に行つたりする。最近の物理的、精神外科的治療もなおざりにされてはいない。

患者は社会的適応が困難である為に、退院後のアフターケア (Nachbehandlung) は、再発の予防として頗る重要であり、同様に Case work もまた必要である。このことから厚生省の精神衛生

課では三大都市に、精神病医、心理学者、精神医学的ソーシャルワーカー、管理人各一名づつのメンバーを擁する精神病のアフターケアのための精神衛生センターを作つた。

神経学と精神病学はヘブライ大学医学部で、それぞれ、L. HALPERN 教授、H. Z. WINNIK 教授によつて講義されている。医学部の学生は2ヶ月間づつの臨床的な仕事が課せられ、その学期の終了後には試験を受ける義務がある。

青少年の精神衛生のためには、いまHaifaとTel-Avivに、社会福祉省 (Ministerium für Soziale Fürsorge) の児童相談所 (Child's Guidance Clinics) があり、問題児 (及び不良児) が治療されている。1949年11月から "Albert Lasker Mental Hygiene and Child Guidance Center of Hadassah" は妊婦と若い母親達の為の相談所として活躍し、神経症の子供を治療している。

私立団体や半官の施設でも、実際的研究的な精神衛生の仕事をしている。"Israel Neuropsychiatric Society" は60人の精神病医と神経外科医で組織されている。国際機構につながる精神分析会では、20人の医者と、二、三の医者以外の者から成り、少数の精神分析家と治療家とがこれに加わっている。精神衛生の分野には、精神病医や熟練した専門家の不足が叫ばれている。(例えば、熟練医学的ソーシャルワーカー、看護婦、教師、等々)。

"Israel Society for Mental Hygiene" は1946年に設立され、教育と移住の問題に主な関心を向けている。

Haifaにはロータリークラブにより近頃、新たに "Society for the Rehabilitation of Mental convalescents" が回復期にある精神病患者の復職を促進する目的で設立された。

また所謂、Malben というのは、1949年以来、アメリカユダヤ人共同地区委員会 (American Jewish Joint Distribution Committee), Jewish Agency および政府によつて共同に運営され、慢性病や病弱な勤労不能者達を取扱う機関である。1950年—52年に250人の回復見込ある子供 (内約40%は虚弱児, 60%は肢体不自由児) が Malben に委託された。1951年には50人のこの種の子供達のために、Malben ではイエルサレムに施設を作り、精神病の研究や神経症とか慢性的な不具の移民の治療処置をこつじた。1953年5月末迄に3,300症例を扱い、いまなお、約850人の病院看護をしている。

イスラエルにおいて緊急の解決を要する精神衛生上の問題は山積しているが、何よりもまず移民の問題であり、条件の許す限りにおいて、最も可能な適応を助長することが主な仕事であろう。現在総人口の89%を占めるユダヤ人の住民数は、既に建国当初の3倍以上となり、ユダヤ人口の4分の3近くは世界各地よりの移住者で、文化的にも社会事情も人類学的にもそれぞれ異にしているのである。既にたくさんが行われ、更に多くの事が計画されているにも拘らず、精神衛生の分野における体系的研究に欠けている。まだまだ経済的社会的分野や新移民の吸収の点で、心理社会的に精神衛生の体系的な適用が不足している。(加藤正明、高柳信子)

(5) ス ウ エ ー デ ン

スウェーデンにおける精神衛生の先駆者は、FREY SVENSON (1866~1927) という精神科の教授である。彼は1905年に、Upsala 大学で精神衛生の講義をし、それを1906年に書物として出版した。この「精神衛生」と題する本は、1) 社会衛生、2) 遺伝的素質の衛生、3) 個人の精神衛生という部分から構成されている。彼は、犯罪者を処罰せず治療し、ことに予防するという考えをもっていた。そしてこの本の第2版では、刑務所の制度の改善を主張している。ことに彼は青少年犯罪者の処置を論じ、15才までのものには刑を科さないように主張した。

スウェーデンは、1919年には国際精神衛生運動にある程度参加していたのであるが、1931年にいたって初めて、ストックホルムの精神科教授 VIKTOR WIGERT が中心になつて、「スウェーデン精神衛生協会」が設立され、これは1948年に至つて「世界精神衛生連盟」に加入している。この協会は、最近20年間に精神衛生に関する小冊子や講義を通じて活動をつづけている。この間になされた講義は、400~500にもものぼっている。最近では協会の世話で、2つの家庭相談所が建てられた。

学校精神医学的活動の先駆者は、ALFHILD TAMM と ALICE HELLSTRON である。すでに1910年に TAMM は、ストックホルムにあるいわゆる補助学校で子供を研究し始め、1919~1932年には、ストックホルムにあるすべての国民学校の補助学級の女医となつていた。また1916年には Dr. TAMM は言語障害の病院を建て、1932年までそこの院長であつた。ALICE HELLSTOM は、TAMM とともに、ターマンヤピネ・シモン知能検査のスウェーデン改訂版をつくつた。また彼女は、スウェーデンに Rorschach Test を紹介した最初の人でもある。

1933年には、ストックホルムの児童保護省の教育相談所が建てられた。C. W. HERLITZ 教授を中心として、学制の上級官庁は、精神衛生や発達心理学、それに児童精神医学の補習学級を約10年この方運営してきた。

1939年には、青少年保護に対する国家的委員会がおかれた。児童に生じてくる精神的障害に関して、この委員会が出した1944年の意見はとくに重要なものであり、青少年の精神的保護のための中央の組織をつくるという決議がなされた。ここでは児童精神医、児童心理学者、社会保護司、児童治療家、教育者などが仕事に従事している。現在(1952年)、このような施設は全国に約10くらいしかないが、間もなく増設されるであろう。またストックホルムのはずれに、重い精神障害をもつ約50名の児童を収容している子供村がある。

開業医を訪ねる人々のうちの3分の1から2分の1までは、神経症であるといわれているし、リユーマチや結核と同様に国民病と云えるかもしれないが、その対策に国家は目をつぶつており、個人がこれを取扱っているが、この分野での先駆者は神経医 OTTO WETTERSTRAND (1845—1907) であり、彼は催眠術を主な方法として用いた。そのほか、暗示療法の ERNST WESTERLUND (1839—1924)

精神分析の EMANUEL AF GEURSTAM (1867—1928) なども先駆者の中に入る人々である。

スウェーデンにはじめてフロイドの精神分析学を導入したのは POUL BJERRE であるが、ストックホルムには、キリスト教的並びに精神分析学的な基礎に立つて、心情の保護と心理療法とを行っている施設がある。しかし、スウェーデンにおける真の意味での精神分析学の先駆者は、上述の Dr. TAMM であり、強い抵抗と長い間、戦つてき現在では医師たちは、精神身体医学や精神分析学に多大の関心をもっているのである。

以上を概観してみると、国民の精神的健康に対して価値あることをなしてきたのは個人であるが、当局も多くの社会的改革をなしてはいるのである。同様に主とし精神衛生的な内容をもつた雑誌や本も出ている。しかしスウェーデンには、精神衛生に関するアカデミックな教職も、精神衛生の専門誌もないのである。(片口安史)

* Stand und Probleme der psychischen Hygiene in Schweden Von Dr. Med. GOSTA HARDING.

(6) ポーランド

1933年来設立されていた精神衛生のための施設は、ヒットラー政権に永く支配されていたが、1950年1月1日をもつてワルシャワにある中央精神保健機関と Lodz, Kraukau, Pasen, Danzig 等にある12の州立の診療所にうつされた。これらの機関の活動は、ソヴェトの学者 PAWLOW によつてつくられた条件反射学にもとづいて行われている。この立場から、患者の環境条件が考慮され、独自の近代的検査法及び治療法に努力が払われている。ここ二、三年の報告書によると此等の機関の発展は著しく、一方戦争の結果、神経症の増加もあり1950年から51年にかけて其の仕事は50%の増加を示している。中央保健機関は、戦後55室からなる建物を持ち且つ約十名の協力者を雇つて、その機構は、州立の診療所のモデルとなつており、それ等の業務に対し権威ある統制を行つて職員の業務成績、診断治療法の撰択等に関して注意し、絶えず各診療所の活動に関する報告を受取つている。又各診療所の医者及び協同研究者達は時々ここに来て知識の再教育を受けている。

この保健機関の構成は、次の五つの部門からなつている。

青少年を対象とする部

この部門の目的はノイローゼの精神病質、精神薄弱、言語障害、それにテンカンや精神病による性格障害のごとき、精神障害や精神病者の治療と予防である。患者の家族調査をはじめ、本人は心理テストおよび身体的検査によつて確められ、特に600のベットがあり、長期の観察および治療がなされる。ここでの治療は心理学的、医学的、教育学的および薬物等による患者自身に対する直接治療と、環境に対する心理学的治療等がなされる。

成人を対象とする部

ここでは18才以上の成人を扱つており、ノイローゼ、精神病、生活不適應などの、神経症的、精

神的障害者を対象としている。ここでも青少年の部と同様な治療法が行われ、必要に応じて、電気ショック、インシュリン・ショック、催眠分析、エーテル注射などがほどこされる。又環境への働きかけも行われている。

アルコール中毒者を対象とする部

アルコール中毒者に対して適当な近代的な心理学的、医学的治療がなされ、特に治療期間には詳細にわたる監督がなされる。

以上のどの部門においても必要があれば入院させる事が出来るか、また適当な病院に紹介することもある。

これら3つの部以外に、積極的な十分な検査と治療を、特殊な指針にもとづいて実施する診断および治療部、また救済部と称して保健機関に来ていた患者、および精神病院を退院した回復期の患者を対象として、各種の治療法の完遂に努め、患者およびその周囲の人達と連絡を保ちながら監督してゆく部門や、再度悪化した場合の指導および日常生活に困難を生じた時に助力を与えるアフター・ケアーの部門等がある。

以上の5つの部門により中央保健機関の基礎的機構が作られているが、更にこの機関には、3才から14才の精神病、神経症及び性格異常者の心理医学的検査及び教育のあらゆる近代的方法が利用される部門がこの機関の近くに設置されている。

以上の如く精神保健の為の保健所網は、ポーランド国内に殆んど完成し、すべての協同研究者はできる限り多くの患者の良い助力者たらんと努力している。しかも現在あらゆる年齢層の患者約一万名が保健機関の保護のもとにある。この様な所で働く職員は高度に専門化された人で、しかもワルシャワにある精神衛生大学で主として勉強した精神病学者、心理学者、ならびに教育者よりなっている。

此等の機関では病院ではなし得ない大きな仕事を実施し、いまや医学的精神病学的事業の機構では大きな役割をはたし、懸命に保健の問題にとりくんでいるのである。(竹村和子)

* Der gegenwartige Stand der psychohygienischen Hilfe in Polen ("Offener Dienst") Von Dr. med. K. KANCEWIEZOWA, Warschau.

(7) ブ ラ ジ ル

広大な国土に5,200万(1950年)の人口を擁するブラジルは、人種的には白・黒・黄色人・インディアン及びこれらの混血人種を抱いており、文化的には近代的なものと原始的なものとが入り混り、経済的には貧富の差が極度に甚しい。しかも米国及び西欧との距離は最近の技術的経済的發展と共に刻々と縮まって、その影響からくる社会的家族的構造の変革はまた注目すべきものがある。この国内の不斉一性・不安定性は、最新的治疗法の使用にかかわらず現在、組織的公衆予防対策や

充分な隔離を含む組織的治療を困難にしている。

しかし、高率な精神病や神経症の保護対策が年々改善されつつあるのも事実である。（同国は行政的には20の連邦各州と連邦政府直轄地区から成っている）

現在、精神病患者隔離用施設は120以上あり、その中50は連邦または州政府の管理下にあるが、全部で36,000名の隔離患者を収容し、そのうち31,000名は公の基金の援助を受けている。統計によると1,000名に2.5のベットを要するのに隔離されている患者数はまだ全人口の1,000分の1にもおよばない。

連邦政府の機関としては教育保健省保健局が精神衛生に関し監督・協力・助成を行っており、また2,3の州でもこの種の公的機関を有しているが、連邦政府は特に外来診療所に意を注いでいる。この外来診療所は治療機関であるが、同時に精神衛生の予防・実地応用の場で、患者の治療・看護を通じ医師やその社会的協力者（Sozialmitarbeiter）は患者の家族や環境にかなり接触できる。連邦政府は15の地方で診療所を有し、首都リオ・デ・ジャネイロで5を有し、これらにおいて1946年約14,000名の患者が治療され、1951年にはその数は更に52,000名以上にのぼった。

また私的機関としてはブラジル精神衛生連盟が1946年創立され、同じく外来診療所を通じ活動し、若干の私的機関においてはアルコール中毒にも対処している。

なおサン・パウロやペロ・オリソンテ等の大都市の小学校では精神衛生は医師やソーシャル・ワーカーによつて扱われている。

更に未成年の精神障害者対策としては、既に10以上の公立の精神病施設に特別の科が設けられており、また児童については特別の医学的教育施設がある。そして年少期に通学の機会をえなかつた成人に対しては「読み書き」の教育が行われ、これは精神衛生のため甚だ有効である。

麻薬に対しては特別法で取締つているが、既に警察と医師の協力で今日麻薬中毒者の数は僅少である。2,3の病院では麻薬およびアルコール中毒者のために特別の科がある。また犯罪を犯した異常性格者のために精神病施設に特別の科があり、若干の地方にはこの種異常性格者に対する専門の施設がある。

連邦諸州における66の臨床施設及び専門外来診療所呈出の資料によると、1950年の精神病罹患率は次の通りである。

伝染病および消耗性疾患による精神病	1.25%
梅毒性精神病	4.52%
外的障害（アルコール中毒等）による精神病	6.66%
身体毒による精神病（Körper eigene Intoxikation）	4.47%
脳障害による精神病	4.52%
精神薄弱	6.01%

てんかん	10.11%
精神分裂病	25.04%
躁鬱病	10.61%
混合および二次的精神病 (Misch und Sekundärpsychosen)	1.06%
ヒステリー性精神病	0.97%
神経症	7.77%
異常性格者	2.48%
診断なまたは診断中	10.19%
精神錯乱のない隔離患者	4.26%

神経症患者のパーセンテージは実際にはこれよりも遙かに高率だが、上の表は精神病院や同外来診療所で扱つたものに限られ、また神経症は治療のため通常は一般の病院で扱われている。

(横山定雄, 田村健二)

* Die besonderen Probleme einer psychischen Hygiene in Brasilien

Von Dr. med. ADAUTO BOTELHO und Dr. med. WERNER KEMPER, Rio de Janeiro.

(8) イタリアの精神医学*

1949年6~7月、約50名から成る顧問団によつて、イタリアの衛生施設、衛生行政全般にわたる調査が行われた。この報告は、そのうち精神医学・精神衛生に関する部分である。

イタリア精神医学の歴史と思想

イタリアにおける最初の精神病院者収容所の設立は12世紀にさかのぼることができる。すなわち Bergamo (1352), Florence (1387) 等である。現存する最古の精神病院は、1548年に Santa Maria Della Pieta として創立されたローマの精神病院である。

他のヨーロッパ諸国におけると同様、イタリアにおいても16~17世紀の文芸復興前期まではまじないがさかんに行われたが、生物学・生理学の科学的研究が始められて以来、生理学的精神医学が確立し、榮えるようになった。精神病者取扱いの改革、すなわち無拘束法、人道的取扱いの実施は MORGAGNI およびその門下 CHIARUGI の手により Florence において、フランスの PINEL の改革とはほぼ同時代に行われた。イタリア人はむしろ、この方が先であつたと主張している。

CHIARUGI は最初の精神医学教科書を著わしているが、同書は精神疾患はすべて脳への一次的侵襲によつて起るという理論に基いて書かれている。これは MALPIGHI, VALSALVA, MORGAGNI 等によつて打立てられた器質的疾病観の影響である。

この傾向は19世紀に入り、唯物論的・機械論的思想の隆盛とともに、ますます確立した。VARCA はこの考え方を強く主張し、19世紀初期から精神病院には病理解剖学研究室が設けられた。また、

1884年に死んだ MIRAGLIA はナポリにおいて、音楽療法や作業療法、演劇療法までも創始した。

上に述べたような伝統の帰結として、神経系統の組織学的研究が盛んとなつたが、それら大部分の研究の目的は KRAEPELIN の疾病分類を組織学的変化によつて説明づけようとするのにあつた。そして、それらの研究の多くはドイツで NISSL, ALZHEIMER, 後に SPIELMEIER, SPATZ の下で行われた。代表的な業績は GOLGI の鍍銀法 (1906年ノーベル賞受賞), MARCHI のオスミウム酸法である。その他、現在の、あるいは最近引退した教授、指導者たちは大抵ドイツで教育を受け、その思想もドイツの影響を受けている。幻覚が脳皮質の局所的興奮から起るとする TAMBURINI の理論、前頭葉の機能に関する BIANCHI の業績も同じ伝統から発している。しかし、BIANCHI は同時に精神衛生優生学にも関心を抱いた。TANZI および LUGARO は偏執状態をも器質的原因に基いて原始的思考に退行したものと考へた。

犯罪精神医学の分野においては、常に LOMBROSO, VIRGILIO の名とともに、イタリー人の研究が想起される。LOMBROSO の犯罪学的人類学・人体計測学は今日では、その力を失つたが、かれの影響は今なお、社会精神医学と犯罪学との結びつきという形で残つている。また、古い体質学のなごりは最近における NICOLA PENDE の内分泌学的研究というような形で残つている。

以上のような伝統の中で、SANTE DE SANCTIS は心理学に興味を持つた。イタリーで考案された少数の心理検査法のうちの一つはかれが創始したものであり、かれは一時、ローマ大学で精神医学と心理学の教授を兼任していた。しかし、MINGAZZINI はこれに反対し、大学においては精神医学と神経学の教授が同一人であるべきだと主張した。イタリーにおいては、精神医学の教授内容は基本的に神経学的であり、症候論と診断学が強調され、力動精神医学はほとんどまつたく教えられない。大学のクリニックの病床数は伝統的に少い。したがつて、その多くは神経疾患々者によつて占められ、学生はごく少数の静穏な精神病患者と見うるだけである。

心理学はさらに SERGI の下で活発な研究が行われた。かれは WUNDT 以前から実験心理学の研究室を持つており、第1回国際実験心理学大会は1905年、ローマで結成され、開催された。しかし、行動主義・ゲンタルト心理学や精神分析学派の心理学はイタリーでは受入れられなかつた。

しかし、DE SANCTIS は精神病理学・社会病理学の重要性を強調し、一生の大部分をそのためにささげた。かれはその発動力動的 (Genetic-dynamic) な考え方の結果、児童心理学・児童精神医学に興味を抱き、イタリーにおけるそれらの分野の創始者といわれる。ローマ大学教授として、かれのあとを継いだ CERLETTI は心理現象の根柢にある生理過程を常に強調したけれども、ある程度かれの伝統を受継いでいる。CERLETTI は電気ショックの効果を恐怖防衛反応 (“terror-defense” reaction) として説明したが、これは神経学的な考え方をする人たちと力動精神医学との橋渡しをなすものであろう。

CERLETTI の電気ショックの発見は、もちろんイタリーの精神医学に深甚な影響を与へた。しかし、丁度この時期にイタリー精神医学は政治的理由から孤立化し、精神外科や脳波の導入は著しく

遅れた。また、FIAMBERTI はアセチルコリン (acetylcholine) を用いるショック療法を考案したが、この国では広く用いられるに至らなかつた。かれはまた精神外科の指導者で、上眼窩法 (super-orbital approach) を行いつつある。

精神医学の教育

イタリアにおいては、医学教育は高等学校卒業後、6年の課程である。その課程中には心理学は含まれておらず、精神神経学の授業は第5学年になつて始められる。講堂には多数の神経学図譜が掲げられてあるのが印象的である。精神神経学の授業には、第5、6学年に各50時間づつが充てられている。若干の選択科目もある。大抵患者が提示されるが、学生は卒業前にはみづから患者を診察する機会を与えられない。

卒業後の教育はすべて大学で行われ、地方の病院では行われない。だれでも、指定された教師の下で病院において数年間仕事ができるが、それは大学の試験を受けた後でなければ専門教育とは認められない。専門教育は普通、一定時間講義に出席し、かつ3年以上臨床に従事した後、大学の行う試験を受けなければならない。かくして毎年約60名が専門医として認可される。専門医の全体数は不詳であるが、イタリア精神医学会の会員は約300名である。

入院に関する法規

イタリアの法律は1904年に公布されたもので、古い法律が行われている他の多くの国と同様、患者の福祉ということとはまったく問題とされず、もつぱら公衆の保護を目的としている。この法律の施行規則は法律自体よりもゆるやかなもので、公安上の危険がなくても病気であることが明らかであれば入院させることができることになつている。入院退院は法的措置として行われ、裁判所と精神科医との了解がある場合を除き、患者の移動は医学的判定に基いて法的拘束力を受ける。ある地域においては、公衆衛生担当官が裁判所あるいは市町村長に申請して入院の手続きがとれることになつている。自由入院もできるが、この場合は24時間以内に必要な手続きをとらなければならない。

イタリア精神医学会は、もつと医学的見地から近代的条項を織込んだ法律の改正を提議している。イタリアは93の県より成るが、その案では入院のみならず、外来診療所に対しても県が責任を負うべきだということになつている。この新しい法律案によれば警察が入院の保証をすれば、医師の証明書によつて入院させることができる。病院内の移動および退院はまったく医師の決定にゆだねられている。国家の監督権は内務省（警察行政をもつかどつている）を離れて、公衆衛生関係の委員会の手に移ることになつている。しかし、患者あるいはその家族に保護の必要があれば、司法当局が介入することもありうる。

ナポリ近傍の犯罪精神障害者の病院は、われわれが見た最も立派な病院の一つであつた。この種の病院は司法当局が運営している。

精 神 病 院

イタリアの精神病院は各県に設けられた県知事を長とする委員会によつて運営されている。隣接したいくつかの県が合同しているところもある。このような合同は現在全国にわたつて進行中であり、最後にはり地方に統合されるだろう。公衆衛生・福祉その他の行政もすべて、結局は県単位よりも地方単位で行われるようになるだろう。しかし、まだ現在のところ精神衛生行政は県単位が一般の形である。そして精神病院を設置していないような県もあり、そのような県は私立病院（通常は宗教団体が経営している）と契約を結んでいる。

病院の維持費は地方によつてまかなわれているが、職員の免許等は国家の統制下にあり、精神病院の職員となるには国家試験を受けなければならない。また、中央政府に統計の部局があつて、すべての病院は報告することになつている。しかし、この統計部は職員数も予算も非常に乏しい。したがつて、その報告は、ことに精神薄弱児の分野においては、きわめて不完全である。

精神病院在院患者の数は近年非常な変動を示した。すなわち、1926年の約6万から年々急速に増加して1940年にはほとんど10万近くにまで達した。ところが、大戦中の数年間にその数は急激に減少して1945年にはわずか62,000になつた。その理由は大量に餓死したり、連合軍の侵入に伴つて精神病院の建物が必要なために釈放されたりしたことである。オーストリア国境に近い病院では、患者が北方に送られ毒ガス室で殺されたりした。戦後はまた急速に増加しつつある。

イタリアにおける在院患者の対人口比率は第1表に示すごとく、合衆国やフランスに比べて著しく低い。イタリアを南北の両部に分けると、北部は南部に比べて豊かで、工業も盛んであり、文化程度も高いが、在院率にもこの差が現われている。すなわち、ローマおよびそれ以北における対人口10万の在院率は168、以南（Sicily, Sardinia を含む）は95である。

新入院患者の対人口比率は以上の差をもつとよく表わしている。第2表に見られるごとく、イタリアにおける入院率はその隣国や合衆国に比べると著しく低い。すなわち、イタリアにおける比率

第 1 表 在院患者の対人口比率

国 名	人 口	在 院 患 者 数	対 人 口 比 率 (対 10万)
イ タ リ ー (1946)	45,778,000	61,128	133
イ タ リ ー (1941)	44,986,000	91,500**	203
合 衆 国 (1946)	141,229,000	529,247	374
フ ラ ン ス (1938)	35,000,000	105,537**	301
フ ラ ン ス (1942)	38,000,000	94,030**	247

注：*他の国との比較上精神薄弱者の数は控除してある

**私費患者数を含まない

は合衆国の3分の1、スイスの4分の1以下である。この率はイタリアの南北でも異なり、北部の率は南部の2倍に近い。

イタリアにおける入院率が低い理由は明らかではない。アルコール中毒などは、イタリアではス

第 2 表 新入院患者対の人口比率

国 名	人 口	新 入 院 患 者 数	対 人 口 比 率 (対 10万)
イ タ リ ー (1946)	45,778,000	26,930	59
イ タ リ ー (1941)	45,527,000	28,370	62
合 衆 国 (1946)	141,229,000	271,209	170
フ ラ ン ス (1938)	35,000,000	33,926	97
フ ラ ン ス (1942)	38,000,000	21,230	59
ス イ ス (1946)	4,450,000	11,547	259

イス等よりもはるかに少いことが認められているが、精神障害者全般が少いという資料はない。母子衛生の分野を調査した委員はイタリアにおいては他の国に比し、母子関係ははるかに不安の要素が少く、愛情の表現が自由であるという印象を受け、そのために精神疾患が少いのだという感じを抱いた。これは興味のある仮説ではあるが、統計的根拠はない。高齢患者の率は少いが、家族的結合が強く、ことに南部のような農村地帯では当然のことである。たとえば、合衆国には1946年における新入院患者の23%が65才以上であるのに対し、ローマ病院では1948年、60才以上は14%であった。

イタリアにおいては病院で働く精神科医およびその志望者には不足はない。たとえば、ローマでは最近2名の募集に対して16名の志望者があつた。また、補助看護員 (attendants) のクラスにも不足していない。ナポリでは養成課程が公開されており、現在150名の志望者が待機している。

病院における医師対患者の比は1対146であり、かれらの多くは十分な訓練を受けている。ただし、そのほとんどすべては余暇に開業している。力動的な考え方が普及してゆくことは期待でき、現在一部の病院では集団療法が実験的に試みられている。

精神科看護婦の専門的養成はほとんど教団の手で行われている。彼女らの訓練程度はまちまちであり、その程度は概して高くない。ローマ病院においては、2,400名近くの患者に対して、94名の看護婦および600名以上の補助看護員その他の職員がいた。われわれが視察した17箇所の病院における全職員対患者の比率は1:4.2であつた。

イタリアの精神病院では、知能検査、投影法とも、心理検査は相当に行われているにもかかわらず、医師以外に心理学者は働いていない。精神医学的ソーシャル・ワークはあまり発達していないけれども、少数の保健婦および一般のソーシャル・ワーカーが訓練を施され、ある程度その職務を行っている。イタリアの学校には精神医学的ソーシャル・ワークの課程はないが、スイスでその教育を受けつつある者もいる。

精神病院の建物は一般に非常に清潔、かつよく整備されている。その理由を指摘することは非常にむづかしいが、合衆国に比べて興奮患者は少く、保護室の使用にはあまり重きを置かれていない。FIAMBERTI が院長としている Varese の病院は全く保護室を欠いていた。ここには450名の患者中、中等度の興奮患者がわずか2名いただけだつた。その2名には、それぞれ附添看護員が附い

ていたが、拘束は全く加えられていなかった。見受けられた拘束はせいぜい患者の手首と足首をベッドに固定するバンドだけだった。興奮患者はしばしば、このような方法で扱われる。興奮患者が少い理由としては、訓練された職員の豊富なこと、病院の風紀の良好なこと、全職員が患者を大事にすること等が考えられる。

外来診療施設、その他

大学のクリニックはすべて、また病院の多くも外来診療所を有している。少くも1カ所、すなわち Varese では病院の医師が全県下のあちこちでクリニックを運営し、成人、児童の双方を扱っている。合衆国におけるような、精神科医・心理学・ソーシャルワーカーから成る完全なチームを持つクリニックはないが、そのようなやり方には関心が払われつつある。たとえば Messina のクリニックにおいては、特別に選ばれ訓練された6人の教師が事実上、精神医学的ソーシャルワークの仕事をしている。ローマでは近く職員の養成をも目的とする児童指導クリニック (child guidance clinic) が設立されることになっている。

外来診療所で行われる治療は大部分投薬等、医学的なもので、せいぜい時たま、力づけが行われるにすぎないようである。全般的な印象によれば、取扱われている神経症の最も普通な病型は心気症のようである。児童の症状において病因的に重要と思われる家族関係の治療は Sante De Sanctis によつてイタリー精神医学に導入された。

児童のための精神医学的施設はどこでも職員数が不十分であり、また十分な訓練を受けた職員を持つていない。そして、その充実の度は地方によつて差がある。

学齢以下の児童は通常、精神医学的施設では扱われない。精神病院においては、ごくまれに水頭症、小頭症の白痴や精神薄弱の不具者が見られるだけであるが、かれらの大部分は教団経営の慢性症のための小児科病院に収容されているといわれる。学齢に達すると、精神医学的問題を持つ児童はまず学校によつて取上げられる。それらの症例は「真性」、 「仮性」に分類されるが、これは器質性、官能性と同義語である。

特殊学級は理論的にいつて永続的に特異児童を教育するのではなく、むしろ普通学級に復帰させる準備を目的としている。「真性」の欠陥を有する児童は、その欠陥が知能的なものであつても行動異常であつても、寄宿制の特殊学校に収容される。これらの学校の方針は医学的、精神医学的であると同時に、職業指導が行われている。これらの学校は適当な年齢に就職させることをめざしているが、これらの学校に不適當な児童は県立精神病院の特別病室に収容される。

脳炎後遺症のための特別な施設もある。

精神衛生

イタリーにおいては、精神疾患を予防するという考えは1902年、Tambourini によつて始まつた。この年、「精神疾患の原因の探究」を目的として国際会議が開かれ、22カ国の代表が出席した。精

神衛生連盟 (National League for Mental Hygiene) は1924年、医学団体として結成された。この団体はきわめて最近になつて医師以外の一般人、とくに教師の加入が奨励されるようになった。そして、正常児童も精神障害者も対象として、精神医学的概念を法律にも、児童施設にも、産業にも、公衆教育にも導入することに関心が払われてきているが、この事業はまだあまり進んでいるとはいえない。(高木四郎)

* “A Survey of Italian Psychiatry, 1949.” by PAUL V. LEMKAU and CARLO DE SANCTIS, *Am. J. of Psychiatry*, Vol.107, No.6, 1950 による。著者のうち、LEMKAU は米人、DE SANCTIS はイタリー人である。

附 録 Appendix

30. 精神衛生関係予算

The Estimates for Mental Health

精神衛生の事業はきわめて広汎で、その行政上の所管は各省、各部局に所属しているので、ここでは厚生省所管の精神衛生関係予算を他の項目とともにかかげた。

* この資料は昭和32年度(1957), 厚生省所管予算要求額年度別調(1957年2月11日)厚生省大臣官房会計課による。

(a) 国費(1957年度, 56年度厚生省所管衛生および民生関係予算額)

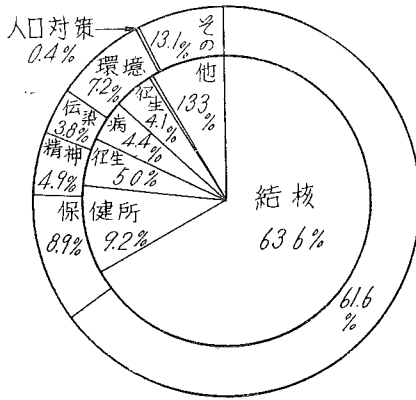
(単位 千円)

	事 項	1957年度要求額	1956年度予算額	差 引 増 減
衛 生 関 係	精神衛生対策	1,196,001	1,463,272	132,729
	人口対策	94,277	77,572	16,705
	保健所	2,174,387	1,968,294	206,093
	結核対策	14,980,168	13,541,801	1,438,367
	伝染病予防費	928,637	951,597	- 22,960
	環境衛生対策	1,721,574	892,274	829,300
	その他 1	3,206,821	2,790,960	415,861
民 生 関 係	生活保護	36,696,371	36,460,617	235,254
	低所得者層対策	500,000	100,000	400,000
	身体障害者保護	375,438	366,988	8,450
	婦人保護	307,993	65,000	242,993
	児童保護	7,048,600	6,431,902	616,698
	母子福祉対策	590,000	450,000	140,000
	社会・健康・国民健康保険負担	20,151,896	16,069,117	4,082,779
	その他 2	10,988,292	8,614,590	2,453,398
合 計	101,462,122	90,317,004	11,145,122	

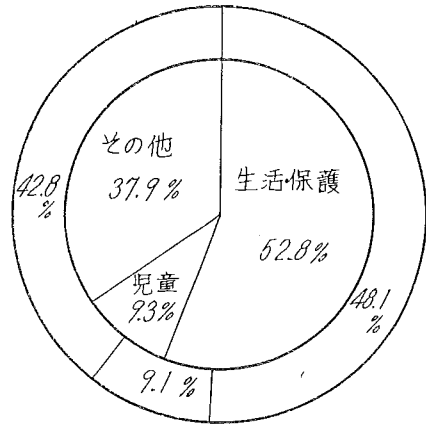
注: 1) その他1には国民年金制度準備費, 性病予防, 原爆対策, 医療機関整備, 保健婦等養成所建設補助金, 科学試験研究費, 国立病院特別会計への繰入れが含まれている。

2) その他2には社会福祉対策および引揚者留守家族保護その他の経費額である。

第 1 図 1956, 57年度衛生関係国庫
負担額比率



第 2 図 1956, 57年度民生関係国庫
負担額比率



注：内円は1956年度予算額
外円は1957年度要求額である（1957年2月11日現在）

(b) 地方費(1956年度地方負担保健衛生費予算額)

(単位 千円)

事 項	都 道 府 県 分	市 町 村 分	そ の 他 (法人)
保 健 所 費	3,228,500	673,572	0
結 核 予 防 費	1,798,708	593,371	2,994,872
伝 染 病 予 防 費	820,720	688,600	0
ら い 予 防 費	9,277	0	0
精 神 衛 生 費	660,338	1,053	190,790
そ の 他	201,820	2,684,541	134,646
合 計	6,719,363	4,641,137	3,324,348

31. 精神衛生関係団体一覧

Associations on Mental Health

(a) 学術研究団体

名 称	所 在 地	創立年度	代 表 者	発行機関誌	会員数
日本精神神経学会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	1902年	内村 祐之	精神神経学雑誌	約 1,300
日 本 心 理 学 会	東京都文京区本富士町 東京大学文学部内	1926年	高木 貞二	心 理 学 研 究	約 1,000
日 本 社 会 学 会	東京都文京区本富士町 東京大学文学部内	1928年	林 恵海	社 会 学 評 論	約 8,000
日本社会福祉学会	大阪市住吉区帝塚山東丁3丁目 大阪府立女子大学 家政学部内	1954年	四宮 恭二	—	約 2,000
日 本 教 育 学 会	東京都文京区本富士町 東京大学教育学部内	1939年	長田 新	教 育 学 研 究	約 700
日本教育社会学会		1949年	牧野 巽	教育社会学研究	
日本応用心理学会	東京都千代田区西神田 日本大学文学部内	1947年	岡部彌太郎 (昭和20年度会)	応用心理学論文集	約 700
日 本 遺 伝 学 会	静岡県三島市谷田			遺 伝 学 雜 誌	
日本民族衛生協会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	1931年	永井 潜	民 族 衛 生	
日 本 脳 波 学 会	東京都文京区本富士町 東京大学医学部内	1952年	本川 弘一	—	約 300
矯 正 医 学 会	東京都千代田区霞ヶ関 法務省矯正局内	1951年	大津 正雄	矯正医学会誌	約 350
日本精神分析学会	東京都大田区田園調布3の608 日本精神分析研究所	1955年	古沢 平作	精 神 分 析 研 究	約 300
日本人類遺伝学会	東京都文京区湯島3丁目 東京医科歯科大学総 合法医学研究施設内	1956年	古畑 種基	人類遺伝学雑誌	約 300
日本シエロントロ ジー学会(老寿学会)	東京都文京区本郷1丁目 順天堂大学公衆衛生 学教室内	1956年	塩田 平広重	寿命学研究会 年報	
日 本 保 育 学 会	東京都港区麻布盛岡町1 愛育研究所内	1948年	山下 俊郎	幼 児 の 教 育	約 300

(b) 普及団体・その他

名 称	所 在 地	創立年度	代 表 者	発行機関誌
日本精神衛生会	千葉県市川市国立国府台病院内	1902年	内村 祐之	精神衛生
日本精神病院協会	東京都文京区湯島 3の1 病院会館内	1949年	金子 準二	精神病院
復 光 会	千葉県船橋市宮本町 4の1843	1952年	酒井 忠正	手をつなぐ親たち
全国精神薄弱児育成会	東京都中央区日本橋通り 2の2 加藤ビル内	1952年	前田 多門	刑 政
刑 務 協 会	東京都千代田区霞ヶ関 1の1	1946年	牧野 英一	精神衛生
精神衛生普及会	東京都千代田区神田小川町3の3 都民銀行神田支店内	1952年	工藤昭四郎	愛 護
日本精神薄弱者愛護協会	東京都北多摩郡国立町保谷 滝野川学園内	1934年	菅 修	
全日本特殊教育研究連盟	東京都世田谷町松原町4の272 都立青島中学校内	1952年	三木 安正	教 護
全国教護協議会	東京都北多摩郡東村山町野口 都立萩山実務学校内	1949年	島田 正蔵	教育と医学
教育と医学の会	東京都港区三田豊岡町 8 慶応通信内	1953年	牛島 義友	北海道精神衛生 協会会報
北海道精神衛生協会	札幌市北 3 条西 5 丁目 北海道衛生部	1953年	石橋 猛雄	近畿精神衛生
千葉県精神衛生協会	千葉県登戸町 1 の28 千葉県立千葉精神衛生相談所内	1951年	荒木 直躬	広島精神衛生協 会報
近畿精神衛生協会	滋賀県甲賀郡水口町	1954年	青木 亮貫	精神衛生
大阪精神衛生協会	大阪市福島区堂島浜通 大阪大学医学部内	1951年	堀見 太郎	
広島精神衛生協会	呉市阿賀町 広島医科大学医学部内	1950年		教育心理学研究
徳島県精神衛生協会	徳島市新倉町 3 の31	1948年	佐香栄次郎	
鹿児島精神衛生協会	鹿児島市永吉町 200	1952年	横山 鉄夫	
教育心理学協会	東京都文京区本富士町 東京大学教育学部内	1952年	岡部彌太郎	
日本医療社会事業家協会	東京都千代田区丸ノ内 東京都衛生局普及課内	1953年		
愛 育 会	東京都港区麻布盛岡町 1 の 5	1954年	斎藤 文雄	
全日本看護人協会	東京都世田谷区上北沢 3の104 都立松沢病院内	1947年	成次 和生	全 看 協
全国社会福祉協議会	東京都渋谷区原宿 3の266	1951年	田子 一民	社 会 事 業
日本更生保護協会	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4の653	1929年	木村徳太郎	更 生 保 護

以上は精神衛生関係諸団体であるが、このほかに栃木、埼玉、三重の各地に精神衛生協議会が結成されている模様であるが、資料がないので、ここに挙げるができないのは残念である。御連絡をお願いしたい。

(c) 世界精神衛生連盟

World Federation for Mental Health

世界精神衛生連盟は現在、41ヶ国の95団体によつて構成されている。現会長はアメリカの文化人類学者 MARGARET MEAD であり、事務局長にはオーストリアの精神医学者 HANS HOFF が当つている、WFMH の趣意書によれば、その目的は「あらゆる国民と国家に、可能なかぎり最高の精神的健康の規準を増進することであり、しかもそれは最も広汎な生物学的、医学的、教育的および社会的観点に立つもの」であり、「でき得るかぎり、より良い人間関係の確立を助長すること」にある。

1955年現在、WFMH 加盟の41ヶ国95団体は次の如くである。

ARGENTINA

Liga Argentina de Higiene Mental
Asociación Psicoanalitica Argentina

AUSTRALIA

Australasian Association of Psychiatrists
Victorian Council of Mental Hygiene

AUSTRIA

Oesterreichische Gesellschaft für Psychische Hygiene

BELGIUM

Ligue Nationale Belge d'Hygiène Mentale
Association Catholique d'Hygiène Mentale

BRAZIL

Liga Brasileira de Higiene Mental
Centro de Estudos Franco da Rocha
Liga Paulista de Higiene Mental

CANADA

Canadian Mental Health Association
Canadian Psychological Association

CHILE

Asociación Chilena Pro Salud Mental

CHINA

Chinese National Association for Mental Hygiene

COSTA RICA

Comité Nacional de Salud Mental

CUBA

Liga Cubana de Higiene Mental

CZECHOSLOVAKIA

Ceskoslovenska spolecnost pro péči o duševni zdraví

DENMARK

Landsforeningen for Mentalhygiejne

EGYPT

Egyptian Association for Mental Health

FINLAND

Suomen Mielenterveysseura

FRANCE

Ligue Française d'Hygiène Mentale

Association "l'Elan Retrouvé"

Fédération des Sociétés de la Croix-Marine

GERMANY

Deutsche Arbeitsgemeinschaft für Psychische Hygiene

Berliner Ausschuss für Geistige und Seelische Gesundheit

Deutsche Gesellschaft für Psychotherapie und Tiefen Psychologie

Gesellschaft Deutscher Neurologen und Psychiater

GREECE

Neuropsychiatric Society of Athens

ICELAND

Icelandic National Mental Health Association

INDIA

Indian Council for Mental Hygiene

ISRAEL

The Society for Mental Hygiene in Israel

ITALY

Lega Italiana d'Igiene e Profilassi Mentale

JAPAN

Japan Association for Mental Health

MEXICO

Liga Mexicana de Salud Mental

NETHERLANDS

Nationale Federatie voor de Geestelijke Volksgezondheid

NEW ZEALAND

New Zealand Council for Mental Health

Family Guidance Centre

NORWAY

Norges Landsforening for Mentalhygiene

PAKISTAN

Pakistan Association for Mental Health
Pakistan Institute of Mental Hygiene

PERU

Liga Peruana de Higiene Mental

PHILIPPINES

Philippine Mental Health Association

POLAND

Polskie Towarzystwo Higieny Psychiczej

PORTUGAL

Sociedade Portuguesa de Neurologia e Psiquiatria

SPAIN

Asociación Española de Neuropsiquiatria
Liga Española de Higiene Mental

SWEDEN

Svenska Föreningen för Psykisk Hälsovård

SWITZERLAND

Comité National Suisse d'Hygiène Mentale
Pro Infirmis

THAILAND

The Psychiatric Association of Thailand

TURKEY

Turkish Society for Mental Hygiene

UNION OF SOUTH AFRICA

South African National Council for Mental Health

UNITED KINGDOM AND OVERSEAS DEPENDENCIES

National Association for Mental Health
British Psychological Society
Federation of Associations of Mental Health Workers
Institute of Child Psychology
Leeds Regional Psychiatric Association
Mental Hospital Matrons' Association
National Association of Chief Male Nurses
National Society for Mentally Handicapped Children
Nursery School Association of Great Britain and Northern Ireland
Royal Medico-Psychological Association
Scottish Association for Mental Health

Hong Kong
Mental Health Association of Hong Kong

UNITED STATES AND ITS TERRITORIES

National Association for Mental Health, Inc.
American Association of Marriage Counselors, Inc.
American Association on Mental Deficiency
American Association of Psychiatric Social Workers
American Group Psychotherapy Association
American Neurological Association
American Nurses' Association
American Occupational Therapy Association
American Psychoanalytic Association
American Psychological Association, Inc.
American Psychosomatic Society
American Society of Adlerian Psychology
American Society of Group Psychotherapy and Psychodrama
American Sociometric Association
Association for the Advancement of Psychoanalysis
Austen Riggs Center, Inc.
Child Study Association of America, Inc.
Menninger Foundation
Mental Health Film Board, Inc.
Michigan Society of Neurology and Psychiatry
National Academy of Religion and Mental Health
National League for Nursing, Inc.
Psychiatric Forum Group
Society for Applied Anthropology
Society for the Psychological Study of Social Issues
William Alanson White Society

Virgin Islands

Virgin Islands Department of Health

URUGUAY

Liga Nacional contra el Alcoholismo
Liga Uruguaya de Higiene Mental

VNEZUELA

Liga Venezolana de Higiene Mental

32. 1956 年度学界動向

Tendencies of Research for Mental Health in 1956

(a) 精神衛生関係図書一覧

- (1) 精神衛生全般に関するもの
- 1) 精神衛生講話, 下田光造, 同文書院
- (2) パースナリティと人間関係
- 2) 人間の心理学, 岡本重雄, 宝文館
 - 3) 人間における生命, 心, 精神, リューフナー 高橋憲訳, 森の道社
 - 4) 人間工学, ウドソン, 青木, 野本共訳, コロナ社
 - 5) 人間の科学 2—人間の心理, 宮城音彌編, 中山書店
 - 6) 精神発達の心理学, 波多野完治, 大月書局
 - 7) 無意識の心理学, 千葉胤成, 河出書房
 - 8) 人生の午後三時—無意識の心理学, ユンク, 高橋義孝訳, 新潮社
 - 9) しつけの心理, 関計夫, 慶応通信
 - 10) 現代の心理—親と子の心理, 乾孝編, 河出書房
 - 11) 十代の心理, 南博, 河出書房
 - 12) 少女期の心理, 木村俊夫, 刀江書院
 - 13) 女の心理, 牛島義友, 近代生活社
 - 14) 女性の心理, 乾孝, 河出書房
 - 15) 思春期, 牛島義友, 河出書房
 - 16) 中学生の生活と心理, 近藤勝, 同学社
 - 17) 青年の心理; 乾孝, 河出書房
 - 18) 青年の心理入門, 牛島義友, 河出書房
 - 19) 青年期の心理学, 岡本重雄, 津留宏, 朝倉書店
 - 20) 青年期, 岸田貫一郎, 理論社
 - 21) 青年期, ドベス, 吉倉範児訳, 白水社
 - 22) 群集心理, ル・ボン, 桜井成夫訳, 角川書店
 - 23) 性格学, パルマード, 稲葉信龍訳, 白水社
 - 24) 性格と体格, 斎藤良象, 河出書房
 - 25) 生活の心理, 西川好夫, 法政大学出版局
 - 26) 家庭生活でこまる事はありますか, 山下俊郎ほか, 東西文明社
- (3) 心理測定に関するもの
- 27) 心理診断法, 片口安史, 牧書店
 - 28) 人格の測定と診断, 沢田慶輔, 中西信男, 村田宏雄, 誠信書房
 - 29) 人物画による性格診断法, 大伴茂, 黎明書房
 - 30) 絵画—欲求不講テスト解説, 住田勝美, 林勝造, 三京書房
- (4) 児童および教育に関するもの
- 31) 児童理解のための精神衛生, 黒丸正四郎, 黎明書房
 - 32) 子供をみる眼, 守屋光雄, 創元社
 - 33) 小, 中学生の心理と指導, 南博, 河出書房,
 - 34) 問題児の心理と事例研究, 霜田静志, 黎明書房
 - 35) 児童, 親の心理学, 佐瀬仁, 牧書店
 - 36) 学級といふなかま, 戸田唯己, 牧書店
 - 37) 生活指導, 宮坂哲文編, 明治図書
 - 38) 教師のための児童教育, 久米井東, 河出書房
 - 39) 学級集団指導, 白井慎, 明治図書
 - 40) 比較教育・ハンス, 利光道生訳, 明治図書
 - 41) 教室の学習心理, 渡辺秀敏, 明治図書
 - 42) 児童社会心理学, 長島貞夫, 牧書店
 - 43) 教育社会心理学, 古旗安好, 金沢書店
 - 44) 教育社会学, 清水義弘, 東大出版会
 - 45) 教育年鑑, 時事通信社編, 時事通信
- (5) 精神病理学, 神経症に関するもの
- 46) 精神病理学総論(下), ヤスパース, 内村祐之, 西丸四方, 島崎敏樹, 岡田敬蔵共訳, 岩波書店
 - 47) 現代人の精神医学教室, 懸田克躬, 日本評論新社
 - 48) 精神医学の一般知識, 塩入円祐, 鷺の宮書房
 - 49) 精神分析入門(上), フロイド, 豊川昇訳, 新潮社
 - 50) 集団心理療法入門, スラヴソン, 小川太郎,

山根清道共訳，誠信書房

- 51) 精神療法，バルマード，三浦信栄訳，白水社
- 52) カウンセリングの技術，来談者中心法による，友田不二男，誠信書房
- 53) 精神病の治療，バリユツク，高橋宏，黒川正則，小林貞孝共訳，白水社
- 54) 覚醒剤中毒，立津政順，藤原豪，後藤彰夫，医学書院
- 55) 老人の精神障害，三浦百重編，医学書院
- 56) 英雄と精神異常の境，エリクソン，草野栄三郎訳，日本教文社
- 57) 注意とその病態，パル，島崎敏樹，宮本忠雄共訳，白水社
- 58) 異性ノイローゼ，加藤正明，光文社
- 59) 不安とのたたかい，高臣武史，東都書房
- 60) 不安の解決，鈴木知準，池田書房
- 61) 不眠症，西丸四方，診断と治療社

(6) 社会病理に関するもの

- 62) 日本の社会と生活意識，川島武宜，学生社
- 63) 日本の家族，橋浦泰雄，日本評論社
- 64) 近代家族，北村達，大明堂
- 65) 農民運動，山口武秀，大月書店
- 66) 青年の世界，清水幾太郎，洋々社
- 67) 自由の抵抗線，マツキーバー，菊地綾子訳，角川書店
- 68) めざめる村々，田野信夫編，新評論社
- 69) 農民の暮しと考へ，松丸志摩三，新評論社
- 70) 働く女性の歴史，三瓶孝子，日本評論新社
- 71) 家庭生活と道德教育，古川厚，牧書店
- 72) 生活慣習と迷信，迷信調査協議会編，技報社
- 73) 人間心理と宗教，ユング，浜川祥枝訳，日本教文社
- 74) 宗教と信仰の心理学，新心理学講座，(4) 小口偉一編，河出書房
- 75) 人間の科学(3) 人間と社会—川島武宜編，中山書店
- 76) 青春の社会学，菊地綾子，河出書房
- 77) 映画社会学，印南高一，早大出版会，
- 78) 異常社会，村田宏雄，講談社
- 79) 十代の社会診断，坂本泉也，誠信書房
- 80) 社会科学における場の理論，クルトレヴィン 猪股佐登留訳，誠信書房
- 81) 流行—その魅力の分析，佐藤智雄，日本教文社

(7) 社会福祉事業に関するもの

- 82) 社会福祉学総論，岡村重夫，柴田書店
- 83) 社会福祉の指導と実際，黒木利克，時事通信社
- 84) 愛，人間，社会—社会的結合の研究，今崎秀一，関書院
- 85) 飢餓—人類の悲劇的実態，中村浩，みすず書房
- 86) 社会技術入門—グループ・ダイナミクスと集団討議—，三隅二不二，白亜書房
- 87) 人を使ふ技術，米山武，大蔵出版
- 88) 各国の社会保障—アメリカ・ソヴェット，—末高信編，一粒社

(8) ケース・ワークに関するもの

- 89) 児童のケース・ワーク事例集—精神薄弱児の事例特集—，厚生省児童局監修，日本児童福祉協会
- 90) ケース記録の書き方，日本社会事業短大編，中央法規出版
- 91) 医療社会事業，中尾仁一，メディカルフレンド社
- 92) 身体障害者ケースの取扱，身体障害者福祉研究会編

(9) 産業に関するもの

- 93) 産業の社会心理，ブラウン，伊吹山太郎，野田一夫共訳，ダイヤモンド社
- 94) 鋳物の町—産業社会学的研究，尾高邦雄編，有斐閣
- 95) 近代鉱工業と地域社会の展開，日本文科学会編，東大出版
- 96) 失業者—カンテラは消えず—，九州産労科学研究所，五月書房
- 97) 失業者の存在形態，法政大大原社会問題研究所編，東洋経済新報社
- 98) 官僚制と人間，ベンディツクス，高橋徹，綿貫譲治共訳，未来社

(10) 罪犯に関するもの

- 99) 少年非行，ヒーリー，樋口幸吉訳，みすず書房
- 100) 犯罪心理，ハンスグルーレ，中田修訳，みすず書房
- 101) 異常と犯罪の心理学，新心理学講座(3)，井村恒郎編，河出書房

(b) 精神衛生関係論文一覧

(1) 精神衛生全般に関するもの

- 1) 精神衛生の問題点を追って、菅修，厚生指標 3巻5号
- 2) 欧洲における精神衛生からみた施設と学校，平井信義，精神衛生，4巻9号
- 3) 精神衛生行政の指向するもの，大橋六郎，精神衛生普及会，12号

(2) パースナリティと人間関係

- 4) 行動と環境，松宮周朗，新潟大学人文科学研究 10号
- 5) 自我における意識と知意識，北村晴朗，文化 18巻5号
- 6) 社会制度とパースナリティ，齊藤吉雄，文化 19巻6号
- 7) 繁華街における人間行動，立教大学都市研究グループ，立教大学文学部社会科学研究紀要 3号
- 8) フラストレーション過程と欲求の変化，岩原喜与子，心理学研究，26巻5号
- 9) 心理学における情報の概念について，大川信明，東京女子大学論集，6巻1号
- 10) 親子関係の心理学的研究(5) 中西昇，丹下庄一，児童学，3巻5号
- 11) 親子の期待願望と子供のパースナリティ，塩田芳久，児童心理，10巻11号
- 12) 子供・両親，関係の規制要因について，辻正三，都立大学人文学報，14号
- 13) 家庭生活における父母の活動領域，中村陽吉，都立大学人文学報，14号
- 14) 母親の養育態度が幼児の攻撃的行動におよぼす影響について，福田準子，広島大学教育学部紀要，4号
- 15) 米国における日本留学生の適応の問題，アカデミア，13輯
- 16) 臨床心理学の方法論的考察，黒丸正四郎，教育心理，3巻4号

(3) 心理測定に関するもの

- 17) 臨床心理におけるテスト・バッテリーの構成 佐野勝男，横田仁，心理学研究，27巻2号
- 18) パースナリティ・インベントリイの研究(1)

佐野勝男，横田仁，坂部先平，精神医学研究所業績集，3号

- 19) WISC知能・診断テストの絶対尺度化，印東太郎ほか，心理学研究，27巻2号
- 20) プロジェクティブ・テストにおける性格と投影，児玉省，教育心理，4巻7号
- 21) ロールンヤツハ・テストにおける反応数について，田中富士夫，金沢大学法文学部論集，3号
- 22) ロールンヤツハ・テスト文献解題(1) 鈴木清，立命館文学，6号
- 23) 日本版TATの図版作製について，横田仁，佐野勝男，木村礼子，精神医学研究所業績集 3号
- 24) Picture - Frustration に関する研究，(1) 上田順一，島根大学論集，6号
- 25) 文章完成法テストの評価方法，佐野順一，横田仁，精神医学研究所業績集，3号
- 26) 情意不安テスト，大須賀哲夫，労働科学，31巻12号
- 27) 意志気質検査の要因分析的研究，久芳忠俊，教育心理，3巻3号
- 28) 覚醒アミン中毒者のベンダーゲシュタルト・テストに関する研究，岩井動作，精神経誌，58巻9号
- 29) テストマニア，ソローキン，上田潤二訳，アメリカーナ，2巻8号

(4) 児童および教育に関するもの

- 30) 問題児，高木四郎，小児科臨床，9巻1号
- 31) 欠陥児童の問題・父母・教師の医学ノート(11) 高木俊一郎，教育と医学，4巻5号
- 32) 人間関係と児童，児童心理特集，児童心理，10巻5号
- 33) 児童の性格形成とその社会的背景について，高橋種昭，立教大学文学部社会科学研究紀要 4号
- 34) 子供の自主性，児童心理特集，児童心理，10巻10号
- 35) 異性同胞中の子供について，谷喜代子，五島真希子，児童学，3巻5号
- 36) 児童の知能における人格的要因の測定に關す

- る研究, 品川不二郎, 教育心理, 4 卷 1 号
- 37) 精神薄弱者の社会的適応, 糸賀一雄, 田中昌人, 教育心理, 3 卷 4 号
- 38) 精神薄弱児の職業指導, 豊原恒男, 教育と医学, 4 卷 5 号
- 39) 不就学, 長欠児童生徒対策について, 柳川覚治, 文部時報, 943号
- 40) 公立の小・中学校における長欠児童生徒の実態, 鈴木英市, 文部時報 943号
- 41) 長期欠席の現況, 長谷川致正, 教育時報, 106号
- 42) 夜尿症の実態と治療—父母・教師の医学ノート(10), 高木俊一郎, 児童教育, 4 卷 4 号
- 43) 高校生における男女交際の意見およびその変化に関する一調査, 岩城富美子, 児童教育, 4 卷12号
- 44) 児童の社会的行動におよぼす学習指導法の影響について, 小室庄八, 教育心理, 3 卷 3 号
- 45) 学級, 社会的構造に対する教師の態度に関する研究, 小川一夫, 教育心理, 4 卷 1 号
- 46) 学級社会における交友関係におよぼす家庭状況の影響, 杵榎信栄, 新潟大学教育心理学科論集, 4 号
- 47) リーダーとボス, 児童心理特集, 児童心理特集, 児童心理, 10 卷 7 号
- (5) 精神病理学, 神経症に関するもの
- 48) 神経症の構造, 新 Jacksonism の理論を中心として, 村上仁, 日本医事新報, 1523号
- 49) 精神薄弱児に関する病態生理学的研究, 原田敏雄, 新潟医学会雑誌, 68年10号
- 50) 覚醒剤中毒症の発病成因に関する臨床的研究
(1) 青木義治, 鶴岡俊明, 有安孝義, 川久保貞彦, 高良武久教授開講十五周年記念論文集
- 51) 犯罪者非行少年の覚醒剤嗜癖に関する研究, 樋口幸吉, 武田慎二, 犯罪学雑誌, 21 卷 3 号
- 52) 覚醒剤中毒者の責任能力, 竹山恒寿, 高良武久教授開講十五周年記念論文集
- 53) 神経毒特に行麻痺の減少傾向と Penicillin 療法の成果, 白木博次, 小林清男 総合臨床, 3 卷 7 号
- 54) 神経症の概念, 井村恒郎, 高臣武史, 最新医学, 11 卷 6 号
- 55) Neurose の鑑別特に内因性精神病との区別, 村上仁, 最新医学, 11 卷 6 号
- 56) 精神神経症の麻酔診断, 村上敏雄, 新潟医学会雑誌, 70年 3 号
- 57) 神経症の診断特に一般臨床に於ける鑑別を中心に, 中川四郎, 神経研究の進歩, 1 卷 2 号
- 58) 慢性覚醒剤中毒, 林暉, 精神医学雑誌, 57 卷 5—6 号
- 59) 小都市に於ける精神障害者の生態学的研究, 加藤正明, 分島俊, 上村安一郎, 清水寿, 鈴木秋津, 河村高信, 岡庭武, 渡辺位, 高塩梯二, 森三郎, 関川みよ, 医療, 6 卷 4 号
- 60) 消化性潰瘍の人格研究, 堀見太郎, 岩田豊明 診療, 6 卷 7 号
- 61) 犯罪的精神分裂病者—其少年非行診断上の意義, 阿部照雄, 矯正医学会誌, 5 卷 1 号
- 62) 神経病と癩病—診断上の諸問題, 諏訪望, 日本医事新報, 1692号
- 63) 慢性覚醒剤中毒症の神経病理学的研究, 小倉日出麿, 精神医学雑誌, 58 卷 6 号
- 64) 神経症と内因性精神病との境界領域にある病像, 布施邦之, 矢野敏邦, 羽塚康子, 名古屋市立大学医学会雑誌, 5 卷 3 号
- 65) 戦争神経症の統計的観察, 中村強, 医学研究, 25 卷 10 号
- 66) 我国の施行する精神神経症者の集団精神療法, 田原幸男, 山田豊, 金子寿子, 名古屋医学, 70 卷 4 号
- 67) Neurose と病理, 井村恒郎, 公衆衛生, 20 卷 2 号
- 68) 観察事態下の精神障害者の行動, 西尾忠介, 天羽大平, 大島貞夫, 稲葉有三, 持丸安止, 東京医事新誌, 73 卷 7 号
- 69) 精神病の集団遺伝に関する研究(4) 血族結婚の問題, 岸本鎌一, 広瀬伸男, 中村暹, 環境医学研究所年報, 7 号
- 70) 結核発病に於ける心理環境の力動的考察, 岩本鎌一, 渡辺康尚, 環境医学研究所年報, 7 号
- 71) 精神欠陥非行少年の予後に関する研究, 樋口幸吉, 矯正医学会誌, 5 卷 1 号
- 72) 青年期におこる罪悪感を伴った自慰の様々な形, 小川芳雄, 宮城県児童相談所紀要, 3 号
- 73) 心理療法(1) 佐治守夫, 児童心理と精神衛生, 5 卷 4 号
- 74) 心理療法(2) 一対象および方法一, 佐治守

- 夫, 児童心理と精神衛生, 5巻5号
- 75) 心理療法(3)一方法一, 佐治守夫, 児童心理と精神衛生, 5巻6号
- 76) 心理療法による治療効果の測定に関する研究 佐治守夫, 片口安史, 精神衛生研究, 4号
- 77) 吃音児の心理療法の経験, 長尾憲彰, 児童学 15号
- 78) 情緒的障害による減黙児に対する心理療法の一事例, 後藤毅, 児童学, 15号
- 79) 心理療法としての綴り方, 松村康平, 児童心理, 10巻1号
- 80) 人格適応のカウンセリング, 多田治夫, 金沢大学学生記事報, 2号
- 81) カウンセリングの技術に関する研究, 増田幸一, 高橋省己, 神戸大学教育学部研究集録, 13号

(6) 社会病理に関するもの

- 82) 患者ストライキの事例研究—ホスピタリズムの社会心理学的研究(2)—, 早坂泰次郎, 立教大学文学部社会学科研究紀要, 4巻
- 83) 日本の地域社会にみられる社会・経済的適応, ベネット, 松原治訳, アメリカーナ, 2巻2号
- 84) 都市の家族問題, 鯨島龍男, 都市問題, 47巻6号
- 85) 都市生活における家族の機能, 山根常男, 都市問題, 47巻6号
- 86) 社会思想と老人問題, 北神正, 都市問題研究, 7巻10号
- 87) 都市農村の家屋—老人の問題—, 村田松男, 社会事業, 38巻8号
- 88) 地方ボスの精神形態, 藤原弘達, 思想, 378号
- 89) 戦後都市の世相・風俗・娯楽文化—都市文化の不均衡—, 久山満夫, 都市問題, 47巻1号
- 90) 都心観楽街の地域的性格の研究—特に地域社会帰属の問題を中心として—, 大橋薫, 都市問題, 47巻4号
- 91) スラム街の社会学的考察, 大橋薫, 社会事業 38巻9, 11号
- 92) 基地周辺のひとびと, 鶴見良行, 中央公論, 71巻7号
- 93) 心理から捉えたアパート計画論—ノイローゼ

防止について—, 竹本清太郎, 住宅金融月報 63号

- 94) 住宅難の健康におよぼす影響, 庄司光, 住宅復興, 14号

(7) 社会福祉に関するもの

- 95) 社会福祉協議会の組織とその発展—地域社会の発見, 民生的生活の育成—, 鳩田啓一郎, 社会事業, 38巻10号
- 96) 家族制度と社会福祉, 有賀喜左門, 社会事業 38巻9号
- 97) 学族制度と社会福祉事業, 明山和夫, 都市問題, 7巻10号
- 98) 社会事業と社会福祉事業, 中鉢正美, 生活と福祉, 4号
- 99) 社会福祉施設と地域活動, 横山定雄, 社会事業, 39巻9号
- 100) 都市の機能としての社会福祉, 野呂八束, 社会事業, 39巻5号
- 101) 英国のソーシャル・サービス, 菊安達男, 厚生 の指標, 3巻5号
- 102) 老人福祉の問題点, 杉村春三, 熊本社会福祉研究, 3巻1号
- 103) 老後の職業, 上田耕三, 社会事業, 39巻12号
- 104) 老人クラブの意義と運営, 村田松男, 社会事業, 39巻9号

(8) ケース・ワークに関するもの

- 105) ドイツ的ケース・ワーク, ドイツ労働者福祉団編, 高橋, 三浦訳, 社会問題研究, 6巻2号
- 106) 米国社会事業に於ける最近の理論的問題点, 木田徹郎, 日本社会事業短大研究紀要 4集
- 107) 英国における家族ケース・ワークの形態, 東田英夫, 社会問題研究, 6巻1号
- 108) ドイツ的ケース・ワーク, ドイツ労働者福祉団編, 高橋正一, 三浦賜郎共訳, 社会問題研究, 6巻2号
- 109) ソシアルワーカーの本質的機能, 岡村重夫, 社会福祉論集, 3号
- 110) 社会事業の方法, フリードランダー, 小松源助訳, 熊本短期大学論集
- 111) 公的扶助とケース・ワーク, 仲村優一, 日本社会事業短大研究紀要, 4集
- 112) 福祉事務所とケース・ワーク, 仲村優一, 生

- 活と福祉1号より継続中、
- 113) 公的扶助とケース・ワーク、津金信、社会事業、39巻2号
- 114) ケースワーカーとしての福祉上の諸問題、山口県社会課、山口県社会福祉、11巻4号
- 115) ケースワーカー自身の精神衛生、土井正徳、医療社会事業、7巻3号
- 116) 岡山県に於ける医療社会事業の歩み、小谷光江、医療社会事業、7巻3号
- 117) 医療社会事業の盲点、孝橋正一、医療社会事業、7巻1号
- 118) 医療社会事業を阻むもの、三好順、医療社会事業、7巻2号
- 119) M.S.Wとしての患者との接し方、深津要、医療社会事業、7巻3号
- 120) 医療社会事業従事者とその仕事の実態、児玉美都子、社会事業、39巻2号
- 121) 社会福祉事業従事者の悩みを思う、森喜一、生活と福祉、5号
- 122) 社会福祉事業施設職員の待遇について、岩野昭太郎、熊本社会福祉研究、3巻1号
- 123) ケース・ワークとコミュニティー・オーガニゼーション—特に青少年問題について—、木田徹郎、青少年問題、3巻9号

(9) 産業に関するもの

- 124) 産業精神衛生の意義と問題、安藤瑞夫、精神衛生普及会、7.8月号
- 125) 従業訓練の実際方法と精神衛生、村田宏雄、精神衛生普及会、12月号
- 126) 統計からみた戦後の労働運動、労働統計、労働統計調査月報、7巻9号
- 127) 未充足求人の問題点—雇用と失業—、関清、雇用と失業、8号
- 128) 戦後の日本社会の分析—産業・労働—、米山桂三、松島静雄、青沼吉松、社会学評論、7巻1号
- 129) 職業指導における人間関係論、山本至郎、立教大学文学部社会学科紀要、4巻
- 130) のれん習俗にみられる人間関係(2)—その結合様式の変貌過程について—、横山定雄、立教大学文学部社会学科紀要、4巻
- 131) 職業の社会的評価の国際比較、インケリス、ロツシ、尾高京子訳、アメリカーナ、2巻10号

- 132) 技術的变化・イデオロギーおよび生産性、ブローズン、今井賢一訳、アメリカーナ、2巻8号

(10) 犯罪に関するもの

- 133) 日本の犯罪少年、小川太郎、中央公論、71巻2号
- 134) 増大する少年犯罪、ウォルフ・ミツデンドルフ、家庭裁判月報、7巻10号
- 135) 東京都(23区)における非行少年の生態学的研究、家庭裁判月報、8巻3号
- 136) 不良社会における少年、渡辺慧、中央公論、71巻2号
- 137) 非行少年の家庭、大浦金蔵、家庭裁判月報、8巻4号
- 138) 少年院逃走者に関する調査、家庭裁判月報、7巻7号
- 139) 少年の人権と犯罪少年対策、小川太郎、法律時報、27巻12号
- 140) 慢性覚醒剤中毒者の犯罪責任ならびに自白等に関する一考察、星野清之助、警察学論集、8巻2号
- 141) 常習犯、小川太郎、法学セミナー、6号
- 142) 犯罪行動の予測、佐藤昌彦、家庭裁判月報、8巻2号
- 143) 犯罪行動についての場の理論、佐藤昌彦、季刊刑政、4巻1号
- 144) 犯罪行動における因果関係(1)、佐藤昌彦、家庭裁判月報、7巻7号
- 145) 犯罪行動における因果関係(2)、佐藤昌彦、家庭裁判月報、7巻8号
- 146) 犯罪はどのように防ぐか、木村龍二、更生保護、8巻7号
- 147) 「お礼参り」と保釈、植松正、犯例時報、83号
- 148) 映画と犯罪、花井忠、更生保護、9巻9号
- 149) 英口におけるプロベーション・オフィサーの養成等について、外山四郎、家庭裁判月報、8巻5号
- 150) フランスにおける犯罪少年および虞犯少年の処遇、青柳文雄、家庭裁判月報、7巻11号

(c) 精神衛生関係映画一覧

- 1) よくわかる受胎調節：製作ルネツサンス総合リアリズム研究所，2巻，解説，家族計画実地指導篇
- 2) 家族計画第一歩：製作エルム映画社，3巻。(解説)，いま，農村の生活条件が家族計画を考えなければならなくなっていること，家族計画の意義を知り，実行することが大切であることをある村の記録の中に説いている。
- 3) 村の計画産児：製作，日本芸映プロダクション，4巻。(解説)，受胎調節普及映画
- 4) 赤ちやんの泣き声：製作モーショントイズ社，2巻。(解説)，赤ちやんの泣き声から赤ちやんの要求や願いを知ることが出来ることを実例によって示したもので，ねむい時，痛い時，空腹時，甘えた時，怒っている時等によって，泣き方が異なることを描いている。
- 5) 赤ちやんの四季：製作東京映画研究所，2巻。(解説)，母子衛生普及映画
- 6) 赤ちやん日記：製作東京映画研究所，4巻。(解説)，母子衛生普及映画
- 7) 保育園の子供達：製作共同映画社，2巻。(解説) 保母さんは子供たちを叱らないで，よい共同生活ができるように心をくたします。保育園の子供たちの生活を記録製したもの。
- 8) こどもとおもちや：共同映画社，新文化映画社，福岡こどもを守る会，2巻。(解説) 子供の年齢に応じて，おもちやを与える事を説明する。
- 9) 教室の子どもたち：製作岩波映画製作所，3巻。(解説)，学級指導の道の一つ，それは子供たちを理解する事である。この映画は東京のある小学校2年生を自然のままを撮し，主としてその表情を通じて，学級社会における子供たちの心理の一端を追求している。
- 10) グループの指導：製作文部省，岩波映画製作所，3巻。(解説)，東京都下の山合いの小さな部落にある学級でも，そこに学び生活する子供たちに，沢山の難かしい事柄があります。映画はグループ指導の一つの方法である話し合い劇を中心にして，実際に自分たちがぶつかっている問題を，子供たち自身がどのように解決してゆくかを記録している。
- 11) 絵を描く子供たち：製作岩波映画製作所，4巻。(解説)，子供たちの絵には，彼等自身の様々の感情や問題や性格が現われます。この映画は東京の下町の或る小学校に入学した子供が，絵を書く事によって，次第に元気活潑になつて行く過程を記録している。
- 12) 遠足：製作東映株式会社，2巻。(解説)，学校教育と家庭教育との結びつきについて，大きな関心が示されている今日，この映画は学校と家庭の在り方の相違に当惑する児童を描いて家庭に於ける両親の愛情と理解とが，いかにあるべきかを明示しようとする。
- 13) 腕白日記，製作富士映画社，2巻。(解説)，児童不良化防止映画
- 14) 子供をすこやかに：製作東京都映画協会，1巻。(解説) 社会の出来ごとの中で私たちの心を傷めるのは，幼い者たちの犯す犯罪です。健やかにうとする子供にとつて生活の環伸びよ境ほど大切なものではありません。子供たちの心に大きな影響を与える書物，映画・ラジオ，テレビ。
- 15) 覚せい剤の恐怖：製作日本産業映画，2巻。(解説)，覚せい剤危害防止映画
- 16) 二つの斗い：製作精光映画社，2巻。(解説)，かつてのヒロボン中毒時代を顧み，その全快の経路を語り今さらその怖しさにおののく夕一坊に，悪の仲間を再び引込もうとする。悪と善の斗いに意志の強さで打勝つていく。
- 17) 光の歌：製作社会福祉法人いわき福音協会，4巻。(解説)，肢体不自由児童療育
- 18) 九十九里浜の子供たち：製作東映株式会社教育映画部，3巻。(解説)，長欠児童の問題は決してゆるがせに出来ない。この作品は不漁にあえぐ銚子附近の漁港にある全国でも初めてと思われる補導学級の実態を記録し，全国で30万を超える長欠児童への対策とこれに対する一般関係者の理解を援ける一助にしようというもの。
- 19) 双生児学級：製作岩波映画製作所，3巻。(解説)，この映画は遺伝と環境が人間に及ぼす影響を描こうとする学術的なものである。東大附属中学の双生児を通じて，双生児の体つき活動性，感情を追求する。
- 20) ことばと態度：製作三木映画社，2巻。(解説)，

ことばと態度が日常生活にどんなに大切であるかを、注意したために好結果であつた場合と不注意であつたために結果のよくなかつた場合をいくつか例をあげて説いているもの。

- 21) 本をよむお母さん：製作文部省，三井芸術プロ，2巻。(解説)，長野県の山村の母親の社会教育を進めるために町の図書館から本を系統的に借出し，子供等を通じてそれらの本を

家庭に持込ませてみた。母親達は子供達の持ちかえる本に初めは無関心だつたが，様々な経験を通じて次第によむようになってゆき，現在では母親達が自分で本の交換に町へ行つて

- 22) 心やすらかな人々：製作東京都映画協会，1巻。(解説)，或る養老院に入所した人々の生活を描いたもの。

(d) 学会発表業績一覧

第53回 日本精神神経学会

昭和31年3月(新潟大学において)

- 1) 養老院収容者の神経精神科的研究，泉周雄，早川伴和，松川清二，信藤弘，広島大精神科
 - 2) 飲酒嗜癖者の精神病理学的研究，高橋宏(神経研究所)
 - 3) 内科外来患者の病態心理学的観察，金沢卓也，野田輝雄，菅正明，杉野庄蔵，金光紀郎，小川暢也(九大操内科)
 - 4) 外傷性神経症の臨床心理学的研究(第3報)病後歴について，近藤駿四郎，高臣武史(東京労災病院)
 - 5) 中年及び老年期に於ける神経症の臨床的研究伊藤正(奈良医大精神科)
 - 6) 夫婦軋轢の精神療法，畑下一男(東京家裁)
 - 7) 強迫体験の対自的構造に就いて，浦島誠司(岐阜大精神科)
 - 8) 神経症に対する了解心理学の役割り，石川清(神経研究所)
 - 9) 自由連想法の研究(その1)「第一次操作反応」について，高橋進，武田専，小此木啓吾(慶応大神経科)
 - 10) 分裂症と診定するのに躊躇する症例に就いて野口晋二，西尾友三郎，西尾忠介，辰沼利彦，加藤雄司，三井良二(桜ヶ丘保養院)
 - 11) 精神分裂病者に見られる宗教に就いて，白石英雄(三重県立高茶屋病院)
 - 12) 分裂病の妄想と環境，新井尚賢，柴田洋子(東邦大神経科)
 - 13) 精神分裂症における離人症の現象学的考察)その2) 対象意識面の障害，井上晴雄(東京医歯大神経科)
 - 14) 小児の精神分裂病様疾患について，小林提樹
 - 石橋泰子，伊藤文雄(東京日赤産院小児科)
 - 15) 小児分裂病に対する心理療法の経験，高木四郎，菅野重道，池田由子(国立精神衛生研究所)
 - 16) 覚醒剤中毒の臨牀的病態生理的研究，古閑義之(慈恵大古閑内科)竹山恒寿，青木義治，(総武病院)その他14名
 - 17) 家族精神分裂病の臨床遺伝学的考察，中沢恒幸(宮崎県立富養園)
 - 18) 神経症の遺伝臨牀的研究，満田久敏，堺俊明，大塚文雄(大阪医大精神科)
 - 19) 在院分裂病患者の臨床統計，富永一，三辺義久，堀口良男，その他7名(東京第一病院神経科)
- シンポジウム「精神分裂病」
司会 中脩三(九大精神科)
1. 精神分裂病の現状(司会者の挨拶に代て)中脩三(九大精神科)
 2. 分裂症の心因論—その可能性について—，井村恒郎(日大精神科)討論，中川四郎(群大精神科)山村道雄(弘前大精神科)西丸四方(信州大精神科)村上仁(京都大精神科)
 3. 分裂病の身体病理，林暉(都立松沢病院)
 4. 精神分裂病の遺伝生物学，満田久敏(大阪医大精神科)
 5. 精神分裂病の集団遺伝学的研究，岸本鎌一(名古屋大環境研究所)
 6. 精神分裂病双生児について，井上英二(順天堂滝川分院)，上出弘之(東京家裁)，足立博(順天堂滝川分院)，栗原雅直(東京大神経科)

第 1 回 日 本 人 類 遺 伝 学 会

昭和31年 6 月 (慶応義塾大学において)

シンポジウム「人類における集団遺伝学」

- 1) 日本における劣性遺伝病の遺伝子頻度について, 田中克己 (国立遺伝研)
- 2) 精神病の集団遺伝学的研究, 岸本謙一 (名古屋大・環境医研)

シンポジウム「双生児の問題」

- 1) 遺伝心理学の諸問題, 高木正孝 (神戸大・文・心理)
- 2) 精神医学領域における双生児研究, 上出弘之 (東京家裁)

第 3 回 矯 正 医 学 会

昭和31年 9 月 (東京都共済会館において)

- 1) 精神低格受刑者の形質人類学的研究, 高橋吉俊 (城野医療刑務所)
 - 2) 非行少女の異常形質について, 増田英子 (明德少女苑)
 - 3) 少年院勤者の疲労について, 柳沢弘 (八王子医療刑務所), 島崎実 (多摩少年院)
 - 4) 犯罪行為のあり方と素質に関する研究, 柏村二郎 (京都刑務所)
 - 5) 少年鑑別所における人間関係の測定について, 橋本重三郎 (鳥取少年鑑別所)
 - 6) てんかん性疾患者の非行形成過程について, 杉田稔 (名古屋少年鑑別所)
 - 7) 非行反覆少年の医学的・心理学的総合研究, 山根清造, 台利夫, 能美陽一, 西村秀雄 (横浜少年鑑別所)
 - 8) 犯罪双生児の一例について, 林脩三 (京都少年鑑別所)
 - 9) 非行少年の精神医学的研究——特に親分子分関係を中心とした——, 鈴木味幌 (甲府刑務所), 増田米男, 須志田満, 和田康子 (甲府少年鑑別所)
 - 10) 少年収容所における同性愛行動について——懲戒簿を通じての考察——, 杉山佳行 (大阪少年鑑別所)
 - 11) 少年における性的非行の精神医学的研究, 西塚百合子, 南孝夫, 佐伯克 (東京少年鑑別所)
 - 12) 非行少年の性的発達過程, 岡部良哲 (広島少年鑑別所)
 - 13) 少年の性犯罪と地域社会との関連について, 日高敏美 (宮崎少年鑑別所)
 - 14) 収容少年の性経歴と資質環境の関連について, 上館貢 (高松少年鑑別所)
 - 15) 性に関するシンポジウム
- 総論 大津正雄 (矯正局)
性犯罪者の精神病理 久山照息 (八王子医刑)
性的異状行為受刑者の内分泌学的研究 疋田浩四郎 (城野医刑)
拘禁下の女子の性機能 山田弦 (矯正局)
異常行動に対する刑事政策 樋口幸吉 (東京医少年院)
 - 16) 非行少年脳波の諸問題, 相田誠一, 吉川洋男 (新潟少年鑑別所)
 - 17) 非行少年の脳波—第3報— 齋崎徹, 南考夫, 佐伯克, 山川博臣, 喜田史郎, 袴田明, 安香宏 (東京少年鑑別所)
 - 18) 非行少女を主とする MMPI の研究, 野田輝雄 (筑紫少女苑)
 - 19) 非行少年の連想検査について, 酒井正隆 (宮川医療少年院), 梶村洋一, (岐阜少年鑑別所)
 - 20) 異食症の一例, 上田治, 家原利兼 (京都医療少年院)
 - 21) 特別少年院実態調査における精神医学的研究, 樋口幸吉 (東京医療少年院), 逸見武光 (府中刑務所), 武村義信 (関東医療少年院), 小木貞孝 (東京拘置所)
 - 22) 特別少年院実態調査における臨床心理学研究, 武田慎二 (矯正局), 佐伯克 (東京少年鑑別所), 能美陽一 (横浜少年鑑別所), 佐藤望 (東京医療少年院), 奥村普 (浦和少年鑑別所), 税所篤郎 (千葉少年鑑別所), 酒井敏夫 (東京拘置所), 袴田明 (東京少年鑑別所), 井部文哉 (東京医療少年院)

昭和31年6月(立教大学において)

- 1) 成功, 失敗の影響に関する研究(4) —要求水準の変動に現われたフラストレーションの効果—, 横山雅臣, 横山映子(教育大)
- 2) 所謂人の硬さ(Rigidity)についての実験的研究(1), 毛利昌三(熊本大)
- 3) 要求水準決定に於けるコンフリクト, 高橋たまき(慶応大)
- 4) ステイタスの過大評価, 過小評価と人格との関係(第19回統報), 大村政男(日大心理学研究室)
- 5) 家族関係と人格形成—親子の期待願望と子供のパーソナリティ(第三報)—, 塩田芳夫, 丸井文男, 村上英治, 赤木愛和, 大橋正夫(名古屋大)
- 6) 友人に対する好悪に因する決定要因—数学的方法を用いた人格分析—, 鮫島史子(慶応大大学院所属)
- 7) 社会的適応性の因子構造, 大西佐一(大阪学芸大)
- 8) CATの研究(V), 丸井澄子(岐阜大)
- 9) 描画動作の人格心理学的研究, 三好稔, 山本井多喜司(広島大)
- 10) 異常人格の総合的研究—特に願望法, 自由画, ロールシヤツハ法によつて(第3報), 丸多恵子(東北大)
- 11) 双生児の共同体意識について, 三木安正, 天羽幸子(東大教育学部)
- 12) 性格指導インヴェントリー(略称ICG)—第1報告—, 正木正, 安原宏(京都大教育学部)
- 13) 性格類型学的研究—性格診断の一方法—(第二報), 沢田忠治(金沢大)
- 14) 自我意識と価値態度, 木村禎司(日大)
- 15) 人格と個性との関係, 渡辺徹(日大)
- 16) 性格と行為(II) 亀井定雄(山口大)
- 17) 人格の価値構造価値力学について, 岡本重雄(神戸大)
- 18) Personality 研究に於ける現代絵画(Avant-garde 絵画)の中心点II, 貫名智啓(横浜国立大)
- 19) 幼児における量判断の Cue について(そのII), 四方実一, 岡本夏木(京都大)
- 20) 幼児思考の発達に関する一考察, 鈴木治(東京学芸大)
- 21) 乳児における行動発達の因子分析的研究(I) 丸山康則, 村井潤一(京都大)
- 22) 乳児における行動発達の因子分析的研究(II) 丸山康則, 村井潤一(京都大)
- 23) 幼児及び児童の概念的思考について, 青木民雄(金沢大)
- 24) 発達に於ける質的転換について(そのII), 嶋津峯頁, 広田実, 深山富男(京都市児童院)
- 25) 幼児及びろう児に於ける Finger Localization Capacity について(第一報), 大崎サチエ(熊本大)
- 26) 家族関係と人格形成—社会的態度における親子の相関, 依田新, 久世敏雄(名古屋大)
- 27) 親子関係についての報告研究—第一報告, 石田恒好(東京教育大)
- 28) 家族関係と人格形成—家族関係と幼児の人格(第三報告)大西誠一郎, 大橋正夫, 旭妙子(名古屋大)
- 29) 家族関係の研究—母親の行動としつけ型について, 杉溪一言(横浜国立大), 石井哲夫(日本社会事業短大), 小島謙二郎(日本社会事業短大)
- 30) 親子関係の心理学的研究(第八報告)—子供の行動特性測定について, 中西昇, 丹下庄一(大阪市立大学)
- 31) 社会的態度の測定論的研究(V)—所謂日本的な態度変数を中心として—, 松山安雄(大阪学芸大) 田中国夫(神戸市外語大)
- 32) 集団発達に関する一実験, 沢田慶輔(東京大学), 杉溪一言(横浜国立大), 池内一(東大新聞研究所), 岡部慶三(〃), 水原泰介(お茶の水大), 高月東一(与論科学協会), 齋藤定良(〃), 林知己夫(統計数理研究所), 中村陽吉(東京都立大)
- 33) 集団発達に関する研究(II)—発言分析を通じて見た集団発達の型に関する研究—, 肥田野直(東大), 東洋(東大), 岸本之美(徳

- 島大) 阪本龍生(九大), 高桑康雄(東京工大), 杉溪一言(横浜大), 竹下由紀子(東大), 岡村二郎(福岡学芸大), 三隅二不二(九大), 富本佳郎(東大), 堀久(東京都立小石川高校)
- 34) Information の順序が対人認知に及ぼす影響 詫摩武俊(学習院大), 肥田野直(東大), 水原泰介(お茶の水大), 東洋(東大)
- 35) Social Comformity の研究, 穂山貞登(教育大)
- 36) 集団発達に関する研究, 肥田野直(東大), 杉溪一言(横浜国立大), 東洋(東大), 岸田之美(徳島大), 富本柱郎(東大), 高桑康雄(東京工大), 堀久, 岡村二郎(徳岡学芸大), 竹下由紀子, 三隅二不二, 阪本龍生(九大)
- 37) 家族称呼よりみたる家族関係, 津留宏(神戸大教育学部)
- 38) 非行形成の社会心理学的研究, 歴史性を中心として, 1 問題と方法, 安倍淳吉(東北大学)
- 39) 非行形成の社会心理学的研究 2, 非行形成場面非行深度。歴史的状況, 堀内幸雄(宮城刑務所)
- 40) 非行形成の社会心理学的研究—歴史性を中心として—, 高瀬常男(京都大)
- 41) 青年の新聞を中心とするマスコミュニケーションへの接近, 理解とその影響に関する研究 その3—勤労青年の場合—新聞編一, 亀井綱一(日本新聞協会編集部調査集)
- 42) CST 色感テスト, 色彩嗜好調査の結果について, 妻倉昌太郎(日大)
- 43) 児童生徒の社会的地位に関する研究, 光安文夫(福岡学芸大)
- 44) 学生のフラストレーションについて, 中村弘道(東大)
- 45) 幼児の描画と性格(1), 角尾稔(東京芸大)
- 46) 緊張異常の研究(1), 戸川行男(早稲田大)
- 47) 緊張異常の研究(2), 清原健司(早大)
- 48) 緊張異常の研究(3), 山本美津(早大)
- 49) Child-centered play therapy の初期に於ける児童の人格的側面の変容に関する研究, 佐藤棟男(宮城県中央児童相談所)
- 50) 矯正場面に於けるグループの研究(第二報告)
- 一孤立の(Isolate)問題一, 佐藤和夫(神奈川少年院)
- 51) 幼児に於ける Group therapy (第二報) Grouping の諸問題, 森脇要(立教大), 権平俊子(愛育研究所)
- 52) 心理療法による治療過程の量的測定に関する研究第三報, 佐治守夫(国立精神衛生研究所)
- 53) 乳幼児神経症の遺伝的背景についての臨床心理学的研究一, 隠岐忠彦(水口病院精神科)
- 54) 神経症に於ける精神作業負荷による影響, 田那村実, 久田忠男, 高橋秀告, 斎藤益三(東京慈恵医科大)
- 55) ロールシヤツハテストに於ける人間関係に関する研究—第一報—, 村上英治, 守屋 健, 谷口真弓(名大), 十河 一(名古屋少年鑑別所)
- 56) 精神分裂病者のロールシヤツハ特徴—1—, 片口安史(国立精神衛生研究所)
- 57) 危機場面は心理テストを実施するときにかなる影響を及ぼすか(第2報)—ロールシヤツハテストの場合(その1)—, 水口芳明, 佃範夫(香川大)
- 58) 日本人のロールシヤツハ反応の研究(17)—設定基準概観—, 児玉省(日本女子大)
- 59) ロールシヤツハ, スコアリングに関する研究(其の一) 各カテゴリー別の一致度, 長坂五郎, 栗林正男, 武川圭弘, 松岡昭子, 勝山信房(堺脳病院)
- 60) ロールシヤツハ, スコアリングに関する研究(其の二) 時間的経過に伴う一致性及び rescaling に於ける自己一一致度(同上)
- 61) ロールシヤツハスコアリングに関する研究(其の三) 判定者の熟練度による一一致度(同上)
- 62) ロールシヤツハ, スコアリングに関する研究(其の四) FormLevel 別による判定の難易(同上)
- 63) 集団ロールシヤツハの検討, 山本和二郎(京都少年鑑別所), 林修三(京都少年鑑別所), 河合隼雄(天理大), 高橋雅春(神戸少年鑑別所), 澄川智(京都中央児童相談所)
- 64) TAT, Rorschach の臨床的関連性, 塩入円祐, 阿部正, 高橋艶子, 佐藤紀子(慶応大) 滝沢清人(早稲田大) 滝沢清子(都立大)

- 65) T A T の図版構成の問題, T A T の研究その 2—Murray版の分析を中心として—, 榎田仁, 佐野勝男(精神医学研究所)
- 66) 精研式 T A T 図版の作製 T A T の研究その 3—構成よりみた図版の種類について—, 佐藤勝男, 榎田仁(精神医学研究所)
- 67) 集団 T A T に依る男女少年院収容者の心理的变化, 推移の検討, 高村賢一郎(神戸少年鑑別所)
- 68) フロイドの投写の概念—投写技法の研究, 第一報告—, 竹内清(愛知芸大)
- 69) T A T の分析方法についての試案—, 田村鐘次郎(川崎市教育研究所)
- 70) ウェクスラーベルビュー法による精神病患者の知能診断—, 村瀬幸男(広島大)
- 71) パーソナリティ, インヴェントリイの研究その 1—類型論を基盤とした試作—, 佐野勝男, 榎田仁, 泉清子(精神医学研究所)
- 72) プレイテクニクの研究第三報(その 1), 宇津木えつ子(宮城県中央児童相談所)
- 73) 性格診断テストの効果判定の研究(T. R. T を通して), 矢亀誠一(信州大)
- 74) 日本版 C A T の究研—両親の投影を中心として—, 杉溪一言(国立横浜大)石井哲夫(日本社会事業短大), 小島謙四郎(日本社会事業短大附属児童相談室)
- 75) 幼児, 児童用絵画統覚検査(R. C. A. T)の作成について—, 山本真(市足屋市児童教育研究所), 西本脩(頌栄短大)
- 76) 精神分裂病者の Pfister Farb Pyramiden Test, 秋谷たつ子(都立教育研究所)
- 77) 相談助言の技術に関する研究(II), 増田幸一, 高橋省乙(神戸大)
- 78) 親子関係の診断に関する研究—, 品川孝子(田中教育研究所)品川不二郎(東京学芸大)
- 79) 吃音児の心理療法の経験, 長尾憲彰(大阪市立大学)
- 80) 児童神経症の治療に関する研究, 品川不二郎(東京学芸大)
- 81) 問題児の心理療法の一, 二の経験について, 後藤毅(大阪市立大学家政学部)
- 82) 教護院収容少年に対する臨床心理学的研究—言語連想検査所見—, 瓜生武(東京家裁科
学調査研究室)
- 83) T A T 所見, 木村駿(早稲田大)
- 84) ロールシヤツハ検査所見, 湯本泰道(早大)
- 85) Client-Centered Psychotherapy による Personality change の事例研究, 岡崎昇(茨城キリスト教短大)
- 86) 乳児院収容児の臨床的研究, 第二報予後調査的研究(その一), 池田由子(国立精神衛生研究所)
- 87) 活動集団治療の効果について, 大賀夫一(福岡学芸大)
- 88) 非指示的遊戯療法 Q 経験(2)—遊戯療法の研究—(第2報), 島瀬稔, 安原宏(京都大)
- 89) 非行少年の総合的研究第 1 報 II テスト別実施結果の検討(A)ウェクスラーベルビュー法について, 能美陽一(矯正心理学会), 加藤俊雄(東京矯正科学研究会)
- 90) 非行少年の総合的研究, 第 1 報 II の(B) S C T にいて, 袴田明(東京矯正科学研究所)
- 91) 非行少年の総合的研究, 第 1 報の(C) P F T について, 税所篤郎(矯正心理学会), 奥村普(東京矯正科学研究会)
- 92) 非行少年の総合的研究, 第 1 報 II の(D) ロールシヤツハテストについて, 佐伯克(東京矯正科学研究会), 酒井敏夫(犯罪生物研究所)
- 93) 非行少年の総合的研究, 第 1 報 II の(E) について, 井部文哉, 大西晶子(東京矯正科学研究会)
- 94) 非行少年の総合的研究, 第 1 報の II (F) ベンダーのゲシュタルトテストについて, 佐藤望(矯正心理学会)
- 95) 第 1 報 II の(G) ミネソタパーソナリティー・スケール等にする態度の測定, 佐橋静男, 土持三郎(東京矯正科学研究会)
- 96) 非行少年の親子関係(第二報告), 田中茂(岡山少年鑑別所)
- 97) 非行少年の親子関係(完全家庭と欠損家庭の比較を中心として), 富田与(津少年鑑別所)
- 98) 矯正に於ける人間関係(其の一)施設に対する態度, 森衍(広島刑務所)
- 99) C S T にある女子少年の分析とその社会的背景についてその一色彩と性格類型, 小峰反一(愛光女子学園)

- 100) テスト成績に及ぼす実験者の影響, 続有恒, 久世敏雄(名古屋大), 泰安雄(中部社会事業短大)
- 101) 集団ロールシャツハの研究(1)—呈示時間の問題—, 多田治夫, 田中富士夫(金沢大)佐竹隆三, 酒川靖一郎(金沢少年鑑別所)
- 102) 集団ロールシャツハの研究(II)—Inquiryの問題—酒川靖一郎, 佐竹隆三(金沢少年鑑別所) 田中富士夫, 多田治夫(金沢大)
- 103) 集団ロールシャツハの研究(III)—Scoringの問題—, 田中富士夫, 多田治夫(金沢大), 酒川靖一郎, 佐竹隆三(金沢少年鑑別所)
- 104) ロールシャツハテストのコンテンツアナライシスに関する研究(其の一), 辻悟(大阪大医学部)
- 105) Rorschach Technique における“Form Level Rating”について年少児への試み, 村上邦男(岩手県立杜陵学園), 野田寛隆(岩手県中央児童相談所)
- 106) ロールシャツハテストの体験型について, 篠田勝郎(静岡少年鑑別所)
- 107) ロールシャツハテストの精神発達の研究—主として幼稚園児の成績を中心として—浜中薫香(大阪大)
- 108) ロールシャツハテストの色彩効果(3), 仲原礼三(関西学院大), 村田正次(兵庫県中央児童相談所)
- 109) 多肢選択法におけるインクプロット検査, 本明寛, 富田正利(早稲田大)
- 110) TATの信頼性についての研究, 高橋茂雄(香川大)
- 111) Projective Technique の非行少年に対する適応(そのI) TATの Stimulus Value の問題, 西村秀雄(横浜少年鑑別所)
- 112) 絵画統覚法の基礎的研究(刺激図版の距りの変化に伴う反応の変化), 野田寛隆(岩手県中央児童相談所)
- 113) 絵画を刺戟とする色彩象徴テストの試み—児童用のCST基礎的研究—, 松岡武(山梨大)
- 114) ゾンデイテストに関する研究(第18報), 佐竹隆三, 酒川靖一郎(金沢少年鑑別所)
- 115) 矢田部—Guilford 性格検査の構造的性, 辻岡美延(関西大)
- 116) 連想検査の診断的基礎的研究, 砂山延雄(前橋少年鑑別所)
- 117) サーストン気質検査の研究(1)—項目分析—肥田野直(東大教育学部)
- 118) サーストン気質検査の研究(2)—標準化の試み—長塚和彌(東大)
- 119) ろう児の精神検査の研究(1)クレベリン内田精神作業検査について, 古沢暁(福岡県立直方ろう学校)
- 120) 精神健康及び検査の妥当性について, 鈴木清(東京教育大) 間宮武(横浜国立大), 品川不二郎(東京学芸大)

第 15 回 日 本 教 育 学 会

昭和31年5月(東京学芸大学において)

- 1) 精薄児の性格形成の及ぼすもの, 小宮山倭(都立青島学園)
- 2) 精神薄弱児学級編成の基準的方法についての実験的検証, 杉田裕(東京教育大)
- 3) 教育相談にあらわれた問題児の家庭環境について, 川口延, 西谷三四郎(東京学芸大), 加茂下大, 後藤ノブ子, 梅沢雄一, 藤田恭子(東京学芸大附属中学)
- 4) 幼児のパーソナリティ(1)—社会的な生活能力, 性格と知能との関係—, 仲谷洋平(京都市立美術大)
- 5) 幼児の交友関係に関する一考察—aggressiveな幼児の交友について—, 清水エミ子(東京, 足立区関屋幼稚園)
- 6) 非行少年の社会的予後に関する調査, 横山雅臣, 横山映子(東京教育大)

第 9 回 日 本 保 育 学 会

昭和31年 5月 (諏訪市双葉高校において)

- 1) 幼児に於ける躰の問題, 吉岡千秋(浪速短大)
- 2) 幼児の社会的適応性診断について, 岩淵春男(真瀬幼稚園)
- 3) 家庭のしつけの方針と保育に見られる児童の実態, 児玉省, 一木友子(日本女子大)

第 8 回 日 本 教 育 社 会 学 会

昭和31年10月 (東北大学において)

- 1) 学習場面における児童の反応と学級内における社会的地位との関係について, 三宅和夫(北海道大), 木村司(北海道新十津川小), 宮崎定恒(北海道滝川第一小)
- 2) 学校社会における人間関係—そのモラルを中心として—, 大道安次郎, 土井博巳, 芝野昭男(関西学院大)
- 3) 農民の職業選択を規制する諸要因の分析, 白井尚 (山梨大)
- 4) 戦後農村における社会教育の展開—むら, 共同体における教育構造編のぎん味—, 森田俊男(大分県立教育研究所)
- 5) 青年の生活問題意識について, 安井忠次(北海道立教育研究所)
- 6) 東京都御蔵島における人間形成, 村上泰治(東京都立大)
- 7) 学級集団研究におけるソシオメトリーの適用, 辻功, 山村賢明, 武藤考典(東京教育大)
- 8) 学習活動における人間関係の問題, 末吉梯次, 新堀通也, 田代高英, 片岡徳雄(広島大)
- 9) 僻地学童の生活態度に関する比較研究, 佐藤英吉(北海道学芸大)
- 10) 漁村家族の人間形成様式に関する研究—県外出漁型漁村の場合—, 稲井広吉(香川大)
- 11) 定時制勤労生徒のパーソナリティとソーシャルシステム—生活指導への基礎作業—, 小西定雄(川崎市立商業高)
- 12) 職業観の諸形態について, 本佐良邦(関西大)
- 13) 明治後期における帝国主義的教育思想とその背景, 堀松武一(東京学芸大)
- 14) 教育と社会との構造的な研究, 第二報告, 一高校卒業生の職場生活ならびに教育に対する意見の分析—, 中嶽治磨(名古屋大)
- 15) 八郎潟湖畔漁村の長欠現象と部落構造の分析(その一)
(i)長期欠席生徒の実態, 渡辺勇(秋田大)
(ii)長欠現象と部落構造の分析, 佐藤守(秋田大)
- 16) 学級における貧困児童と教師の問題点, 田中一成(名城大)
- 17) 貧困児童の生活空間に関する研究, 籠山京, (北海道大), 星野始(千葉県津田沼小)
- 18) 三陸漁村における社会変動と教育, 竹内利美, 田原音和, 藤木三千夫, 江馬成也(東北大)
- 19) 児童労働—シンポジウム—, 司会小川太郎, 呈案竹之下休蔵(児京教育大), 秋元照夫(名古屋大), 溝口謙三(山形大), 江口英一, 石原孝一(北海道大)

第 29 回 日 本 社 会 学 会

昭和31年10月 (横浜市神奈県音楽堂他において)

- 1) 行為とシンボルの問題について—イ・パーソン理論によつて—, 井上博二(鳥取大)
- 2) 役割行動の一考察, 神谷国弘(熊本商大)
- 3) 自然村における人間関係について, 斎藤由五郎(日本大)
- 4) アイヌ系農村の社会構造とパーソナリティ, 富川盛道(北海道大)
- 5) 私鉄労働者の連帯性, 中本博通(大阪社会事業短期大)
- 6) 山村の宗教意識を規定するもの, 林稲苗(愛知学芸大)
- 7) 大都市郊外における近隣の一研究, 中島寅雄(国際基督教大)
- 8) 都市老人のイデオロギーと社会的適応, 大道安次郎(関西学院大)・那須宗一(中央大)
- 9) 青少年に及ぼす映画の影響, 石田博(東京家

- 庭裁判所)
- 10) 新聞投書の社会的背景, 三崎敏(東京大)
 - 11) 自殺に及ぼす戦争の影響, 近沢敬一(山口大)
 - 12) 社会関係としての結婚, 宮野直子(大阪女子学園短期大)
 - 13) 売春防止法成立に伴う赤線地帯の動向調査, 大薮寿一・中島龍太郎(大阪市立大)
 - 14) Clevration について, 佐藤政雄(新潟大)
 - 15) 少年非行研究における資料取扱上の諸問題, 土居平(九州大)
 - 16) 少年非行と人間関係, 橋本重三郎(鳥取少年鑑別所)

- 17) 非行集団のもつゲゼルシャフトの性格, 三浦悌三(仙台保護観察所)
- 18) 典型的公務員犯罪について, 山中一郎(慶応大)
- 19) 社会事業本質論に対する私見, 森正夫(金沢大)
- 20) 自己決定原則の社会的背景について, 横山定雄(国立精神衛生研究所)
- 21) 施設集団と個人, 爪塚憲三(神奈川県国府実習学校)
- 22) 保育所と地域社会, 平野恒子(神奈川県保育専門学院)

第 4 回 日本社会福祉学会

昭和31年10月(同志社大学において)

- 1) 無断欠席児の治療—協同治療の意義について 柏木昭, 紀幸子(国立精神衛生研)
- 2) ケースワーク治療よりみた問題児維母の特徴について, 山崎道子, 今田芳枝(国立精神衛生研)
- 3) ケースワークによる家族内対人関係の変容について, 鈴木育子(国立精神衛生研)
- 4) 児童治療におけるケースワーカー単独指導法 柏木昭(国立精神衛生研)
- 5) 家族内の問題把握について, 田村健二, 田村満喜枝(国立精神衛生研)
- 6) 児童福祉活動に対するコミュニティニードとその活動範囲について, 吉沢英子(日本女子大)
- 7) 少年非行と都会地, 牛窪浩(立教大学)
- 8) ケースワークにおける可能性と限界性の問題について—第二報—奥山典雄, (岡山県中央児童相談所)
- 9) 老人施設におけるグループダイナミックス, 前田栄(日本女子大)
- 10) 老人の適応性について, 大間知千代
- 11) 行動についての一試論, 園直樹(西京大学)

学 界 動 向

社会福祉学会において精神衛生の諸問題に関する技術論が今年度程多く自由論題としてとりあげられたことは今迄に無かったことである。国立精神衛生研究所及び岡山県中央児童相談所が提出したケースワークをめぐる数篇の報告は、問題児童の処置に関する児童相談所等のケースワークの機能を指向するものであった。又老人についての諸問題に対して、二、三の報告があり、特に老人の適応性とパーソナリティ及び文化社会的要因との関係などについての調査報告がなされ、問題のいとぐちを紹介したことは注目すべきである。

第 9 回 全国社会福祉事業研究発表会

昭和31年11月(於日本社会事業短大)

- 1) 夜間中学生形成過程, 外山典子(日社短大)
- 2) グループワークの諸問題 岩本一美(明治大学)
- 3) 生活保護施設に於ける事務量に関する研究, 勝山俊男(神奈川社協)
- 4) 社会福祉主事の業務分析と科学的運営の一試案, 細野軍司(文京福祉事務所)

- 5) 衛生都市に於ける福祉行政—三鷹市の場合—
川崎広, 大木辰夫(三鷹福祉事務所)
- 6) 社会福祉事業に於ける大学と施設の関係
松本武子(日本女子大)
- 7) ある被疑者を中心とする生活保護法適用の諸
問題, 横山滋(北福祉事務所)
- 8) 貧困階層に於ける社会意識について, 矢島博
(日社短大)
- 9) 分裂性性格の患者に行つた支持療法について
山崎道子(国立精神衛生研)
- 10) ケースワークに於ける家族内対人関係の変容
について, 鈴木育子(国立精神衛生研)
- 11) 協同治療の意義について, 柏木昭, 紀幸子(国
立精神衛生研)
- 12) 治療による家族関係の変化について, 田村,
健二, 田村満喜枝(国立精神衛生研)
- 13) 皮膚科外来通院中に発見した問題児の事例。
中田和子(日本医療社協)
- 14) 施設児童の生活指導について, 堀文治(石神
井学園)
- 15) 公的扶助に於けるケースワーク, 鈴木武原
- 16) 貧困教育の問題点, 吉田久一(淑徳短大)
- 17) 市民意識調査—ソーシャルニード—について,
村田松男(東京都新宿生活館)

33. 精神衛生関係年間主要記事

Main Events in the Field of Mental Health

(1956年1月～12月)

3 月

3日 W. H. O. フェローの派遣

本所優生学部長 岡田敬蔵技官は W. H. O. フェローとして、精神病院の運営と規準についての調査研究の目的をもつて、6ヶ月間にわたり、スイス連邦、オランダ王国および連合王国に派遣された。

4 月

1日 覚醒剤禍撲滅運動

本日より1ヶ年間に1956年度覚醒剤禍撲滅年間とし、取締の強化および医療保護、更生に関する実施目的を強調するために、全国的な覚醒剤禍撲滅運動が開始された。

7日 第8回世界保健デー

国際連合世界保健機関(W. H. O.)の創立されたのを記念し、各人が心身の健康を保ち人類社会の安定と平和達成の基本となる大切な問題であることを広く世人に関心を促し、国内外的にも保健衛生問題の理解と協力しあうことを目的としている。

18日 麻薬を指定する政令の一部改正

麻薬を指定する政令の一部が改正され即日施行された、それにより麻薬として取扱われる薬物と範囲が追加された。

5 月

1日 第12回青少年保護育成運動

本日より1ヶ月間、児童憲章制定5周年を記念して児童憲章の普及徹底をはかるため、1) 児童憲章の普及徹底 2) 青少年のための地域活動の促進 3) 青少年の環境の浄化 4) 勤労青少年の保護育成の4目標のもとに青少年問題協議会主唱のもとに全国的に青少年保護育成運動が展開された。

5日 第9回 W. H. O. 総会

26日までスイス、ジュネーブ市で W. H. O. 総会が開かれた。

また、28日より6月1日まで同地において、第18回 W. H. O. 執行委員会が

開催され、日本からの代表として厚生省山口公衆衛生局長、齊田連絡参事官が出席した。

同日 こどもの日

1954年の第9回国連総会において「世界子供の日 (Universal Children's Day)」の設定に関する決議がなされ各国の適当と考える日を「こどもの日」とすることとなりわが国は1956年より世界子供の日を5月5日と制定された。

本日より11日まで、児童福祉週間とし、各地で種々の行事が開催された。

16日 第10回全国児童福祉大会

児童憲章制定5周年を記念して、16日より3日間、長野市において全国児童福祉大会が開催され、1) 児童は人として尊ばれる 2) 児童は社会の一員として重んぜられる 3) 児童はよい環境の中で育てられる、の児童憲章の趣旨の主題のもとに普及徹底をはかり、全児童の幸福を確保し、児童福祉を強調する運動が全国にわたり展開され、赤ちやんコンクール、精神薄弱児童の作品展示会、各機関協力による広報活動など多彩な行事がおこなわれた。

6 月

19日 第13回精神薄弱児の作品展示会

本日より24日までの5日間、全国精神薄弱児施設に入所している児童の作品展示会を東京都内、三越本店において、工芸品（やきもの、竹細工、木工、金工、ししゅう、ろうけつ染、つづれおり）および絵画（貼絵、版画）などの作品が展示された。

7 月

30日 国際児童福祉連合総会

本日より8月3日まで、西ドイツ、ボン市において、国際児童福祉連合総会が開かれ、わが国からは厚生省高田児童局長が同会に出席した。

同日 1956年度厚生科学研究課題

研 究 課 題	主任研究者	交付額 (円)
* (16) 地域社会の精神衛生管理の方法に関する研究	都立大 磯村 英一	200,000
* (17) 覚醒剤による中毒作用、精神障害及び治療剤に関する研究	都立松沢病院 林 暉	250,000
* (40) 児童相談所の判定指導技術の標準化に関する研究	社事研 谷川 貞夫	270,000
* (41) 児童指導員および保母の受持児童数に関する研究	労化院 相原 葆見	100,000
* (43) 未熟児の生理、養護および疫学に関する研究	日赤産院 久慈 直太郎	100,000
* (48) わが国における貧困階層の分布発生過程および生活構造に関する研究	法大 大内 兵衛	600,000

厚生科学研究課題と研究補助金配分額が決まり、そのなかから精神衛生に関係のある課題を前表にかかげた。

* 印は前年度より継続のものである。

8 月

5日 第8回 国際社会事業会議

本日より10日までドイツ、ミュンヘン市において、国際社会事業会議が開催され、同会議に引続き12日まで執行委員会が開かれ厚生省大崎社会局庶務課長が同会に出席した。

7日 第5回全国保育事業研究会

児童憲章制定5周年記念として、児童の福祉と保育事業の改善と福祉向上をはかる趣旨で厚生省、全社協主催のもとに高知市において、全国大会が開かれた。

10 月

3日 第11回全国民生委員・児童委員大会

本日より5日まで全国民生委員・児童委員大会が小倉市体育館において、社会福祉の進展をはかるため、民生、児童委員の活動に対して、地域住民の参加協力を促進する具体的方策について対議された。

11 月

1日 覚醒剤撲滅運動月間

1956年度を通じ、年間運動として実施された「覚醒剤禍撲滅運動」の実施目標を強調するために、11月を強調月間とし、それぞれの地方、地域において行事が展開された。

9日 映画興行の健全化の申入れ

映画興行の健全化をはかるため、厚生省では、映画審議会の答申にもとづき、映画興行の健全化を推進するために、邦画製作6社、MPEA(メジャー系)10社、外国映画輸入協会、BCFC(英国映画協会)、東和映画、日本興行組合連合会に対し、協力方を申入れた。

11日 全国精神衛生週間

本日より1週間を、一般社会の精神衛生への理解を広めるとともに、精神障害者の教育・医療および保護の徹底をはかるため、全国的に精神衛生普及運動が厚生省、文部省、各都道府県主催で、1) 家庭・学校・地域社会の円満なる生活維持に精神衛生的知識および技術の必要なることを理解せしめる。2) 精薄児・問題児の教育・保護機関の活動とその必要性を広く理解せしめる 3) 精神障害は医学的治療により治るものであることを理解させるとともに早期発見、早期治療

が重要であることを理解させる。これらの目標をもつて、各地で精神衛生の行事が多彩に開かれた。

13日 全国社会福祉事業大会

本日より3日間、全国社会福祉事業大会が、東京都日比谷公会堂にて全社協、厚生省、都主催で盛大におこなわれた。とくに本年は社会福祉事業に大きく寄与した。共同募金運動の10周年記念にあたるのでこれを契機として、公的扶助の適正化、施設の拡張、整備、地域福祉の推進など、社会福祉事業の当面している諸問題について対議された。

19日 全国特殊学級研究協議会

21日までの3日間、東京都品川区浜川中学校、中延小学校において全国特殊学級研究協議会が日本特殊教育連盟主催で開かれた。

20日 全国精神衛生相談所長会議

精神衛生相談所長会議が厚生省で開催された。

21日 全国精神衛生鑑定医会議

精神衛生鑑定医会議が厚生省において開かれた。

22日 第4回 全国精神衛生大会

全国精神衛生大会が、日本精神衛生連盟主催、厚生省後援のもとに、東京都丸の内第一生命ホールで開催された。なお同会において (1) 精神衛生の啓蒙普及 (2) 事業化における精神衛生対策、(3) 精神障害者の医療保護、(4) 精神衛生関係施設の拡充整備、(5) 精神衛生関係職員の養成訓練、(6) 精神薄弱者の保護ならびに職業補導、(7) 精神薄弱児の特殊教育、(8) 覚醒剤等対策、(9) 非行少年犯罪者等の矯正ならびに保護対策、(10) その他の項目について協議がおこなわれた。

23日 第5回手をつなぐ親の全国大会

全国の手をつなぐ親の会が、全国日本精神薄弱児育成会主催のもとに東京において大会が開催された。

34. 精神衛生年表

Chronological Table on Mental Health

年号	アメリカ	その他	日本
1486		(フランス) アルサスにはじめてテンカン患者の病院設立	
1547		(イギリス) Bedlam 癲狂院設立	
1752	ペンシルヴァニア病院に精神病者收容さる		
1776	(独立宣言)		
1789~ 1800			(寛政年間) 永井慈現越後に癲狂院設立
1792		(フランス) PINEL の改革無拘束法の実施	
1874	National Conference of Charities and Covrections 設立		
1879			(明12) BAELZ 博士, 東京大学においてはじめて精神病学を講ず。東京癲狂院(現都立松沢病院)設立
1880		(イギリス) 精神病アフターケア協会 (Society for the Aftercare of the Insane) 設立	
1886			(明19) 榎俣教授, 東京大学において精神病学を開講
1891			(明24) 最初の精神薄弱児收容施設「滝野川学園」設立
1895		(オーストラリヤ) 少年審判所開設	
1896			(明29) 長野市尋常小学校に促進学級「晩熟生学級」特設
1897		(フィンランド) 精神衛生事業	

年号	アメリカ	その他	日本
1899	少年審判所開設	(フランス) TOULOUSE 開放病棟の設立提唱	
1900			(明33) 精神病者監護法公布
1901			(明34) 呉秀三氏、東京大学精神科教授に任ぜられる
1902			(明35) 日本精神神経学会の前身たる日本神経学会の第1回総会(日本連合医学会神経病学および精神病学部)開催さる。日本神経学会の機関誌「神経学雑誌」創刊。 精神病者救済会設立
1904	W. HEALY, Chicago 少年審判所において不良少年の研究を開始		
1905		(フランス) BINET-SIMON 知能検査法発表	
1906	New York の Bellevue 病院精神科にソーシャル・ワーカー一置かる		
1907	Boston で訪問教師(Visiting Teacher)運動開始		(明40) 東京高師附属小学校にはじめて補助学級特設
1908	CLIFFORD W. BEERS 自叙伝出版。 コネチカット州精神衛生協会(Connecticut Society for Mental Hygiene)を組織。 New York, Bellevue 病院に児童クリニック(Children Clinic)開設		
1909	BEERS アメリカ精神衛生委員会(National Committee for Mental Hygiene)を組織。 W. HEALY, Chicago に Juvenile Psychopathic Institute (現在の Illinois Institute for Juvenile Research の前身)を設立		
1914	Simmons 大学社会事業部で精神医学的ソーシャル・ワーカーの専門的養成を開始		
1917	Boston に Judge Baker Guidance Center 設立 M. Richmond の「社会診断」発行		(大6) 国立感化院令公布
1918	B. GLUECK ニューヨーク州 Westceerter 郡に近代的児童クリニックを開設		

年 号	ア メ リ カ	そ の 他	日 本
1919			(大 8) 精神病院法公布
1920		(フランス) TOULOUSE 精神衛生連盟 (La Ligue d'Hygiene Mental) を組織	
1921	THON の指導により Boston Habit Clinic 設立		
1922	連邦財団 (Commonwealth Fund) により模範児童指導クリニック (Demonstration Child Guidance Clinics) 開設さる	(スイス) H. RORSCHACH の「精神診断学」公刊	(大11) 少年法, 矯正院法公布
1926		(ドイツ) BERGER による人間における脳波の発見	(昭元) 日本精神衛生協会発足
1928	アメリカ精神衛生財団 (American Foundation for Mental Hygiene) 設立		(昭 3) 日赤主催精神衛生展覧会開催
1929			(昭 4) 教護法公布
1930		第 1 回国際精神衛生会議 (International Congress on Mental Hygiene) Washington 市で開催	(昭 5) 呉秀三教授同会議の名誉副会頭となり三宅敏一, 植松七九郎両教授出席
1931			(昭 6) 日本精神衛生協会正式成立 雑誌「精神衛生」発刊
1933			(昭 8) 少年教護法公布
1935	H. MURRAY らにより T. A. T. 発表さる		
1936			(昭11) 東京大学脳研究室に「児童研究部」開設。 京橋保健館 (現中央保健所) に「精神衛生相談部」開設 方面委員令公布
1937		Paris で第 2 回国際精神衛生会議開催	
1938			(昭13) 厚生省設置
1940			(昭15) 国民優生法公布

年 号	ア メ リ カ	そ の 他	日 本
1942			(昭17) 少年審判所全国施行
1943	CLIFFORD W. BEERS 死去		(昭18) 精神厚生会成立(精神病者救 治会, 日本精神衛生協会およ び日本精神病院協会合併)
1946	精神衛生法 (National Men- tal Health Act) 公布		(昭21) 生活保護法公布
1947			(昭22) 厚生省に児童局新設 児童福祉法公布 教育基本法公布 フラナガン神父来日
1948		UNESCO および W.H.O.の 協力機関として「世界精神保 健連盟」(World Federation for Mental Health)設立。 London に第3回国際精神保 健会議(International Cong- ress on Mental Health)開 催	(昭23) 優生保護法公布 民生委員法公布 国立国府台病院, 精神衛生セ ンターとして発足 国府台病院にはじめて精神医 学的ソーシャル・ワーカー置 かる。 同病院に児童部開設 4 Hクラブ活動開始
1949	国立精神衛生院 (National Institute of Mental Health) 設立	世界精神保健連盟の機関誌 (Bulletin of the World Fe- deration for Mental Health) 創刊	(昭24) 少年法公布 少年院法公布 犯罪者予防更生法施行 更生保護制度がスタートした
1950	National Committee for Mental HygieneにPsychia- tric Foundation, National Mental Health Foundation) が合併されて精神保健協会 (National Association for Mental Health)結成	Paris に第1回世界精神医学 会議ならびに世界精神保健連 盟第3回年次総会開催	(昭25) 精神衛生法公布 両会議に村松常雄教授出席
1951		Mexico 市に第4回国際精神 保健会議開催	(昭26) 児童憲章制定宣言 社会事業福祉法公布
1952			(昭27) 国立精神衛生研究所開設。 精神衛生会「日本精神衛生会」 と改称。 精神衛生普及会発足 全国精神薄弱児育成会結成
1953			(昭28) W.H.O. (世界保健機構)より わが国精神衛生および国立精 神衛生研究所に対する顧問と してアメリカ Johns Hopkins 大学教授 Dr. PAUL V. LEMKAU 並びにアメリカ精神医学会理 事長 Dr. DANIEL BLAIN 両氏 来朝。 W.H.O. の援助により精神衛 生関係のフェロー4名渡米。 W.H.O. より国立精神衛生研 究所に対し, 図書, 研究器材 等援助。 精神衛生関係10団体により「日 本精神衛生連盟」結成さる。 日本精神衛生連盟主催により 第1回精神衛生全国大会開催

年 号	ア メ リ カ	そ の 他	日 本
1954		カナダ, Toronto市に第5回 国際精神保健会議開催	(昭29) 第1回全国精神衛生相談所長 会議開催。 世界精神衛生連盟会長 Dr. BRANK FREMONT-SMITH, 理事長 Dr. J. R. REES 来朝。 九大中脩三教授等, Toronto の会議に出席 執行猶予者保護観察法施行 覚醒剤取締法改正
1955			(昭30) 内閣に覚醒剤問題対策推進中 央本部の設置
1956			(昭31) 厚生省公衆衛生局に精神衛生 課の設置

あ と が き

高木委員の思いがけない入院・療養、玉井委員の待望の渡米という2つの理由から、途中で私たちが編集の責任を負わざるを得ないことになりました。不慣れな私たちがどうやらここまで責を果すことができたのは、ひとえに研究所員一同の協力の御蔭と思います。ことに今年は研究所開設5周年を迎え、これを記念するいくつかの計画もあったのですが、それは別に5周年記念の小冊子を発行することになったので、そちらに御任せして、一応従来の「精神衛生資料」の範囲で編集しました。

第5号で新しく試みたことは、大項目の英文を付けてみたこと、精神衛生相談所の実態調査を試みたこと、養老施設、迷信・宗教の項を新に設けたことなどです。初めは、せめて図表には英文を入れ、欧米学者との交流に役立たせるつもりでしたが、期日の関係で目的を果せなかったのが残念です。なお、年度はすべて西暦を用いたのも、国際的な役割へ一歩でも近かづこうとする努力にはかなりません。

もともと、こういう大規模な範囲の統計資料を、研究の片手間に集めるのでは、十分な結果は得られないと思います。やはり、専任の職員が絶えず資料を集積し検討して、豊富な資料を駆使してまとめていくというのでなければならぬと思います。乏しい期日と人員と資料では、どうしてもこれだけの多くの項目に対して、適確に答えることができないのではないかと憂慮します。

私どもはこういう条件のなかで、この5年間精神衛生資料を継続してきました。こんど第5号の編集という大任に当面して、はじめてこの仕事の重要性を痛感致しました。今後も是非皆様の御協力を得て、持続的な統計資料の集積を行いたいと思っております。この号に対する御注文やら御批判やらを戴けたら幸いと存じます。

なお、各方面から資料の送付を御希望なさる方が、年々増えており、私どもとして誠に有難いことですが、「精神衛生研究」と同様、当研究所の公的な仕事としての出版でありますため、十分に御希望に沿えないこともありましたことを、御詫びしたいと思います。当分の間、公的機関へはできるだけ送付致しておりますが、個人の御希望に沿えないことがありますので、この点を御了承願いたいと存じます。

最後に次号への御注文や御要望を寄せて下さるよう、重ねて御願い申し上げます。

1957年3月

加	藤	正	明
片	口	安	史
今	田	芳	枝

索引

(第1号~第5号)

精神障害者	号数
精神衛生実態調査	3
精神障害者の生態学的調査	4
千葉県安房郡における精神障害者の生態学的調査	5
精神障害者の出現頻度	1, 2
精神病院入院患者の病名別比率	1, 2
精神病院入院患者数の累年比較	2
精神科患者調査	4
精神身体医学的にみた内科患者	1
内因性精神病の遺伝予後	1
精神分裂病罹患者の結婚および挙率	2
特殊治療法の効果	2
精神病者の転帰	2
神経症と時代的消長	3
昭和27年度精神障害者申請・通報および処理状況	2
昭和28年度精神病院患者統計	3
精神衛生法による医療および保護状況	3, 4, 5
英国における精神薄弱者実態調査	2
英国における精神衛生統計	3
英国における精神衛生行政	3
英国の精神病院関係法規	5
米国における精神病院患者統計	3, 4
精神薄弱児の実態	5
精神薄弱児の処遇	4
精神薄弱児施設収容中の年令超過者の実態調査	3
精神薄弱者の社会的予後	1
小学校における精神衛生	1
ホスピタリズム	4
全国要保護児童調査	2
混血児童実態調査	2
優生保護統計	2, 3, 4, 5
精神衛生に関する諸問題	
麻薬および覚醒剤	1
覚醒剤	2
覚醒剤中毒	4, 5
犯罪発生検挙累年比較	2, 3, 4

戦後における兇悪および粗暴性犯罪の発生推移状況	3, 4
第一次大戦前後におけるドイツ	
オーストリアの犯罪者数	2
犯罪・非行	5
犯罪と精神障害	2
犯罪少年および真犯少年	1
少年犯罪および真犯少年	4
少年犯罪および非行	2
少年犯罪	3
真犯少年	3
少年院新収容者統計	3, 4
米国における少年非行の増加	3
精神衛生相談所の活動状況	5
児童相談所の活動状況	2, 3, 4, 5
児童福祉司の取扱つた児童数	2, 3
不就学児童	1
不就学児童・生徒	4, 5
学令期における不就学者統計	3
長期欠席児童・生徒	3, 4, 5
米国における特殊教育統計	3
自殺	1 ~ 5
離婚	1 ~ 5
家出	2, 4, 5
売春	2, 4, 5
街娼	1
浮浪児および浮浪者	1
老人問題および養老施設	5
迷信および宗教	5
産業における精神衛生	5
世界各国の精神衛生事情	4, 5

施設および職員

精神病院	1 ~ 5
精神科関係職員	1 ~ 5
精神衛生関係職員の養成	2
わが国におけるサイキアトリック・ソーシャル・ワークの現状	4
世界各国における精神病院施設数および精神病床数	3, 5
精神衛生相談所	1 ~ 5
児童相談所	1, 2, 4, 5
児童福祉施設	1 ~ 5

精神薄弱児施設	5
特殊学級および特殊学校	1～5
少年鑑別所および矯正保護施設	1, 2
矯正保護施設	3, 4, 5
更生保護	3, 4, 5
家庭裁判所	3
養老および救護施設	5

附 録

精神衛生関係予算	2, 3, 4, 5
精神衛生関係団体一覧	1～5
学界動向	1～5
精神衛生関係の年間主要記事	1～5
精神衛生年表	1, 4, 5
精神衛生の分野	3 卷末

精神衛生資料

— 第 5 号 —

編集責任者	加藤正明
発行所	国立精神衛生研究所 千葉県市川市国府台町1の2
印刷所	五宝堂印刷株式会社 東京都北区滝野川町3の17 電話王子(91)6105・0967番

(非売品)

